

監 査 事 務 所
検 査 結 果 事 例 集

(令 和 7 事 務 年 度 版)

令 和 7 年 7 月
公認会計士・監査審査会

はじめに

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成 16 年 4 月の発足以降、公益の確保及び投資者保護の観点から、我が国における監査の品質の確保・向上のために監査事務所に対する検査を実施してきた。

審査会検査における指摘事例等については、平成 20 年 2 月に、「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」（平成 24 年から「監査事務所検査結果事例集」と改題）として取りまとめ、それ以降毎年改訂し、公表しているところである。

本事例集は、審査会検査における主要な指摘事例や評価できる取組を具体的に紹介することで、監査事務所による監査の品質の確保・向上に向けた自主的な取組を促し、審査会としての監査の期待水準を提示するとともに、上場会社等の取締役・監査役等や投資者等の市場参加者に対する参考情報の提示を行うことを目的としている。そうした観点も踏まえ、昨年度より「要約版」を作成しており、図表も増やすなど、わかりやすくすることで関係者への普及と理解促進をさらに推進していく。

本事例集については、基本的な構成は前年のものを踏襲しているが、最新の検査事例を追加するとともに、検査で発見された監査上の不備が発生した背景等もできる限り理解しやすいように記載している。

本事例集については、全国の日本公認会計士協会地域会等での説明会や日本監査役協会等の関係機関への講演などを通じて、その内容の具体的な紹介及び意見交換を実施する予定である。

なお、検査制度の概要及び監査事務所の状況等に関しては、「令和 7 年版モニタリングレポート」として公表しているので、併せてご利用いただきたい。

各監査事務所においては、会計監査の信頼性の一層の確保に努めるために、本事例集に掲載されている指摘事例やその発生原因等を参考として、個別監査業務や品質管理システムについて点検していく必要がある。特に中小規模監査事務所においては、本事例集を研修において利用するなど、監査の品質の自主的な改善に有効に活用していただきたい。

（本事例集に対するご意見・ご要望提出先）

公認会計士・監査審査会事務局 審査検査課内 専用アドレス

iiu.cpaob@fsa.go.jp

監査事務所の皆様へ

1. 会計監査の信頼性確保

近年、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）の権限の強化やコーポレートガバナンス・コードの導入等により企業のガバナンス態勢の強化が進められているものの、依然として国内外において不正事案がみられ、不適切な会計処理等の適時開示を行った上場会社も引き続き多く認められている。

こうした状況の中、監査の品質の向上とその信頼性確保に向けた取組は継続的に進められてきており、監査報告書における「監査上の主要な検討事項（KAM）」や「その他の記載内容」に関する監査基準等の改訂、リスク・アプローチに基づく品質管理システムの導入等を内容とする「監査に関する品質管理基準」の改訂、報酬等に関する独立性の強化等を内容とする倫理規則の改正などが行われている。また、上場会社の会計監査人においては、大手監査法人から準大手監査法人及び中小規模監査事務所への交代の動きが継続しており、上場会社の監査の担い手として、より大きな役割を果たしつつある準大手監査法人及び中小規模監査事務所においては、監査の品質の向上が急務となっている。各監査事務所においては、会計監査の信頼性の一層の確保に努めるために、本事例集に掲載されている指摘事例やその発生原因等を参考として、今後も個別監査業務や品質管理システムを点検していく必要がある。

その際には、基準に形式的に準拠しているだけでなく、不正会計等を見抜くような適切な職業的懐疑心を発揮しているか、常に被監査会社の事業上のリスク等を注視して重要な虚偽表示リスクを評価し対応しているかなど、実質的に監査の品質の確保・向上に向けたものとなっているかに留意すべきである。

また、個別監査業務や品質管理システムに不備事項が発見された場合には、当該不備事項の改善にとどまらず、その根本的な発生原因を究明した上で、改善に取り組むことが必要である。

なお、本事例集では監査事務所で実施している施策等のうち、改善の参考になり得る事例を「評価できる取組」として記載しているので、そちらも参考にしていきたい。

2. 組織的な対応

理事長などの監査事務所における最高経営責任者（以下「最高経営責任者」という。）及び品質管理システムの整備・運用に責任を有する者（以下「品質管理担当責任者」という。）が、自らリーダーシップを発揮して、品質管理システムの整備・運用に取り組むことは当然である。品質管理システムの改善は、最高経営責任者及び品質管理担当責任者のみで取り組むべき問題ではなく、監査事務所の社員及び職員も主体的に取り組むべきものであり、このような組織的な改善を通じて、監査業務の品質を重視する風土を醸成していくことが重要である。

なお、監査事務所の組織的な運営に関しては、「監査法人の組織的な運営に関する原則」《監査法人のガバナンス・コード》（平成 29 年 3 月策定）を踏まえ、大手監査法人などを中心に、監査の品質の確保・向上のためのガバナンス態勢の更なる構築・強化に取り組んでいる中、監査法人

のガバナンス・コードの内容が監査法人の規模・特性等に応じた実効性のある規律を求めるものとなるよう、令和5年3月に改訂が行われた。審査会としても、各監査事務所が構築・強化したガバナンス態勢が実効的なものとなっているか引き続き検証を行っていくこととしている。

3. 不備の事実の正確な見極めと原因の究明

根本原因を適切に究明するためには、不備の事実を正確に識別し、直接的な原因を的確に見極めることが前提となる。的確に見極めることができていない場合、根本原因を適切に究明できず、対応策もまた不適切なものとなる。

監査上の重要な事項について適切な監査調書が作成されていないような場合、単に文書化が不十分ということではなく、必要な監査証拠が得られたことを客観的に証明できない状態であることに留意すべきである。監査基準報告書230第7項に規定されている要件を満たした監査調書を作成していない場合には、それを安易に文書化の問題に矮小化せず、必要な監査手続を実施し必要な監査証拠を得られていないことによるものであるのかどうかを慎重に見極め、該当する場合には、更にその原因を究明し、改善に取り組むことが必要である。必要な監査手続が実施されるためには、座学の教育・訓練による監査実施者の能力向上だけでなく、監査の現場における指揮、監督及び監査調書の査閲、監査事務所における審査や定期的な検証等において、日常的に上位者が監査補助者を指導する姿勢が重要である。

4. 規模に応じた問題点への対応

監査事務所の規模は、所属する人員の数が数人から数千人まで様々であり、また、業務管理態勢も異なるため、監査事務所が整備した品質管理態勢が、規模や業務管理態勢に応じた適切なものとなっているか、常に点検することが重要である。

以下に監査事務所の規模別の問題点の特徴を掲げているので、各監査事務所においては、これを参考に、それぞれの規模に応じて適切に対処していただきたい。

〔大手監査法人〕

大手監査法人においては、外部の第三者の知見の活用を含むガバナンス態勢の再構築、法人の各層（経営層、品質管理部門、事業部門、監査チーム）の連携強化、適切な人材育成や人事管理・評価など、より高い監査の品質の確保に向けた改善に組織的に取り組んでいる状況がみられている。

一方で、組織の規模が大きいため、各層間や部門間の意思疎通が必ずしも円滑に行われず、法人としての施策を全ての部門や拠点の末端まで浸透させることの困難さが依然としてある。その対策の一つとして、近年、品質管理態勢を本部だけでなく、より監査の現場に近い事業部門も含めて構築する傾向が認められ、このような取組は一定の効果を上げていると考えられるが、各事業部門における業務の特徴を本部品質管理部門が的確かつ継続的に把握し、事業部門での取組の実効性が確保されるように留意する必要がある。

〔準大手監査法人〕

準大手監査法人においては、法人の品質管理について、組織的な対応を担保するための態勢整備を進めてきてはいるものの、依然として大手監査法人に比べて本部組織が脆弱である。また、品質管理を担う人員が限られていることや、最高経営責任者及び品質管理担当責任者の品質管理に対する意識が必ずしも十分でないことなどから、品質管理態勢が不十分となっている状況もみられる。業容を拡大させている法人においては、新規の監査契約の増加などに対応する監査実施態勢の構築が追いついていないといった問題点もみられる。そのほか、各法人の業務運営の特徴として、監査業務を多数の非常勤職員や監査補助職員に依拠している場合や、特定の地区事務所の品質管理に課題がある場合がみられる。

さらに、大規模上場会社等の監査を担う能力の向上が求められている中で、人的リソースの確保や組織的なサポート体制、海外提携先の有効活用等、国際業務への体制整備が十分でないなどの課題がみられている。

〔中小規模監査事務所〕

中小規模監査事務所においては、最高経営責任者及び品質管理担当責任者に品質管理業務の重要性の認識が不足しており、品質管理業務に対して主体的に取り組んでいないといった問題点がみられることに加え、品質管理システムの整備のための経営資源が不足しているといった問題点が挙げられる。このため、監査の品質を改善する取組において、外部検査等で指摘された不備には対応しているものの、それが形式的、対症療法的である場合が多い。また、これまでに大きな問題は起きていないとして、従前どおりの監査手続を踏襲しているなど、日常的に監査の品質を改善するという姿勢に欠けている状況もみられている。

さらに、一部の中小規模監査事務所においては、業容拡大を優先する中、監査リスクの高い上場会社について、不正リスクを十分に考慮していないにもかかわらず、監査契約の新規の締結に伴うリスク（以下、更新の場合も含め「契約リスク」という。）を適切に評価したと思い込んで監査契約を締結した結果、実施した監査業務におけるリスク評価やリスク対応手続が不十分かつ不適切な事例がみられている。くわえて、外部検査等での指摘の回避を最優先事項とし、監査調書の事後的な改ざん等を行うなど、職業的専門家としての倫理観が欠けている事例がみられている。

取締役、監査役等、投資者等の皆様へ

被監査会社の取締役・監査役等と会計監査人との関係については、会社法や、コーポレートガバナンス・コード等の関連規程等により、整備が進められているところである。一方で、上場会社では、例えば海外グループ会社における不正会計の問題が依然としてみられている。

経営者には財務諸表の作成と内部統制を整備・運用する責任があり、その職務執行は取締役会に監督され、監査役等に監査される必要がある。また、取締役・監査役等は、投資者保護や資本市場の信頼性確保の観点から、財務諸表等に保証を与える会計監査人を評価・選任するとともに、高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保や、会計監査人との連携など、適正な会計監査の確保のために、その責務を果たすことが強く期待されている。

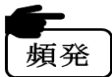
被監査会社の株主など市場参加者にとっても、取締役・監査役等が適切に会計監査人を評価・選任し、適正な会計監査の確保を通じ、企業の適正な財務情報が継続的に開示されることは重要である。

特に、令和3年3月期から監査人が実施した監査の透明性の向上と監査報告書の情報価値を高めることを目的として、監査報告書において「監査上の主要な検討事項（KAM）」の記載が開始されており、監査人と監査役等との連携・コミュニケーションや経営者との議論を更に充実させ、より一層効果的な監査の実施につなげていくことが期待されている。また、令和5年3月に改訂された監査法人のガバナンス・コードにおいて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が、会計監査の品質の向上に向けた取組などについて会計監査人と積極的に意見交換を行い、当該意見交換から得た有益な情報などを組織的な運営の改善に向けて活用されることが期待されている。

このようなことを踏まえ、本事例集では、上場会社等の取締役・監査役等や投資者等に対する監査に関する参考情報の提示という観点から、審査会検査で確認された幅広い指摘事例をできるだけ分かりやすく記載している。そのほか、監査事務所の改善取組などにおいて評価できる取組例も取り入れているので、会計監査人の適切な評価のために、是非参考にしていきたい。

本事例集の利用に際しての留意事項

1. 記載事例について

- (1) 本事例集は、検査で指摘した事例の中から比較的新しいものを中心に編集したものであるが、本事例集に掲載されていない事例について、審査会としてこれを重視していないことを意味するものではない。
- (2) 審査会検査においては、監査上の不備を重要な不備とそれ以外の不備に分類しているが、本事例集では、両者を区別せず、事例集の目的に沿うものを掲載している。
- (3) 掲載した事例は、趣旨を変えない範囲で事実の省略や変更を行っている場合がある。
- (4) 掲載事例数は、大手監査法人、準大手監査法人及び中小規模監査事務所、あるいは、検証項目ごとの検査における指摘数等を反映しているものではない。
- (5) 事例としては記載されなかった不備についても、監査事務所や監査チームとして留意すべき事項や、不備の改善として望まれる監査手続等について、関連する項目の留意点に含めて記載している場合がある。
- (6) 指摘の根拠となる基準等の規定が複数ある場合については、主たる規定を引用している。
- (7) 本事務年度版において新規に採用した事例及び評価できる取組については、文頭に  の印を付している。
- (8) 過年度から継続して指摘されている事例や、複数の監査事務所で指摘されている事例については、文頭に  の印を付している。
- (9) 品質管理基準報告書第1号及び監査基準報告書220について、本事例集を公表する段階では、改正後の基準に基づく不備事例が識別されていない。このため、本事例集に掲載された不備に係る根拠規定である品質管理基準報告書第1号及び監査基準報告書220には「令和4年改正前」と明記するとともに、当該根拠規定に対応すると考えられる改正後の基準を【参考】として記載している。なお、改正後の基準は、あくまで参考情報として記載されるに過ぎず、当該基準の解釈や適用範囲に関する審査会の立場を何ら示すものではない。
- (10) 倫理規則及び倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A(実務ガイダンス)」について、本事例集に掲載された不備のうち、改正前の倫理規則等に基づく不備に係る根拠規定には、「令和4年改正前」「令和5年廃止前」と明記するとともに、日本公認会計士協会から公表されている新旧対応表に基づき、改正前の根拠規定に該当する改正後の倫理規則等を参考情報として記載している。
- (11) 改正後の監査基準報告書315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」及び監査基準報告書540「会計上の見積りの監査」については、令和5年3月決算に係る財務諸表の監査から適用されているため、令和5年3月より前の決算に係る財務諸表の監査に対する審査会検査において識別された不備に係る根拠規定は、令和3年改正前のものとなっている。本事

例集では、改正前の監査基準報告書 315 及び監査基準報告書 540 には「令和 3 年改正前」と記載するとともに、当該根拠規定に対応すると考えられる改正後の基準を【参考】として記載している。なお、改正後の基準は、あくまで参考情報として記載されるに過ぎず、当該基準の解釈や適用範囲に関する審査会の立場を何ら示すものではない。

2. 本事務年度版の主な特徴

- (1) 「Ⅰ. 業務管理態勢編（根本原因の究明）」では、根本原因究明の重要性に鑑み、近時の検査における根本原因の究明及び根本原因の事例を充実させている。
- (2) 「Ⅱ. 品質管理態勢編」については、改訂品質管理基準への対応に資するよう、旧基準により指摘した不備事例の根拠規定に新基準を参考情報として併記する等行っている。
- (3) 循環取引やセキュリティリスクへの対応が喫緊の課題となっていることを踏まえ、「循環取引及びサイバーセキュリティリスクへの対応」を新たなコラムとして掲載している。
- (4) 「求められる対応」や「留意点」に記載されている内容の理解の補助を目的として、図を充実させている。
- (5) 本事例集の「検査結果の概要」や「求められる対応」をまとめた「要約版」については、図表の追加等の見直しを行い、本事例集の概要把握や中小規模監査事務所内の研修資料として活用できるよう改善している。

(用語の定義)

本事例集における用語の定義は以下のとおりである。

- 「法」：公認会計士法
- 「監査事務所」：監査法人、共同事務所又は個人事務所
- 「大手監査法人」：上場会社を概ね 100 社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が 1,000 名以上いる監査法人。有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY 新日本有限責任監査法人及び PwC Japan 有限責任監査法人の 4 法人を指す。
- 「準大手監査法人」：大手監査法人に準ずる規模の監査法人。仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人及び東陽監査法人の 4 法人を指す。
- 「中小規模監査事務所」：大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所
- 「審査会」：公認会計士・監査審査会
- 「協会」：日本公認会計士協会
- 「品質管理レビュー」：日本公認会計士協会が公認会計士法第 46 条の 9 の 2 及び同協会会則第 77 条に基づき実施するレビュー
- 「監査実施者」：監査業務に従事する者をいい、監査責任者及び監査補助者から構成される。
- 「監査責任者」：監査実施の責任者で、監査業務とその実施及び発行する監査報告書に対する責任を負う公認会計士をいう。なお、監査法人においては業務執行社員をいう。
- 「監査補助者」：監査実施者のうち、監査責任者以外の者をいう。
- 「品基報」：品質管理基準報告書
- 「監基報」：監査基準報告書

(掲載事例に係る基準等の一覧)

本事例集に掲載した事例に関連する監査の基準及び実務指針等は、以下のとおりである。

なお、以下に記載された監査の基準及び実務指針等は、原則として令和7年6月末時点で有効な基準等であり、各事例に対応する基準等が改正前の場合はその旨記載している。

また、監査基準報告書 600 については、令和5年改正前の規定を引用している。

- 品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」
- 品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」
- 監査基準報告書 220「監査業務における品質管理」
- 監査基準報告書 230「監査調書」
- 監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」
- 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」
- 監査基準報告書 265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」
- 監査基準報告書 300「監査計画」
- 監査基準報告書 315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」
- 監査基準報告書 320「監査の計画及び実施における重要性」
- 監査基準報告書 330「評価したリスクに対応する監査人の手続」
- 監査基準報告書 402「業務を委託している企業の監査上の考慮事項」
- 監査基準報告書 450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」
- 監査基準報告書 500「監査証拠」
- 監査基準報告書 501「特定項目の監査証拠」
- 監査基準報告書 505「確認」
- 監査基準報告書 520「分析的手続」
- 監査基準報告書 530「監査サンプリング」
- 監査基準報告書 540「会計上の見積りの監査」
- 監査基準報告書 550「関連当事者」
- 監査基準報告書 560「後発事象」
- 監査基準報告書 570「継続企業」
- 監査基準報告書 600「グループ監査」
- 監査基準報告書 610「内部監査人の作業の利用」
- 監査基準報告書 620「専門家の業務の利用」
- 監査基準報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」
- 監査基準報告書 900「監査人の交代」
- 財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」
- 監査・保証基準委員会実務指針第5号「公認会計士業務における情報セキュリティに関する実務指針」

[目次]

はじめに.....	i
監査事務所の皆様へ.....	ii
取締役、監査役等、投資者等の皆様へ.....	v
本事例集の利用に際しての留意事項.....	vi
（用語の定義）.....	viii
（掲載事例に係る基準等の一覧）.....	ix
I. 業務管理態勢編（根本原因の究明）.....	1
1. 業務管理態勢と根本原因の究明.....	3
（１）根本原因の究明の必要性.....	3
（２）根本原因の究明.....	3
（３）根本原因の具体例.....	10
2. 監査法人のガバナンス・コードへの対応.....	16
3. 品質管理基準等の改訂への対応.....	16
II. 品質管理態勢編.....	19
○ 品質管理業務の実施.....	21
[大手監査法人].....	29
1. 業務改善への取組.....	29
2. 品質管理システムの運用.....	31
[準大手監査法人及び中小規模監査事務所].....	37
1. 業務改善への取組.....	37
2. 内部規程の整備・運用及び法令諸基準の遵守等.....	41
（１）内部規程の整備・運用.....	41
（２）法令諸基準の遵守.....	44
（３）情報管理.....	47
3. 職業倫理及び独立性.....	52
4. 監査契約の新規の締結及び更新.....	58
（１）監査契約の新規の締結及び更新に伴うリスクの評価.....	58
（２）監査業務の引継.....	63
5. 採用、教育・訓練、評価及び選任.....	65
（１）採用、教育・訓練.....	65
（２）評価、報酬及び昇進.....	68
（３）選任.....	70
6. 監査調書.....	74
（１）監査調書の作成及び上位者による監督・査閲.....	74
（２）監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存.....	77
7. 監査業務に係る審査.....	80

8. 品質管理システムのモニタリング	85
9. 監査役等との連携	89
(1) 会計監査人と監査役等とのコミュニケーション	89
(2) 不正・違法行為発見時の対応	93
Ⅲ. 個別監査業務編	95
○ 監査業務の実施	97
1. 財務諸表監査における不正	103
(1) 監査チームの討議	107
(2) 不正による重要な虚偽表示リスクの識別と評価	107
(3) 評価した不正による重要な虚偽表示リスクへの対応	110
(4) 経営者による内部統制を無効化するリスクへの対応	113
(5) 監査証拠の評価	116
2. リスク評価及び評価したリスクへの対応	121
(1) 監査計画	124
(2) 企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価	125
(3) 評価したリスクに対応する監査人の手続	126
(4) 業務を委託している企業の監査上の留意事項	129
(5) 監査の過程で識別した虚偽表示の評価	130
(6) 情報システムに起因する重要な虚偽表示リスクの識別と評価及び評価したリスクに対応する監査人の手続	131
3. 監査証拠	133
(1) 監査証拠に共通する事項	135
(2) 確認	137
(3) 分析的実証手続	139
(4) 監査サンプリング及び特定項目抽出による試査	140
(5) 関連当事者	141
(6) 継続企業の前提	143
(7) 後発事象	144
4. 会計上の見積りの監査	145
(1) 固定資産の減損	147
(2) のれん及び識別可能無形資産の評価	153
(3) 繰延税金資産の回収可能性	155
(4) 棚卸資産の評価	158
(5) 債権の評価	159
(6) 関係会社株式の評価	161
(7) 資産除去債務	162
(8) その他	164
5. グループ監査	166
6. 専門家の業務の利用	178

7. 財務報告に係る内部統制の監査.....	180
(1) 内部統制の評価範囲の検討.....	181
(2) 内部統制の評価の検討方法.....	182
(3) 不備の程度の評価.....	185
(4) 内部監査人の作業の利用.....	186
(5) 内部統制報告書の検討.....	187
8. 監査上の主要な検討事項 (KAM)	189
IV. その他.....	192
○ 検査結果の通知.....	194

[コラム目次]

報酬依存度に係るセーフガード	57
循環取引及びサイバーセキュリティリスクへの対応	119
監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」	176
財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」の改正	188

I . 業務管理態勢編（根本原因の究明）

1. 業務管理態勢と根本原因の究明

(1) 根本原因の究明の必要性

審査会の検査において、品質管理レビューや定期的な検証等により発見された不備事項に対し、その発生原因の究明を十分に行わずに形式的な改善策を実施している監査事務所が少なからずみられる。

検査等で発見された不備は、検証した範囲において発見されたものであり、発見された不備と根本原因を同じくする未発見の不備が監査事務所内に存在する可能性が高い。また、不備発生の根本原因を考慮せず直接的な原因のみを考慮して改善策を実施したとしても、その効果は一時的なものとなり同様の不備が再発する可能性が高い。その場合、監査事務所全体としての品質管理システムの改善は実効性のないもの又は不十分なものとなり、本質的な改善にはつながらず、監査事務所における監査の品質の向上が図られない。

それどころか、例えば、発見された不備に対して安易にチェックリストの項目を追加するなどの対症療法的で形式的な改善策をとると、監査実施者にとっては実効性のない作業がいたずらに増え、かえって効果的・効率的な監査業務の妨げとなる。

したがって、各監査事務所においては、不備の根本原因の究明の重要性を認識し、本質的な監査の品質の向上に努める必要がある。

近年、大手監査法人においては、外部の検査等や定期的な検証により識別された個別監査業務に係る不備について、不備の内容を周知するだけでなく、不備の根本原因の究明を監査事務所の品質管理態勢の一環として実施している。

例えば、品質管理部門等が主体となり、不備が識別された監査チームへのインタビューやアンケート等によって不備発生の直接的な原因を詳細に分析した上で、それらの根本原因が法人の業務管理態勢や品質管理態勢に存在していないかを検討し、改善策に反映させるようにしている。

(2) 根本原因の究明

根本原因の究明においては、まず、前提となる不備発生の直接的な原因を的確に把握することが重要である。その際、直接的な原因を行為者の知識や意識、経験だけに帰するのではなく、監査チームや被監査会社の状況等も十分に理解した上で把握する必要がある。

直接的な原因には個々の不備に対して識別される「固有の原因」と、複数の不備に共通する「共通原因」があり、共通原因が生じた原因を更に検討することで根本原因の究明につながることが多い。

過去の検査においては、この根本原因はトップの意識や経営方針、風土・文化といった業務管理態勢に係るものであることが多い。そのため、業務管理態勢の実効性には、特に留意する必要がある。なお、品質管理担当責任者の意識など品質管理態勢に係るものが根本原因となることもある。（【図1】参照）

[illegible]

以下は、審査会検査において不備の直接的な原因を分析した結果、業務管理態勢や品質管理態勢に根本原因が認められた、根本原因の究明の事例である。

【事例 1】

これらの不備の直接的な原因には、業務執行社員及び監査補助者が、収益認識会計基準の適用状況や重要な会計上の見積りに関する監査の実施に際し、被監査会社が採用した会計処理について、被監査会社から入手した情報との整合性を批判的に検討する意識が不足していることがあった。また、品質管理本部は、収益認識会計基準の適用状況や重要な会計上の見積りに関する監査の実施において、監査チームが被監査会社から入手した情報を踏まえて批判的な検討を行うための施策を十分に実施できていないことや、審査担当社員及び定期的な検証の担当者が監査チームの実施した監査手続を批判的に検証するための施策を十分に実施できていないという品質管理態勢の不備の共通原因が認められた。

4

上・監査上の論点に関する対応を主体的に行い、十分かつ適切な監査証拠を入手するものと考えていたことに加え、監査業務のリスクに応じて審査担当社員を選任する制度や定期的な検証のために事前準備期間を確保する取組等を実施することで、全ての審査担当社員及び定期的な検証の担当者が深度ある検証を行う意識を高めるものと考えていたという根本原因が認められた。

【事例2】

当監査法人においては、検証対象とした個別監査業務の一部に、重要な不備を含む複数の不備が認められた。

これらの不備の直接的な原因には、業務執行社員及び監査補助者が、会計上の見積りに関する会計処理の適時性について、経営者の主張に対する批判的な検討を十分に実施していないことや、重要な虚偽表示リスクが相対的に低いと判断した領域について、リスクの水準に適合した監査手続が実施されているか検討する必要性を十分に認識していなかったことがあった。また、監査の品質の改善施策を主導する品質管理本部は、リスクが生じている監査チームに対する組織的なサポートに当たり、改善施策の実施者である各監査事業部の品質管理担当社員に実施すべき手続の範囲や水準を明示していないほか、監査現場において改善効果を発揮しているかを十分に確認していないなど、品質管理本部及び改善施策の実施者間での十分な連携が実施されないままとなっていたという品質管理態勢の不備の共通原因が認められた。

このような状況を踏まえ、更に根本原因を追究した結果、経営執行部は、品質管理本部と改善施策の実施者とが、改善施策の本来の趣旨・目的に沿った運用及び監査現場での改善効果の発揮に向けて、緊密に連携しているかを確認する必要性を十分に認識していなかったという根本原因が認められた。

【事例3】

当監査法人においては、検証対象とした個別監査業務の一部に、重要な不備を含む複数の不備が認められた。

これらの不備の直接的な原因には、業務執行社員及び監査補助者が、重要な虚偽表示リスクが相対的に低いものと判断した監査領域について、企業環境の変化を踏まえたリスク評価の見直しを行う意識が不足していたことに加え、評価したリスクに適切に対応した監査手続が実施されているかを検討する意識が不足していたことにあった。また、品質管理本部は、監査事業部に対し、被監査会社の企業環境の理解を通じたリスク評価が適切に行われ、当該リスクに対応するリスク対応手続が確実に実施されているかを確認するよう十分に指示しなかったという品質管理態勢の不備の共通原因が認められた。

このような状況を踏まえ、更に根本原因を追究した結果、最高経営責任者を含む経営執行部は、監査の品質の改善施策を構築したことにより、監査チームが被監査会社の企業環境の理解を通じた適切なリスク評価を行った上で、当該リスクに対応するリスク対応手続を適切に実施するものと考えており、その実施状況について品質管理本部等を通じて監査

事業部に確認させる必要性を十分に認識していなかったという根本原因が認められた。

[準大手監査法人]

【事例１】

当監査法人においては、検証対象とした個別監査業務の一部に、重要な不備を含む複数の不備が認められた。

これらの不備の直接的な原因には、監査における前年踏襲の意識や経営者の主張を批判的に検討する職業的懐疑心の不足などにあった。また、品質管理担当部門の人員や関与度合いが監査業務の拡大に比較して十分でないことから不備を検出・是正できていないことを、品質管理担当責任者が認識していない、といった品質管理態勢に係る不備の共通原因が認められた。

このような状況を踏まえ、更に根本原因を追究した結果、最高経営責任者は、業容を拡大させている中、本部組織が人員配置の十分性を検討できていない状況を把握しておらず、本部組織の機能強化や品質管理態勢の改善は、本部の各責任者に任せておけば適切に実施されると考えているなど、品質管理態勢の十分性や実効性を自ら検証する意識が不足しているという根本原因が認められた。

また、最高経営責任者及び本部の各責任者は、業務執行社員自らの責任において業務を遂行する意識や監査実施者全体のスキルの底上げが不十分であるにもかかわらず、監査現場における品質管理に係る施策の浸透状況や実効性を検証するための十分な態勢を構築していないといった根本原因も認められた。

【事例２】

当監査法人においては、検証対象とした全ての個別監査業務に、重要な不備を含む広範かつ多数の不備が認められた。

これらの不備の直接的な原因は、業務執行社員及び監査補助者が、監査の基準及び現行の監査の基準が求める手続の水準を十分に理解していないことに加え、会計上の見積りの監査に際し経営者が使用した重要な仮定を十分に理解しておらず、重要な仮定に係る経営者の主張を批判的に検討していないなど、職業的懐疑心を十分に発揮していないというものであった。また、品質管理本部は、研修等を通じて品質管理の方針及び手続並びに品質管理上の施策について周知さえすれば、監査チームが適切に対応するものと思い込んでおり、当該方針等の浸透状況や実効性を把握・検証し、その結果を踏まえて当該方針等の見直しの要否を検討する意識が不足していることに加え、各社員は、監査調書の査閲、監査業務に係る審査、定期的な検証等の実施に際し、自らが所属する監査チームや他の監査チームが実施した監査手続を批判的に検討する姿勢に欠けており、法人全体の監査の品質の維持・向上に向けて、社員の職責を適切に果たしていないといった品質管理態勢の不備の共通原因が認められた。

このような状況を踏まえ、更に根本原因を追究した結果、最高経営責任者をはじめとす

る経営執行部は、法人の品質管理を含む業務運営において、職業倫理や内部規程等を遵守する意識を十分に保持していないなど、監査の品質を重視する風土の醸成や、実効的かつ組織的な業務管理態勢の構築に向けた意識が不足していることに加え、監査実施者の恒常的な不足やスキルの底上げの必要性を認識しながら、社員及び職員の常勤化の早期実現に注力するあまり、法人全体の適切な監査の品質の確保に向けた取組を自ら実践する意識が不足しているといった根本原因が認められた。

さらに、最高経営責任者を含む各社員は、自らを含む監査実施者において、監査の基準及び現行の監査の基準が求める手順の水準の理解が不足している状況や、会計上の見積りの監査における経営者の主張等を批判的に検討する姿勢が不足している状況を的確に把握していないといった根本原因も認められた。

【事例3】

当監査法人においては、検証対象とした全ての個別監査業務に複数の不備が認められ、そのうち、特定の地区事務所の個別監査業務に重要な不備を含む多数の不備が認められた。

これらの個別監査業務の不備は、業務執行社員及び監査補助者が、不正リスクへの対応及び会計上の見積りの監査について、職業的懐疑心が不足しているなど、現行の監査の基準が求める水準を理解していないことや、前年度の監査手順を踏襲すれば十分だと思い込み、リスク評価やリスク対応手順を每期見直すという意識が不足しているといった個別監査業務の不備の共通原因によるものであった。また、特定の地区事務所の個別監査業務の不備は、一部の業務執行社員が、主査を兼務する他の業務執行社員により適切に監査手順が実施されていると思い込み、監査チームへの指示・監督及び深度のある査閲を行う意識が不足しているといった個別監査業務の不備の共通原因によるものであった。

さらに、これらの個別監査業務の不備の共通原因は、品質管理担当責任者が、改善施策の監査現場への浸透は、監査事業本部の主導によるべきであると考えたため、品質管理部門と監査事業本部の連携の必要性について、積極的に働きかける意識が不足しているといった品質管理態勢の不備の共通原因によるものであった。くわえて、特定の地区事務所における個別監査業務の不備の共通原因は、監査事業本部の責任者が、業務執行社員を適切に指名すれば、地区事務所において適切に監査チームが組成されると思い込み、監査事業本部としてのサポートの必要性について意識が不足しているといった、品質管理態勢の不備の共通原因によるものであった。

このような状況を踏まえ、更に根本原因を追究した結果、最高経営責任者が、監査の品質の改善施策の立案や実施に当たり、強いリーダーシップの発揮を避け、品質管理部門や監査事業本部の自主性を重視したため、改善を迅速に進める意識が不足していたことに加え、経営執行部においても、品質管理部門や監査事業本部の自主性を尊重し、両部間の強い連携の必要性についての認識が不足しているといった根本原因が認められた。また、経営執行部は、一部の地区事務所の監査の品質に関して問題意識を有していたものの、地区事務所が自主的に改善を図ることができると考えたため、地区事務所に対し積極的にサポートを行う意識が不足しているといった根本原因も認められた。

[中小規模監査事務所]

【事例１】

当監査事務所においては、品質管理態勢に不備が認められたほか、検証対象とした個別監査業務においても重要な不備を含む多数の不備が認められた。

個別監査業務の不備は、業務執行社員及び監査補助者が不正リスクの評価・対応、会計上の見積りの監査等について、現行の監査の基準が求める手続の水準の理解不足や、業務執行社員が監査補助者を過度に信頼していることから、監査補助者が適切に業務を実施していると思込み、監査調書の深度ある査閲を実施しなかったといった共通原因によるものであった。また、個別監査業務の不備の共通原因は、最高経営責任者及び品質管理担当責任者が、品質管理レビューや日常的監視活動（定期的な検証を含む。）での指摘事項に関し、同様の不備の発生防止のために根本原因分析を実施しておらず、改善措置の実施に対する意識が不足していることや、現行の監査の基準が求める手続の水準に対する理解が監査補助者に不足していることを認識していないといった品質管理態勢の不備の共通原因によるものであった。

このような状況を踏まえ、更に根本原因を追究した結果、最高経営責任者及び品質管理担当責任者は、過去の品質管理レビュー等において、重大な指摘を受けていないことをもって、監査の品質に問題はないとの思い込みから監査の品質の維持・向上に向けた意識が希薄となっており、品質管理態勢を形式的に構築しさえすれば、監査の品質の改善はおのずと図られると思込んでいたことから、監査の品質の改善に向けてのリーダーシップを発揮していないといった根本原因が認められた。

【事例２】

当監査法人においては、検証対象とした個別監査業務において、重要な不備を含む広範かつ多数の不備が認められた。

個別監査業務の不備には、業務執行社員及び監査補助者において、会計基準、監査の基準及び監査の基準が求める手続の水準についての理解が不足していることや、会計上の見積りの監査に際し経営者が使用した仮定を批判的に検討しておらず、職業的懐疑心が不足しているなどの共通原因があった。また、個別監査業務の不備の共通原因は、最高経営責任者を含む社員において、監査補助者や監査チームが実施した監査手続の深度ある検討等を通じて、適切な監査の品質の確保を図るという意識が共有されていないなど、適切な監査の品質の確保に向けた組織風土が醸成されておらず、さらに、最高経営責任者及び品質管理担当責任者は、品質管理レビュー等における指摘事項に対する改善施策の浸透状況や実効性を検証する必要性を十分に認識しておらず、当該検証に係る施策を立案・実施していないといった品質管理態勢に係る不備の共通原因によるものであった。

このような状況を踏まえ、更に根本原因を追究した結果、最高経営責任者は、自ら率先して監査の品質の改善に取り組む意識が不足しており、適切な監査の品質を確保するため

の実効的かつ組織的な業務管理態勢及び品質管理態勢の構築に向けてリーダーシップを発揮していない。また、最高経営責任者及び品質管理担当責任者は、法人の監査業務について、豊富な実務経験を有する社員や大手監査法人での勤務経験を有する専門職員が実施している以上、適正な水準の監査の品質が確保されているものと思いついており、法人全体の監査の品質の水準を的確に把握できていないといった根本原因が認められた。

【事例3】

当監査事務所は、小規模であるにもかかわらず、設立以来、監査事業部を二つの部により構成し、各部の監査業務、財務及び人事を独立して管理しており、各部の独立性を優先する組織風土が醸成されている。また、常勤の監査実施者は社員のみであり、監査補助者は、全て非常勤職員である公認会計士となっている。

こうした状況の中、当監査事務所においては、品質管理態勢に重要な不備を含む複数の不備が認められ、また、検証対象とした個別監査業務においても重要な不備を含む多数の不備が認められた。

個別監査業務の不備は、業務執行社員及び監査補助者が、監査の基準が求める水準を十分に理解しておらず、経営者の主張を批判的に検討するなどの職業的懐疑心が不足していることや、非常勤職員である監査補助者に、法人への帰属意識や監査の品質の維持及び向上に対する意識が不足しているといった共通原因によるものであった。また、個別監査業務の不備の共通原因は、最高経営責任者及び品質管理担当責任者が、品質管理レビュー等での指摘事項に対して、同種の不備の発生を防止するために必要な原因分析の深度や方法を十分に理解していないことや、業務執行社員及び監査補助者には、豊富な実務経験があることから、十分な能力を有していると考え、過度に信頼しているといった品質管理態勢の不備の共通原因によるものであった。

このような状況を踏まえ、更に根本原因を追究した結果、最高経営責任者及び品質管理担当責任者は、自らを含む全ての監査実施者に現行の監査の基準の趣旨に対する理解や、基準が求めている品質管理や監査手続の水準に対する理解が不足していることを認識していないことに加え、過去の品質管理レビュー等において、重大な指摘を受けていないことなどから、設立以来継続している現行の組織体制で問題ないと考え、監査事業部の統合などの一体的な業務運営の必要性や、常勤の監査補助者の充実などの組織的な監査実施態勢の構築の必要性を認識していないといった根本原因が認められた。

上記に掲げた事例のとおり、不備の根本原因は、業務管理態勢や品質管理態勢にあることが多く、不備を解消するためには、これらの根本原因を解消することが必要である。

現在、監査法人のガバナンス・コードを踏まえて組織的運営の整備・強化に取り組んでいるところであるが、その実効性に十分留意して、監査の品質の確保・向上に資するものとなるよう努めるべきである。

（３）根本原因の具体例

以下の事例は、上記「（２）根本原因の究明」に示した根本原因の究明の事例も含め、検査において特定された根本原因の具体例である。

不備の改善に当たっては、これらの具体例を参考にしつつ、監査事務所の業務管理態勢に係る問題など、根本的な問題点を改善し、本質的な監査の品質の維持・向上に取り組む必要がある。

〔大手監査法人〕

大手監査法人では、品質管理態勢は整備されているものの、その運用の実効性が課題である。

大手監査法人は数千人規模の人員が所属していることから、通常、地方事務所を含め、数百人からなる複数の事業部等を設けて運営されているという特徴を有している。

このような状況において、組織の末端まで品質管理の水準を向上させるためには、品質管理態勢の形式（組織・手続）を整備するのみならず、最高経営責任者をはじめとした経営層が強いリーダーシップを発揮するとともに、監査の現場に近い各事業部等と連携し、施策を個々の監査チームにまで浸透させることが必要である。

大手監査法人では、近年において、品質改善の取組を持続的なものとするため、品質管理態勢を本部だけでなく、より監査の現場に近い事業部も含めて構築する傾向がみられており、事業部における監査の品質の改善、監査チームへの浸透の役割が増している。

しかしながら、監査の品質の改善のための取組において、事業部の主体性を優先するとして、経営層及び品質管理部門が事業部に任せきりにしている状況や経営層及び品質管理部門と事業部とのコミュニケーションが十分に行われていない状況もみられている。この結果、事業部の実態把握が十分になされていない、改善策が適切に実施されているかどうかについて十分な検証がされていないといった問題が生じている場合があるため、経営層及び品質管理部門は、事業部における取組の状況を適切に把握し、改善策の浸透状況や実効性を十分に確認する必要がある。

これまでの審査会検査において確認された、大手監査法人における不備の根本原因の具体的な例として、以下のようなものがある。

- 経営執行部は、監査の品質の改善施策を導入・実施することで、全ての監査チームが、重点領域を含む全ての監査領域において、会計上・監査上の論点に関する品質管理本部への相談等の対応を主体的に行い、十分かつ適切な監査証拠を入手するものと考えていた。また、監査業務のリスクに応じて審査担当社員を選任する制度や、定期的な検証のために事前準備期間を確保する取組等を実施することで、全ての審査担当社員及び定期的な検証の担当者が深度ある検証を行う意識を高めると考えていた。（この例の根本原因の究明については、４ページの〔大手監査法人〕【事例１】も併せて参照のこと）

- 経営執行部は、前回審査会検査での指摘事項に対する根本原因分析の結果を踏まえた改善施策を主導する品質管理本部と監査事業部の品質管理担当社員とが、当該改善施策の本来の趣旨・目的に沿った運用及び監査現場での改善効果の発揮に向けて、緊密に連携しているかを確認する必要性を十分に認識していなかった。（この例の根本原因の究明については、5ページの〔大手監査法人〕【事例2】も併せて参照のこと）
- 最高経営責任者を含む経営執行部は、監査の品質の改善施策を構築したことにより、監査チームが被監査会社の企業環境の理解を通じた適切なリスク評価を行った上で、当該リスクに対応するリスク対応手続を適切に実施すると考えており、その実施状況について、品質管理本部等を通じて監査事業部に確認させる必要性を十分に認識していなかった。（この例の根本原因の究明については、5ページの〔大手監査法人〕【事例3】も併せて参照のこと）
- 経営執行部は、特に重要な領域（特別な検討を必要とするリスクを識別した領域等）以外の重要な領域におけるリスク対応手続の適切な実施の周知等を行うことにより、当該重要な領域における監査上の対応は改善されるものと考えていた。
- 経営執行部及び品質管理本部は、全ての業務執行社員及び監査補助者が、公認会計士登録制度の意義や重要性を十分に理解しており、法人の外部に提出する資料に公認会計士資格や資格別の人数及び従事時間を記載する際には、適切な確認・集計等を実施しているものと考えていた。

〔準大手監査法人〕

準大手監査法人をみると、各法人において、品質管理態勢の整備を進めていることが認められるものの、本部機能の強化が十分でない状況がみられる。また、法人トップの品質管理に係る認識が業容拡大のスピードに追いついていない状況や、監査業務を多数の非常勤職員や監査補助職員に依拠している状況、特定の地区事務所の品質管理に課題がある状況もみられている。一方で、各法人は、その経緯や規模により業務管理態勢が相違し、問題の根本原因はそれぞれに異なる。

したがって、各法人においては、その経緯や業務管理態勢などを十分に踏まえた上で根本原因を追究し、実効的な改善に取り組む必要がある。

これまでの審査会検査において確認された、準大手監査法人における不備の根本原因の具体的な例として、以下のようなものがある。

- 最高経営責任者は、業容を拡大させている中、本部組織が人員配置の十分性を検討できていない状況を把握しておらず、本部組織の機能強化や品質管理態勢の改善について、本部の各責任者に任せておけば適切に実施され则认为しているなど、品質管理態勢の十分性や実効性を検証する意識が不足している。また、最高経営責任者及び本部の各責任者は、業務執行社員自らの責任において業務を遂行する意識や監査実施者全体のスキルの底上げ

が不十分であるにもかかわらず、監査現場における品質管理に係る施策の浸透状況や実効性を検証するための十分な態勢を構築していない。（この例の根本原因の究明については、6 ページの〔準大手監査法人〕【事例 1】も併せて参照のこと）

- 最高経営責任者をはじめとする経営執行部は、法人の品質管理を含む業務運営において、職業倫理や内部規程等を遵守する意識を十分に保持していないなど、監査の品質を重視する風土の醸成や、実効的かつ組織的な業務管理態勢の構築に向けた意識が不足していることに加え、監査実施者の恒常的な不足やスキルの底上げの必要性を認識しながら、社員及び職員の常勤化の早期実現に注力する余り、法人全体の適切な監査の品質の確保に向けた取組を自ら実践する意識が不足している。

さらに、最高経営責任者を含む各社員は、自らを含む監査実施者において、監査の基準及び現行の監査の基準が求める手続の水準の理解が不足している状況や、会計上の見積りの監査における経営者の主張等を批判的に検討する姿勢が不足している状況を的確に把握していない。（この例の根本原因の究明については、6 ページの〔準大手監査法人〕【事例 2】も併せて参照のこと）

- 最高経営責任者は、監査の品質の改善施策の立案や実施に当たって、監査の品質の維持・向上を担う人材の育成を図る必要性を重視するとともに、代表就任時より、過度に強いリーダーシップの発揮を避け、品質管理部門や監査事業本部が自主的に活動することも重視していたため、改善を迅速に進める意識が不足していた。

また、経営執行部においても、経営執行会議等におけるディスカッションを通じて課題の整理と共有を行うことで、品質管理部門と監査事業本部の連携がとれていると考え、監査の品質の改善を進めるに当たり、各部の自主性を尊重したため、両部間の強い連携の必要性についての認識が不足していた。さらに、経営執行部は、一部の地区事務所の監査の品質に関して問題意識を有していたものの、地区事務所が自主的に改善を図ることができると考えたため、改善に必要な人材を手配するなど、地区事務所に対し積極的にサポートを行う意識が不足していた。（この例の根本原因の究明については、7 ページの〔準大手監査法人〕【事例 3】も併せて参照のこと）

- 経営執行部は、専門要員の監査業務の割当ての変更、業務執行社員等の関与割合に対するモニタリングの導入、監査補助職員の増員等の実施により、人的及び時間的なリソースに係る問題は解消したものだと思い込んでいる。
- 最高経営責任者を含む経営執行部は、自ら率先して監査の品質の維持・向上に真摯に取り組む意識が不足しており、法人全体における監査の品質の適正な水準の確保に向けてリーダーシップを発揮していない。また、外部検査等で指摘された不備事項に対する改善措置を実施した結果、品質管理上の重要な問題が検出されなかったことから、専門要員における監査の基準等に対する理解不足は既に解消され、法人の監査の品質は適正な水準に改善されたものだと思い込んでおり、法人全体における監査の品質の水準を未だ的確に把握していない。

[中小規模監査事務所]

中小規模監査事務所は、その規模や成り立ちが様々であり、品質管理態勢の整備・運用の水準も事務所によって異なる。しかし、組織が比較的小さく、品質管理などにおいて組織的に監査チームの支援を行うことが難しいことは共通しており、業務の運営や品質管理の水準は、最高経営責任者も含め、その監査事務所に所属する個人の力量や所属する個人と事務所の関係に大きく影響される場合が多い。

最高経営責任者の品質管理に対する認識や関与度合いの低さが、事務所全体の品質管理の風土に影響を与えている場合が少なくないため、最高経営責任者が品質管理においてリーダーシップを発揮することが重要である。また、合併等により監査事務所の経営環境に重要な変化が生じた場合、最高経営責任者はリーダーシップを十分に発揮し、監査事務所の品質管理態勢をその変化に合わせて適切に整備する責任があることにも留意すべきである。

これまでの審査会検査において確認された、中小規模監査事務所における不備の根本原因の具体的な例として、以下のようなものがある。近時の検査では、「最高経営責任者による品質向上に向けたリーダーシップの発揮不足」や「法人全体の監査の品質の水準を的確に把握できていないこと」を根本原因として指摘される事例が見受けられる。

- 最高経営責任者及び品質管理担当責任者は、過去の品質管理レビュー等で重大な指摘を受けていないことを理由に、監査の品質に問題はないとの思い込みから監査の品質の維持・向上に向けた意識が希薄となっており、品質管理態勢を形式的に構築しさえすれば監査の品質の改善はおのずと図られると思いついていたことから、監査の品質の改善に向けてのリーダーシップを発揮していない。（この例の根本原因の究明については、8ページの[中小規模監査事務所]【事例1】も併せて参照のこと）
- 最高経営責任者は、自ら率先して監査の品質の改善に取り組む意識が不足しており、適切な監査の品質を確保するための実効的かつ組織的な業務管理態勢及び品質管理態勢の構築に向けてリーダーシップを発揮していない。さらに、最高経営責任者及び品質管理担当責任者は、法人の監査業務について、豊富な実務経験を有する社員や大手監査法人での勤務経験を有する専門職員が実施している以上、適正な水準の監査の品質が確保されているものと思いついており、法人全体の監査の品質の水準を的確に把握できていない。（この例の根本原因の究明については、8ページの[中小規模監査事務所]【事例2】も併せて参照のこと）
- 最高経営責任者及び品質管理担当責任者は、職業的専門家としての倫理感が欠けており、法人内において、外部検査等での指摘の回避を最優先事項とし、職業的専門家としての誠実性・信用保持を軽視する風土が形成され、まん延する状況を助長・放置している。このため、業務執行社員が、監査報告書日後の追加的な監査手続の実施、監査調書の事後的な作成や改ざん等を指示し、監査補助者が当該指示を躊躇なく実行するなど、社員及び職員において、法令、監査の基準、倫理規則等を遵守して業務を遂行する意識が保持されていない。



- 当監査事務所は、小規模であるにもかかわらず、設立以来、監査事業部を二つの部により構成し、各部の監査業務、財務及び人事を独立して管理しており、各部の独立性を優先する組織風土が醸成されている。また、常勤の監査実施者は社員のみであり、監査補助者は、全て実質的な非常勤職員である公認会計士となっている。

このような状況において、最高経営責任者及び品質管理担当責任者は、自らを含む全ての監査実施者に現行の監査の基準の趣旨に対する理解や、基準が求めている品質管理や監査手続の水準に対する理解が不足していることを認識していないことに加え、過去の品質管理レビュー等において、重大な指摘を受けていないことなどから、設立以来継続している現行の組織体制で問題ないと考え、監査事業部の統合などの一体的な業務運営の必要性や常勤の監査補助者の充実などの組織的な監査実施態勢の構築の必要性を認識していない。

（この例の根本原因の究明については、9ページの[中小規模監査事務所]【事例3】も併せて参照のこと）

- 最高経営責任者を含む各社員は、他の社員が実施した個別監査業務の品質を批判的に検討する姿勢に欠けるなど、法人全体の監査の品質を改善・向上する意識が不足している。また、最高経営責任者を含む各社員は、関係会社等を通じて非監査業務を広範に展開している中、個別監査業務の実施に際し、監査の品質を重視する意識が希薄なものとなっている。
- 最高経営責任者及び品質管理担当責任者は、各個別監査業務の監査の品質の維持・向上に向けて、自らリーダーシップを発揮していない。また、最高経営責任者及び品質管理担当責任者は、現行の監査の基準に対する理解や、当該基準が求めている品質管理及び監査手続の水準に対する理解が、自らを含む監査実施者に不足していることを認識していない。
- 最高経営責任者は、職業倫理の遵守を重視する組織風土を醸成できておらず、当監査法人の社員及び職員は、職業的専門家としての誠実性・信用保持の重要性に対する認識が著しく不足している。また、最高経営責任者及び品質管理担当責任者は、大手監査法人で勤務経験がある公認会計士の採用や、当監査法人が受講を求めている研修等を通じて、現行の監査の基準が求める手続の水準に対する理解が、法人内部で十分に浸透しているものと思い込んでいる。
- 当監査事務所は、金融庁から発出された業務改善命令（業務管理体制の改善）や、協会の品質管理レビューで複数回の改善勧告を受けて、業務改善に取り組んでいる。

このような状況の中、当監査事務所では、各社員の個人事務所等における非監査業務への従事割合が高く、当監査事務所の監査の品質の維持・向上に向けた意識が希薄なものとなっていることから、上記の改善勧告等を法人の業務運営の根幹に関わる問題として認識していない。また、最高経営責任者及び品質管理担当責任者は、監査の品質の改善に向けてリーダーシップを発揮していないなど、品質管理のシステムを有効に機能させる態勢を構築する意識が欠如している。さらに、当監査事務所の各社員は、自らが関与していない個別監査業務における品質の改善状況を監視する必要性を認識していないなど、法人の業務運営に対する社員としての自覚も欠けている。このように、当監査事務所においては、社員同士が互いに牽制し、監査の品質の維持・向上を図る組織風土が醸成されておらず、

組織的監査を実施できる態勢となっていない。

- 当監査事務所は、近年合併を行っているが、最高経営責任者は、人事評価、報酬、監査チームの編成等に関し、一体的な法人運営を行う必要があるとしているにもかかわらず、早期に実現させる重要性を認識していない。また、当監査事務所の社員は、特定の上場被監査会社の監査業務に長期間従事する中で、被監査会社が置かれている企業環境等に照らして、監査リスクを慎重に見極める姿勢が不足している。
- 最高経営責任者は、法人運営について、最高経営責任者、審査担当責任者及び品質管理担当責任者で重要な審議事項等を検討すれば、他の社員に対して当該審議事項等の情報を共有する必要はないと考えており、各社員が協働して監査の品質の維持・向上を図るという組織風土の醸成に努めておらず、組織的監査が実施できる態勢を構築していない。
- 当監査事務所は、他の監査事務所での監査経験のない少数の社員及び職員により構成されており、法人設立以来の運営態勢を踏襲している。また、長年にわたって数社の上場会社を主な被監査会社としており、当監査事務所の業務収入に占める当該各上場被監査会社からの監査報酬の割合（報酬依存度）が高くなっている。

このような状況において、最高経営責任者兼品質管理担当責任者は、法人設立以前から続く被監査会社との関係の維持・継続を最優先に考えており、被監査会社に長く変動はないことから、実施した監査や法人運営に問題がないと思い込んでいる。また、監査の品質や職業倫理・独立性など公認会計士に求められる資質を重視する意識が不足しているほか、組織的な業務運営や品質管理態勢を構築する必要性を認識していない。さらに、最高経営責任者兼品質管理担当責任者のみによる法人運営が常態化しており、最高経営責任者兼品質管理担当責任者以外の社員は、社員としての職責を果たす必要性を認識していない。

- 最高経営責任者は、社員評価に際し、業務執行社員・審査担当社員としての担当社数や新規に契約した被監査会社の件数等の定量的な指標を重視し、監査業務の品質を評価していないなど、監査業務の品質を重視した品質管理のシステムの整備・運用に向けた意識が不足している。
- 最高経営責任者及び品質管理担当責任者は、現行の監査の基準の趣旨に対する理解及び基準が求めている品質管理や監査手続の水準に対する理解が不足していることを十分に認識していない。また、最高経営責任者及び品質管理担当責任者は、当監査法人の社員は豊富な実務経験があることから十分な能力を有していると考え、過度に信頼していた。
- 最高経営責任者及び品質管理担当責任者は、現状の法人運営に問題が無いと考えていたことから、組織的な品質管理態勢を構築する必要性を認識していない。また、最高経営責任者及び品質管理担当責任者は、現行の監査の基準の趣旨に対する理解や、基準が求めている品質管理や監査手続の水準に対する理解が不足していることを認識していない。
- 最高経営責任者は、監査報告書の提出期限内に、無限定適正意見を表明することを最優先と考え、職業的専門家としての正当な注意を払っておらず、また、財務諸表の信頼性を担保するという監査事務所として社会から期待された役割と責任を果たす意識が不足している。品質管理担当責任者を含むその他の業務執行社員は、最高経営責任者の考えに同調し、最高経営責任者を含む他の業務執行社員への牽制を行っていない。

- 当監査事務所は、大手監査法人において同僚であった社員により設立されている。最高経営責任者及び品質管理担当責任者は、監査事務所が少数の社員で構成されていることから各社員の能力を把握できており、各自能力を発揮していると思い込んでいる。また、これまでに実施された品質管理レビューで重要な指摘を受けていないことから、監査事務所の規模に応じた必要最低限の品質管理態勢は構築できているものと認識している。そのため組織的な品質管理態勢を構築する必要性を十分に認識していない。

2. 監査法人のガバナンス・コードへの対応

会計監査を取り巻く経済社会情勢を踏まえて、会計監査の信頼性確保や公認会計士の一層の能力発揮・能力向上に資するため、上場会社等の監査を行う監査事務所に関する登録制度の導入等を内容とする「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律」が令和4年5月に成立・公布されたほか、これに伴う関連政府令が令和5年1月に公布され（施行は同年4月）、上場会社等の監査を行う監査事務所に対して、監査法人のガバナンス・コードに沿った業務を実施する体制や充実した情報開示を行うための体制を整備することが義務付けられた。

監査法人のガバナンス・コードは、平成29年に制定されたが、上記法令を踏まえて、監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会において議論が行われ、①上場会社等の監査を行う中小監査法人による受入れに馴染む工夫や対外的な開示の促進、②監査法人のグローバル化等に対応した開示の充実等を図ることを目的に、監査法人のガバナンス・コードの内容が監査法人の規模・特性等に応じた実効性のある規律を求めるものとなるよう、令和5年3月に改訂された。

監査法人のガバナンス・コードは、上場会社等の監査を行う監査法人における組織的な業務運営を念頭に策定されているが、それ以外の監査法人において自発的に適用されることも妨げないとしている。その上で、各監査法人が、監査法人のガバナンス・コードを実践し、実効的な組織運営を実現するかについては、それぞれの規模・特性等を踏まえた自律的な対応が求められている。

なお、監査事務所の規模に応じた対応状況等に関しては、「令和7年版モニタリングレポート」として公表しているので、併せてご参照いただきたい。

3. 品質管理基準等の改訂への対応

我が国の監査に関する品質管理基準（以下「品質管理基準」という。）については、国際的な品質管理に関する基準である「国際品質マネジメント基準1」（監査事務所の品質マネジメント・ISQM1）、「国際品質マネジメント基準2」（審査・ISQM2）及び「財務諸表監査の品質管理」（ISA220）の改訂等を踏まえ、「品質マネジメントシステム」（監査事務所において、①品質目標を設定し、②品質目標の達成を阻害する品質リスクを識別して評価し、③評価した品質リスクに対処するための方針又は手続を定め、運用し、④不備があれば根本原因分析に基づき改善するとの管理手法）の導入などを内容とする「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意

見書」(令和3年11月16日)が、企業会計審議会から公表されている。改訂品質管理基準は、令和5年7月1日以後に開始する事業年度又は会計期間(公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、令和6年7月1日以後に開始する事業年度又は会計期間)に係る財務諸表の監査からの実施が求められている。

改訂品質管理基準を適用するに当たって、品基報第1号実務ガイダンス第3号「監査事務所及び監査業務における品質管理並びに監査業務に係る審査に関するQ&A(実務ガイダンス)」

(令和5年2月16日)及び品質管理基準報告第1号実務ガイダンス第4号「監査事務所における品質管理に関するツール(実務ガイダンス)」(令和6年1月17日最終改正)が協会から公表されている。また、令和4年6月に品基報第1号「監査事務所における品質管理」及び監基報220「監査業務における品質管理」が改正・公表されるとともに、新たに品基報第2号「監査業務に係る審査」が公表されている。

監査事務所においては、品質管理基準等の改訂に対し、適切な対応・準備が求められる。

なお、監査事務所の規模に応じた対応状況等に関しては、「令和7年版モニタリングレポート」として公表しているので、併せてご参照いただきたい。

II. 品質管理態勢編

○ 品質管理業務の実施

概要

審査会検査では、品質管理態勢の維持・向上のため、監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置が、監査事務所の規模や特性に応じたものになっているかについて検証している。

品質管理システムは、構成員を何千人と抱える大手監査法人から、比較的小規模な中小規模監査事務所まで、様々な形がみられる。また、これまで検出された不備も、そこに至る背景も併せ、各監査事務所の規模や特性を反映したものが多く認められている。

このため、「Ⅱ．品質管理態勢編」においては、審査会検査で検出した不備事例について、「大手監査法人」と「準大手監査法人及び中小規模監査事務所」に区分して掲載している。

なお、上記の区分により記載している不備事例の中には、監査事務所の規模にかかわらず起こり得るものもあるため、品質管理システムの点検に当たっては、自己の所属する区分以外の不備事例も参考にされたい。

（監査に関する品質管理基準の改訂）

改訂品質管理基準は、令和5年7月1日以後に開始する事業年度又は会計期間（公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、令和6年7月1日以後に開始する事業年度又は会計期間）に係る財務諸表の監査から適用されている。改訂品質管理基準を実務に適用するに当たって必要となる実務指針として、令和4年6月に品基報第1号「監査事務所における品質管理」及び監基報220「監査業務における品質管理」が改正・公表されるとともに、新たに品基報第2号「監査業務に係る審査」が公表された。いずれも改訂品質管理基準と同時に適用されている。

本事例集を公表する段階では、改正後の基準に基づく不備事例が識別されていない。このため、本事例集に掲載された不備に係る根拠規定である品基報第1号及び監基報220には「令和4年改正前」と明記するとともに、当該根拠規定に対応すると考えられる改正後の基準を【参考】として記載している。なお、改正後の基準は、あくまで参考情報として記載されるに過ぎず、当該基準の解釈や適用範囲に関する審査会の立場を何ら示すものではない。

（倫理規則の改正）

令和4年7月に倫理規則が改正されるとともに、令和4年12月に倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A（実務ガイダンス）」が公表されている。また、倫理規則の改正及び同実務ガイダンス第1号の公表に伴い、令和5年3月に「独立性に関する指針」「利益相反に関する指針」「違法行為への対応に関する指針」及び「職業倫理に関する解釈指針」が廃止されている。

本事例集に掲載された不備のうち、改正前の倫理規則等に基づく不備に係る根拠規定については、「令和4年改正前」又は「令和5年廃止前」と明記するとともに、協会から公表されている新旧対応表に基づき、改正前の根拠規定に該当する改正後の倫理規則等を参考情報として記載して

いる。

品質管理態勢と個別監査業務の関係

監査事務所の規模にかかわらず、品質管理システムを整備し運用する目的は、監査業務の品質を組織として合理的に確保するためである。求められる品質管理態勢は「監査に関する品質管理基準」及び「品質管理基準報告書」等で規定されており、品質管理システムの整備と運用を通じて個別監査業務の品質に大きな影響を与える。監査事務所によっては、品質管理システムの整備が形式的なものにとどまっている場合がある。このような場合、当該システムが期待通りに運用されないため、個別監査業務の品質の改善に有効に機能しない。

改訂品質管理基準では、品質管理システムは、①監査事務所のリスク評価プロセス、②ガバナンス及びリーダーシップ、③職業倫理及び独立性、④監査契約の新規の締結及び更新、⑤業務の実施、⑥監査事務所の業務運営に関する資源、⑦情報と伝達、⑧品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス、並びに⑨監査事務所間の引継の9項目から構成されている。また、監査事務所の品質管理システムに関する最高責任者は、少なくとも年に一度、基準日を定めて品質管理システムを評価し、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を監査事務所に提供しているかを結論付けなければならない（⑩品質管理システムの評価）。

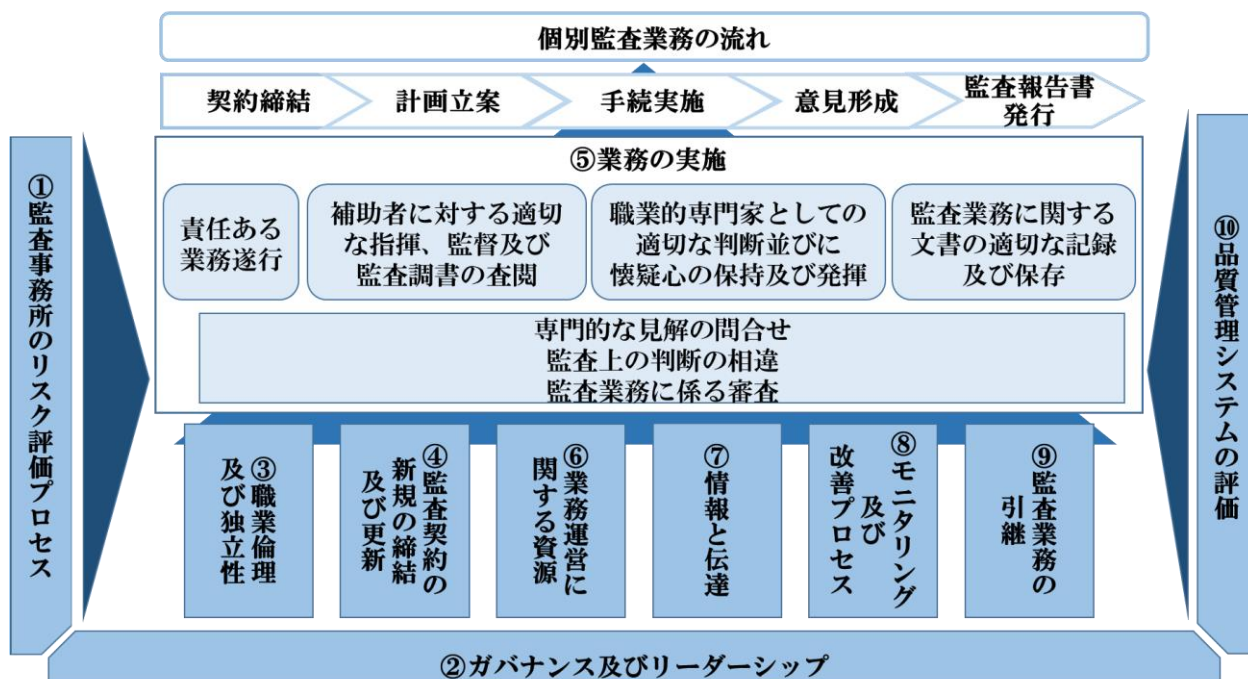
①監査事務所のリスク評価プロセスでは、監査事務所の主体的な品質管理を可能とするため、監査事務所に対し、品質管理システムの項目ごとに品質目標を設定し、当該品質目標の達成を阻害し得る品質リスクを識別して評価を行い、評価した品質リスクに対処するための方針又は手続を定め、実施することが求められている。

②ガバナンス及びリーダーシップは、監査事務所の品質管理システムの基礎となる環境を確立するものであり、監査事務所の品質管理システムのその他の構成要素全てに重要な影響を及ぼすものである。なお、①監査事務所のリスク評価プロセス及び⑩品質管理システムの評価の際には、②ガバナンス及びリーダーシップもその評価対象に含めなければならない点に留意すべきである。

また、⑤業務の実施には、監査責任者による補助者の指揮、監督及び監査調書の査閲や監査業務に係る審査等、個別監査業務の品質に直接的な影響を与える要素が含まれている。

上記のような品質管理態勢が、各監査事務所の規模や特性に応じて、総合的かつ実効的に機能することで、個別監査業務の品質が合理的に確保されることになる（【図2】参照）。

【図2】品質管理態勢と個別監査業務の関係



(出典) 審査会が作成

不備の分析

大手監査法人においては、品質管理システムの整備に関する不備は近年ほとんど検出されていないものの、個別監査業務の不備が依然として検出されていることから、品質管理システムの運用面に不備があると考えられる。具体的には、監査調書の査閲、審査及び定期的な検証などの分野で運用面に関する不備が指摘されている。

また、審査会検査や品質管理レビュー等により過去に指摘された個別監査業務の不備について、改善のために講じた施策の浸透状況や実効性を十分に検証できていない結果、引き続き他の個別監査業務において同一・同様の不備が指摘され、品質管理に係る業務改善への取組が不十分であると判断される場合がある。

例えば、不備の改善のために立案された施策の目的が、事業部や監査チーム等に十分理解されておらず、十分に浸透していないことから、期待していた改善策の効果が発揮されず、引き続き個別監査業務で同様の不備が検出されるといった事例がみられる。

準大手監査法人及び中小規模監査事務所においては、品質管理システムの整備・運用の両面にわたり、引き続き広範な領域において不備が検出されている。また、大手監査法人と同様に、個別監査業務の検査において、過去に審査会検査や品質管理レビュー等で指摘された不備が適切に改善されていない事例が検出され、その原因が品質管理システムの問題にあると判断された事例も多くみられる。この原因として、具体的には、最高経営責任者及び品質管理担当責任者の品質管理業務についての認識や知識が不足しており品質管理システムの整備・運用が適切に実施されていないケースや、品質管理レビュー等での指摘事項に対して同様の不備の発生を防止するため

に必要な原因分析の深度や方法を十分に理解していないケースも数多くみられる。また、品質管理システムの整備・運用に十分な経営資源を投入せず不備に至っているケースや、研修等で周知すれば社員が適切に対応すると考え品質管理担当責任者が品質管理に係る施策の実効性を検証する意識が不足しているケースもみられる。

なお、合併や被監査会社の新規獲得などにより規模を拡大している場合に、本部機能の強化等、法人規模の拡大に比して品質管理システムの機能の整備が追いついていないため不備に至ったものも挙げられている。具体的には、審査、教育・研修等の品質管理システムの各機能の責任者は任命されていたものの、本部各室に配置された人員が十分でないため、品質管理業務及び個別監査業務に内在する不備を自ら検出・是正できていないなどの事例がある。

(評価できる取組)

法人全体としての品質管理強化のための評価できる取組として、以下の事例が挙げられる。

品質管理業務において、検討課題の洗い出しや各地域事務所の運営の一体化を図るための会議体を設置している。当該会議体は、本部の品質管理部門に加え、各地域事務所の品質管理に携わる社員、マネージャー、シニアスタッフ等の監査事務所を横断したメンバーで構成されている。また、検討結果については、理事会及び地域事務所社員会で共有を図り、地域事務所間の対応に差が生じない取組を行っている。

なお、このような取組を行う場合には、その実効性に十分留意する必要があり、最高経営責任者及び品質管理担当責任者が積極的にコミットすることが重要である。

求められる対応

全ての監査事務所において、品質管理システムの本来の目的である監査業務の品質の合理的な確保という観点を十分に認識した上で、品質管理システムが個別監査業務に対して有効に機能するように、各監査事務所の規模や特性に応じ、当該システムを効果的かつ効率的に整備・運用することが求められる。具体的には、監査事務所の最高経営責任者及び品質管理担当責任者は品質管理システムの目的や重要性を認識し、自らが率先して組織全体に品質管理システムの本来の目的を理解させるとともに、監査業務の品質の改善のための施策を組織の末端まで浸透させた上で、その効果について常に検証する必要がある。この点、改訂品質管理基準においても、最高経営責任者が組織的に監査の質を確保するという意識を持ち、品質管理体制の構築に向けてリーダーシップを発揮することが重要とされていることに留意する必要がある。

なお、監査事務所が定める品質管理の方針と手続の内容や範囲は、監査事務所の規模や人員構成、組織運営の特質、監査事務所がグローバルネットワークに属するか否かなど、様々な要因に影響される。監査事務所の最高経営責任者及び品質管理担当責任者は、これらの点を踏まえ、自らの監査事務所の規模や特性に応じ適切な品質管理システムの態勢を構築し、また、必要に応じ見直すなど、適切に維持していく必要がある。

(参考)

品質管理業務において検出される不備に係る主な根拠規定及び留意点は、以下のとおりである。

項目	指摘の根拠となる 主な規定	関連する留意点
1. 業務改善 への取組	品基報第1号第15・16・31 項（令和4年改正前）	➤ 検査等で指摘された不備事項について、根本原因を踏まえた具体的な改善施策を策定・実施しているか。 ➤ 立案された改善施策を組織全体に周知できているか。 ➤ 改善施策の効果を検証しているか。
2. 内部規程 の整備・運用 及び法令諸基 準の遵守等	品基報第1号第15・16・17・ 18項（令和4年改正前）	➤ 法令諸基準及び内部規程を遵守する組織風土が醸成されているか。 ➤ 監査事務所が自ら整備した規程と実際の運用状況に乖離がないかを定期的に確認しているか。 ➤ 社員及び職員の公認会計士資格及び執務実績時間を適切に集計・管理する態勢を構築しているか。 ➤ 業務でインターネットサーバーサービスを利用する場合に必要なセキュリティに関する取扱いルールを定めるとともに、セキュリティ対策を検討しているか。
3. 職業倫理 及び独立性	品基報第1号第20・21・23・ 24項（令和4年改正前）	➤ 全ての対象者から、独立性に関する確認書を、少なくとも年に1度入手しているか。 ➤ 監査契約の新規の締結や更新に際し、独立性の確認手続を実施しているか。 ➤ 独立性の確認手続において必要な規制対象会社の一覧を適時かつ正確に更新する態勢を整備・運用しているか。 ➤ 報酬依存度、就職制限、守秘義務、贈答接待等の職業倫理の遵守に関する方針及び具体的な手続を定めて周知し、監査実施者に遵守させているか。 ➤ 業務執行社員等のローテーション制度を遵守するために方針及び手続を定めているか。 ➤ 職業倫理の遵守にあたり、倫理規則が要求す

項目	指摘の根拠となる 主な規定	関連する留意点
		る事項の趣旨を踏まえた、実質的な対応が図られているか。
4. 契約の新規の締結及び更新	品基報第1号第25・26項(令和4年改正前) 監基報900第9・13項	➤ 契約リスクを評価するための手続が具体的に定められており、監査事務所における承認が適時かつ適切に行われているか。 ➤ 識別された契約リスクが、個別監査業務の監査計画に適切に反映されているか。 ➤ 新規に受嘱した業務を実施するための十分な人的資源を有しているかどうかを検討しているか。 ➤ 前任監査人は、監査人予定者からの質問に対して、財務諸表における重要な虚偽表示に関わる情報・状況を含め、誠実かつ明確に情報を提供しているか。 ➤ 監査人予定者は、監査契約の締結の可否を適切に判断するため、前任監査人に対して、監査の基準で要求されている事項について質問しているか。
5. 採用、教育・訓練、評価及び選任	品基報第1号第28・F28-2・29・30項(令和4年改正前)	➤ 監査の品質管理能力の向上を企図した教育・訓練を継続して実施するとともに、必須研修の未受講者に対するフォローを行っているか。 ➤ 評価、報酬及び昇進に関し、監査実施者の能力(特に、品質管理に係る能力)及び職業倫理の遵守を正當に評価するための方針及び手続を定め、適切に運用しているか。 ➤ 監査チームの編成に当たり、監査責任者を含む各監査実施者が業務実施のために確保できる時間や実務経験、能力等について十分に評価しているか。
6. 監査調書	品基報第1号第31・44項(令和4年改正前) 監基報220第14・15・16項(令和4年改正前)	➤ 監査責任者は、監査調書の査閲や監査チームとの討議を通じて、得られた結論と監査意見を裏付けるために、十分かつ適切な監査証拠が入手されたことを確認しているか。 ➤ 監査事務所として、監査ファイルの最終的な

項目	指摘の根拠となる 主な規定	関連する留意点
		整理に関する方針及び手続を適切に整備し、監査ファイルの最終的な整理を期限までに行うよう運用しているか。 ➤ 監査事務所として、監査調書の機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を確保するための、方針及び手続を適切に整備しているか。
7. 監査業務に係る審査	品基報第1号第36・37・38項（令和4年改正前）	➤ 審査担当者として、必要な経験及び能力などを有し、客観性や独立性を保持する者が選任されているか。 ➤ 審査担当者は、独立性に関する評価、専門的な見解の問合せの要否及びその結論、並びに、監査チームが行った重要な判断が十分かつ適切な監査証拠によって裏付けられているかについて、監査調書に基づき検討しているか。
8. 品質管理システムのモニタリング	品基報第1号第47・48・49・50項（令和4年改正前）	➤ モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者として、当該責任を担うだけの十分かつ適切な経験を有する者を選任の上、同人に対して十分な権限を付与しているか。 ➤ 品質管理システムの整備・運用状況に係る実態把握を適切に行い、不備を洗い出す検証体制を構築しているか。 ➤ 定期的な検証の担当者に対して、監査実施者に対する質問や監査調書の閲覧を通じて、監査証拠の十分性及び適切性が確保されているかについて深度ある検証を実施させているか。 ➤ 定期的な検証において、監査責任者ごとに少なくとも監査事務所が定めた一定期間ごとに一つの完了した監査業務を選定しているか。 ➤ 日常的モニタリング活動及び定期的な検証により発見された不備の影響を評価し、関連する責任者等に対して、是正措置を実施させ

項目	指摘の根拠となる 主な規定	関連する留意点
		た上で、その適切性を確認しているか。
9. 監査役等 との連携	監基報 260 第 13・14・15・ 16・22 項	➤ 監査に関する監査人の責任、計画した監査の範囲及びその実施時期の概要について、特別な検討を必要とするリスクの内容及び識別した理由も含め、監査役等と明確にコミュニケーションを行っているか。 ➤ 審査会検査及び品質管理レビューの結果について、被監査会社に対して書面による説明を適切に実施しているか。 ➤ 重要と考えられる監査上の発見事項について、監査役等に適時に伝達しているか。 ➤ 社会的影響度の高い事業体である監査業務に係る報酬関連情報について、監査役等と明確にコミュニケーションを行っているか。

[大手監査法人]

1. 業務改善への取組

着眼点

大手監査法人については、品質管理態勢は形式的には整備されているものの、その運用面に何らかの不備がある可能性があることから、審査会検査においては、前回審査会検査や品質管理レビュー等における指摘事項に対して、形式的ではなく実効性のある業務改善の取組が行われているかについて重点的に検証している。

具体的には、過去の指摘事項に対する原因分析の状況や、それを踏まえた施策などの業務改善の取組状況を確認するとともに、個別監査業務の検証を通じて、法人の業務改善の実効性を確認している。また、業務改善の取組に問題が認められた場合には、その原因となる業務管理態勢上の問題点を検討するなど、法人が実施した業務改善の取組の実効性について検証している。

検査結果の概要

大手監査法人においては、審査会検査や品質管理レビュー等における指摘事項に対する改善の取組が本部における品質管理部門等の主導の下に立案され、研修や通達等により各監査チームに周知された上で、各監査チームがそれぞれの被監査会社のリスクに応じて実際の監査手続を見直すなどの対応をすることが多い。また、改善の取組をより浸透させるため、品質管理態勢を本部だけでなくより監査の現場に近い事業部も含めて構築する傾向もみられる。

しかしながら、審査会検査の結果、事業部や各社員等の法人内の各層において、その改善に向けた組織的な対応が必ずしも十分でない事例がみられている。具体的には、本部と事業部の連携が十分ではない事例や、他の事業部等との人事交流が少なく、人材が固定している事業部及び地区事務所において、業務改善の取組が浸透していない事例、重要な状況の変化が生じていない重要な監査領域への対応について、本部及び事業部の組織的サポートが不足している事例などが指摘されている。

求められる対応

大手監査法人には、数千人規模の人員が所属し、また、地方を含め複数の事務所が存在することから、通常、数百人からなる複数の部門を設けて運営を行っている。そのため、業務改善に向けた対応として、本部における施策を組織の末端まで浸透させることが重要であり、そのためには、品質管理部門など限られた部門による対応ではなく、法人全体の品質管理業務に対する理解を高め、事業部長等も含めた法人全体としての対応が重要である。

特に、最高経営責任者は、自らが率先して、組織の末端まで業務改善の趣旨が行き届くよう、全構成員、特に各監査チームを主導する立場にある監査責任者に対し、業務改善を促す必要がある。その上で、品質管理担当責任者は、最高経営責任者の指揮の下で適時・適切な施

策を立案・実施し、事業部長等は、業務改善を自ら実行するだけにとどまらず、的確な指示等を行い、傘下の監査実施者に対して適切な対応を促す必要がある。

また、最高経営責任者及び品質管理担当責任者は、事業部長等とともに、改善状況をモニタリングするための実効性あるシステムを構築することに加えて、検証の結果、改善策の浸透状況や実効性に問題が認められた場合には、速やかにその解消に向けた適切な対応を行う必要がある。

このような大手監査法人における業務改善の取組の実施に当たっては、法人全体に対して不備の改善を一律に指示するといった形式的な取組にならないよう留意すべきである。そのためには、検出された不備の傾向や原因を十分に分析し、その上で業務改善の対象領域（例えば、ある事業部や従たる事務所、会計上の見積りや不正対応等の監査項目、上場準備会社に対する監査など）を特定し、当該領域に適した効果的な改善策を重点的に実施するなど、メリハリを付けた実効的な取組を行うことが重要である。

事例１）改善状況の確認

当監査法人は、外部検査等における指摘事項に対する改善施策の一つとして、会計上の見積りを中心とする重要な監査領域について、監査モニタリングを実施している。

しかしながら、当該施策の所管部署は、監査モニタリングを経て監査計画時に立案されたリスク対応手続が確実に実施されたかどうかの確認を十分に行っておらず、一部の監査業務において、監査モニタリングの実効性が確保されていない。

（品基報第１号第１５・１６項（令和４年改正前）（【参考】同第１号第３７項））

事例２）監査リスク情報の収集

品質管理本部は、被監査会社の監査上のリスクに関する質問書を監査チームに送付し、個別の監査業務における監査リスクへの対応に係る情報を収集している。また、収集した情報に基づき、必要に応じて監査チームに対して指示を行うことにより、リスク対応の改善を促している。

しかしながら、監査チームからの情報収集は、監査リスクの程度にかかわらず、全ての監査業務において同一の情報を収集する態勢となっており、リスクに見合った情報を収集していない。

（品基報第１号第１５・１６項（令和４年改正前）（【参考】同第１号第３３項））

2. 品質管理システムの運用

着眼点

大手監査法人においては、品質管理システムの整備についての不備は、近年、ほとんど検出されていないものの、個別監査業務では依然として不備が検出されている。審査会では、その原因として、品質管理態勢の形式（組織・手続）は整備されているものの、その運用面に何らかの不備があると考えている。

そのため、審査会検査においては、監査法人が自ら整備し運用している品質管理のシステムが、各監査チームの実施している監査の品質の確保・向上につながらず、結果として監査上の不備の発見・防止に至らない状況となっていないかといった観点から、個別監査業務に関連する品質管理システムに関して、運用上の不備の有無を検証している。

検査結果の概要

品質管理システムの運用面に関して、審査会検査では、監査調書の査閲、審査及び定期的な検証といった分野で多くの不備を指摘している。具体的には、査閲を行う監査責任者等、審査担当者及び定期的な検証の担当者が、被監査会社を取り巻く環境変化や被監査会社の実態、あるいは監査チームの実施した監査手続を十分に理解せず、個別監査業務の不備を発見できていない状況が多く見受けられる。

それらの不備の発生原因としては、監査責任者や審査担当者など、社員間において監査の品質に対する意識や品質管理に関する能力に格差があり、その格差を品質管理部門が十分に把握できておらず、結果として、適切な監査責任者や審査担当者が配置されていないことや、監査チームが本部への専門的な見解の問合せを適時に実施していないなど、監査の品質の確保に関して主体的に行動していないことなどが挙げられる。

（評価できる取組）

監査法人における評価できる取組として、以下の事例が挙げられる。

監査事業部の品質管理担当者が、業務執行社員が期中に識別した個別監査業務の重要な虚偽表示リスクについて、審査担当者の見解を確認するとともに、リスクが高いと判断した領域について審査本部に伝達している。また、審査本部では、監査チームのリスク対応の状況を検討するとともに、必要に応じて監査チームに本部審査を受けるよう要請している。この仕組みを年に2回、継続的に運用することにより、上場会社の個別監査業務におけるリスクの高い領域について、審査本部が早期に対応することを可能にしている。

求められる対応

監査責任者は、監査チームのメンバーの能力や経験を勘案した上で、メンバーを指揮、監督し、監査業務を十分かつ適切に遂行できるように導く責任を有していることを認識し、監査計画段階から監査意見の形成まで主体的に関与する必要がある。具体的には、監査の実施過程において、監査補助者に対する適切な指揮及び監督を通じて、監査の進捗状況、重要事

項を的確に把握するとともに、監査調書の深度ある査閲を行い、監査意見の表明に先立ち十分かつ適切な監査証拠が入手されていることを確かめる必要がある。

また、審査担当者は、重要な事項について、監査手続及び監査調書に記載された監査証拠を客観的に評価し、監査意見の形成過程に問題がないことを確認するなど、監査業務が十分かつ適切に実施されていることを十分な時間をかけて検討する必要がある。

そのために、最高経営責任者及び品質管理担当責任者は、査閲を行う監査責任者や審査担当者等が適切に業務を実施できるよう態勢を整備する必要がある。

具体的には、各社員の監査の品質に対する意識、品質管理に関する能力及び被監査会社の企業環境に基づく監査リスクを把握した上で、適切な監査責任者や審査担当者等を選任するとともに、例えば、監査責任者を原因とする業務改善の実施上の不備が検出された場合には、法人全体として品質管理に関する監査責任者の能力の再評価を行い、能力に応じた適切な配置、監査責任者に対する再教育等を実施するなどの措置を講じることが考えられる。

また、大手監査法人では、監査及び関連する業務を効果的かつ効率的に実施するため、監査手続が記載されている電子監査調書や、審査や定期的な検証に利用されるチェックリスト等のコンテンツが活用されているほか、監査実施上の困難な問題に関して、本部で協議し助言・解決を行う相談機能や審議制度などが整備されている。このようなシステムは、法人全体において監査の品質を一定水準にするために役立つ一方、監査チームが監査の品質に関して主体的に検討する意識を低下させる側面もある。

最高経営責任者及び監査責任者を含む監査チームは、上記のようなシステムの利点と限界を十分理解した上で、品質管理システムの整備・運用に努める必要がある。

事例 1) 監査業務の監督及び監査調書の査閲

- ① 業務執行社員は、被監査会社の状況に重要な変更がないため、前年度と同様の監査手続を実施すれば足りる、あるいは、十分な経験を有する監査補助者により適切な手続が実施されているものと考えていた。

そのため、業務執行社員は、財務諸表等の開示や過年度からの会計処理の会計基準等への準拠性の検討等に際し、監査補助者に対して、実施すべき監査手続について適切な指示を行っていないほか、監査補助者が実施した監査手続について、関連する監査調書の査閲を十分に行っていない。

(品基報第 1 号第 31 項 (令和 4 年改正前) (【参考】同第 1 号第 31 項)、監基報 220 第 14・15・16 項 (令和 4 年改正前) (【参考】同 220 第 29・30・31・32 項))

- ② 業務執行社員は、企業及び企業環境の理解、過去の監査経験等から、相対的にリスクが低いと判断した領域や、被監査会社との事前の協議等で会計処理に問題がないとの心証を得た領域については、想定した結論と監査調書上の結論が一致していればよいと考えたこと、また、監査補助者を過度に信頼していたことから、適切な指示・監督及び査閲を実施していない。

(品基報第1号第31項(令和4年改正前) (【参考】同第1号第31項)、監基報220第14・15・16項(令和4年改正前) (【参考】同220第29・30・31・32項))

《留意点》

監査責任者等が適切な監査調書の査閲を行うためには、査閲する監査調書の内容、時期、範囲を適切に計画する必要がある。

事例2) 審査の実効性の確保

- ① 審査担当者は、監査チームが、被監査会社の事業内容を十分に理解した上で、適切に監査計画を策定しているものと思い込んでおり、客観的な立場から、監査チームの策定した監査計画を批判的に検討する意識が不足していた。

その結果、審査担当者は、不正リスク対応手続に関する不備を審査において指摘できていない。

(品基報第1号第36・37項(令和4年改正前) (【参考】同第2号第25項)、監基報220第19・20項(令和4年改正前))

- ② 品質管理本部は、事業年度の途中で新たに重要なリスク情報を識別した監査業務の審査担当社員について、監査業務のリスクに応じた適格性を改めて検討していない。

(品基報第1号第38項(令和4年改正前) (【参考】同第2号第18項))



- ③ 審査担当者は、重要な会計上の見積り等に係る重要な判断及び結論に関し、監査チームからの説明に不合理な点が認められなかったことから、適用される会計基準等に則した検討が実施されているかとの観点からの十分な審査を行う意識が不足していた。

その結果、審査担当者は、監査チームが、適用される会計基準等に則した検討を行い、結論に達しているかについて、十分な審査を実施できていない。

(品基報第1号第36・37項(令和4年改正前) (【参考】同第2号第25項)、監基報220第19・20項(令和4年改正前))

事例3) 定期的な検証の実効性

- ① 定期的な検証の担当者は、検証範囲の決定に際し、監査チームが重点監査項目とした領域を踏まえた上で、重要な虚偽表示リスクが比較的高い領域を検証範囲に含める意識が不足していた。また、検証範囲に含めた項目に関する監査チームの判断や実施した監査手続について、批判的な検証を実施する意識が不足していた。

その結果、定期的な検証の担当者は、収益認識会計基準の適用に伴う会計処理の検討や会計上の見積りの監査に関する不備を指摘できていない。

(品基報第1号第47項(令和4年改正前) (【参考】同第1号第37・38・39項))

- ② 定期的な検証の担当者は、チェックリストのチェック項目に対応した監査調書の有無は確かめているものの、監査チームによるリスク対応手続の十分性について、深度あるレビューを実施する意識が不足している。そのため、会計上の見積りの監査や関連当事者取引の検討に関する不備を発見できていないなど、実効性のある検証となっていない。

(品基報第1号第47項(令和4年改正前)【参考】同第1号第37・38・39項))

《留意点》

審査及び定期的な検証においても、査閲と同様、口頭のコミュニケーションだけではなく、監査調書を通じた検討を行うことで、監査チームによる説明の内容が十分かつ適切な監査証拠によって裏付けられているかを客観的に評価する必要があることに留意すべきである。

また、グローバルレビューを定期的な検証の中心と位置付けている監査法人においては、当該グローバルレビューで日本の監査の基準における要求事項に対応する検証を網羅的に行えているか、行えていない懸念があるときは何らかの補完的措置を講じる必要があるかについて、改めて確認すべきであることに留意が必要である。

事例4) 法人外部に提出する資料等における公認会計士資格に関する虚偽記載

- ① 当監査法人は、一部の被監査会社に対し、当該被監査会社の監査に従事する職員のうち、公認会計士として登録されていない者を公認会計士とする虚偽の記載がされた監査契約書、監査計画説明書及び監査結果説明書を提出している。

また、当監査法人は、所管の財務局長に対し、公認会計士の人数又は従事時間が過大に記載された監査概要書を提出している。

そのほか、当監査法人は、一部の被監査会社に対し、有価証券報告書の「監査業務に係る補助者の構成」欄に記載すべき公認会計士の人数について、誤った情報を伝達している。その結果、当該被監査会社は、有価証券報告書において公認会計士の人数を過大に開示している。

(品基報第1号第15項(令和4年改正前)【参考】同第1号第19項)、監基報220第7項(令和4年改正前)【参考】同220第13項)、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第5条第1項)

- ② 当監査法人は、修了考査の合格者であって公認会計士としての登録が未了であった者、及び修了考査に合格していない者に対し、公認会計士である旨の記載がされた名刺を発行している。

(品基報第1号第15項(令和4年改正前)【参考】同第1号第19項)、監基報220第7項(令和4年改正前)【参考】同220第13項)、法第48条)

事例５）被監査会社情報（大会社等）の登録漏れ

当監査法人は、内部規程において、社会的影響度の高い事業体（以下「PIE」という。）及び PIE に準ずる事業体に係る監査証明業務を対象に、追加的な審査を受審する必要があることを定めている。また、当監査法人は、被監査会社の大会社等への該当性に関し、大会社等の登録情報や、資本金や負債総額を含む被監査会社の財務情報等が入力されたデータベースにより管理しており、毎年一定の時期に、各監査チームに対し、当該データベースへの入力・更新作業を指示している。

しかしながら、上場被監査会社の 100%子会社である非上場被監査会社に係る監査業務において、業務執行社員は、当該被監査会社は大会社等の要件を満たしていたにもかかわらず、データベースにおいて大会社等として登録されていないことを看過しているほか、内部規程で定められている追加的な審査を受審していない。

加えて、当監査法人は、データベースへの入力誤りや大会社等としての登録漏れを防止するために必要な措置を十分に講じておらず、大会社等としての登録漏れを適時に発見できていない。

（品基報第 1 号第 15・34 項（令和 4 年改正前）（【参考】同第 1 号第 19・26・34 項）、監基報 220 第 7 項（令和 4 年改正前）（【参考】同 220 第 13 項））

《留意点》

被監査会社が PIE に該当するか否かは、監査業務の主要な担当社員等の関与期間の上限や、監査役等とのコミュニケーションの範囲に影響を与えるなど、広範囲に影響があるため、監査事務所として誤りが生じない態勢を構築することが必要である。

事例６）監査役等とのコミュニケーション

- ① 当監査法人と同一のネットワークに属する被監査会社の構成単位の監査人は、被監査会社の構成単位に対して監査及び監査以外の業務を提供している。

しかしながら、監査補助者は、監査の基準の理解が不足しており、また、業務執行社員は、監査役会に提出した監査結果の概要報告書の査閲を十分に実施しなかったため、当該業務に係る報酬に関する情報を、被監査会社の監査役に対して書面により通知していない。

（監基報 260 号第 15・18 項）

- ② 監査チームは、会社法監査報告書の発行後に、被監査会社の監査役等に対し、会社法監査に係る監査結果説明を実施し、ア）会社法監査に係る経営者確認書の草案に関する記載内容を説明している。また、金融商品取引法監査に係る監査報告書を発行する前に、再度、監査結果説明を実施し、イ）被監査会社グループに対する監査及び非監査業務の報酬に関する情報を説明している。しかしながら、監査チームは、会社法監査報告書の発行前の適時のタイミングで、上記ア）及びイ）に関する監査役等とのコミュニケーションを実施していない。

(監基報 260 第 14・15・20 項)

《留意点》

監査の基準（監基報 260 など）において、監査役等とのコミュニケーションが要求される事項等が具体的に記載されているため参照されたい。

事例 7) 情報管理

当監査法人は、内部規程等において、顧客、取引先企業の従業員を含めた個人情報の適切な取扱いについて定めている。当該内部規程等では、被監査会社から入手した個人情報に関し、個人の識別が必要とされる場合を除き、調書化に際し、削除、黒塗り等の対応を行うべきことを定めている。

しかしながら、審査会検査で検証対象とした個別監査業務の大部分において、個人識別可能情報に関し、削除、黒塗り等の措置が講じられていない監査調書が認められており、当監査法人においては、個人情報保護に関する取扱いが徹底されていない。

（品基報第 1 号第 45 項（令和 4 年改正前）（【参考】同第 1 号第 31 項）、監基報 220 第 7 項（令和 4 年改正前）（【参考】同 220 第 13 項））

[準大手監査法人及び中小規模監査事務所]

1. 業務改善への取組

着眼点

審査会検査は、原則として品質管理レビューに関する報告を踏まえて実施されるものであり、前回審査会検査や品質管理レビュー等における指摘事項に対する改善状況について重点的に検証している。具体的には、過去の指摘事項に対する原因分析の状況や、それを踏まえた施策などの業務改善の取組状況を確認するとともに、個別監査業務の検証を通じて、監査事務所の業務改善の実効性を確認している。また、業務改善の取組に問題が認められた場合、その原因・背景となる業務管理態勢上の問題点の把握に努めている。

検査結果の概要

業務改善の取組において、以下の事例に示すとおり、品質管理レビューでの指摘事項の改善に向けた取組が十分に実施されておらず、複数の指摘事項について、改善措置が未実施又は改善が不十分となっている監査事務所がみられる。

それらの発生原因としては、以下のようなことが考えられる。

- ・ 品質管理担当責任者等が、改善勧告事項の発生原因を分析する必要性を認識しているものの、直接的な固有の原因分析にとどまり、品質管理態勢や業務管理態勢などにある根本原因を分析することの必要性や分析の方法を十分に理解していないこと
- ・ 監査事務所において、監査業務全体を対象として業務改善を図るという姿勢が欠けていること
- ・ 指摘事項の改善に関し、実効性のあるモニタリングを実施する態勢を構築していないこと
- ・ 監査事務所の規模に照らして、改善施策を実行する部門の人員が不足していること

また、監査調書の査閲を行う監査責任者、審査担当者や定期的な検証の担当者等が、自らの業務の趣旨を十分に理解せず、監査調書の形式的な査閲やチェックリストの形式的な実施により、業務を完了させている状況が数多くみられる。さらに、監査業務に係る知識等の習得などを監査実施者に任せきりにし、監査事務所が主体となって、監査実施者の適性の維持・向上や能力開発等を行っていないことなどから、監査実施者が、監基報等の監査の基準で要求される手続の水準を十分に理解していないことも多い。この結果、個別監査業務に内在している同一・同様の不備を発見できず、業務改善が行われていないと判断される事例も多くみられる。

(評価できる取組)

評価できる取組として、以下の事例が挙げられる。

- ・ 最高経営責任者をリーダーとする組織横断的な監査品質向上プロジェクトの設置
- ・ 最高経営責任者による、全ての監査業務に対する指摘事項等の改善状況の直接の確認

- ・ 品質管理担当社員による、監査意見表明前における監査調書のモニタリング
- ・ 事前審査制度の導入など、監査における問題点を早期に発見できる態勢の構築
- ・ 監査チームごとのディスカッションによる業務改善事項の理解と対策の周知
- ・ 論点ごとに専門委員会を設け、監査補助者を含めたメンバーで原因分析や改善施策の協議を行い、その結果を法人の品質管理部門にフィードバックする態勢の構築

求められる対応

監査事務所においては、審査会検査や品質管理レビュー等での指摘の趣旨を踏まえて、改善すべき範囲や内容を十分に理解した上で、指摘事項に対する改善措置を具体的に策定し、実施する必要がある。この点について、最高経営責任者がリーダーシップを発揮し、改善措置の策定段階では不備が発生した根本原因を分析した上で当該原因の解決のために実効的な改善措置を策定すること、改善措置の実施の段階では広く組織の末端まで改善措置の内容を正しく理解させることが重要となる。また、指摘された個別監査業務のみならず、他の個別監査業務においても同一・同様の不備が存在しないか確認するとともに、監査事務所として策定した改善措置が適切に実施されているかについて、十分に検証し、監査事務所全般において業務の改善を図る必要がある。

事例 1) 改善のための具体的な手続の策定・実施

- ① 当監査事務所は、品質管理レビューでの指摘事項の原因は、ア) 監査の基準の理解不足、イ) 監査の基準の要求水準の理解不足、ウ) 職業的専門家としての懐疑心の不足であるとしている。

しかしながら、当監査事務所は、上記ア) からウ) までの事象が生じた根本原因の分析を実施していない。

(品基報第 1 号第 15・16 項 (令和 4 年改正前) (【参考】同第 1 号第 41 項))

- ② 当監査事務所は、審査会検査での指摘事項の根本原因について、業務執行社員の監査への関与不足を識別し、業務執行社員の主導による監査リスクの検討を監査チームで行う改善対応を実施している。また、品質管理部門は、当該改善策の浸透状況について定期的な検証などを通じて確認している。さらに、最高経営責任者は、構成員とのコミュニケーションの機会を通じて、業務執行社員の監査への関与の重要性を継続的に発信している。

しかしながら、当該改善施策を継続し事務所全体に浸透させるための品質管理部門の人員が不足しており、指摘事項に対する改善対応は不十分なものとなっている。また、業務執行社員は、品質管理レビュー等を踏まえて改定した監査調書の様式を過度に信頼しており、監査への関与に関する意識が十分に改善されていない。

(品基報第 1 号第 31・A30・A31 項 (令和 4 年改正前) (【参考】同第 1 号第 42・43 項)、監基報 220 (令和 4 年改正前) 第 14・15・16 項 (【参考】同 220 第 29・32 項))

事例 2) 改善のための具体的な方針・手続の周知

品質管理担当責任者は、品質管理レビューでの指摘事項や事務所として策定した改善計画を定期的な検証のチェックリストへ反映しているものの、指摘が発生した原因や改善計画の趣旨の説明を職員に対して実施しておらず、また、非常勤職員に対しては指摘事項の内容を郵送するのみであるなど、改善のための具体的な方針・手続の周知徹底を図っていない。

(品基報第 1 号第 15・16 項 (令和 4 年改正前) (【参考】同第 1 号第 42・43 項))

事例 3) 改善状況の確認

- ① 当監査事務所は、合併を行うに当たり、被合併監査事務所における監査の品質管理システムの状況を把握することを目的とし、被合併監査事務所の品質管理担当とのミーティングや審査会検査等の検査結果の閲覧等を実施している。

しかしながら、品質管理担当責任者は、被合併監査事務所が審査会検査等で多くの不備の指摘を受けていたことを認識しながら、その不備の内容や原因を具体的に把握・分析していないなど、被合併監査事務所の品質が受け入れ可能なものを十分に評価していない。

(品基報第 1 号第 15・16 項 (令和 4 年改正前) (【参考】同第 1 号第 41 項))

- ② 当監査事務所は、外部検査等での不備事項を踏まえた監査実施上の留意点について、研修により専門要員に対して周知しているほか、不備事項を記載した「不備事項対応表」を作成し、業務執行社員による自己点検を行わせるとともに、当該自己点検結果について、審査担当社員による確認を実施させている。

しかしながら、業務執行社員及び審査担当社員は、不備事項対応表に記載された自己点検項目を形式的に確認するのみで、不備事項の有無に関し、深度ある検討を実施していない。

また、当監査事務所は、当該自己点検は特定の決算期に係る監査業務を対象として実施しており、対象外となった決算期に係る監査業務については自己点検を実施していない。

(品基報第 1 号第 15・16 項 (令和 4 年改正前) (【参考】同第 1 号第 42・43 項))



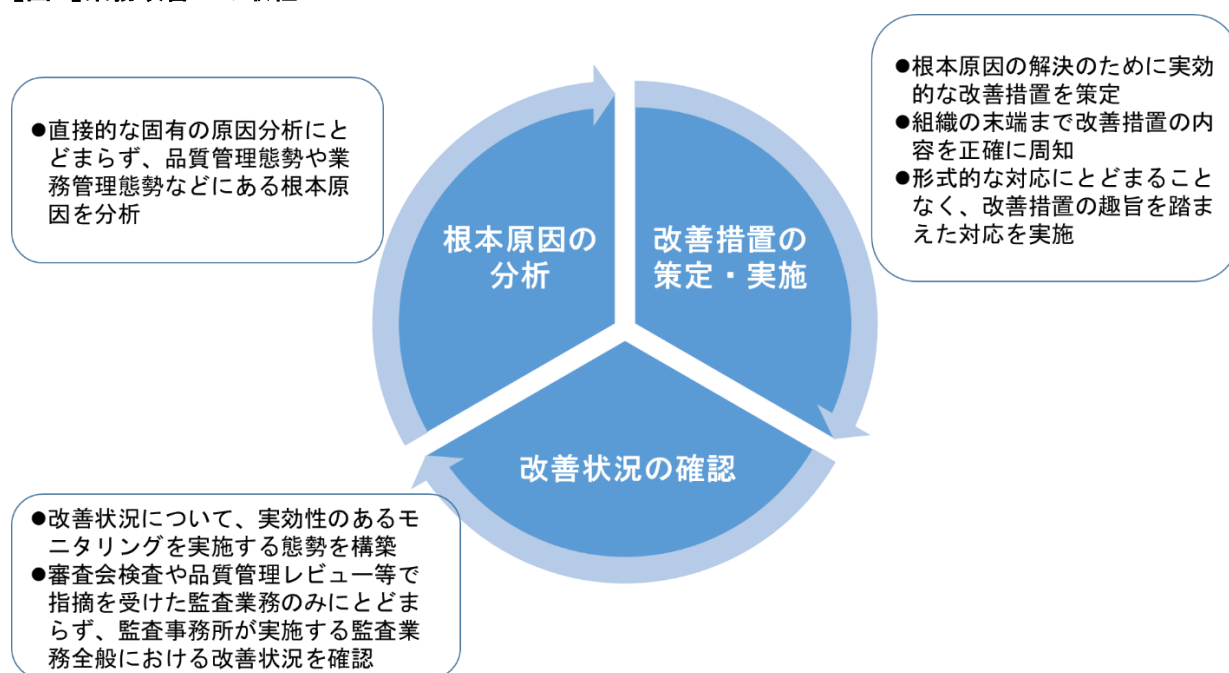
- ③ 品質管理担当責任者は、監査チーム及び審査担当者による自己点検の実施状況を確認する際、自己点検用チェックリストの項目にチェックが付されていることを形式的に確認するのみで、監査責任者が監査業務の改善に実効的な自己点検を実施しているか、審査担当者が改善の趣旨を踏まえた深度ある点検を実施しているか否かについて検証していない。

(品基報第 1 号第 15 項 (令和 4 年改正前) (【参考】同第 1 号第 43 項))

《留意点》

上記事例は、過去の審査会検査や品質管理レビューでの指摘事項と同一・同様の不備事項が認められた監査事務所における事例である。これは、不備事項が発生した根本的な原因を特定し、その原因の解消や改善を図らずに、単に不備事項の周知や改善チェックリスト等を使用するなど、形式的な改善対応を実施したことに起因する。したがって、品質管理担当責任者は、指摘された不備事項そのものの内容を監査チームに周知するだけでなく、監査手続を改善するための具体的な指示を検討する必要があること、改善チェックリスト等を使用する場合には、品質管理担当責任者や監査責任者は、指摘の趣旨やそれに基づく改善すべき手続の範囲を踏まえて改善状況の点検を行う必要があることに留意すべきである。（【図3】参照）

【図3】業務改善への取組



（出典）審査会が作成

2. 内部規程の整備・運用及び法令諸基準の遵守等

(1) 内部規程の整備・運用

着眼点

審査会検査においては、監査事務所における内部規程の整備、周知及び運用状況について、以下のような観点から検証している。

- ▶ 監査の品質を合理的に確保するために、監査事務所の規模・実態等を十分に考慮した内部規程を整備しているか。
- ▶ 内部規程の制定・改定の際に、規程間の整合性を十分に確認するほか、法令諸基準の改正等に応じて、随時内部規程の見直しを行うなどして、その適切性の確保に努めているか。
- ▶ 品質管理担当責任者等は、監査実施者（非常勤の監査実施者を含む。）やその他の職員に対し、内部規程を確実に伝達し、また、必要に応じて、口頭での説明を行うなどして、その周知を徹底しているか。
- ▶ 品質管理担当責任者等は、監査実施者による内部規程の遵守状況を適時に把握するなどして、その遵守状況を検証しているか。

検査結果の概要

内部規程の整備・運用において、以下の事例に示すとおり、内部規程の運用だけでなく整備においても不備がみられる。

これらの不備の発生原因としては、監査事務所に適用される法令諸基準の理解が不十分であること、監査事務所の実態等に応じた修正を行うことなく、協会が提供する「監査の品質管理規程」の雛形をそのまま内部規程として採用していること、過去において問題となったことがないことから規程の見直しは必要ないと考えていることなどが挙げられる。

(評価できる取組)

監査事務所における評価できる取組として、以下の事例が挙げられる。

監査マニュアルの個々の規定に対し、関連する監基報の要求事項を付記することで、両者の関係の理解を促進しており、当該監査マニュアルを用いて、監査の基準が求める監査上の対応の水準についての教育を実施している。

求められる対応

監査事務所においては、内部規程が、法令諸基準に準拠した上で各監査事務所の規模と実態に即したものとなっているかについて改めて検証し、必要に応じて内部規程の見直しを行っていくべきである。また、実態に即した業務フローを確立するなど、内部規程の適切な整備、周知及び運用に向けた業務管理態勢を構築する必要がある。

事例 1) 内部規程の整備（定款・組織規程）

最高経営責任者は、当監査事務所に過去に合併を行って以降、現在までの法人運営に問題がないと考えていることから、規程整備の要否の検討や、現状の規程の記載が規模・実態等を十分に考慮したものになっているかの観点からの見直しを行っていない。その結果、社員総会の審議決定事項について、定款で「当監査事務所の業務にかかる重要な事項」と定めているのみで、「重要な事項」の具体的な例示や指針を規程等で定めていない。

また、組織規程がなく、品質管理担当部門や審査担当部門等の品質管理に関連する組織の関係、重要な会議の目的、役割、位置付け等を定めていない。

（品基報第 1 号第 17・18 項（令和 4 年改正前）（【参考】同第 1 号第 19 項））

事例 2) 内部規程の整備（社員会）

当監査事務所は、経営及び業務に関する重要事項の意思決定を行う機関として、全社員を構成員とする社員会を設けている。

しかしながら、当監査事務所は、社員会での決議事項や決議の方法等について、具体的に明文化して定めていないほか、社員会で決議したとする事項について、審議の過程や決議の内容を記録として残していないなど、社員会を適切に運営するための態勢が整備されていない。

（法第 34 条の 13）

事例 3) 内部規程の周知

当監査事務所は、品質管理規程において、「品質管理担当責任者は、品質管理に関する方針及び手続を本規程等に文書化し、専門要員に配付し、新規採用時及び本規程等更新時にその内容、達成すべき目的、及び個人が品質に関して責任を有することを説明しなければならない」旨を定めている。

しかしながら、当監査事務所は、品質管理規程を含む諸規程を監査事務所内のキャビネットに備え置くにとどまり、品質管理担当責任者は、品質管理規程等を専門職員へ配付していない。また、品質管理担当責任者は、専門職員の新規採用時及び品質管理規程等の新設・改訂に際し、その内容、達成すべき目的等を専門職員へ十分に周知していない。

（品基報第 1 号第 15・16 項（令和 4 年改正前）（【参考】同第 1 号第 19 項））

事例 4) 内部規程の運用（定年規程）

当監査事務所は、社員定年を 65 歳とする旨を定年規程に定めている。

しかしながら、定年を過ぎた社員について、定年延長の決議を行うことなく、社員会への出席を認めるほか、社員登記を存続させるなど、定年規程に従った処遇を実施していない。

（品基報第 1 号第 15 項（令和 4 年改正前）（【参考】同第 1 号第 19 項））

事例 5) 内部規程の運用（専門的な見解の問合せ）

当監査事務所は、「監査・品質管理マニュアル」において、専門的な見解の問合せを実施する場合には、所定の様式に、問い合わせる事項の論点、事実関係等を記載する旨を規定している。

しかしながら、当監査事務所は、監査チームが専門的な見解の問合せを実施すべき事項を識別した際の具体的な報告手続を定めていないほか、事務所内外の適切な専門的知識、経験等を有する者を特定していないなど、専門的な見解を得るための具体的な手続を定めていない。

（品基報第 1 号第 33・F33-2 項（令和 4 年改正前）（【参考】同第 1 号第 31・F31-4JP 項））

事例 6) 内部規程の運用（品質管理規定）



当監査事務所は、「監査の品質管理規程」において、同一企業の監査業務における監査責任者の全員の交代が生ずる場合には、「不正リスクを含む監査の過程で識別した重要な事項を適切に伝達しなければならない」と定めている。

しかしながら、当監査事務所は、当該交代に際し、後任の監査責任者に対する、不正リスクを含む監査の過程で識別した重要な事項の伝達が実施されていない。

（品基報第 1 号第 F32-2 項（令和 4 年改正前）（【参考】同第 1 号第 F31-2JP 項）、監基報 220（令和 4 年 6 月改正前）第 F14-3 項（【参考】同 220 第 F34-3JP 項））

事例 7) 内部規程の運用（社員会規定）



当監査事務所は、「社員会規程」において、決算及び業務報告書の承認について、社員会の決議事項として定めている。しかしながら、当監査事務所は、決算及び業務報告書の承認について、社員会による決議を行っていない。

（品基報第 1 号第 15・16 項（令和 4 年改正前）（【参考】同第 1 号第 19 項））

《留意点》

上記事例のほか、以下のような不備が指摘されている。

- ・ 外部から寄せられた不正リスクに関連する情報を受け付ける窓口を設けておらず、外部からの不正リスクに関連する情報に対応するための制度を具体的に定めていない。
- ・ 監査計画の策定等の基礎となる監査実施者の執務実績時間を集計・管理する態勢を整備していない。
- ・ 監査マニュアルにおいて、内部統制の運用評価手続を実施することなく実証手続のみで監査証拠を入手する監査戦略について、実施の要件や実証手続の種類及び範囲に関する指針を定めていない。
- ・ 非監査業務の契約を締結する際、内部規程で定められた手続（全社員への通知及び審理）を行っていない。

協会等が提供する雛形が充実してきたこともあり、規程が存在しないなどの整備上の不備に対する

指摘は減少してきているものの、雛形をそのまま採用し、監査事務所の実態に即した規程となっておらず、実際には機能していないといった運用面の問題が散見されている。そのため、監査事務所が自ら整備した規程と実際の運用状況に乖離がないかを、定期的に確認することに留意が必要である。

(2) 法令諸基準の遵守

着眼点

公認会計士及び監査事務所に対しては、公認会計士法、その他の法令諸基準において、業務の適切性を確保するなどの観点から、各種の制限、義務等が課されている。審査会検査においては、関連する法令諸基準の遵守状況や遵守に向けた業務管理態勢の整備・運用状況等について検証している。

検査結果の概要

法令諸基準の遵守という観点では、社員の競業禁止の遵守のための規程の不備のほか、監査業務の主要な担当者のローテーションに係る不備、不適切な検査対応、公認会計士資格に関する虚偽記載などが見受けられる。

それらの不備事項の発生原因としては、品質管理担当責任者等が、法令諸基準を十分に理解していないことや、法令諸基準の遵守状況の確認が必要とされる各業務について、当該確認作業に係る実施担当者や業務フローを、明確かつ具体的に定めていないことなどが挙げられる。

求められる対応

監査事務所においては、常に公認会計士の使命と職責を自覚し、法令諸基準を遵守する組織風土を醸成する必要がある。また、法令諸基準の遵守状況の確認が必要とされる業務を特定し、当該確認作業に係る実施担当者を選任するなどして、法令諸基準を遵守するための適切な業務管理態勢を構築する必要がある。

事例 1) 社員の競業の禁止

当監査事務所に所属する特定の社員は、当監査事務所の社員就任前より継続して、自身の個人事務所においても当監査事務所の業務の範囲に属する業務（監査業務）を行っており、社員の競業の禁止を規定した公認会計士法に違反している状況にある。また、当監査事務所は、当該社員が同法に違反している状況を看過している。

（法第 34 条の 14 第 2 項、品基報第 1 号第 19 項（令和 4 年改正前）（【参考】同第 1 号第 29 項））

事例 2) 監査業務の主要な担当者のローテーション

当監査事務所は、品質管理規程等において、監査業務の主要な担当者（監査責任者、審査担当者、監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行うその他の者）の長期間の関与に関して、公認会計士法上の大会社等の監査業務については 7 年、大会社等以外の監査業務については 10 年で交代することを定めている。

しかしながら、最高経営責任者兼品質管理担当責任者は、独立性に関する法令等の理解が不足していたことから、大会社等の監査業務に監査補助者として従事した社員が監査責任者と同程度以上の監査時間をかけて関与している状況において、当該社員が監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行うその他の者に該当するか否かの検討を行っていない。また、一部の業務執行社員は、規程等で定めた大会社等以外の監査業務に関する長期間の関与の方針を逸脱しており、10 年を超えて関与している。

（法第 24 条の 3、公認会計士法施行規則第 9 条第 3 項、独立性に関する指針第 1 部第 139 項（令和 5 年廃止前）（【参考】倫理規則 R524.6 項）、品基報第 1 号第 24 項（令和 4 年改正前）（【参考】同第 1 号第 29 項））

事例 3) 不適切な検査対応

当監査事務所は、一部の社員及び職員が、事後的に品質管理関連資料を作成し、あるいは事後的に作成した監査調書を監査ファイルに差し込むなどした上で、その旨を秘して検査官に検査関連資料として提出した。

（法第 26 条・28 条の 3・34 条の 14 の 3）

事例 4) 品質管理レビューへの対応

当監査事務所の品質管理担当責任者は、当監査事務所の社員及び職員に対して、協会の品質管理レビューにおける対象監査業務に係る監査調書に関し、監査報告書の発行日以降、監査ファイルの最終的な整理完了前までの期間において、その追加作成、修正、更新等を行うことを慫慂又は許容するものと解し得る発言を行った。

（品基報第 1 号第 17・A4 項（令和 4 年改正前）（【参考】同第 1 号第 28 項））

事例 5) 専門職員の入力執務時間

当監査事務所の専門職員は、勤怠管理システムへ執務時間の入力を行うこととしている。

しかしながら、当監査事務所では、専門職員の執務時間が法定休日を含め勤怠管理システムに入力されていない事例が多数認められるほか、監査概要書等に記載された従事時間が過少なものとなっている事例、法定休日における執務時間が勤務日における執務時間として入力されている事例が多数認められているにもかかわらず、専門職員全体での入力執務時間の正確性を確保するための是正措置が講じられておらず、専門職員の執務時間について適切な管理が実施されていない。

(品基報第1号第15項(令和4年改正前) (【参考】品基報第1号第19項)、監基報220第7項(令和4年改正前) (【参考】同220第13項)、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第5条第1項)

事例6) 利益相反取引



当監査事務所の代表社員は、税理士法人の代表社員を兼務しており、また、当監査事務所は、当該税理士法人に対し経理業務等を委託している。

しかしながら、当該代表社員は、当監査事務所が当該税理士法人に対し経理業務等を委託しようとする際、当該経理業務等の委託は、公認会計士法第34条の22第1項において準用する会社法第595条第1項第1号に定める利益相反取引に該当するにもかかわらず、当該経理業務等の委託につき、同項柱書に基づく当該代表社員以外の社員の過半数の承認を受けていない。

(法第34条の13・34条の22第1項、会社法第595条第1項)

《留意点》

上記事例のほか、以下のような不備が指摘されている。

- ・ 社員の総数の過半数が、公認会計士の登録を受けた後、3年以上監査証明業務に従事している者であるという要件を満たしていない。
- ・ 監査事務所と競合する業務が行われていないかを把握するための手続や競業に係る具体的な承認手続を内部規程において定めていない。
- ・ 定款における監査事務所の目的に記載された事項と実際の業務内容に齟齬がある。
- ・ 定款変更に関する届出が法定の提出期限内に行われていない。
- ・ 利益相反取引に関する承認が行われていない。
- ・ 社員及び職員の執務実績時間を集計・管理しておらず、監査概要書を適切に作成する態勢を構築していない。
- ・ 監査事務所の関係会社から受託する業務の契約について、承認手続が行われていない。
- ・ 公認会計士として登録されていない者の資格を公認会計士とする虚偽の記載がされた監査計画説明書を提出している。
- ・ 公認会計士としての登録が未了であった者に対し、公認会計士である旨の記載がされた名刺を発行している。

(3) 情報管理

着眼点

監査実施者は、業務の実施において、日常的に、被監査会社等の機密情報を入手し機密情報が保存された PC を持ち運ぶほか、被監査会社の担当者等との業務上のコミュニケーションに電子メールを利用している。また、監査事務所や外部のサーバーに、電子化された監査調書や調書化する前の電子データを保管している。このため、監査事務所は、IT 環境等にも十分かつ適切に配慮した情報管理体制の整備・運用が求められている。

上記を踏まえ、審査会検査においては、監査事務所における情報管理体制の整備・運用状況について、以下のような観点から検証している。

- ▶ 監査事務所として、監査事務所が保有する情報の種類等を分析するなどして、情報漏えいのリスクを的確に把握しているか。
- ▶ 監査事務所として、当該リスクに見合ったセキュリティ・ポリシー等の情報管理に係る内部規程を適切に整備・運用しているか。
- ▶ 情報管理に係る責任者は、監査実施者（非常勤の監査実施者を含む。）及びその他の職員が情報管理に係る内部規程を遵守しているかを随時監視するなどして、その遵守を徹底しているか。

検査結果の概要

以下の事例に示すとおり、情報漏えい防止措置を適切に実施していない、業務でインターネットサーバーサービスを利用する場合の取扱いルールを定めていない、非常勤職員に対して情報セキュリティに関する規程を適切に運用していない、監査調書に記載される個人情報適切に秘匿化していないなどの不備がみられる。

なお、不備事例の発生原因としては、以下の問題点が挙げられる。

- ・ 情報管理に係る責任者が、情報セキュリティに係る内部規程を形式的に整備するだけで、PC 等を利用する監査実施者（非常勤の監査実施者を含む。）に運用を任せきりにしている。
- ・ 情報管理に係る責任者等が、監査実施者は情報セキュリティに関する内部規程を遵守していると過信し、監査事務所における内部規程の運用実態を把握するための措置を実施していない。
- ・ 情報管理に係る責任者が、自らの職責を適切に理解しておらず、監査事務所の情報機器の使用実態に応じた規程の整備を行っていない。
- ・ 個人情報の匿名化を失念している。
- ・ 情報管理に係る責任者等が、情報セキュリティに対する理解及びその重要性に対する認識が十分ではなく、情報管理体制を適切に整備する必要性を認識していない。

(評価できる取組)

監査事務所における評価できる取組として、以下の事例が挙げられる。

PC の紛失による情報漏洩リスクを軽減するため、シンククライアント端末による仮想デスクトップ環境 (VDI) を導入するとともに、被監査会社とのデータの授受に外部のクラウドストレージサービスを利用している (監査チームのメンバーと被監査会社だけがアクセスできる個別の専用サイトをストレージ内に設定する方法による。)。外部業者のクラウドストレージサービスの導入に当たっては、導入のリスクを洗い出すとともに、外部業者側で非対応のリスクについて、必要に応じて自ら新たな管理策を講じている。

求められる対応

被監査会社等の機密情報に係る電子化の進展に伴い、膨大な電子データを入手する機会が増加しているにもかかわらず、情報管理体制に関する不備の発生は依然として多い。監査事務所においては、情報漏えいが監査事務所の運営に重大な影響をもたらす可能性があることを十分に認識した上で、各監査事務所における情報機器の利用等の実態に即した適切な情報管理体制の整備・運用を行う必要がある。

なお、外部からの不正なアクセスによるデータの流出やシステムのダウン等を意図した攻撃は、監査事務所にとって経営上のリスクであり、IT 化の進展に合わせて、サイバーセキュリティの強化を確実に行っていく必要がある。

事例 1) セキュリティ責任者及び担当者の任命



当監査事務所は、情報セキュリティ対策に係る方針であるセキュリティ基本方針において、法人全体の情報管理に係るセキュリティ責任者並びに監査法人の情報システム及び各監査業務に係るセキュリティ担当者を任命することを定めている。

しかしながら、当監査事務所は、セキュリティ基本方針の定めに反し、セキュリティ責任者及び担当者を任命していない。

(品基報第 1 号第 15 項 (令和 4 年改正前) (【参考】同第 1 号第 19 項)、監査・保証基準委員会実務指針第 5 号第 11 項)

事例 2) 情報セキュリティに関する内部規程の整備・運用

情報管理担当責任者が、求められる情報セキュリティ対策の水準や対象を理解しないまま、形式的にセキュリティ・ポリシー等の策定及びセキュリティ実施状況の点検を行っているため、以下のような不備がみられる。

- ・ セキュリティ・ポリシー等により、情報漏えいを防止するための方針等を定めているものの、情報が漏えいした場合における対応方針や手続等を定めていない。
- ・ 保有データの重要度に応じた分類、保存データのバックアップや暗号化、重要な電子データにアクセスする場合における監査実施者の ID とパスワードの設定が行われていない。

- ・ 監査事務所の全構成員から徴求すべき「セキュリティ・ポリシー遵守状況報告書」が一部の構成員から提出されていない。
- ・ 情報セキュリティ基本方針を含む諸規程について、社員及び職員に対する周知徹底を図っておらず、また、情報セキュリティに関する定期的な教育・研修を実施していない。

（法第 27 条、品基報第 1 号第 15・16 項（令和 4 年改正前）（【参考】同第 1 号第 19 項）、品基報第 1 号実務指針第 1 号Ⅲ 1・Ⅳ 2・5（令和 5 年改正前））

事例 3）非常勤の監査実施者に対する情報セキュリティに関する内部規程の運用

品質管理担当責任者は、非常勤職員が個人 PC を監査業務で利用する場合、個人 PC に監査業務に係るデータが残っていないかを確認することを「情報セキュリティ規程」において定めているにもかかわらず、「情報セキュリティに係るチェックリスト」を形式的に確認するのみで、実際には当該 PC に監査業務に係るデータが残っていないか確認していない。

（法第 27 条、品基報第 1 号第 15・16 項（令和 4 年改正前）（【参考】同第 1 号第 19 項）、品基報第 1 号実務指針第 1 号Ⅳ 2・5・Ⅴ 2（令和 5 年改正前））

《留意点》

上記事例のほか、ファイルサーバーとして、大手インターネット関連会社の提供するインターネットサーバーサービスを利用しているが、業務でインターネットサーバーサービスを利用する場合に必要なセキュリティに関する取扱いルールを定めていない事例などがみられる。

非常勤職員が個人 PC を監査業務で用いる場合には、非常勤職員に常勤職員と同じ作業をさせ、扱う情報も同じであれば、常勤職員と同レベルの対策をとる必要があることに留意する。

また、サービス提供業者の定期的な評価に当たっては、セキュリティ対策の状況の検討を行う必要があることに留意する。

(4) インサイダー取引防止

着眼点

資本市場の信頼性を確保するという重要な社会的使命を担っている公認会計士が、業務で知り得た企業の内部情報を利用してインサイダー取引に関与した場合、公認会計士監査に対する信頼は大きく揺るがされることになりかねない。

また、公認会計士がインサイダー取引に関与した場合には、関与した当人が責任を問われるのはもちろんのこと、所属する監査事務所の信頼性にも大きな影響を与えることにもなり得る。各監査事務所においては、構成員によるインサイダー取引の防止に向けて、実効性ある措置の実施が不断に求められる。

上記を踏まえ、審査会検査においては、インサイダー取引防止体制の整備・運用状況について、以下のような観点から検証している。

- ▶ 監査事務所として、構成員によるインサイダー取引防止に向けて、実効性ある手続を内部規程により定め、周知しているか。
- ▶ 監査事務所として、内部規程で定められたインサイダー取引防止措置を適切に実施するとともに、必要に応じて、構成員による特定有価証券等の取引に係る確認等の監視措置を実施しているか。

検査結果の概要

以下の事例に示すとおり、協会が提供する「インサイダー取引防止規程」の雛形を参考に内部規程を整備しているものの、当該規程の運用に不備がみられる。

なお、不備事例の発生原因としては、以下の問題点が挙げられる。

- ・ インサイダー取引防止管理者等が、内部規程に基づき実施すべきインサイダー取引防止措置を網羅的に把握していない。
- ・ インサイダー取引防止管理者等が、構成員によるインサイダー取引防止措置の遵守状況について確認することなく、構成員が関連規程を適切に遵守しているものと思い込んでいる。

求められる対応

監査事務所においては、インサイダー取引が資本市場に与える悪影響についての社会一般の認識が深まっていることを再度認識した上で、当該取引の防止のために、より一層実効性のある対応をとる必要がある。

具体的には、協会公表の「インサイダー取引に関する Q&A」（平成 20 年 9 月 2 日）等を十分に理解し、インサイダー取引防止規程の整備及び運用状況を改めて検証するとともに、インサイダー取引防止体制の強化の要否等についても検討するなど、適切な対応を行う必要がある。

事 例) インサイダー取引防止に係る誓約書の提出

品質管理担当責任者は、全構成員に対し、業務提供先の特定有価証券等の売買等を禁止する旨などを定めた「インサイダー取引防止規程」を遵守するとの「インサイダー取引防止規程遵守誓約書」の提出を義務付けているものの、採用時に提出させているのみで、それ以降、構成員に対する特定有価証券等の取引に係る確認等の監視措置など、インサイダー取引防止措置を講じていない。

(法第 26 条、品基報第 1 号第 19 項 (令和 4 年改正前) (【参考】同第 1 号第 29 項))

《留意点》

上記事例のほか、以下のような不備が指摘されている。

- ・ 「インサイダー取引防止規程」において業務提供先の特定有価証券等の取引禁止を、また「行動倫理基準」において過大な接待・贈答の禁止等を規定しているのみで、規程を網羅的に整備していない。
- ・ 「インサイダー取引防止規程」において、インサイダー取引について注意を喚起するために、構成員に対して業務提供先を記載したリストの配付を行うことが定められているにもかかわらず、インサイダー取引防止管理者は、業務提供先を記載したリストを配付していない。
- ・ 「インサイダー取引防止規程」に基づき、構成員に対して自己のためにする業務提供先の特定有価証券等の売買等を行わない旨の誓約書の提出を指示しているものの、提出状況を確認していないため、提出が必要な一部の構成員からの入手が漏れている。

3. 職業倫理及び独立性

着眼点

公認会計士による監査が関係者の信頼を得るためには、監査人が特定の利害に関係することなく公正不偏の態度を保持し、財務諸表の適正性について公正な判断を下すことが重要である。このため、監査事務所においては、監査人として公正不偏の態度を保持していることを客観的に示すべく、職業倫理及び独立性に関する方針及び手続を策定することが求められるほか、監査責任者においては、自らが当該方針及び手続を遵守することに加え、監査補助者による当該方針及び手続の遵守状況を確認することが求められる。

上記を踏まえ、審査会検査においては、監査事務所における職業倫理及び独立性について、以下のような観点から検証している。

- ▶ 監査事務所として、独立性の保持が要求される全ての対象者から、独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書を、少なくとも年に1度入手しているか。
また、対象者の区分に応じて、適切な確認手続を実施しているか。
- ▶ 監査事務所として、監査契約の新規の締結や更新に際し、内部規程で定められた独立性の確認手続を実施しているか。
また、監査報告書の発行に際し、独立性の状況に変更がないことを適切な方法で確認しているか。
- ▶ 監査事務所として、独立性の確認手続に際し、確認対象者が独立性の規定に従っているかどうかを判断する上で必要な独立性の規制対象会社の一覧を適時かつ正確に更新する態勢を整備・運用しているか。
- ▶ 監査事務所は、報酬依存度、就職制限、守秘義務、贈答接待等の職業倫理の遵守に関する方針及び具体的な手続を定めて周知し、監査実施者に遵守させているか。
また、監査実施者は、内部規程で定められた職業倫理に関する方針及び手続に従っているか。
- ▶ 監査事務所は、法令上求められているローテーション制度を遵守するために長期間の関与に関する方針及び手続を定め、適切に運用しているか。
- ▶ 職業倫理の遵守にあたり、倫理規則が要求する事項の趣旨を踏まえた、実質的な対応が図られているか。

検査結果の概要

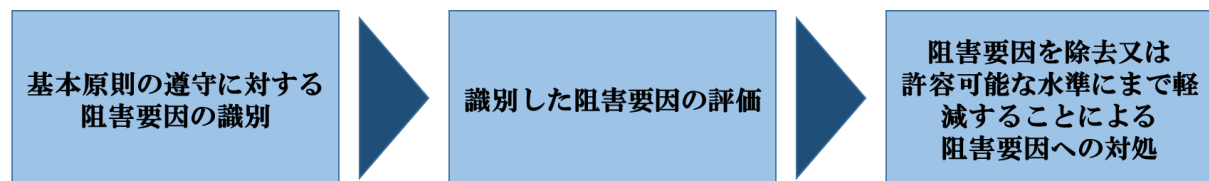
以下の事例に示すとおり、内部規程等で定められた独立性の確認手続を形式的な検討にとどめ、独立性に問題はないと安易に結論付けている、確認手続が網羅的に行われていないなどの不備がみられる。また、独立性に関する法令等の改正に応じた内部規程の更新が行われていないといった不備もみられる。

それらの不備の発生原因としては、品質管理担当責任者等が、独立性の確認手続に関し、実施手順（独立性の規制対象会社の一覧の更新手順を含む。）、実施時期、及び実施担当者を具体的に定めていないことなどが挙げられる。

求められる対応

監査事務所においては、職業倫理及び独立性に係る内容について、依然として不備が発生していることから、監査の信頼性の確保に向けて、協会が公表している「倫理規則」における基本原則を遵守し、概念的枠組みアプローチを適用した上で、適切な業務管理態勢を構築する必要がある。また、独立性の阻害要因の識別、評価及び対処に際しては、実態を踏まえた慎重な検討を行う必要がある。（【図4】参照）

【図4】概念的枠組みのアプローチ



（出典）審査会が作成

事例1）合議制審査における独立性の確認

当監査事務所は、合議制審査に係る独立性の確認手続として、審査委員の予定者に対し、口頭で独立性の状況を確認の上、独立性に問題が認められない場合には、「審査依頼書」の「独立性確認」欄に、独立性の確認手続を実施済みであることを記録している。

しかしながら、当監査事務所は、一部の審査委員の予定者に対する独立性の確認手続を実施していない。

（品基報第1号第20・38項（令和4年改正前）（【参考】同第1号第29項、同第2号第18項））

事例2）監査契約の新規の締結に際し実施する独立性の確認

当監査事務所では、監査業務の新規受嘱に係る予備調査を実施するメンバーについては、予備調査の実施前に独立性の確認手続を実施し、これ以外の監査チームのメンバーについては、監査業務の開始前に独立性の確認手続を実施することとしている。

しかしながら、当監査事務所は、独立性の確認に関し、対象者や実施時期等の具体的手続を定めた内部規程を整備していない。そのため、一部の監査業務において、予備調査実施前及び監査業務開始前の独立性の確認手続が実施されていない。

（品基報第1号第20項（令和4年改正前）（【参考】同第1号第29項））

事例3）規制対象会社一覧表の作成不備

当監査事務所は、独立性の確認手続に際し、独立性の規制対象会社の一覧表を作成し、「独立性チェックリスト」に当該一覧表を添付し確認を行っている。しかしながら、当監査事務所は、当該一覧表の網羅性を確認していないため、複数の規制対象会社について当該一覧表への記載を漏らしている。また、独立性の確認手続において、社員及び職

員から入手した回答にチェック漏れがあるにもかかわらず、その理由等を確認しておらず独立性の規定の遵守状況を十分に確認していない。

（品基報第1号第20・21項（令和4年改正前）（【参考】同第1号第29項））

事例4）ネットワークの検討



当監査事務所は、特定のネットワークとの間で、「メンバー間で、既存顧客へのサービスの提供や新規顧客の獲得のために協力し、また、高い品質と名声を備えた国際的な会計事務所間のネットワークを形成・維持すること」を目的とするメンバーシップ契約を締結している。また、当監査事務所は、当該メンバーシップ契約により許諾されたブランド名の使用権に基づき、当監査事務所のウェブサイトにおいて当該ブランド名を使用するなど、対外的に当該ネットワークのメンバーである旨の表示を行っている。

しかしながら、当監査事務所は、社員会において、当該ネットワークによる所有・支配の関係等がないことを理由に、当監査事務所が所属するネットワークは存在しない旨の決議を行っており、倫理規則中の「ネットワーク」関連規定の適用に関し、「相互の協力を目的に組成されており、かつ、組織体に属する事業体と共通のブランド名を使用している場合にはネットワークが存在すると結論付けなければならない」とする倫理規則R400.53の趣旨にのっとりた検討を行っていない。

（倫理規則 R400.53 項）

事例5）グループ法人の情報入手に対する態勢

当監査事務所は、関係会社等が受嘱した非監査業務（財務デュー・デリジェンス業務等）を関係会社等からの委託により実施している。

しかしながら、当監査事務所は、関係会社等による非監査業務の受嘱について、独立性の保持のための方針及び手続を定めていない。また、当監査事務所による非監査業務の受嘱についても、ア）同時提供禁止業務等への該当性（非監査業務の委嘱者と被監査会社との資本関係の有無、非監査業務の内容等）の検討、イ）非監査業務の提供に当たり適用すべきセーフガードの検討、ウ）監査責任者及び品質管理担当責任者による承認等に関する具体的な手続を定めていない。

（品基報第1号第20・21項（令和4年改正前）（【参考】同第1号第29項））

事例6）監査業務の依頼人に対する担当者の長期関与



当監査事務所は、監査業務の主要な担当者（業務執行社員及び審査担当社員）の長期間の関与に関し、「業務執行社員等のローテーション取扱規則」において、「阻害要因の重要性の程度を評価し、必要に応じてセーフガードを適用して、阻害要因を除去するか、又はその重要性の程度を許容可能な水準にまで軽減しなければならない」と定めている。

しかしながら、当監査事務所は、監査補助者としての継続関与年数が長期間となっている者を業務執行社員として関与させる際、同人が監査補助者として担っていた役割や期間等に照らした、独立性の阻害要因の有無に関する評価を実施していない。

(品基報第1号第24項(令和4年改正前)(【参考】同第1号第29項)、倫理規則R540.10項)

事例7) 報酬依存度の算定

当監査事務所は、特定の被監査会社に対する報酬依存度が2期連続して15%を超えていることから、セーフガードとして当監査事務所に所属しない公認会計士に監査意見表明後のレビューを依頼している。また報酬依存度の計算において、分子には当該被監査会社の監査報酬及びその連結子会社の監査報酬総額を含めている。

しかしながら、当監査事務所は、職業倫理に関する解釈指針における「一定割合を占める場合」及び「15%を大幅に超える場合」の判断基準を定めておらず、当該被監査会社がこれらの場合に該当するかを検討していない。また、当監査事務所は、職業倫理に関する解釈指針に従った関連企業等の判定を行っておらず、報酬依存度の算定時に考慮すべき関連企業等の有無を検討していない。

(独立性に関する指針第1部第27・220・222項(令和5年廃止前)(【参考】倫理規則R400.20・第410.10 A1～A3項・410.14 A1・410.14 A3～A4)、職業倫理に関する解釈指針Q1・Q13(令和5年廃止前)(【参考】倫理規則実務ガイダンス第1号Q410-5-1～6・QG-4-1))

事例8) 業務執行社員の関与期間

最高経営責任者は、業務執行社員として関与した後、継続関与年数の観点から、業務執行社員としての関与を外れている期間に、一部の被監査会社の代表取締役等に対する監査結果報告会に出席している。

しかしながら、独立性担当責任者は、当該事実を把握しているにもかかわらず、最高経営責任者による当該監査結果報告会への出席に関し、監査業務の結果に直接的な影響を及ぼしているかなど、独立性の観点からの検討を実施していない。

(品基報第1号第20項(令和4年改正前)(【参考】同第1号第29項))

事例9) 依頼人への就職

当監査事務所は、被監査会社の監査業務に関与していた元社員が、当該被監査会社の役員へ就任予定であることに係る独立性の阻害要因の有無及び重要性に関し、元社員の当該監査業務における業務執行社員としての退任日から被監査会社の役員就任までの期間における監査済財務諸表の発行の有無を確認するのみで、当監査事務所から元社員への経済的便益等の提供の有無、当監査事務所の元社員に対する債務の有無、及び元社員による当監査事務所の専門業務への関与状況を踏まえた検討を実施していない。

(独立性に関する指針第1部第135・139項(令和5年廃止前)(【参考】倫理規則R524.4・R524.6項))

事例 10) 保証業務を紹介されたことに関する紹介手数料等の対価の支払

当監査事務所は、職員に対し、保証業務を紹介した対価として、契約締結に至った保証業務の契約金額の一定割合を手当として支給している。また、新規顧客を開拓し紹介する業務を、外部の取引先に委託して、保証業務の紹介を受けた対価を支払っているが、当該対価の支払は、保証業務に関する紹介手数料等の対価の支払を禁止する倫理規則に違反している。

(倫理規則第 23 条 (令和 4 年改正前) (【参考】倫理規則第 330.5 A1・R330.5 JP 項))

《留意点》

上記事例のほか、以下のような不備が指摘されている。

- ・ 報酬依存度を算定する際の分母に、兼業している社員が非常勤取締役を務める会社から受領した報酬等を含めているが、当該報酬を当監査事務所の収入として分母に含めることが妥当か否かを検討していない。
- ・ 監査業務の担当者の長期関与に関する方針及び手続を定めていないほか、ローテーションの適用対象者や、独立性を阻害する要因を取り除くためのセーフガードが必要となる基準を定めていない。

報酬依存度に係るセーフガード

監査意見を表明する会計事務所等の総収入のうち、特定の監査業務の依頼人からの報酬が占める割合（以下「報酬依存度」という。）が高い場合、当該依頼人からの監査及びその他の業務からの報酬を失う事等への懸念は、監査人の自己利益という阻害要因の水準に影響を与え、不当なプレッシャーという独立性を阻害する要因（阻害要因）となる。そのため、当該阻害要因を軽減するため、セーフガードを検討し、実施する必要がある。

<報酬依存度の計算>

報酬依存度の計算方法は、倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A（実務ガイダンス）」Q410-5-4において、以下のように示されている。詳細については、同ガイダンスを参照されたい。

$$\frac{\text{特定の依頼人及び依頼人の関連事業体から会計事務所等が受け取る総報酬}}{\text{会計事務所等の総収入}}$$

<社会的影響度の高い事業体に対する監査業務におけるセーフガード>

社会的影響度の高い事業体（注）である依頼人に対して監査業務を提供する場合、報酬依存度に関して以下のセーフガード（セーフガードとなり得ると判断した場合）を実施する必要がある。

- 2年連続で報酬依存度が15%を超える又は超える可能性が高い場合
2年目の監査意見を表明する前に、会計事務所等の構成員ではない会員による監査業務に係る審査と同様のレビュー
- 5年連続で上記の状況が継続する場合
5年目の監査意見を表明後に原則として監査人を辞任する。

なお、改正倫理規則において、報酬依存度に係るセーフガードの規程が見直され、社会的影響度の高い事業体に対する監査業務については、監査意見表明後のレビュー（定期的な検証又は協会によるレビュー）は、セーフガードとして認められなくなっていることに留意されたい。

（注）社会的影響度の高い事業体とは、公認会計士法における大会社等及び会計事務所等が追加的に社会的影響度の高い事業体として取り扱うこととした事業体をいう。

4. 監査契約の新規の締結及び更新

(1) 監査契約の新規の締結及び更新に伴うリスクの評価

着眼点

監査事務所として、監査の品質を合理的に確保するためには、監査契約の新規の締結及び更新に先立ち、関与先の誠実性等に関する情報を広範に入手するなどして、契約リスクを慎重に見極める必要がある。万一、被監査会社の企業状況等について安易なリスク評価を行った場合、又は、自らの監査実施体制に関する誤った認識に基づき、監査契約の締結及び更新の可否を判断した場合、監査人としての職責を十分に果たせない結果になりかねないことから、監査契約の新規の締結及び更新に際して、十分かつ適切な情報収集に基づく慎重な判断が必要とされることは明らかである。

このため、監査事務所においては、監査契約の新規の締結及び更新に際し、例えば以下の事項についての検討が求められる。

- ▶ 被監査会社の経営者の誠実性を含め、契約リスクの有無。なお、経営者の誠実性を検討する上で、経営者との面談を実施することは有用である。
- ▶ 監査事務所において、必要かつ適切な人員及び時間を投入し、契約リスクに応じた監査手続が実施可能か否か。
- ▶ 特定された契約リスクに適切に対応するために必要な知識、経験及び能力を有する監査実施者の有無。
- ▶ 関連する職業倫理及び独立性に関する規程の遵守可能性。

特に、被監査会社の経営者の誠実性に係る検討については、各状況に応じて必要と考えられる情報を入手することのほか、問題点が識別された場合は、監査契約の締結及び更新の可否を慎重に検討し、その結論を適切に文書化することが必要である。

さらに、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続に、不正リスクを考慮して契約リスクを評価すること、及び、当該評価の妥当性について、新規の締結時は必ず、更新時はリスクの程度に応じて、監査チーム外の適切な部署又は者により検討することを含めることが求められている。

上記を踏まえ、審査会検査においては、各監査事務所における監査契約の新規の締結及び更新について、以下のような観点から検証している。

- ▶ 契約リスクを評価するための手続が具体的に定められており、契約リスクが適切に評価されているかどうか。
- ▶ 識別された契約リスクが、個別監査業務の監査計画に適切に反映されているか。
- ▶ 監査実施体制を編成する際に、監査事務所が新規に受嘱した監査業務を実施するための適性、能力及び人的資源を有しているかどうかを十分に検討しているか。
- ▶ 契約リスクの評価及び監査事務所における承認が適時かつ適切に行われているか。

検査結果の概要

監査契約の新規の締結及び更新は、監査事務所における経営判断の中核をなす事項である。しかしながら、以下の事例に示すとおり、監査契約の新規の締結や更新に際して、監査責任者（予定者）が予備調査や監査業務の引継、前年度の監査等により把握した経営者の誠実性などのリスク情報が新規の締結及び更新の承認権者（社員会等）間で共有されておらず適切なリスク評価が行われていない不備や、契約締結に当たり必要となる監査資源について十分に検討していないなどの不備がみられる。また、不適切な売上取引や内部統制に係る開示すべき重要な不備が存在する状況を識別しながら、適切なリスク評価を実施していないといった不備もみられる。

それらの不備の発生原因としては、以下の問題点が挙げられる。

- ・ 監査責任者（予定者）が、慎重なリスク評価及び問題点の解決を適時かつ適切に実施することよりも、監査契約の早期締結及び当該業務への早期着手を優先させている。
- ・ 監査責任者（予定者）において、経営者不正、内部統制監査、会計上の見積り等に関する的確な判断を行うために必要な経験が不足しており、予備調査や監査業務の引継等により把握した事実に基づく契約リスクの評価を適切に実施できていない。
- ・ 社員間で監査契約の新規の締結の可否について議論する際、前任監査人から入手した情報等を基に、監査事務所としてのリスク評価を行うことの重要性を理解せず、監査責任者（予定者）以外の社員において、他の社員が獲得してきた監査業務について、批判的な見地からの検討をしていない。

（評価できる取組）

監査事務所における評価できる取組として、以下の事例が挙げられる。

- ・ 監査契約の新規の締結を検討している対象会社は、前年度に売上の不正が発覚したリスクの高い会社であるため、契約時のリスク評価において、不正防止に係る内部統制の構築状況を慎重に見極める必要があった。このような状況を踏まえ、監査責任者（予定者）は、経営者などの社内の者から情報を入手するだけでなく、実際の内部統制構築に係る社内体制や進捗状況等を把握するために、会社の不正再発防止策に直接関与している外部の有識者と面談するなど、経営者の主張を裏付けるための詳細かつ客観的な情報の収集を行った。
- ・ 新規上場を目指す企業が適切な監査を受けることができる環境を整備するために専門部署を本部組織内に設置している。当該専門部署は、新規上場を目指す企業からの相談窓口、監査チームをサポートすることによる監査の品質の確保、上場準備会社の監査を担う人材育成のための研修の立案・実施の機能を担っている。

求められる対応

監査事務所においては、監査契約の新規の締結及び更新は、監査事務所における経営判断の中核をなす事項である。監査事務所は、関与先の誠実性や被監査会社のリスク情報等、予備調査や監査業務の引継、前年度の監査等により把握した情報を基に、監査事務所自身の能

力を踏まえて、契約リスクの識別及びその対応策を検討した上で、監査契約の締結及び更新の可否を決定する必要がある。なお、監査契約の締結及び更新の可否の判断に当たっては、監査事務所の財務上及び業務上の優先事項を重視して不適切な判断にならないように留意する。

近年は、大手監査法人から準大手監査法人や中小規模監査事務所へと、監査人が交代する事例が多く見受けられる。特に、監査人交代の経緯等から、被監査会社の監査リスクが高いと判断される可能性のある場合には、より一層慎重な対応が求められることに留意する必要がある。

また、上場準備会社に対する金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準ずる監査の新規契約件数も相当程度に増加しており、内部統制や社内管理態勢などに課題を有している上場準備会社も少なくないことから、上場準備会社との監査契約の新規の締結においては、適切な品質の監査を実施できるかについて、以下の点にも留意して慎重な検討が必要となる。

- ・ 経営者の誠実性について、慎重な評価を行うこと
- ・ 必要かつ適切な監査人員及び時間の確保による被監査会社の契約リスクに応じた監査の実施の可否を検討すること
- ・ 新規上場関連業務の知見を含め、監査の実施に必要な知識、経験及び能力を有する監査実施者を確保すること

さらに、上場準備会社に対する監査業務を継続的に提供できる体制を構築する観点から、新規上場関連業務を担う人材を育成するとともに、関連する知見やノウハウを蓄積・集約することが必要になる。

事例 1) 監査契約の新規の締結時におけるリスク評価手続の実施

- ① 業務執行社員予定者は、過年度の監査において、被監査会社の経理等に係る脆弱な管理体制により監査報告書の提出が遅延したことを把握し、契約リスクを「高」と評価したが、前任監査人への質問により、被監査会社の誠実性に問題がないことを確認したとして、当監査事務所の社員会に対し監査契約の新規の締結の可否を諮っている。

しかしながら、社員会は、業務執行社員予定者が被監査会社の経営者と面談していないにもかかわらず、前任監査人に対する質問結果のみに基づき、被監査会社との監査契約の新規の締結を承認しており、被監査会社の誠実性について十分に評価していない。

(品基報第 1 号第 25・26 項 (令和 4 年改正前) (【参考】同第 1 号第 30 項))



- ② 業務執行社員予定者は、監査契約の新規の締結に際し、前任監査人への質問により、「不適切な売上計上」や「全社的な内部統制に係る開示すべき重要な不備」などが存在する状況を把握している。

しかしながら、当監査事務所は、監査契約の締結に当たり、「不正又は不正の疑いがあるか」、「内部統制の重要な不備があるか」などの契約チェックリストが定める評価項目に関し、上記の状況を踏まえた評価・検討を実施していない。

（品基報第1号第25・26・F26-2項（令和4年改正前）（【参考】同第1号第30項・F30-2JP項）、監基報220第11・F11-2項（令和4年改正前）（【参考】同220第22・F22-2JP項））

《留意点》

上記事例のほか、以下のような不備が指摘されている。

- ・ 前任監査人に対する質問への回答の入手や社員会での決議など、監査事務所として必要としている手続を完了する前に契約締結の承認を行っている。
- ・ 会計監査人就任承諾後であっても必要な契約リスクの評価手続の結果において問題があれば、就任を撤回すればいいと安易に考え、就任承諾を行っている。
- ・ 他の監査事務所と合併するケースにおいて、被合併監査事務所が締結している監査業務について十分な検討を行っていない。

監査事務所の合併時においても、監査業務の受入手続などの必要な手続を完了し、適切なリスク評価手続が必要であることに留意する。

なお、関与先の誠実性に関する情報の入手方法については品基報第1号（改正後）第A69項の以下の例示も参考に検討する必要がある点に留意する。

- ・ 既存の関与先の場合、該当する場合、現在若しくは過去の業務からの情報又は当該関与先に対して他の業務を行った他の専門要員への照会
- ・ 新規の関与先の場合、職業倫理に関する規定に従って、当該関与先に対し職業専門家としての会計及び監査関連業務を現在又は過去に提供している者等への照会
- ・ 金融機関、法律専門家、関与先の同業他社等の第三者との討議
- ・ 関連するデータベース（知的資源に該当する場合もある。）を利用した背景調査。場合によっては、監査事務所がサービス・プロバイダーを利用して背景調査を実施することがある。

事例2）監査契約の更新時におけるリスク評価手続の実施

監査チームは、被監査会社の監査において、内部統制の開示すべき重要な不備、継続企業の前提に関する注記、大株主との合理性に疑義のある取引など重要な問題を認識したほか、大株主との合理性に疑義のある取引については「不正による重要な虚偽表示を示唆する状況」と認識している。

しかしながら、当監査事務所は、当該被監査会社との監査契約の更新に際し、監査業務の品質を確保することが著しく困難な事項を認識しているにもかかわらず、監査の品質を確保するための手続について十分に検討していない。

（品基報第1号第25・26・F26-2項（令和4年改正前）（【参考】同第1号第30項・F30-2JP項）、監基報220第11・F11-2項（令和4年改正前）（【参考】同220第22・F22-2JP項））

《留意点》

上記事例のほか、以下のような不備が指摘されている。

- ・ 監査契約の更新に伴う契約リスクを評価する際に、前年度の監査実施時において、経営者から監査に必要な情報を提供されなかったことを識別しているにもかかわらず、監査範囲の制約などの業務の範囲に対する不適切な制限の兆候等の観点から、被監査会社の経営者の誠実性に係る検討を実施していない。
- ・ 被監査会社の全社的な内部統制及び業務プロセスに係る内部統制に開示すべき重要な不備があったことを識別しているにもかかわらず、当該開示すべき重要な不備への対応状況等の観点から、被監査会社の経営者の誠実性に係る検討を実施していない。

監査事務所においては、監査契約の新規の締結時のみならず、契約の更新時においても、把握した情報を基に契約リスクの識別及びその対応策を検討した上で、監査契約の更新の可否を決定することが必要な点に留意すべきである。

事例3) 監査資源の確保

当監査事務所は、監査契約の更新に関し、監査責任者に対して、被監査会社の誠実性、監査実施上のリスク、監査資源の確保等を考慮した契約リスクの程度を評価の上、審査担当者の承認を得ることを義務付けている。

しかしながら、監査チームは、監査契約の更新の可否に関する検討において、前期に係る監査時間の実績が、計画時の監査時間を大幅に超過していたにもかかわらず、前期の計画時と同水準の監査時間を当期に係る予定監査時間として算定しており、監査の品質を維持しつつ、前期に係る監査時間の実績から大幅に削減するための具体的な手法及び当該手法により削減し得る具体的な時間数について検討していない。

また、審査担当者は、当該監査契約の更新を承認するに当たり、監査チームが算定した予定監査時間の合理性について検討しておらず、当該監査契約の更新の適否について十分に検討していない。

(品基報第1号第25項(令和4年改正前) (【参考】同第1号第30項)、監基報210第9項、同220第11・A7項(令和4年改正前) (【参考】同220第22・A50項))

《留意点》

近年、上場会社において、不適切な会計処理の発覚を原因として、有価証券報告書等の訂正報告書が提出される事例が少なからず見受けられるが、訂正監査においても、通常の財務諸表監査と同様に、監査契約の締結の可否の決定から監査報告書提出まで適切に品質管理を行う必要がある。複数期間にわたる財務諸表の訂正が予想される場合には、通常の監査業務と異なり、監査人が十分かつ適切な監査証拠の入手に時間を要する可能性があるため、監査予定日数の十分性について慎重に検討する必要がある。

(2) 監査業務の引継

着眼点

監査人が交代する場合、前任監査人が過年度に係る監査業務の実施過程で入手した情報は非常に重要な情報となることから、監査人予定者（後任監査人）が監査契約の締結の可否の判断及び監査を実施する上で有用な情報を入手することができるよう、前任監査人及び監査人予定者双方に対し、監査事務所間の引継を適切に行うことが求められている。

上記を踏まえ、審査会検査においては、各監査事務所における監査業務の引継の状況等について、以下のような観点から検証している。

- ▶ 前任監査人は、監査人予定者が監査契約の締結の可否を判断する又は監査を実施する上で有用な情報を提供するため、適時に十分な引継を行っているか。
また、前任監査人は、監査人予定者からの質問に対して、誠実かつ明確に情報を提供しているか。特に、監査意見に影響を及ぼした、または及ぼし得る重要な虚偽表示に関わる情報等を把握していた場合、監査人予定者に当該情報を漏れなく伝達しているか。
- ▶ 監査人予定者は、監査契約の締結の可否を適切に判断するため、前任監査人に対して、監査事務所の交代事由、不正リスクへの対応状況等、監査の基準で要求されている事項について漏れなく質問しているか。
- ▶ 監査人予定者と前任監査人は、実施した監査業務の引継の内容について、相互に確認し、その記録をそれぞれ保管しているか。
- ▶ 監査事務所は、監査チームが実施した引継の状況について、監査チーム外の適切な部署又は者に報告させ、適切な引継を実施していることを確認しているか。
- ▶ 違法行為への対応の結果、監査契約の締結の辞退又は契約の解除を行った場合、監査人予定者の要請に基づき、監査人予定者が監査契約の締結の可否を判断する前に知っておく必要があると前任監査人が判断した違法行為又はその疑いに関する全ての事実と情報を監査人予定者に提供しているか。

検査結果の概要

前任監査人に対する質問が適切に実施されていない不備、及び前任監査人が監査人予定者に対し、経営者の誠実性に関する自己の認識を正しく伝達していない不備がみられる。

なお、不備の発生原因としては、監査責任者（予定者）が、慎重なリスク評価及び問題点の解決、あるいは、監査事務所における手続を適時かつ適切に実施することよりも、監査契約の早期締結及び当該業務への早期着手を優先させていることが挙げられる。また、品質管理担当責任者が、監査契約の解除及び監査業務の引継に関する規程等を整備すれば、監査チームが、当該規程等を遵守し適切に運用するものと思い込んでいたことが挙げられる。

求められる対応

前任監査人においては、監査人予定者に対して、監査実施の過程で把握した被監査会社の監査リスク等に係る情報を十分かつ明確に伝達する必要があることを認識する必要がある。

また、監査人予定者においては、前任監査人からの引継等の過程で入手した被監査会社のリスク等に係る情報を適切に文書化し、監査業務の実施において十分に活用できる体制を整備する必要がある。

なお、同一監査事務所内での監査チームの交代においても、監査リスクに係る情報を適切に伝達することが求められる。特に、不正リスクを含む監査上の重要な事項については、十分かつ明確に伝達することに留意する必要がある。

事 例) 監査人予定者への情報提供

当監査事務所は、監査業務の引継において、経営者の誠実性について特段の問題はないとの認識を監査人予定者に伝達している。

しかしながら、当監査事務所の監査責任者は、監査契約の解除に関する監査事務所内部の承認手続において作成した契約解除申請書では、経営者の誠実性について重大な問題がある旨の説明を行っており、監査人予定者への引継に際し、経営者の誠実性に関する自己の認識を正しく伝達していない。また、当監査事務所の品質管理部は、監査業務の引継の議事録と契約解除申請書との齟齬を把握するための手続を整備していない。

(品基報第1号第27・60項(令和4年改正前) (【参考】同第1号第34・62JP項)、監基報900第13項)

《留意点》

上記事例のほか、以下のような不備が指摘されている。

- ・ 監査責任者(予定者)が、前任監査人に対する質問を実施していない。
- ・ 業務拡大に伴い新規の監査契約が急増したことから、監査業務の引継の際、監査事務所の整備した業務規程に沿った検討が期限内になされなかった。
- ・ 前任監査人が大手監査法人であったことから、被監査会社の会計方針の適切性について十分に検討しないまま監査業務を引継いだ結果、会計方針の適用が不適切であったことが事後的に判明した。

引継に当たっては、前任監査人を過信せず、慎重な姿勢で臨むことに留意すべきである。

5. 採用、教育・訓練、評価及び選任

(1) 採用、教育・訓練

着眼点

審査会検査においては、監査事務所における監査実施者の採用に係る方針及び手続の整備・運用状況等について、以下のような観点から検証する。

- ▶ 採用に関する方針と手続が具体的に整備されており、適切に運用されているか。

また、監査人は、職業的専門家として、その専門的能力を向上させるとともに、実務経験等によって知識を蓄積していくことを常に求められており、審査会検査においては、監査事務所における教育・訓練について、以下のような観点から検証している。

- ▶ 監査事務所として、監査実施者の知識、能力及び経験に十分に配慮した研修内容を策定し、実施しているか。
- ▶ 監査事務所として、監査実施者の理解が不足しがちな分野を的確に把握した上で、当該分野に重点を置いた研修を実施するなど、監査実施者の監査能力の維持・向上につながる研修を実施しているか。
- ▶ 監査責任者等は、研修で伝達された内容や問題意識が実際の監査の現場で十分に活用できるよう、指揮・監督を実施しているか。

検査結果の概要

以下の事例に示すとおり、職員の採用に当たり、監査事務所全体の運営よりも監査部門としての運営を重視したため、監査事務所全体として適切な採用を行っていない事例が生じている。

また、監査実施者の教育・訓練に当たり、実効性のある研修等が行われていないといった不備や、専門的な知識を必要とする分野に対する教育・訓練の機会を監査事務所として提供できていないといった不備が生じている。

さらに、法人として必須研修の未受講者を把握しているものの、法人が規定している履修期間内に研修を受講させていないといった不備が生じている。

これらの不備の発生原因としては、品質管理担当責任者等が、監査業務に係る知識等の習得を監査責任者による監査の現場における指揮・監督に全面的に委ねている、必須研修を受講したことを確認する必要性を認識していないなど、監査事務所として適切な教育・訓練体制を構築する意識が不足していることが挙げられる。

くわえて、非常勤職員を含めた監査実施者の能力向上について、各人の自主性に委ねており、監査事務所全体で監査業務に係る知識等の水準を確保することにより、監査の品質を確保・向上させようとする意識が乏しいことが挙げられる。

(評価できる取組)

監査事務所における評価できる取組として、以下の事例が挙げられる。

New

- ・ 不正リスクに関する研修について、上場会社等の業務数が限られていることから、広く他社の不正事例を学習することが、「不正を見抜く力」の向上に資するものと考え、研修規程により、協会の必修要件である年間6単位を年間12単位に増やしている。
- ・ 審査会検査及び品質管理レビューにおける指摘事項を周知する研修において、監査調書の内容を可能な範囲で示すことで、監査実施者に対して、指摘の対象となった箇所や、改善が求められる箇所を具体的に周知している。
- ・ 監査事務所が指定した必須研修の未受講者に対して、監査業務に係る知識等の習得状況を確認するため、研修内容に関する確認テストの実施を義務付けている。
- ・ 月に1回の頻度で開催している研修会において、非常勤職員に年間5回以上の出席を義務付けているだけでなく、非常勤職員を研修講師として指名しており、積極的な研修受講を促している。
- ・ 監査実施者に占める非常勤職員の割合が高いことを課題として認識し、その改善策として、常勤職員の採用強化、非常勤職員の常勤化を進めているほか、従事日数が少ない非常勤職員との契約更新は慎重に検討している。

求められる対応

監査事務所においては、監査実施者の採用に当たり、現在の監査業務量、今後の新規契約見込み、職員の退職見込み等を踏まえ、適切に必要な採用数の見積りを行うことが必要である。

また、監査実施者の教育・訓練に当たり、各監査実施者（非常勤や無資格の監査実施者を含む。）の理解が不足している監査領域を的確に把握した上で、それぞれの知識、能力及び経験に十分に配慮した研修内容を策定・実施し、各監査実施者の能力の維持・向上を図る必要がある。

さらに、監査事務所が指定した必須研修が適切に受講されているかフォローするなど、着実に受講を促すための実効性のある措置を講じる必要がある。

くわえて、監査調書の査閲等を通じて、研修で伝達した内容や問題意識が実際の監査の現場で十分に活用されるよう、教育・訓練をより実効性のあるものにしていくことが重要である。

事例1) 職員の採用

当監査事務所は、設立の経緯から2部門体制をとっており、そのうち一つの監査部門において、業務執行社員が、担当する勘定科目の監査手続に時間が割かれ、査閲や審査関連又は品質管理関連の業務に十分な時間を確保できていない状況がある。そのような状況の中、最高経営責任者は、人員の採用について各監査部門の損益状況に基づいて決定しており、法人全体として最適な採用を行っていない。

（品基報第1号第17・28・A20項（令和4年改正前）（【参考】同第1号第28・32・A90項））

事例 2) 研修の実効性

- ① 当監査事務所は、品質管理規程において、全ての監査実施者に必要な研修の機会及び不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供する旨を定めている。また、インサイダー取引防止規程において、全ての社員及び職員に対して、当監査事務所が指定するインサイダー取引防止に関する研修の受講義務を課している。

しかしながら、被監査会社において会計不正が発生している状況において、法人独自で不正に関する研修を実施するなどの不正に関する教育・訓練の機会を提供していない。

また、当監査事務所は、インサイダー取引防止規程で定める、社員及び職員が受講すべきインサイダー取引防止に関する研修の指定を行っていない。

(品基報第 1 号第 28・F28-2 (令和 4 年改正前) (【参考】同第 1 号第 32・F32-2 JP 項))

- ② 当監査事務所は、全ての社員及び専門職員に対し、協会の継続的専門研修(CPE)(現 CPD(継続的専門能力開発))の履修単位を年 40 単位以上取得する義務を課しているほか、法人主催研修として、年 2 回の定期研修や、必要に応じて臨時研修を開催している。

しかしながら、品質管理担当責任者は、社員及び専門職員において、監査の基準の理解や、現行の監査の基準が求める手続の水準の理解が不足していることを認識しているにもかかわらず、品質管理レビューでの指摘事項に対する十分な分析に基づく発生原因を踏まえた研修を、企画・立案できていない。

(品基報第 1 号第 28・A22 項 (令和 4 年改正前) (【参考】同第 1 号第 32・A88 項))

事例 3) 非常勤職員への教育・訓練

品質管理担当責任者及び研修担当責任者は、非常勤職員の多くが、大手監査法人における監査経験があることから能力に問題はないと考えており、監査の基準に関する研修を行っていない。

(品基報第 1 号第 28・A21・A22 項 (令和 4 年改正前) (【参考】同第 1 号第 32・A88 項))

《留意点》

上記事例のほか、以下のような不備が指摘されている。

- ・ 監査事務所として、監査実施者の CPD(継続的専門能力開発)の履修義務の達成状況を把握するのみで、監査経験や実施している監査業務の内容、新しく導入された監査の基準等を十分に踏まえた教育・訓練態勢を構築しておらず、知識及び能力の維持・向上を監査実施者に任せきりにしている。
- ・ 業務執行社員の監査の品質管理能力の向上を企図した教育・訓練を継続して実施しておらず、特定の個別監査業務において不備事項が多発している。
- ・ 個別監査業務における不備の原因が、監査実施者に対する教育・訓練が不十分であることにある。監査事務所として、適切な監査業務の実施のため、教育・訓練を通じた監査実施者の監査能力の維

持・向上を図っていくことが求められる。

(2) 評価、報酬及び昇進

着眼点

監査事務所においては、監査の品質を重視した評価、報酬及び昇進に関する、適切な方針及び手続を定めることが求められており、審査会検査においては、監査実施者の評価、報酬及び昇進に係る方針及び手続の整備・運用状況について、以下のような観点から検証している。

- ▶ 監査事務所として、人事に関する方針及び手続に監査の品質を優先する姿勢をどのように反映させているか。
- ▶ 監査事務所として、評価、報酬及び昇進に関し、監査実施者の能力（特に、品質管理に係る能力）及び職業倫理の遵守について正當に評価し、十分にこれに報いるための方針及び手続を定め、適切に運用しているか。

検査結果の概要

各監査事務所において、職業的専門家としての能力（特に品質管理に係る能力）や職業倫理の遵守状況に基づく評価を行っていないなどの不備事例がみられる。

当該不備が生じる背景として、監査実施者の評価及び報酬の決定に関し、最高経営責任者の主観に基づき社員等の報酬を決定していることや、社員等の監査業務の品質に大きな差がないと考えていること、少人数の組織のため、社員間の評価に差を付けないことが重要と考えていることなどが挙げられている。

(評価できる取組)

監査事務所における評価できる取組として、以下の事例が挙げられる。

社員の評価項目として設定した 17 項目のうち、監査手続、会計基準の理解など品質管理に関する評価項目を 12 項目とすることで、監査の品質を重視した社員評価を行っている。

求められる対応

監査事務所においては、各監査事務所の規模や人員構成等に配慮しつつ、職業的専門家としての能力（特に、品質管理に係る能力）や職業倫理の遵守状況を評価するための方針及び手続を整備・運用する必要がある。

また、監査事務所は、監査実施者が能力を高め維持することや職業倫理を遵守することについて正當に評価し、十分にこれに報いることができるように、評価の結果を報酬・昇進、監査チームの編成において適切に反映させることが求められる。

事例 1) 監査補助者の評価に係る方針及び手続



当監査事務所は、監査補助者の評価及び報酬の算定に際し、監査業務の実施、能力の向上及び実務経験を通じた能力開発に留意して決定することを定めている。

しかしながら、社員会は、最高経営責任者兼品質管理担当責任者が収集した各監査補助者に係る評価結果（評価点数）の報告を受けるのみで、社員会での当該評価結果に関する討議や承認など、法人としての評価手続を実施していない。また、当監査事務所は、監査補助者の評価を形式的に実施するのみで、監査補助者に対し、各業務執行社員による評価結果やその根拠に関する具体的な内容を説明していないなど、監査補助者が能力を高め維持することについて正当に評価し、これに報いることができる仕組みを整備していない。

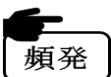
（品基報第 1 号第 15・28・A20・A24 項（令和 4 年改正前）（【参考】同第 1 号第 32・A90・A91・A92・A93 項））

事例 2) 社員の評価及び報酬

- ① 当監査事務所では、最高経営責任者が社員評価を行っており、各社員の執務状況を踏まえ、「監査業務」、「監査品質」、「法人運営」等の評価項目ごとに個別評価を行った上で、当該個別評価の結果を踏まえて 3 段階での総合評価を行っている。また、最高経営責任者は、総合評価による報酬査定の方針として、各総合評価をベースとして翌年度の社員報酬原案を作成し、当該社員報酬原案を社員会で協議の上、決定している。

しかしながら、当監査事務所における社員評価及び社員報酬の具体的な決定プロセスは、最高経営責任者が独自に考案したものであり、当該プロセスに係る規程等の整備や各社員への周知を監査事務所として行っていない。また、最高経営責任者は、社員評価を行うに際し、個別評価の各項目に係る具体的な評価基準を定めていないほか、「監査品質」の評価項目に関しては、全社員が同一の評価結果となっている。さらに、個別評価をどのように総合評価に反映するかを明確にしておらず、実効性のある社員評価が実施されていない。

（品基報第 1 号第 15・16・17・28・A5・A20・A24 項（令和 4 年改正前）（【参考】同第 1 号第 28・32・A90・A91・A92・A93 項））



- ② 当監査事務所は、社員評価及び報酬の算定に関し、社員就任期間、実施した監査業務の品質管理、社員の業績等に基づき決定する旨を定めている。

しかしながら、各評価項目に係る具体的な評価基準を定めていないほか、各評価項目をどのように社員報酬に反映させるかも明確にしておらず、社員報酬の決定に際し、監査の品質等に関する評価を反映する態勢が整備されていない。

（品基報第 1 号第 15・17・28・A5・A20・A24 項（令和 4 年改正前）（【参考】同第 1 号第 28・32・A90・A91・A92・A93 項））

事例3) 非常勤職員の評価



当監査事務所は、常勤職員の評価に際し、社員又はマネージャーが、①業務目標、②目標数字、③直接業務以外の目標、④管理能力、⑤技術知識、⑥業務遂行能力、及び⑦職務遂行態度考課を評価項目として1次評価及び2次評価を実施した上で、社員の協議により、5段階での評価及び報酬を決定している。

しかしながら、非常勤職員の評価に関する方針及び手続が定められていないほか、年次の評価も実施されていない。また、非常勤職員の報酬に関し、各非常勤職員の監査業務の品質や能力を考慮した上で決定する仕組みも整備されていない。

(品基報第1号第15・17・28・A5・A20・A24項(令和4年改正前)(【参考】同第1号第28・32・A91・A92・A93項))

《留意点》

上記事例のほか、業務執行社員に対する評価において、以下のような不備が指摘されている。

- ・ 品質管理能力等に懸念がある者を特定しているにもかかわらず、当該者が担当する監査業務に対するモニタリングが法人として不十分である。
- ・ 社員評価に当たって考慮すべき要素の評価結果と、ベース給の評価の区分との関係や評価給の支給条件について、明確な基準が定められていない。

また、監査に従事する非常勤職員に対する評価において、以下のような不備が指摘されている。

- ・ 常勤職員と同様に人事評価を実施しているが、非常勤職員の処遇を厳しくすると非常勤職員が退職してしまい、監査業務に支障が生じることを懸念し、人事評価の結果を昇格・降格、監査チームの編成において十分に反映していない。

評価、報酬、昇進等は、最高経営責任者の経営方針を如実に表すものであり、監査事務所の風土にも大きく影響する。このような重要性を十分に意識しつつ、適切な方針及び手続の整備・運用を図る必要がある。

(3) 選任

着眼点

監査事務所においては、監査実施者の選任に当たり、被監査会社の事業内容等に応じて、監査を適切に実施するために必要な知識、能力及び経験を有するとともに、監査業務に十分な時間を確保できる者を選任することが求められている。

上記を踏まえ、審査会検査においては、監査実施者の選任の適切性等について、以下のような観点から検証している。

- ▶ 監査事務所として、監査実施者(監査責任者を含む。)の選任に当たり、必要な適性及び能力を有する監査実施者を選任するための方針及び手続を定めているか。
- ▶ 監査事務所として、監査実施者(監査責任者を含む。)の選任に当たり、各監査実施者が業務実施のために確保できる時間や、職業的専門家としての基準及び法令等に対する理解、実務経験、能力等について、十分考慮しているか。

- ▶ 合併等が行われた場合には、合併前の出身母体等にかかわらず、監査事務所全体として適切な監査チームを編成するという観点から、監査実施者（監査責任者を含む。）を選任しているか。

検査結果の概要

リスクに応じた監査責任者等の選任や監査チームの編成が実施されていない事例がみられ、その原因として、以下の問題点が挙げられている。

- ・ 監査事務所として、被監査会社の実態に即した適切なリスク評価ができておらず、リスク評価に基づく監査チームの編成ができていない。
- ・ 監査事務所として、社員の品質管理能力を十分に考慮することなく、所属する監査部門を優先して監査責任者を選任している。
- ・ 監査事務所として、監査実施者の能力・経験や監査事務所全体での業務遂行能力等について十分に考慮することなく、新規の監査業務の獲得を優先させている。
- ・ 監査事務所として、監査責任者等の品質管理に係る能力や監査業務に従事可能な時間を的確に把握していない。

（評価できる取組）

監査事務所における評価できる取組として、以下の事例が挙げられる。

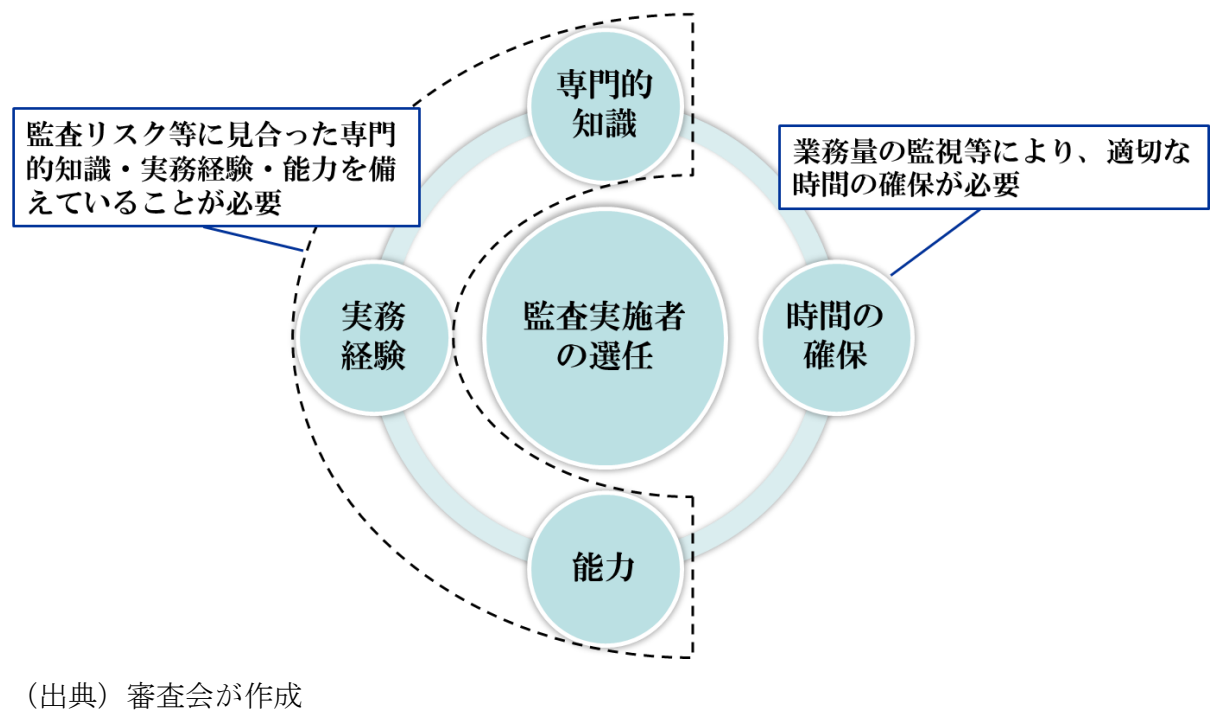
- ・ 合併が行われた状況において、法人としての一体運営・融合を進める観点から、ローテーション期間の満了等を契機に、出身母体が異なる業務執行社員や審査担当社員が担当するよう個別監査業務の社員の選任を行っている。
- ・ 各社員が立案した年間の業務計画と実績を比較分析することで、各社員の業務負荷を把握し、必要に応じて業務分担の見直しを実施している。

求められる対応

監査事務所は、監査実施者の選任に際し、被監査会社の事業内容、規模やリスク等に見合った専門的知識、実務経験、能力等を有する者を選任することが必要である。監査チームの編成においては、業務執行社員の品質管理能力を十分に考慮するとともに、業務執行社員を含む監査実施者が監査業務の実施のために十分な時間を確保できるよう、業務量の監視等の措置を講じるなどして、本部等による適切な業務実施体制の構築に努める必要がある。（【図5】参照）

なお、合併等が行われた場合には、監査事務所として一体的な対応を行うことが求められる。

【図5】監査実施者の選任に関する考慮事項



事例 1) 監査責任者等の選任

- ① 当監査事務所は、業務執行社員の選任に際し、監査業務ごとの業務執行社員の業務量や関与割合について把握しておらず、業務執行社員が職責を果たすために十分な時間を確保できているかどうかの監視を適切に行っていない。

(品基報第 1 号第 29・A26 項 (令和 4 年改正前) (【参考】同第 1 号第 32 項))

- ② 当監査事務所は、監査契約の新規の締結及び更新に際し、監査リスクが高いと評価した監査契約を高リスク監査業務として識別した上で、リスク評価の結果を考慮して、最適な業務執行社員及び審査担当社員を決定するとともに、品質管理部門による監査品質モニタリングの対象としている。

しかしながら、当監査事務所は、高リスク監査業務に選定した一部の監査業務について、識別した監査リスクの観点から業務執行社員の見直しを実施しておらず、また、品質管理部門による監査品質モニタリングの対象業務としての選定も実施していない。

(品基報第 1 号第 15・16 項 (令和 4 年改正前) (【参考】同第 1 号第 32・37 項))

事例 2) 監査チームの編成

品質管理担当責任者は、地域事務所の一部の監査業務において、監査チームの編成に問題があることを認識していたにもかかわらず、監査チームの編成を含む監査対応を地域事務所に任せきりにし、監査事業本部として特段の改善を指示していないなど、地域事務所における監査チーム編成に関し、本部によるモニタリングが不十分となっている。

(品基報第 1 号第 15・29・30 項 (令和 4 年改正前) (【参考】同第 1 号第 32 項))

事例 3) IT 監査担当者の選任

IT 監査部門責任者は、各監査チームの IT 監査担当者の選任に関し、監査事務所が定める「IT 監査の専門家」としての認定の有無や、担当する上場被監査会社における IT の複雑性の程度を踏まえ、適切な能力を有する者であるかを確認する方針としている。

しかしながら、当監査事務所における IT 監査担当者の選任手続には、以下の不備が認められる。

- ・ IT 監査部門責任者は、IT 監査担当者の選任に際し、IT 監査の専門家が過年度に作成した監査調書や従事した監査チームにおける評判等に基づき、専門的な知識及び能力を評価したとするものの、当該評価に際し適用した基準並びに評価の過程及び結果を記録として残していない。
- ・ IT 監査部門責任者は、上場被監査会社における IT の複雑性の程度について、監査チームが見積もった IT 監査の工数の多寡を確認するのみで、被監査会社における IT の利用状況や IT 環境に基づく評価を十分に実施していない。

(品基報第 1 号第 30・A27 項 (令和 4 年改正前) (【参考】同第 1 号第 32・A98 項))

事例 4) 専門的な見解の問合せ先の指名



当監査事務所は、品質管理規程において、専門的な見解の問合せを実施すべき具体的な事案の範囲や専門的な見解の問合せ先を定めており、特に、「会計上の見積りの監査に関する事項」及び「税法を遵守するための複雑又は通例でない課題の分析」の問合せ先として、一部の代表社員 (2 名) を指名している。

しかしながら、当該代表社員 (2 名) が共に監査責任者となっている監査業務がある中、当該代表社員を上記の問合せ先として指名することが、客観性を確保する観点から適切であるかについて検討していない。

(品基報第 1 号第 33 項 (令和 4 年改正前) (【参考】同第 1 号第 31 項)、監基報 220 第 17 項 (令和 4 年改正前) (【参考】同 220 第 35 項))

6. 監査調書

(1) 監査調書の作成及び上位者による監督・査閲

着眼点

監査調書は、監査人が監査報告書を発行するための基礎を得たことを示す記録のほか、監査人が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施したことを示す証拠を提供するものである。このように、監査調書は、監査人が実施した監査手続の内容を直接かつ具体的に示す証拠となる。

特に、監査上の重要な事項に係る監査手続について、実施内容等が監査調書に記載されていない場合、監査調書以外の証拠（例えば、当該手続を実施したとする本人による口頭での説明等）では、監査人が実施した作業又は結論に対する十分な裏付けとすることはできない。職業的専門家である監査人としては、このことに十分に留意する必要がある。

上記を踏まえ、審査会検査においては、監査調書の作成及び上位者による監督・査閲について、以下のような観点から検証している。

- ▶ 監査事務所は、監査に必要な情報や技法を定め、監査実施者に周知しているか。
- ▶ 監査責任者は、監査の実施過程において、監査調書の査閲や監査補助者との討議を通じて、監査業務の進捗状況、重要な事項の把握等を行った上で、適切に監査業務を監督しているか。
- ▶ 監査実施者は、監査調書の作成に際し、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施した監査手続の種類、実施時期及び範囲、判断根拠、到達した結論等について十分かつ適切な記載を行っているか。
- ▶ 監査チームのより経験のあるメンバーが、経験の浅いメンバーの作成した監査調書を適切に査閲しているか。
- ▶ 監査責任者は、監査調書の査閲や監査チームとの討議を通じて、得られた結論と監査意見を裏付けるために、十分かつ適切な監査証拠が入手されたことを確認しているか。

検査結果の概要

監査調書の作成及び上位者による監督・査閲において、監査チームが実施した監査手続や、監査チームの結論に至る判断根拠が記載されていないなど、監査手続を実施したと認められない不備事例が多数みられる。また、監査責任者が、実施した監査手続の内容が適切で、十分かつ適切に記載されているかといった観点から査閲を実施していない結果、監査調書における不備が生じている事例が検出されている。

なお、不備の発生原因としては、以下の問題点が挙げられる。

- ・ 最高経営責任者や品質管理担当責任者は、業務執行社員を過度に信頼し、品質管理規程で方針と手続を定めれば、業務執行社員等は監査補助者等に対する指示・監督及び監査調書の査閲を適切に実施すると考えている。

- ・ 監査実施者が、監査事務所における品質管理関連業務の実施や外部に対する説明等の際に、監査調書が重要な役割を果たすことについて十分に認識していない。
- ・ 監査責任者は、常に往査に同行し状況を把握しているため、監査チーム内で被監査会社の問題点や実施すべき監査手続について共通の認識を保持できているとの誤解から、監査責任者が監査補助者に対する監督や監査調書の査閲の必要性を感じておらず、監査手続の実施を監査補助者任せとしている。
- ・ 監査責任者が、監査調書の査閲を通じた監査手続の理解を十分に行っておらず、監査補助者からの口頭による説明等で終わらせてしまっている。

(評価できる取組)

監査事務所における評価できる取組として、以下の事例が挙げられる。

- ・ 監査業務のプロセスを詳細な作業単位に細分化し、作業単位ごとにその作業内容、作業時期、作業量、担当者等を文書化することで、業務執行社員による監査業務の詳細な進捗管理を可能にし、監査調書の適時適切な査閲や、監査補助者に対する監督及び指導を行っている。
- ・ 監査調書の記載方法に関するガイダンスを提供することで、監査実施者に対して、個別監査業務において実施すべき監査手続の水準や、監査実施者が判断した結論やその判断根拠等の監査調書への記載のあり方について周知している。

求められる対応

監査事務所は、監査実施者に対して、以下の事項を周知徹底させる必要がある。

- ・ 監査手続の適切性や十分性に留意し、実施した監査手続を明確に監査調書に記載すること。
- ・ 策定した監査計画に従って監査手続が実施されたことを確認した上で、監査調書に、実施した監査手続の内容、監査手続を実施した結果、入手した監査証拠に加えて、監査実施者が到達した結論及び当該結論に至った職業的専門家としての判断根拠を記載すること。

監査調書の査閲は、監査補助者に対して、個別監査業務において実施すべき監査手続の水準とともに、監査補助者が到達した結論やその判断根拠等の監査調書への記載のあり方について伝達する重要な教育・訓練の機会である。

監査責任者は、監査補助者が指示を理解しているか、監査計画に従って作業を実施しているか等の観点で指揮及び監督を実施するとともに、監査調書の査閲を通じて、監査チームが到達した結論が、入手した監査証拠によって裏付けられているかについて十分に確認する必要がある。

事例 1) 監査調書の査閲



- ① 業務執行社員は、担当する監査業務を実施するために必要な時間を確保できていないことから、監査補助者に対し、企業環境の理解を踏まえた重要な虚偽表示リスクの識別や評価を適切に行っているか、識別した重要な虚偽表示リスクに対して十分かつ適切な監査証拠を入手しているか等の観点からの適切な指示及び監督を行っていないほか、監査調書の深度ある査閲を実施していない。

(監基報 220 第 14・15・16 項 (令和 4 年改正前) (【参考】同 220 第 29・30・31・32 項))

- ② 業務執行社員は、現行の監査の基準が求める水準に対応する手続の理解及び監査計画への最近の被監査会社のビジネスに対する理解の反映、並びに監査証拠や調書の記載の十分性について検証する姿勢が不足している。また、業務執行社員は、監査補助者が大手監査法人における監査経験があり、現監査業務に長期間従事していることや、他の社員が作成した調書に対しての相互牽制の意識が低いため、批判的な姿勢が不足している。そのため、業務執行社員は、リスクに対応した適切な監査手続を実施し、十分かつ適切な監査証拠を入手しているかなどを、監査調書の査閲等により十分に確認していない。

(品基報第 1 号第 31・A30・A31 項 (令和 4 年改正前) (【参考】同第 1 号第 31・A75・A76 項)、監基報 220 第 15・16 項 (令和 4 年改正前) (【参考】同 220 第 31・32 項))

事例 2) 監査補助者に対する指示・監督

業務執行社員は、監査業務の実施に当たり、被監査会社の企業及び企業環境に応じた不正リスクの識別及び評価並びにリスク対応手続の立案を十分に実施していないほか、監査補助者が実施する監査業務に対する適切な指示及び監督を実施していない。また、業務執行社員は、会計上の見積りについて、経営者の主張に対する批判的な検討が実施されているか、識別した重要な虚偽表示リスクに見合った十分かつ適切な監査証拠が入手できているかという観点から、監査調書の深度ある査閲を実施していない。

(品基報第 1 号第 31 項 (令和 4 年改正前) (【参考】同第 1 号第 31 項)、監基報 220 第 14・F14-2・15・F15-2・16 項 (令和 4 年改正前) (【参考】同 220 第 29・30・31・32・F34-2JP 項))

《留意点》

上記事例のほか、以下のような不備が指摘されている。

- ・ 査閲を担当する者が、被監査会社の会計処理の適切性の検討に注力してしまい、実施した監査手続が監査の基準の要求水準を満たしているかという観点での検討がおろそかになっている。
- ・ 被監査会社から入手した情報を踏まえた適切な査閲が実施されていない。

査閲においては、監査補助者が実施した監査手続の水準が、現行の監査の基準に合致しているかを批判的に見直すことが重要である。

(2) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存

着眼点

監査人は、監査報告書日後、適切な期限内に、監査ファイルにおける監査調書を整理し、監査ファイルの最終的な整理についての事務的な作業を完了するとともに、監査事務所においては、監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存状況について、十分な配慮が求められている。

上記を踏まえ、審査会検査においては、監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存について、以下のような観点から検証している。

- ▶ 監査事務所として、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を適切に整備しているか。
- ▶ 監査事務所として、上記の方針及び手続を適切に運用することにより、監査ファイルの最終的な整理を期限までに行っているか。
- ▶ 監査事務所として、監査調書の信頼性の観点から、最終登録後の監査調書の修正については、その内容及び修正に至った原因やその過程が把握できるものとなっているか。
- ▶ 監査事務所として、監査調書の機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を確保するための、方針及び手続を適切に整備しているか。
- ▶ 監査事務所として、上記の方針及び手続を適切に運用することにより、監査調書の機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性の確保に努めているか。

検査結果の概要

以下の事例に示すとおり、調書整理期間中に、監査報告書日後に実施した監査手続の結果に基づき、監査調書を新たに作成し又は修正している事例や、外部検査等での不備の指摘を免れるため、組織的に監査調書の改ざん行為を行っている事例が検出されている。また、監査調書の一部を監査ファイルに保管していない事例、調書整理期限後に一部の監査調書の修正等を行っているにもかかわらず、修正等が必要となった具体的理由等の必要な文書化を行っていない事例もみられる。

さらに、近年、電子監査調書システムを導入する監査事務所が増えているが、その運用が適切でないことから、電子監査調書に記載される作成日や査閲日が事後的に変更される事例もみられる。

不備の発生原因としては、主として監査報告書日後に監査調書を新たに作成し又は修正することへの罪悪感の無さや監査調書の管理に対する意識不足が挙げられている。

(評価できる取組)

監査事務所における評価できる取組として、以下の事例が挙げられる。

- ・ 監査調書の機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性の確保の観点から、監査事務所のリソースも踏まえ、市販の監査用ソフトウェアを用いた監査調書の電子化を行っている。
- ・ 監査ファイルの最終的な整理を完了させる期間を、監査の基準等で要求される期間よりも短縮している。

求められる対応

監査事務所は、監査調書の保存と維持に関し、基礎となるデータの安全な保管、完全性、アクセス可能性又は復元可能性、関連する技術の管理及び IT アプリケーションの活用などを考慮して、適切な品質目標を設定しなければならない。各監査事務所は、監査調書の管理・保存の重要性を改めて認識するとともに、品質管理担当責任者等の主導により、監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存状況の実態を改めて検証し、監査ファイルの最終的な整理を、監査報告書日後の適切な期限内に確実に完了させるとともに、監査調書の不適切な追加・修正、監査調書の紛失、機密情報の漏えい等の防止に向けて、万全の措置を講ずる必要がある。

監査ファイルの最終的な整理とは、あくまでも事務的な作業であり、新たに又は追加的に監査手続を実施することや新たな結論を導き出すことは監査基準違反であることに改めて留意すべきである。

また、監査調書の電子化を進める上で、電子監査調書システムが監査事務所の定める品質管理規程に沿って、適切に整備・運用されているか留意する必要がある。

事例 1) 監査ファイルの最終的な整理

- ① 当監査事務所は、品質管理規程において、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続並びに監査ファイルの最終的な整理を完了する期限を定めている。また、監査ファイルの調書整理期限後において、既存の監査調書の修正又は新たな監査調書の追加が必要となった場合には、ア) 修正又は追加が必要となった具体的理由、イ) 修正又は追加を実施した者及び実施日、ウ) 修正又は追加部分を査閲した者及び査閲日の文書化を求めており、そのための標準的な監査調書の様式を整備している。

しかしながら、業務執行社員は、監査調書の一部を監査ファイルに保管していないほか、調書整理期限後に一部の監査調書の修正等を行っているにもかかわらず、修正等が必要となった具体的理由等の必要な文書化を行っていない。

(品基報第 1 号第 44 項 (令和 4 年改正前) (【参考】同第 1 号第 31 項)、監基報 230 第 13 項)

- ② 当監査事務所は、品質管理規程において、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続並びに監査ファイルの最終的な整理を完了する期限を定めている。



しかしながら、業務執行社員及び監査補助者は、監査報告書日後に実施した監査手続の結果に基づき、監査調書を新たに作成し又は修正している。また、業務執行社員及び監査補助者は、外部検査等での不備の指摘を免れるため、組織的に監査調書の改ざん行為を行っている。

（品基報第1号第45・A52項（令和4年改正前）（【参考】同第1号第31・A84項）、監基報230第6・13・15項）

事例2）電子監査調書の作成日及び査閲日

当監査事務所は、品質管理規程において、所定の電子的なサイン手続により、電子的な監査調書における作成者及び作成日並びに査閲者及び査閲日を明確にする旨を定めている。

しかしながら、品質管理担当責任者は、電子監査調書システム上で監査調書の実際の実作成日及び査閲日を監査報告書日より前の日付に事後的に修正することを禁止していないほか、電子監査調書システム上での監査調書の編集履歴の保存も指示していない。このため、個別監査業務において、監査報告書日より後の日付で監査調書の作成及び査閲が実施されているにもかかわらず、電子監査調書システムに記録される監査調書の作成日及び査閲日を監査報告書日より前の日付に修正しているという不備が生じており、監査調書の実際の実作成日及び査閲日の事後的な修正を防止するための措置を講じていない。

（品基報第1号第31・45・A52項（令和4年改正前）（【参考】同第1号第31・A84項））

《留意点》

上記事例のほか、監査ファイルの最終的な整理等において、以下のような不備が指摘されている。

- ・ 監査事務所が、監査ファイルの最終的な整理の実施手順、実施責任者等の具体的な事項を定めていなかった。
- ・ 被監査会社名、事業年度、監査ファイルの合計冊数のみを管理し、どのような監査調書を保管した監査ファイルがあるのか把握していなかった。
- ・ 個別監査業務において過年度に被監査会社の会計方針の妥当性を検討したものの、当該監査調書を適切に引き継いでいなかった。

監査調書の電子化を進める上で、電子監査調書システムが監査事務所の定める品質管理規程に沿って、適切に整備・運用されているか留意する必要がある。

7. 監査業務に係る審査

着眼点

監査事務所は、原則として全ての監査業務について、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するために、審査に関する方針及び手続を定めなければならない。

審査会検査においては、審査担当者が実施している審査の適切性について、以下のような観点から検証している。

- ▶ 審査担当者として、その責任の遂行に必要な経験、能力などを有し、客観性や独立性を保持する者が選任されているか。
- ▶ 審査担当者は、監査計画の策定、重要な監査上の判断及び監査意見の表明に当たり、適切な時期に審査を行っているか。
- ▶ 審査担当者は、監査チームが行った重要な判断や監査意見について、監査責任者との討議、監査調書の検討、監査意見の評価、財務諸表と監査報告書案の適切性の検討等を実施しているか。
- ▶ 審査担当者は、独立性に関する監査チームの評価、専門的な見解の問合せの要否及びその結論、並びに、監査チームが行った重要な判断が十分かつ適切な監査証拠によって裏付けられているかについて、監査調書に基づき検討しているか。
- ▶ 審査に係る監査事務所の方針として求められる手続が実施されたこと、監査報告書日以前に審査が完了したこと、監査チームが行った監査上の重要な判断とその結論が適切でないと判断した事項はなかったことが適切に文書化されているか。

検査結果の概要

監査リスクに応じた能力等を有する者が選任されていないなど、審査担当者の適格性に関する不備や、審査担当者が、監査上の重要な項目に対する監査証拠の十分性及び適切性、判断過程について、客観的な審査を実施しておらず、重要な監査手続上の不備を発見できていないなどの事例がみられている。また、個別監査業務の不備の原因を分析した結果として、審査の運用面での不備が指摘される場合も多くみられる。

それらの不備の発生原因としては、以下の問題点が挙げられる。

- ・ 監査事務所の人員構成に制約があるなどの理由により、監査業務のリスクに対応した十分な知識や経験と能力を有し、審査に十分な時間をかけられる者が、審査担当者として選任されていない。
- ・ 少数の社員により事務所の業務運営が行われている状況において、審査担当者が、自己の監査業務を優先し、審査のために十分な時間をかけていない。
- ・ 監査事務所として、審査を行うために十分な知識・経験を有する社員等が不足している状況において、品質管理担当責任者は、審査担当者として適格性を有する者を確保・育成できているか否かの検証を行っていない。また、審査担当者を過度に信頼していたことから、十分な審査態勢を整備する必要性を認識していない。

- ・ 審査担当者は、審査会検査や品質管理レビュー等で検出された指摘事項と同一の事項について検証しているのみで、指摘事項と類似する同様の事項への対応状況について、審査において検証していない。
- ・ 監査チームが、被監査会社の状況や重要な検討事項の内容を審査担当者（外部委託のケースを含む。）に書面等により適切に伝えておらず、監査チームと審査担当者間でリスク認識等が共有されていない。
- ・ 審査担当者が、日常的な監査チームとのコミュニケーションを通じて、監査チームが実施した監査手続が十分かつ適切であると思い込んでいたことから、監査チームが行った重要な判断や監査手続の十分性及び適切性について、監査調書を通じて検証していない。また、監査チームの見解に対し、批判的な検討を行う意識が不足している。

（評価できる取組）

監査事務所における評価できる取組として、以下の事例が挙げられる。

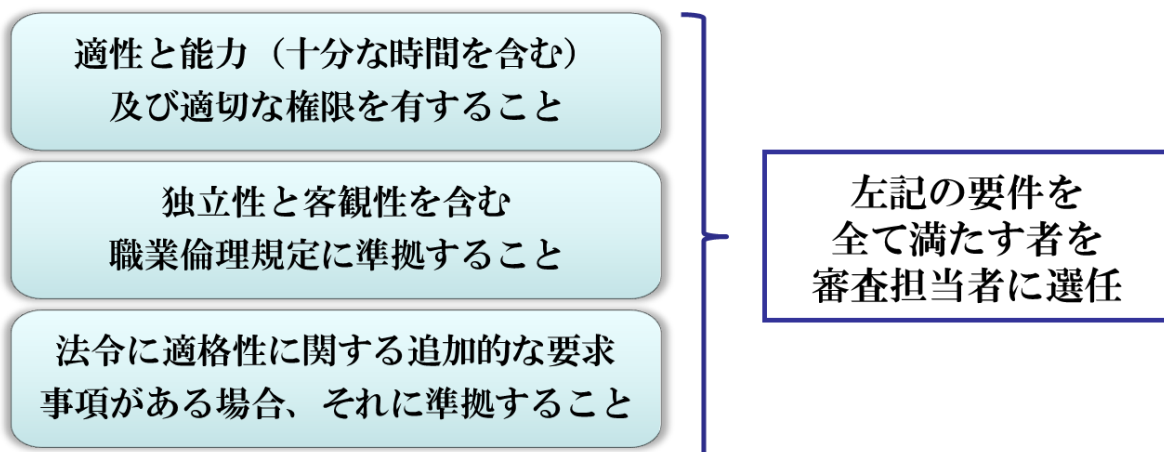
監査事務所は、通常の見査審査とは別に、比較的時間に余裕のある期末監査の早い段階において、繰延税金資産の回収可能性などの重要な会計上の見積項目について事前審査を実施している。これにより、意見形成間際に慌てて審査を実施することなく、余裕を持って深度ある審査を行っている。

求められる対応

審査担当者は、監査計画の審査に当たり、被監査会社の事業活動や業績の推移のほか、被監査会社の事業目的や戦略等に関連する事業上のリスクを踏まえ、監査チームが実施したリスク評価及び計画したリスク対応手続について、客観的な観点から審査を行う必要がある。

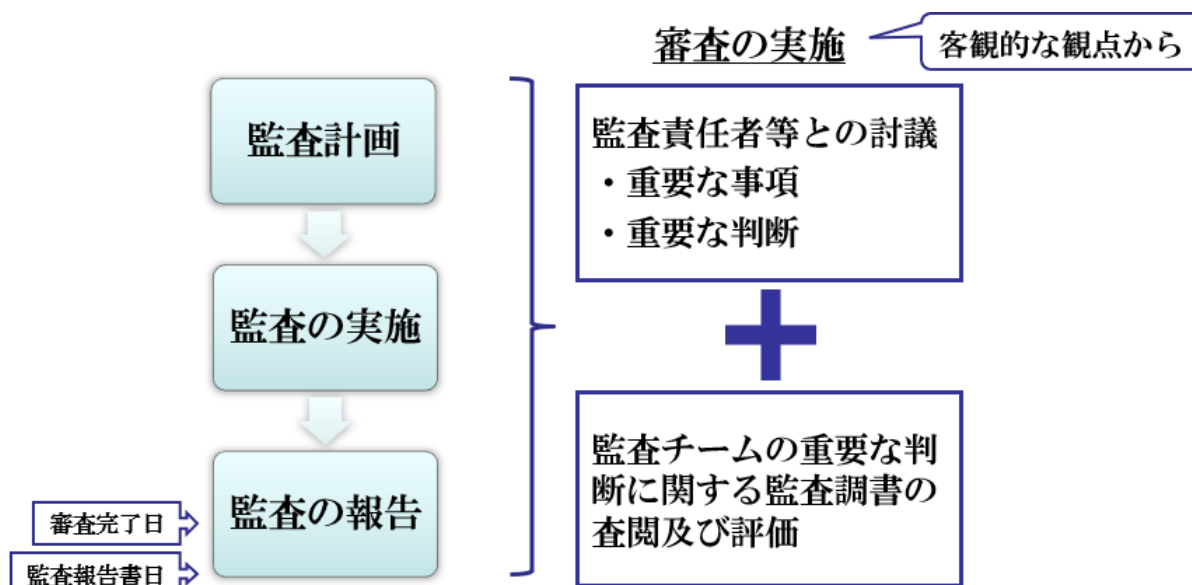
また、監査意見形成上の重要な事項について、監査責任者と討議を行うとともに、監査調書の査閲等を通じて、監査チームの結論が十分かつ適切な監査証拠により裏付けられているかについて審査を行う必要がある。特に、中小規模監査事務所においては、少人数による業務運営のため、通常、審査担当者となる社員は多忙を極めており、自らの監査業務を優先した結果、適切な審査が困難となっている状況が散見される。このため、監査業務に係る審査の重要性を再認識した上で、審査の充実・強化に向けた取組を行うことが求められる。（【図6】、【図7】参照）

【図6】審査担当者の適格性



（出典）協会の公表資料より審査会が作成

【図7】審査担当者が実施する手続



（出典）協会の公表資料より審査会が作成

事例 1) 審査担当者の適格性



当監査事務所は、協会が実施した品質管理レビューにおいて、レビュー対象被監査会社に係る監査業務につき、重要な不備事項を含む複数の不備事項の指摘を継続して受けている。

しかしながら、当監査事務所は、当該監査業務の審査担当社員が、審査担当社員としての役割を担うために必要とされる知識、経験、能力等を保持しているかについて評価しておらず、審査担当社員としての適格性について検討していない。

(品基報第 1 号第 36・37・38 項 (令和 4 年改正前) (【参考】同第 2 号第 18・25 項)、監基報 220 第 19・20 項 (令和 4 年改正前))

事例 2) 審査の実効性の確保



- ① 当監査事務所は、品質管理規程において、不正による重要な虚偽表示の疑義が生じた場合、重要な検出事項の未訂正、重要な未確定事項、重要な監査未了事項、その他監査意見の表明に重要な問題が生じた場合、内部統制に開示すべき重要な不備が生じた場合等には、直ちに社員会による審査を要請すべき旨を定めている。

しかしながら、審査担当社員は、内部統制に開示すべき重要な不備が生じていることを認識しながら、社員会による審査を要請していない。

(品基報第 1 号第 36・37・38 項 (令和 4 年改正前) (【参考】同第 2 号第 18・25 項)、監基報 220 第 19・20 項 (令和 4 年改正前))



- ② 審査担当者は、監査の基準の理解及び現行の監査の基準が求める手続の水準の理解が不足していたことに加え、自らが監査責任者を務める監査業務を優先し、十分な審査時間を確保できていない。そのため、監査チームが実施した不正リスク対応や会計上の見積り、グループ監査等に係る監査手続に関し、業務執行社員との討議や関連する監査調書の査閲を十分に実施することなく、監査チームによる重要な判断及びその結論には問題がないとして審査を完了させている。

(品基報第 1 号 (令和 4 年改正前) 第 36・37 項 (【参考】同第 2 号第 25 項))

- ③ 審査担当者は、監査チームと継続的にコミュニケーションを行う中で討議した重要事項については、監査チームが適切に対応しているものと思い込んでいた。このため、審査担当者は、監査チームが実施した、不正リスクや特別な検討を必要とするリスクの評価及び対応、重要な会計上の見積項目に関する重要な判断等について、関連する監査調書の検討を十分に実施することなく、監査チームによる重要な判断とその結論には問題がないものとして、審査を完了させている。

(品基報第 1 号第 36・37 項 (令和 4 年改正前) (【参考】同第 2 号第 25 項))

事例 3) 金融商品取引法監査における審査

監査チームは、被監査会社が有価証券報告書を EDINET に提出する時点において、専門的な見解の問合せに係る担当部署からの回答及び監査業務の審査が完了しておらず、監査法人として監査意見を正式に表明できる状況にないことを被監査会社に伝達していない。このため、監査チームは、審査等が未了であり、監査意見表明前であるにもかかわらず、被監査会社において、監査意見が既に表明されているかのような外観を呈した有価証券報告書を EDINET に提出する事態を引き起こしている。

(品基報第 1 号第 14・41 項 (令和 4 年改正前) (【参考】同第 2 号第 27 項)、監基報 220 第 17 項 (令和 4 年改正前) (【参考】同 220 第 35・36 項))

《留意点》

審査担当者は、会計処理に関する適否のみではなく、十分かつ適切な監査証拠を入手したかを確認することに留意するとともに、監査調書を通じた検討を行うことにより、監査チームによる説明の内容を記録により客観的に評価することが要求されていることに留意する必要がある。

特に地域事務所の監査業務において、テレビ会議システム等を通じて遠隔地である本部の審査担当者が審査を実施する場合には、事前に必要な監査調書を送付するなどの対応が必要である。

また、審査を監査事務所外部の公認会計士に委託している場合であっても、求められる対応は、監査事務所内部の者を審査担当者として選任している場合と同様であることに留意する必要がある。

さらに、金融商品取引法に基づく監査報告書日等と有価証券報告書等の EDINET 提出日が同一の場合には、審査が未了の状態の有価証券報告書等の EDINET 提出が行われることのないよう、被監査会社との十分なコミュニケーションを行うことに留意する必要がある。

8. 品質管理システムのモニタリング

着眼点

品質管理システムのモニタリングは、品質管理システムに係る問題点を自主的に発見・把握し、その是正を図るためのプロセスとして、監査の品質の確保・向上を図る上で重要な役割を有する。このため、監査事務所においては、品質管理システムに関する方針及び手続の適切な整備・運用を確保するために、品質管理システムを日常的にモニタリングすることのほか、監査責任者ごとと一定期間ごとに、監査業務の定期的な検証を実施することが求められる。

また、監査事務所は、品質管理システムが適切かつ十分に整備され、有効に運用されているかを確認するため、監査事務所内外から法令諸基準等の違反や品質管理システムへの抵触等に関する不服と疑義の申立てを受け付けるとともに、これらの情報を基に調査を実施し、必要に応じて、品質管理システムの日常的モニタリング活動において発見した不備と同様に、適切な是正措置を講じる必要がある。

上記を踏まえ、審査会検査においては、品質管理システムのモニタリングが有する機能の重要性に鑑み、品質管理システムのモニタリングが有効に機能しているかについて、以下のような観点から検証している。

- ▶ 監査事務所は、モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者として、当該責任を担うだけの十分かつ適切な経験を有する者を選任の上、同人に対して十分な権限を付与しているか。
- ▶ 監査事務所は、品質管理システムの整備・運用状況に係る実態把握を適切に行い、不備を洗い出す検証態勢を構築しているか。
- ▶ 監査事務所は、日常的モニタリング活動で発見された不備の影響を評価し、当該影響に応じた適切な是正措置を講じているか。

監査事務所における監査業務の定期的な検証の実施状況について、以下のような観点から検証している。

- ▶ 監査事務所は、定期的な検証の担当者に対して、チェックリスト等に基づく形式的な検証のみではなく、監査実施者に対する質問や監査調書の閲覧を通じて、監査証拠の十分性及び適切性が確保されているかについて深度ある検証を実施させているか。
- ▶ 監査事務所として、審査会検査や品質管理レビュー等により指摘された監査手続上の不備を十分に考慮した上で、定期的な検証の対象業務を選定しているか。
- ▶ 定期的な検証において、監査責任者ごとに少なくとも監査事務所が定めた一定期間ごとに一つの完了した監査業務を選定しているか。
- ▶ 監査事務所は、定期的な検証の結果発見された不備の影響を評価し、関連する監査責任者等に対して、是正措置を実施させた上でその適切性を確認しているか。
- ▶ 監査事務所は、定期的な検証の結果発見された不備を分析し、分析した結果を是正措置とともに監査事務所全体に周知しているか。

不服と疑義の申立てについて、以下のような観点から検証している。

- ▶ 不服と疑義の申立てに係る体制が適切に整備されているか。
- ▶ 不服と疑義の申立てを受け、適切に調査が実施されているか。
- ▶ 不服と疑義の申立てに係る調査結果を受け、適切な是正措置が講じられているか。

検査結果の概要

以下の事例に示すとおり、特定の監査責任者の監査業務が定期的な検証の対象となっていない、日常的モニタリング活動や定期的な検証の実施担当者（外部の実施担当者を含む。）が当該業務に当たってチェックリスト等を用いて形式的に実施している、品質管理担当責任者が実施担当者に対して検証前の指示や検証後のモニタリングを実施していない、品質管理システムのモニタリングを最高経営責任者1名で実施する体制となっているといった不備がみられる。また、定期的な検証において、検証の実施担当者は、監査チームの説明を受けるのみで監査調書を査閲していない、検証に十分な時間をかけていないことにより、個別監査業務における不備について適切に発見できていないといった不備も多くみられる。

それらの発生原因としては、主に、監査事務所において、品質管理システムのモニタリングの重要性について十分に理解しておらず、検証に十分な時間や人員を投入していないということが挙げられている。

（評価できる取組）

監査事務所における評価できる取組として、以下の事例が挙げられる。

- ・ 監査業務の品質確保の観点から、業務執行社員が3年に2回程度の頻度で定期的な検証の対象となるように対象業務を選定している。
- ・ 監査業務の品質管理上の課題を早期に発見して、監査事務所として組織的な対応を図るために、公表された財務諸表の分析結果や適時開示情報などを基にモニタリング対象となる監査業務を選定し、審査担当者とは別のモニタリング担当者が会社法の監査報告書日までに監査調書の記載内容について点検している。

求められる対応

監査事務所においては、品質管理システムに係る問題点を自ら発見・把握し、自主的に是正措置を講じるという、品質管理システムのモニタリングにおける本来の機能が十分に発揮される体制を整備・運用することが求められる。具体的には、被監査会社の規模・業種等、監査責任者の在任期間と経験、過去の定期的な検証や前回審査会検査・品質管理レビューの結果などを踏まえ、慎重に個別監査業務の選定及び検証項目の特定を行う必要があるほか、チェックリストを用いた形式的な検証にとどまらず、適性・適切な能力・客観性を有する定期的な検証の実施担当者による検証を行い、検証により発見された事項に対する是正措置の適切性を確認する態勢を構築する必要があることに十分に留意すべきである。また、漏れなく全ての監査責任者に対して定期的な検証を実施するため、実施履歴を適切に管理することも必要である。

さらに、定期的な検証の実施を担当する者として、監査事務所外部の公認会計士を選任し

ている場合であっても、監査事務所内部の者を選任している場合と同様に、本来の監視の機能が十分に発揮されているか確認することに留意する必要がある。

くわえて、内部通報、外部通報の制度を設け、不服と疑義の申立てが適時に把握され、必要に応じ適切な調査が行われるような体制を整備・運用することが必要である。なお、上場会社などの不正リスク対応基準に準拠した監査業務を実施する監査事務所は、不正リスクに関連して監査事務所内外から監査事務所に寄せられた情報を受け付ける必要があることにも留意する。

事例 1) 日常的モニタリング活動の実効性



当監査事務所は、品質管理システムの構築者である最高経営責任者が品質管理システムの日常的モニタリング活動の責任者を担当することについて、その適切性を検討していない。また、品質管理システムの日常的モニタリング活動の責任者は、日常的モニタリング活動の実施結果を社員会に報告していない。さらに、品質管理システムの日常的モニタリング活動の責任者は、チェックリストに基づき、規程等が存在することをもって問題なしとするなど、規程等の整備状況を形式的に確認することにとどまっている。

(品基報第 1 号第 47・52 項 (令和 4 年改正前) (【参考】同第 1 号第 36・37・39・46・47 項))

事例 2) 定期的な検証の実効性

- ① 定期的な検証の担当者は、検証の実施に際し、具体的な着眼点を設けておらず、チェックリストに基づく形式的な確認しか行っていないほか、当該確認に際しても十分な時間をかけていないなど、監査チームが十分かつ適切な監査証拠を入手しているかという観点から、深度ある検証を実施していない。また、品質管理担当責任者は、検証に用いたチェックリストの分量に対して検証時間が短い状況や、品質管理レビュー等と比較して発見される不備事項の数が少ない状況を認識していたにもかかわらず、定期的な検証の実効性についての評価をしておらず、また、定期的な検証の担当者の拡充を図るなど、実効性のある定期的な検証の実施を確保するための態勢を整備していない。

(品基報第 1 号第 47・48 項 (令和 4 年改正前) (【参考】同第 1 号第 37・38・39・40・41 項))



- ② 品質管理担当責任者は、定期的な検証について、過年度における定期的な検証の実施履歴について十分な確認を行っていなかったことから、特段の理由なく特定の業務執行社員が関与する監査業務を対象とした定期的な検証を実施していない。

(品基報第 1 号第 47 項 (令和 4 年改正前) (【参考】同第 1 号第 38 項))

《留意点》

上記事例のほか、以下のような不備が指摘されている。

- ・ 定期的な検証の担当者について、監査の品質に関する能力を考慮せずに選定しているという事例、全社員のうち大多数の社員を定期的な検証の担当者として選任し、相互に検証を行うなど、馴れ合いが生じやすい体制で実施している。
- ・ 定期的な検証の対象となる監査業務の検証サイクルが長いなど、実効性のある品質管理システムのモニタリング態勢が構築されていない。

品質管理レビューでの指摘事項を分析し、指摘された不備を事前に防止・発見できなかったかという観点から、定期的な検証がチェックリストに基づく監査調書の有無などの形式的な確認にとどまらず、実効的に実施されていたかを改めて評価することが重要である。

事例3) 不服と疑義の申立て

- ① 代表社員は、ホットラインを通じて、被監査会社の不正に関する情報を入手しているにもかかわらず、入手した情報を品質管理担当責任者に伝達していない。

また、被監査会社を担当する業務執行社員は、法人内外から寄せられた情報をどのように検討したかについて、「監査の品質管理規程」において品質管理担当部門に書面で報告すると定められているにもかかわらず、報告をしていない。

(品基報第1号第F54-2項(令和4年改正前) (【参考】同第1号第F34-4JP項))

- ② 当監査事務所は、不服と疑義の申立てに関し、当監査事務所の外部から寄せられた不正リスクに関連する情報を受け付け、対処する旨を品質管理規程に定めている。

しかしながら、当監査事務所は、外部から寄せられた不正リスクに関連する情報を受け付ける窓口を設けておらず、外部からの不正リスクに関連する情報に対応するための制度を具体的に定めていない。

(品基報第1号第54・F54-2項(令和4年改正前) (【参考】同第1号第34・F34-4JP項))

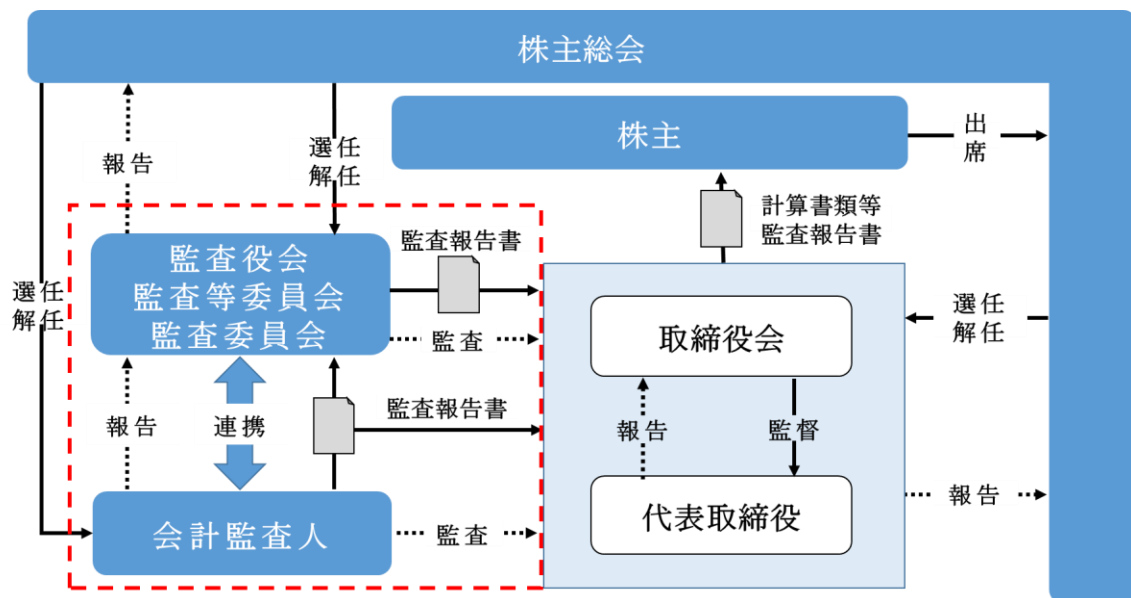
9. 監査役等との連携

(1) 会計監査人と監査役等とのコミュニケーション

着眼点

会計監査人と監査役等には、会社法等に基づき、計算関係書類の適正性を確保するための職責が課されている。会計監査人と監査役等が当該職責を果たすためには、監査の過程で認識した情報を適時に共有するほか、会計監査人が行っている監査の品質管理の状況を監査役等が把握するなど、積極的な情報共有や意見交換を通じて、会計監査人と監査役等とが連携していくことが重要である。（【図8】参照）

【図8】監査役等と会計監査人の関係



（出典）協会の公表資料より審査会が作成

審査会検査においては、上記の会計監査人と監査役等との連携の重要性に鑑み、監査役等とのコミュニケーションや不正等発見時の対応に関する方針及び手続を適切に定めているかについて、以下のような観点から検証している。

- ▶ 監査の計画、実施、監査結果の報告の各段階において、監査役等と適時にコミュニケーションを行い、必要な情報を共有し、相互の監査の充実に役立てることが適切に定められているか。
- ▶ 審査会検査の結果及び品質管理レビューの結果について、基本的な様式や文例を作成するなどして、被監査会社に対して書面による適切な説明が行われる体制を整備しているか。
- ▶ 違法行為への対応に関する方針及び手続を適切に定めているか。

監査役等とのコミュニケーションの運用状況については、以下のような観点から検証している。

- ▶ 監査に関する監査人の責任、及び計画した監査の範囲とその実施時期の概要について、監査役等と明確にコミュニケーションを行っているか。
- ▶ 審査会検査及び品質管理レビューの結果について、被監査会社に対して書面による説明を適切に実施しているか。
- ▶ 監査に関連する情報を監査役等から適切に入手しているか。
- ▶ 財務報告プロセスを監視する監査役等の責任に関連し、重要と考えられる監査上の発見事項について、監査役等に適時に伝達しているか。
- ▶ 会計監査人と監査役等が連携し、有効な双方向のコミュニケーションを行っているか。
- ▶ 社会的影響度の高い事業体である監査業務に係る報酬関連情報について、監査役等と明確にコミュニケーションを行っているか。

検査結果の概要

会計監査人と監査役等との連携の必要性については、関係者の間に浸透してきており、両者のコミュニケーションに向けての態勢の整備や運用が図られ、連携の深度に差こそあるものの、定期的なコミュニケーションが行われている状況が認められる。

審査会検査や品質管理レビューを受けた監査事務所からの監査役等に対する通知内容についても、原則どおり書面で、適時に通知している状況が認められる。一方で、以下の事例に示すとおり、コミュニケーションを行うべき項目に対する理解が不足している結果、コミュニケーションの内容が網羅的でない、協会より品質管理レビュー実施結果通知書を受領しているものの、当該品質管理レビューの結果を監査役等へ伝達していない監査事務所もみられる。

求められる対応

会計監査人と監査役等との連携の重要性については、企業による不正な財務報告事例の発生を受けて、近時改めて強調されており、監査基準においては、「監査人は、監査の各段階において、監査役等と協議する等適切な連携を図らなければならない」とされている。

平成 31 年 2 月に改正された監基報 260「監査役等とのコミュニケーション」においては、監査の実施に当たり、特に重要な事項に係るコミュニケーションの充実が図られるとともに、会計監査人の品質管理システムの整備・運用状況に係る説明の一環として、規制当局又は協会による懲戒処分等の内容、品質管理レビューや審査会検査等の結果に係る監査役等への伝達内容及び伝達方法が具体的に明示されるなど、監査役等とコミュニケーションを行う事項が具体化されている（注 1、注 2）。

会計監査人は監査役等に対し、監査計画の策定から監査手続の実施、監査意見形成の各段階における監査の実施状況やその過程において識別した重要な状況についての情報共有を通じて監査の実効性の向上を図るほか、審査会検査や品質管理レビューの結果を踏まえた監査の品質管理上の問題点についても意見交換するなどして、両者間での連携を積極的に推進する必要がある。この連携は、監査の品質の確保・向上、ひいては、被監査会社におけるコーポ

レート・ガバナンスの充実・強化に貢献するものである。

また、平成 30 年の監査基準改訂及び関連する監基報の改正において、監査報告書に監査上の主要な検討事項（以下「KAM」という。）を記載することが求められている。KAM は、会計監査人が監査役等と協議した事項の中から決定することとされており、KAM の導入により、会計監査人と監査役等との深度あるコミュニケーションの重要性は一層増している。

さらに、令和 4 年 7 月の倫理規則の改正に伴い、社会的影響度の高い事業体である監査業務に係る報酬関連情報について、監査役とのコミュニケーションが求められることに留意する。報酬関連情報に関するコミュニケーション対象には、監査報酬に関する事項及び監査以外の業務に対する報酬に関する事項に加え、報酬依存度が 15%を超える場合等には、その事実の内容、当該状況が継続する可能性及び適用されるセーフガードなどが含まれる。

監査事務所においては、監査チームによる監査役等との有効な双方向のコミュニケーションが適切に行われるよう、監査チームをサポートするためのシステムを構築する必要がある。

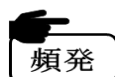
（注 1）審査会検査の結果の第三者開示については、原則として、審査会による事前承諾が必要であるとしているが、被監査会社の監査役等に対して「監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用等に関する指摘の有無及びその概要」、「被監査会社が検査対象となった場合の当該被監査会社に係る指摘の有無及びその内容」を開示する場合には、事前承諾なく開示できる取扱いとしていることに留意する必要がある。（審査会のウェブサイトで公表している「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」の「Ⅲ 検査結果等の取り扱い等」を参照）

（注 2）検査実施中は、検査受検の有無を含め、原則として開示は認められない。

事 例) 監査役等とのコミュニケーション

- ① 業務執行社員は、監査役等とのコミュニケーションに関する監査の基準を十分に理解していなかったため、監査役等が会計監査人を選任する際に有用な情報である、協会から受領した「品質管理レビュー報告書」及び「フォローアップ・レビュー報告書」の内容並びに対応状況について、監査役等に伝達していない。

（監基報 260 第 16・A31 項）



- ② 監査チームは、被監査会社の監査役会に対し、以下の項目に関する報告を行っておらず、監査役会とのコミュニケーションを十分に実施していない。

- ・ 会社法監査に係る監査報告書の発行後に判明した、未修正の虚偽表示
- ・ 金融商品取引法監査において、監査人が要請した経営者確認書の草案

（監基報第 260 第 13・14 項、同 600 第 48 項、同 610 第 16 項）

《留意点》

監査人は、監基報において要求されている事項について監査役等と適時のタイミングでコミュニケーションを行わなければならないことに留意する必要がある。例えば、経営者確認書の草案や独立性に関するコミュニケーションは、監査役等が講じることが予想される措置を踏まえてコミュニケーションの時期を決定する必要がある。また、期中における特別な検討を必要とするリスクの変更などの監査計画の変更や、会社法監査報告書発行後に判明した未修正の虚偽表示など、監査役等とコミュニケーションを実施した事項に変更が生じた場合には、適時のタイミングで改めて監査役等とコミュニケーションを実施する必要がある。

さらに、被監査会社に対して金融商品取引法監査と会社法監査を併せて実施している場合には、監査対象範囲や監査報告書日が異なるため、金融商品取引法監査における監査の最終段階においても、経営者確認書の草案や内部統制監査の結果など、監基報において要求されている事項について監査役等とのコミュニケーションが必要である。なお、監査役等と口頭でコミュニケーションを行った場合、監査人は、いつ、誰と、どのような内容についてコミュニケーションを行ったかを監査調書に記載しなければならないことに留意する。

(2) 不正・違法行為発見時の対応

着眼点

監査人には、財務書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実（法令違反等事実）を発見した場合、被監査会社による自主的な是正措置の実施を促すため、監査役等に対して当該事実の内容を通知することなどが義務付けられている（金融商品取引法第 193 条の 3 参照）。審査会検査においては、当該通知が財務書類の適正性の確保において果たす役割の重要性に鑑み、監査事務所による不正・違法行為発見時の対応状況について検証している。

検査結果の概要

（評価できる取組）

監査事務所における評価できる取組として、以下の事例が挙げられる。

社員等に対し、法令違反等事実を発見した場合の被監査会社の監査役等に対する通知例を示すなどして、周知徹底を行っている。

また、監査事務所として、財務書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがあると判断した事項について、金融商品取引法第 193 条の 3 に基づく通知を被監査会社に対して行った結果、当該通知を受けた被監査会社において、財務諸表の訂正を行うとともに、適切な開示の実施に向けた体制強化が図られた。

求められる対応

監査事務所においては、監査の過程で財務書類の適正性の確保に関わる不備を発見した場合、金融商品取引法第 193 条の 3 に基づく通知の要否について検討するなど、被監査会社による不備の是正に向けた対応の実施が求められていることに今一度留意する必要がある。

また、不正や違法行為に対する監査上の判断に際して、専門的な見解の問合せへの対応等が適切に行われるよう、監査チームをサポートするためのシステムを構築する必要がある。

なお、有価証券報告書及び半期報告書の訂正報告書に含まれる訂正後の財務諸表に対する監査において、監査人として適切な対応を行うための留意事項については、協会公表の監基報 560 実務指針第 2 号「訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査に関する実務指針」（令和 6 年 9 月改正）を参照されたい。

Ⅲ. 個別監査業務編

○ 監査業務の実施

概要

審査会検査における個別監査業務の不備事例は、監査計画の策定から監査意見の形成に至るまで広範な領域にわたってみられる。

「Ⅲ．個別監査業務編」においては、こうした不備事例について、監基報の体系に準じた構成で掲載している。特に、「財務諸表監査における不正」については、監査における不正リスク対応基準により、慎重な対応が求められているのはもちろん、社会的にも注目されていることから、最初に掲載するとともに事例を充実させている。

なお、「Ⅱ．品質管理態勢編」と同様に各項目において、検査における「着眼点」等を記載するほか、不備事例の掲載に加えて、監査手続を実施する際の「留意点」を付記しているので併せて参考にされたい。

さらに、過年度から継続して指摘されている事例や、複数の検査先で指摘されている事例については、事例の文頭に



の印を付している。

不備の分析

個別監査業務における不備は、監査基準や監基報等の監査の基準にて要求されている事項（要求事項）が、何らかの形で不足している場合に検出される。

不備の原因としては、監査チーム及び被監査会社を取り巻く状況を踏まえて、様々な内容があるが、近時の検査において比較的多くみられる原因には以下が挙げられる。

- ・ リスク対応手続の監査リスクへの適合性及び監査証拠の十分性・適切性の検討が不十分
- ・ 監査人として発揮すべき職業的懐疑心の欠如
- ・ 現行の監査の基準が要求する手続の水準に対する理解不足

（１）リスク対応手続の監査リスクへの適合性及び監査証拠の十分性・適切性の検討が不十分

監査人は、企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別・評価を実施し、評価した重要な虚偽表示リスクに対応する手続の立案及び実施が求められるが、監査調書において十分かつ適切な監査証拠を入手していることを確認できない事例が多くみられている。こうした不備は、以下の二つの段階での検討が不十分であることに起因している。

１）監査計画の段階での検討

監査人の実施したリスク評価自体が不十分であるため、本来想定されるアサーション・レベルのリスク対応手続を立案できていない事例（「１．財務諸表監査における不正」（２）、「２．リスク評価及び評価したリスクへの対応」（２）及び「５．グループ監査」事例４）参照）がみられる。

なお、リスクを適切に識別したものの、識別したリスクの内容と詳細な監査計画によるリスク対応手続が十分に適合していないため、十分かつ適切な監査証拠を入手できていない事例（「１．財務諸表監査における不正」（３）及び「２．リスク評価及び評価したリスクへの対応」（３）参照）も多くみられている。

2) 入手した監査証拠の評価

監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手したかどうかを結論付けなければならない、入手していない場合には、追加の監査手続を実施する必要がある。十分かつ適切な監査証拠が入手できているかについては、本来、上位者の査閲などにより確認する必要があるが、そのような入手した監査証拠の評価が十分に実施されていない事例(「1. 財務諸表監査における不正」(5)及び「3. 監査証拠」参照)がみられる。

なお、監査人は、評価したアサーション・レベルの不正による重要な虚偽表示リスクに対しては、不正リスクを識別していない場合に比べ、より適合性が高く、より証明力が強く、又はより多くの監査証拠を入手しなければならない点に留意が必要である。

(2) 監査人として発揮すべき職業的懐疑心の欠如

監査人は、職業的専門家としてその専門能力の向上と実務経験等から得られる知識の蓄積に常に努めなければならない、監査の全過程を通じて職業的専門家としての正当な注意を払い、職業的懐疑心を保持して監査を行うことが求められる。この点、監査チームにおいて職業的懐疑心が欠如し、例えば、会計上の見積りに利用された事業計画の実現可能性等、経営者の主張の合理性を検証する手続が実施されていない事例(「4. 会計上の見積りの監査」参照)がみられる。

監査人は、経営者、取締役等、監査役等の信頼性及び誠実性に関する監査人の過去の経験にかかわらず、不正による重要な虚偽表示が行われる可能性に常に留意し、監査の全過程を通じて、職業的懐疑心を保持する必要がある。

(3) 現行の監査の基準が要求する手続きの水準に対する理解不足

監査基準や監基報等の要求事項に対する理解が不足していたことによる以下のような不備が多数みられる。

- ・ 被監査会社の収益の種類や取引形態に応じた不正リスクの識別と評価を行っていない事例(「1. 財務諸表監査における不正」(2)参照)や、不正リスクに適合した十分な監査手続を実施していない事例(「1. 財務諸表監査における不正」(3)参照)
- ・ 重要な勘定残高に対して実証手続を実施していない事例(「2. リスク評価及び評価したリスクへの対応」(3)①参照)
- ・ 分析の実証手続において、基礎データの信頼性の評価を実施していない事例(「3. 監査証拠」(3)事例1)参照)や、計上された金額と推定値との差異が、許容可能な差異を超えている状況において、十分かつ適切な監査証拠を入手していない事例(「3. 監査証拠」(3)事例2)参照)
- ・ 監査証拠として利用する情報の適合性と信頼性(正確性及び網羅性)を検証していない事例(「3. 監査証拠」(1)事例2)参照)
- ・ 会計上の見積りの監査において、過年度における会計上の見積りの確定額の検討を当年度の経営者の見積りに係るリスク評価において考慮していない事例(「4. 会計上の見積りの監査」(4)事例2)参照)や、経営者の仮定の合理性や基礎データの信頼性等を検討して

いない事例(「4. 会計上の見積りの監査」参照)

- ・ グループ監査において、グループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクに対応するために構成単位の監査人が実施する具体的な手続を把握・検討していない事例(「5. グループ監査」事例4)参照)、リスク対応手続の適切性を評価していない事例(「5. グループ監査」事例4)参照)、構成単位の監査人からの報告事項を評価していない事例(「5. グループ監査」事例8)参照)
- ・ 監査人の利用する専門家の必要性を検討していない事例(「6. 専門家の業務の利用」参照)
- ・ 財務報告に係る内部統制監査において、内部統制の評価範囲の妥当性を検討していない事例(「7. 財務報告に係る内部統制の監査」(1)参照)や、発見した虚偽表示が内部統制監査へ及ぼす影響を検討していない事例(「7. 財務報告に係る内部統制の監査」(3)参照)
- ・ 実施していない手続を KAM として記載している事例(「8. 監査上の主要な検討事項(KAM)」参照)

監査チームが、監査の基準が要求する手続の水準を十分に理解していない場合、実施された監査手続をもって十分かつ適切な監査証拠を入手できず、監査手続の不備に至ることになる。

求められる対応

監査チームにおいては、監査の全ての場面において職業的懐疑心を十分発揮するとともに、監査の基準等、必要とされる知識を適時更新し、蓄積していくことが求められている。その上で、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるため、虚偽表示リスクに応じた十分な監査計画の策定ができているか、立案した監査手続が監査の基準の要求に応じて実施されているかという観点で、個別監査業務を実施していく必要がある。

なお、個別監査業務における不備の指摘に至る過程において、監査チームが「監査調書作成上の記載の不備」を主張するケースがいまだに多くみられる。これは、未実施により不備と指摘された監査手続は、実態として実施されていたものの記録が残っていないという主張である。

この点、監査チームの主張が監査調書によって客観的に立証されない限り、主張された監査手続が監査意見表明時点までに完了したことを判別できないことから、監査手続が実施されていない場合と同様に取り扱われることについても十分留意が必要である。

監査事務所においては、個別監査業務において指摘された不備の発生防止に向け、品質管理システムを通じて、個別監査業務の品質を確保・向上することが求められる。

この際、監査事務所全体に至る施策の浸透と定着に向け、各監査チームにおける改善策の理解と、各監査チームによる改善策の運用状況について確認できる態勢の構築が必要となるケースも考えられる。監査業務の改善に当たっては、単に追加で新たな品質管理システムを整備するといった対応だけでなく、定期的な検証や審査等、既存のシステムの有効活用も考えられる。各監査事務所は、自らの特性にあった効果的かつ効率的な監査の品質の改善に努める必要がある。

また、監査事務所の規模にかかわらず、個別監査業務の不備は、リスク・アプローチの考え方

の理解が不十分な監査責任者を原因とすることも散見される。この場合、当該監査責任者に対する再教育や適切な業務への選任等、監査事務所としての適切な対応が求められる点にも留意が必要である。

なお、審査会検査による個別監査業務の指摘事項は、監基報 260 等において、検査対象となった被監査会社の監査役等に説明することが要求されている。そのため、各監査チームは、審査会検査で自らが指摘された事項について被監査会社に説明できるよう、不備の内容を正確に理解するよう努める必要がある。

重ねて、検査対象となった個別監査業務の監査チームに限らず、各監査チームは、審査会検査、品質管理レビュー及び監査事務所内の定期的な検証における指摘事項について、自らの監査業務に当てはめて、検証・見直しを適宜行う必要がある。

（参考）

個別監査業務において検出される不備に関し、数多く指摘されている項目に係る根拠規定及び留意点は、以下のとおりである。

項目	指摘の根拠となる ことが多い規定	関連する留意点
1. 財務諸表 監査における 不正	監基報 240 第 25・29・31 項	➤ 安易に不正リスクを限定していないか。 ➤ 識別した不正リスクに適合する十分な監査手続を立案・実施しているか。 ➤ 仕訳テストにおいて抽出された仕訳に対して漏れなく証憑突合等のリスク対応手続を実施しているか。
2. リスク評価及び評価したリスクへの対応	監基報 315 第 25 項 同 330 第 17・20・23 項 同 450 第 10 項	➤ 特別な検討を必要とするリスクに関連する統制活動を含む内部統制を理解しているか。 ➤ 評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに応じて、実施するリスク対応手続の種類、時期及び範囲を立案しているか。 ➤ 評価した重要な虚偽表示リスクの程度にかかわらず、重要な取引種類、勘定残高又は注記事項について、実証手続を立案・実施しているか。 ➤ 注記を含む財務諸表の全体的な表示が、適用される財務報告の枠組みに準拠しているかどうかを評価する監査手続を立案・実施しているか。

項目	指摘の根拠となる ことが多い規定	関連する留意点
		➤ 過年度の未修正の虚偽表示が全体としての財務諸表等に与える影響を評価しているか。
3. 監査証拠	監基報 500 第 5～8 項 同 520 第 4・6 項 同 530 第 7 項 同 570 第 15 項	➤ 二重目的テストについて、各々の監査手続の目的を満たす十分かつ適切な監査証拠を入手していることを確かめているか。 ➤ 経営者の利用する専門家の適性、能力及び客観性を評価するとともに、当該専門家の業務の適切性を検討しているか。 ➤ 被監査会社が作成した資料の信頼性を検討しているか。 ➤ 分析の実証手続の実施に際し、データの信頼性、推定値の精度、監査上許容できる差異の金額を超える差異の内容を検討しているか。 ➤ 監査サンプリングの実施に際し、サンプルの抽出方法やサンプル数の妥当性を検討しているか。 ➤ 継続企業の前提の評価に関連する経営者の対応策が効果的で実行可能であるかについて、具体的な監査証拠に基づき検討しているか。
4. 会計上の 見積りの監査	監基報 540 第 12・13・21・ 22・23 項 同 500 第 8 項	➤ 棚卸資産の評価ルールや固定資産の減損に係るグルーピング、将来事業計画など、被監査会社が実施した見積方法を理解し、その適切性を検討しているか。 ➤ 被監査会社が過年度に実施した会計上の見積りの確定額について検討しているか。 ➤ 被監査会社の事業計画に含まれる重要な仮定やデータについて、具体的な裏付けに基づいて検討しているか。 ➤ 会計上の見積りの監査に際し、被監査会社が作成した資料の信頼性を検討しているか。 ➤ 矛盾する情報も含め、監査の過程で入手した全ての関連する監査証拠を考慮し評価しているか。 ➤ 会計上の見積りの検討に際し、監査人の専門

項目	指摘の根拠となる ことが多い規定	関連する留意点
		家の利用の要否も含め、専門的な技能又は知識が監査チームに必要かどうかを検討しているか。
5. グループ 監査	監基報 600 (令和4年6月改正前) 第29・30・39・41・42項 【参考】 監基報 600 (令和4年6月改正後) 第31・33・42・45～48項	➤ 構成単位の監査人が実施する作業に適切に関与しているか。 ➤ 構成単位の監査人に、グループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクや関連当事者を網羅的に伝達しているか。 ➤ 構成単位の監査人が実施したリスク対応手続を十分に評価しているか。 ➤ 構成単位の監査人からの報告内容に対して、グループ監査チームとして必要な追加対応を実施しているか。
6. 専門家の 業務の利用	監基報 620 第6項	➤ 専門知識が必要な場合に、専門家の業務を利用する必要性の検討を行っているか。
7. 財務報告 に係る内部統 制の監査	監基報 265 第6・7項 同 610 第13・14・19項 財務報告内部統制監査基準 報告書第1号第97・101・ 112・187項	➤ 財務諸表監査におけるリスク評価と、経営者による内部統制の評価範囲の整合性を検討しているか。 ➤ 財務諸表監査の過程で虚偽表示や内部統制の不備を発見した場合、内部統制監査へ及ぼす影響を検討しているか。 ➤ 内部監査人の作業を利用する場合、内部監査人の客観性と能力を評価し、利用する作業の適切性を評価しているか。また、関連する重要な虚偽表示リスクの程度に応じて内部監査人の利用範囲を適切に決定しているか。
8. 監査上の 主要な検討事 項 (KAM)	監基報 701 第12項	➤ KAMに対する監査上の対応として記載した監査手続を実施しているか。

1. 財務諸表監査における不正

着眼点

財務諸表の重要な虚偽表示につながる不正に対する財務諸表利用者の関心が高まる中、審査会検査においては、財務諸表監査における不正リスクへの対応について、以下のような観点から検証している。

- ▶ 監査チームは、監査の全過程を通じて職業的懐疑心を保持するとともに、不正による重要な虚偽表示リスクについては、その評価、対応する監査手続の実施、入手した監査証拠の評価に際し、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を看過することがないよう、職業的懐疑心を発揮しているか。
- ▶ 監査チームは、不正による重要な虚偽表示が行われる可能性について、実質的な討議を行っているか。討議に当たって、経営者、取締役等、監査役等が信頼でき誠実であるという考えを持たずに不正がどのように発生するのかも含め、不正による重要な虚偽表示が財務諸表のどの項目にどのように生じる可能性があるかに重点を置いているか。
- ▶ 監査チームは、実施したその他のリスク評価手続とこれに関連する活動により入手した情報が、不正リスク要因の存在を示しているかについて検討し、それらを考慮した上で、財務諸表全体レベル及びアサーション・レベルの二つのレベルで不正による重要な虚偽表示リスクを識別し評価しているか。特に、どのような種類の収益、取引形態又はアサーションに関連して不正リスクが発生するかを判断しているか。その際、被監査会社の業務プロセス等を踏まえた十分な検討を行っており、安易に不正リスクを限定していないか。
- ▶ 監査チームは、分析的手続の実施により識別した通例でない又は予期せぬ関係が、不正による重要な虚偽表示リスクを示す可能性があるかどうかを評価しているか。
- ▶ 監査チームは、評価したアサーション・レベルの不正による重要な虚偽表示リスクに対して、不正リスクを識別していない場合に比べ、より適合性が高く、より証明力が強く、又はより多くの監査証拠を入手しているか。
- ▶ 監査チームは、虚偽表示を識別した場合、当該虚偽表示が不正の兆候であるかについて評価しているか。また、当該虚偽表示が、不正の兆候であると判断したときには、不正は、単発的に発生する可能性は少ないことを認識し、他の監査の局面との関係、特に経営者の陳述の信頼性に留意して、当該虚偽表示が与える影響を評価した上で監査計画を見直し必要に応じて修正しているか。
- ▶ 監査チームは、監査の実施の過程において、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合に、経営者に質問し説明を求めるとともに、追加的な監査手続を実施しているか。また、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断した場合に、リスク評価及び立案したリスク対応手続を修正し、想定される不正の態様等に直接対応した監査手続を実施しているか。
- ▶ 監査チームは、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断した場合や経営者の関与が疑われる不正を発見した場合において、取締役の職務の執行を監査する監査役等と

適切に協議するなど、連携を図っているか。

検査結果の概要

財務諸表監査における不正リスクに係る監査手続の不備事例として、実施した監査手続を通じて識別した通例でない又は予期せぬ関係が、不正による重要な虚偽表示リスクを示す可能性があるかどうかを十分に検討できていない事例がみられる。

また、被監査会社の変化を踏まえた不正による重要な虚偽表示リスクの評価を実施していない事例、収益認識のうちリスクが特に高いと考える部分のみに不正による重要な虚偽表示リスクを識別し、その他の部分について十分な検討を行うことなく不正による重要な虚偽表示リスクはないとしている事例、収益認識について不正による重要な虚偽表示リスクを識別しながら、リスク対応手続が十分ではない事例、経営者による内部統制の無効化に関係したリスク対応手続が形式的な内容にとどまっている事例や通常取引過程から外れた関連当事者との重要な取引や通例でない取引を識別しながら、不正の可能性を考慮した慎重な検討が実施されていない事例などがみられる。

上記事例のほか、不正による虚偽表示について、単発的に発生したものとして十分な検討を行わないまま、当該虚偽表示が財務諸表に与える影響を限定的であると評価している事例がみられる。

(評価できる取組)

監査事務所における評価できる取組として、以下の事例が挙げられる。

- ・ 製造業を営む被監査会社は、地域別に複数の販売子会社を有している。当該販売子会社は、親会社から仕入れた製品のみを顧客に販売しており、親会社と共通の販売管理システムを利用して収益を認識している。
親会社と販売子会社の収益種類や取引形態には共通性があることから、親会社及び重要な構成単位である主要な販売子会社を含む被監査会社グループの収益認識に係る不正リスクについて、グループ監査チームが一元的にリスク評価を実施し、リスク対応手続の立案を行った。
- ・ 収益認識に係る不正リスクの検討漏れを防止するため、取引種類（商流）ごとの売上高の合計が総勘定元帳の売上高計上額と一致するように、全ての取引種類（商流）をリストアップした上で、取引種類（商流）ごとに、どのような不正リスクを識別すべきか、網羅的に検討する調書例を法人内に展開している。

求められる対応

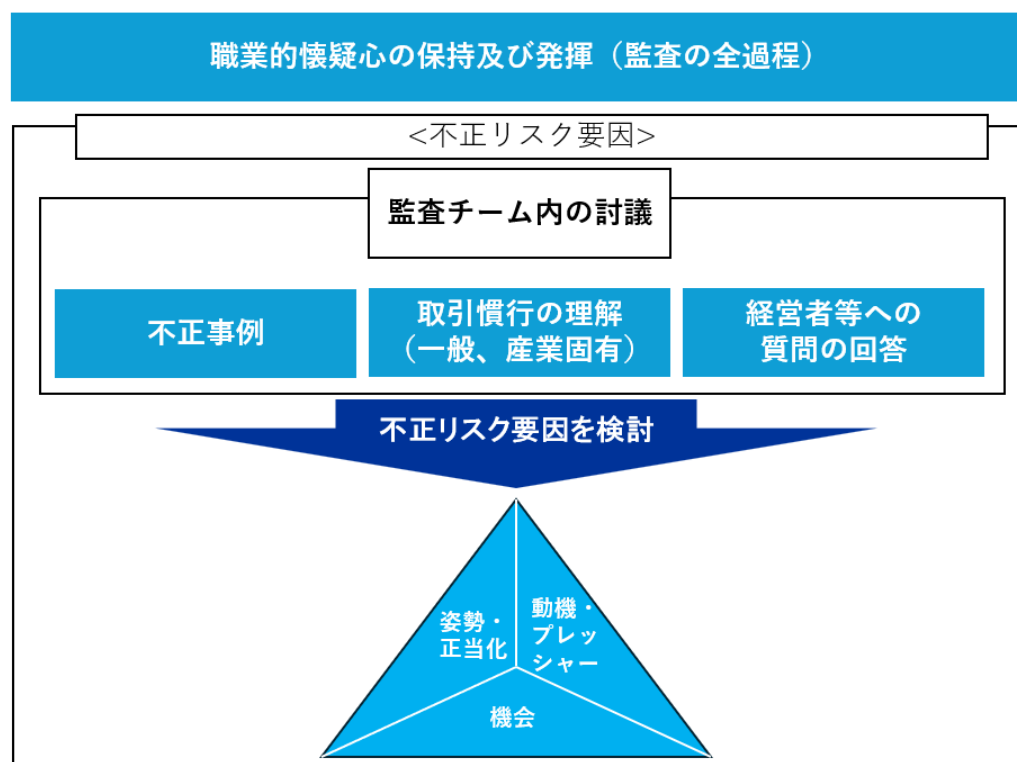
従前より、監査人には職業的懐疑心の保持が求められていたが、「監査における不正リスク対応基準」において、更に職業的懐疑心の保持及び発揮が強調されており、監査人は、監査の全過程において職業的懐疑心を保持すること、不正による重要な虚偽表示リスクを検討する際には職業的懐疑心を発揮することが期待されていることに留意する必要がある。

特に、近時の不正会計事案を契機に、改めて会計監査の信頼性が問われる事態になってい

ることを、全ての監査人は再度認識する必要がある。

そのため、監査計画の策定に当たり、被監査会社の取引形態や、公表されている主な不正事例、不正に利用される可能性がある一般的及び企業の属する産業特有の取引慣行などを理解するとともに、経営者及びその他の企業構成員に対する質問等により情報を入手し、監査責任者のリーダーシップの下、監査チーム内の討議を通じて、これらの情報が、不正を実行する動機やプレッシャー、又は不正を実行する機会を与える事象や状況といった不正リスク要因の存在を示しているか慎重に検討することが要求されている。（【図9】参照）

【図9】職業的懐疑心の保持及び発揮と不正リスク要因



（出典）審査会が作成

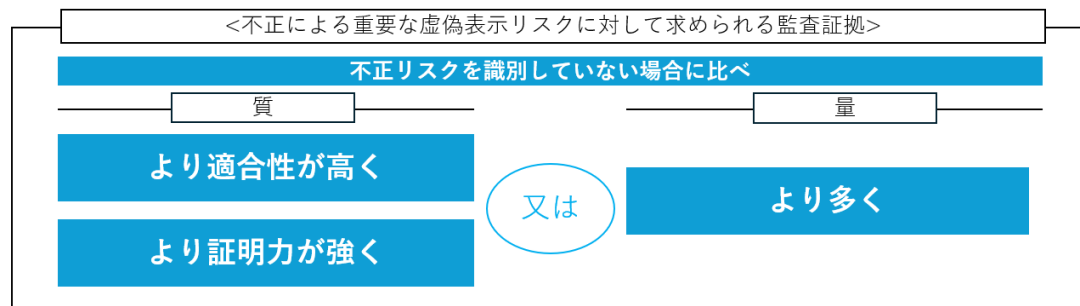
さらに、識別した不正リスク要因を考慮し、財務諸表全体レベル及びアサーション・レベルの二つのレベルで不正による重要な虚偽表示リスクを識別し評価しなくてはならない。収益認識に関する不正リスクを識別し評価する際には、安易に不正リスクを限定することなく、被監査会社に対する理解や業務プロセスを踏まえ、不正による重要な虚偽表示が財務諸表のどこにどのように生じる可能性があるのかを十分に検討する必要がある。

監査人は、不正による重要な虚偽表示が生じる可能性を常に意識し、財務諸表全体レベルの不正による重要な虚偽表示リスクに応じた全般的な対応と、アサーション・レベルの不正による重要な虚偽表示リスクに応じたリスク対応手続の立案をしなくてはならない。

不正による重要な虚偽表示リスクへの対応手続の実施の際には、不正リスクを識別しているアサーションに対しては、不正リスクを識別していないアサーションに比べ、より適合性

が高く、より証明力が強く、又はより多くの監査証拠を入手しなくてはならないことに留意が必要である。（【図 10】 参照）

【図 10】不正による重要な虚偽表示リスクに対し求められる監査証拠

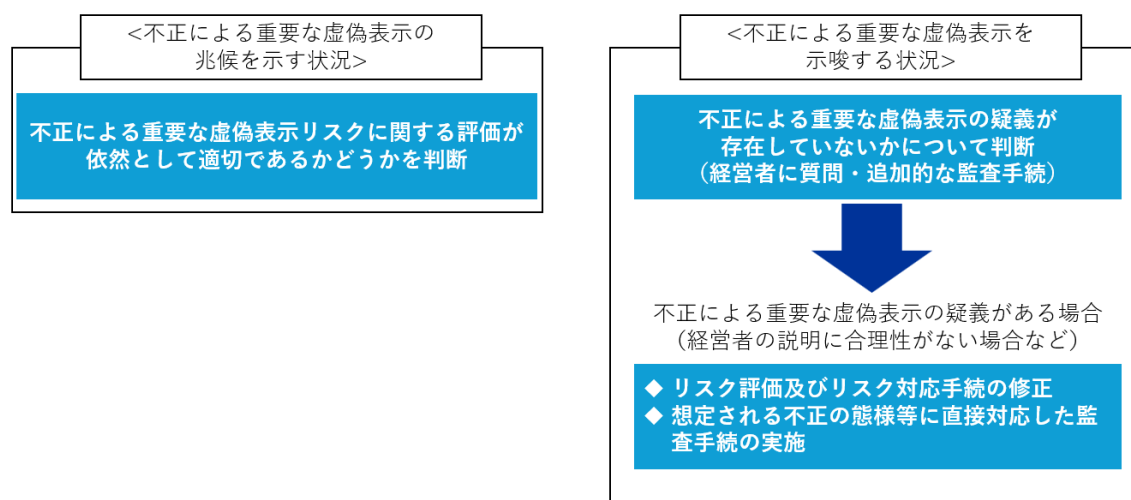


（出典）審査会が作成

監査人は、監査実施の過程において、不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況を識別した場合には、不正による重要な虚偽表示リスクに関する評価が依然として適切であるかどうかを判断する必要がある。（【図 11】 参照）

さらに、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合には、不正による重要な虚偽表示の疑義が存在していないかについて判断するために、経営者に質問し説明を求めるとともに、追加的な監査手続を実施することが求められる。また、経営者の説明に合理性がないと判断された場合など、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合には、リスク評価及び立案したリスク対応手続を修正し、想定される不正の態様等に直接対応した監査手続を実施しなければならないことに留意が必要である。（【図 11】 参照）

【図 11】不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況と不正による重要な虚偽表示を示唆する状況への対応



（出典）審査会が作成

（１）監査チームの討議

事 例）企業及び当該企業の属する産業における不正事例の理解

被監査会社は、建設業を営んでおり、完成工事高の計上基準として工事進行基準を適用している。監査チームは、不正リスクシナリオとして、工事原価総額及び決算日における工事進捗度の操作による不正について検討している。

しかしながら、監査チームは、建設業における不正事例として多く公表されている「工事原価を本来の工事とは別の工事の工事原価に付け替える不正」に関するリスクを識別することの必要性を、監査チーム内の討議において検討していない。

また、監査チームは、期末監査の過程において、過年度に工事原価を本来の工事とは別の工事に付け替える不正が行われていたことを把握したにもかかわらず、リスク評価の見直しの必要性について検討していない。

（監基報 240 第 14・F15-2 項、同 330 第 24 項）【準大手・中小】

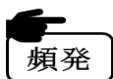
《留意点》

上記事例のほか、以下のような不備が指摘されている。

- ・ 不正リスクに関する監査チーム内の討議が形式的なものにとどまっており、これまでに公表されている不正事例等から考えられるリスクを業種やガバナンスなどの被監査会社の特徴に関連付けて実質的に討議されていない。
- ・ 不正に関する経営者及び監査役等とのコミュニケーションが形式的なものにとどまり、そこから入手した情報をリスク評価に反映できていない。
- ・ 関連当事者との関係及び関連当事者との取引から生じる可能性がある不正又は誤謬により、被監査会社の財務諸表に重要な虚偽表示が行われる可能性について監査チーム内で討議されていない。

（２）不正による重要な虚偽表示リスクの識別と評価

事 例）収益認識における不正リスクの識別と評価



- ① 被監査会社は、A事業及びB事業を営んでいる。両事業は、1件当たりの金額が比較的少額の取引が取引全体の大部分を占めているものの、B事業では、1件当たりの金額が高額となる取引も年間に数件程度発生している。

このような状況を踏まえて、監査チームは、B事業における当該1件当たりの金額が高額となる取引について不正リスクが高いと評価し、受注証憑及び検収証憑との突合に加えて、入金証憑との突合やシステムの構築状況の確認などの監査手続を立案・実施している。また、当該1件当たりの金額が高額となる取引を除く売上高全体にも架空計上の不正リスクがあると評価した上で、不正リスクを識別していない場合に比べて、詳細テストの対象とする取引の件数を拡大することで対応している。

しかしながら、監査チームは、1件当たりの金額が高額となる取引について不正リスクが高いと評価しており、また当該取引を除く売上高全体についても架空売上の不正リスクがあると評価しているにもかかわらず、これらの不正リスクについて、具体的に

のような手口で不正が行われる可能性があるのかという観点を踏まえた十分な検討を実施していない。

(監基報 240 第 25 項) 【大手】



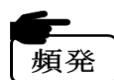
- ② 被監査会社は、水産・畜産・一般加工食品等の商品の販売（以下「本件商品販売」という。）や、物流サービスの受託（以下「物流受託サービス」という。）を行っている。被監査会社は、基幹システムへの入力対象の売上取引については、基幹システムから会計システムに自動連係される一方で、基幹システムへの入力対象外の売上取引については、会計システムに手入力で売上傳票を起票している。

監査チームは、本件商品販売に係る売上高について、手入力による売上計上額を把握し、多額に計上されていないことを理解するとともに、商品販売売上高に占める割合が 0.1%未満であることを認識している。また、本件商品販売売上高に関し、経営者が、売上高の水増しを意図して内部統制を無効化し、基幹システムを通さずに、会計システムに不正な売上高を手入力するリスクを識別している。

監査チームは、物流受託サービスに係る売上高のうち、手入力による売上計上額を把握し、多額に計上されていることを理解するとともに、物流受託サービス売上高の 65%を占めていることを認識している。また、物流受託サービス売上高に関し、主な取引先及び取引内容について理解するほか、7 年間の四半期ごとの部署別の売上高及び原価率に関する推移分析を行い、異常な点はないものと判断する一方、重要性の基準値を超過していることを理由に、計上額を誤るリスクを重要な虚偽表示リスクとして識別している。

しかしながら、監査チームは、本件商品販売売上高については、内部統制の無効化を伴う不正リスクを識別する一方、物流受託サービス売上高については、売上計上プロセスに係る内部統制に関する理解を踏まえた、内部統制の無効化を伴う不正リスクの識別の可否に関する検討など、不正リスクの評価を十分に行っていない。

(監基報 240 第 25 項) 【大手】



- ③ 防消火製品等の製造販売を行っている被監査会社について、監査チームは、営業部門の事業部長には予算達成に対するプレッシャーが存在し、期末月に不正を行う動機が高まるとしており、営業部門から工場に対する虚偽の出荷指示が行われても発覚しにくい出荷停止期間に、不正を行う機会があるとしている。

監査チームは、このような不正リスク要因の検討に基づき、「営業部門の事業部長又はその指示を受けた部下が、明らかに僅少な虚偽表示と判断する金額を超える製品売上取引について、出荷停止期間に工場の担当者に虚偽の出荷指示を行うことにより売上計上を行う」という不正リスクシナリオを想定している。ただし、出荷停止期間中には、明らかに僅少な虚偽表示の金額を超える取引がなかったことから、不正リスク対応手続を実施していない。

しかしながら、監査チームは、期末月における出荷停止期間より前の取引、及び出荷停止期間中の明らかに僅少な虚偽表示の金額以下の取引について、不正が発生する可能性を十分に検討していない。

(監基報 240 第 25・46 項) 【準大手・中小】

頻発

- ④ 介護用品・福祉用具の販売を行っている被監査会社の収益認識に関する不正リスクの検討に当たり、監査チームは、営業担当者には売上目標に対するプレッシャーが存在するという不正を実行する「動機・プレッシャー」を識別し、他の不正リスク要因の検討も踏まえ、「営業担当者が架空売上を計上する不正リスク」を識別している。

しかしながら、監査チームは、営業担当者について、不正を実行する「動機・プレッシャー」を識別しているにもかかわらず、被監査会社が設定した売上目標の内容を理解していない。また、営業担当者以外の者について、不正を実行する「動機・プレッシャー」の有無を検討していないなど、収益認識に関する不正による重要な虚偽表示リスクについて十分な検討を行っていない。

(監基報 240 第 25 項) 【準大手・中小】

- ⑤ 被監査会社の子会社である A 社は、その子会社である B 社に対しコンテンツ等に係る使用权（ライセンス）を付与し、対価としてライセンス料を受領している。

監査チームは、分析的手続を実施し、A 社が有する売上債権全体に係る回転期間が 20 か月と長期化している状況であることを認識している。

しかしながら、監査チームは、A 社の B 社に対する売上高について、関連する取引の概要を把握するのみで、回転期間が長期化している状況が、不正による重要な虚偽表示リスクを示しているかについて十分に検討していない。

(監基報 240 第 22 項) 【大手】

頻発

- ⑥ 被監査会社は、ドラッグストア及び調剤薬局を多店舗で展開する事業を行っている。

監査チームは、これらの売上高について、基幹システムを介さずに、会計システムに架空の売上データを直接入力することにより、売上が不正に計上されるリスクを識別している。他方で、基幹システムを介して計上される売上については、一般顧客に対する商品の販売であり、少額な取引によって構成されており、また、店舗の POS システムが組み込まれたレジスター（以下「POS レジ」という。）の売上データを基に自動的に仕訳が計上され、人手の介入する余地が少ないため、不正リスクを識別していない。なお、監査チームは、店舗売上の内部統制の整備状況に係る評価において、POS レジの売上データが基幹システムを経由して会計システムに計上される過程で、基幹システムにおける売上データの変更が可能であることを把握している。

しかしながら、監査チームは、収益認識に関する不正による重要な虚偽表示リスクの識別・評価において、基幹システムにおける売上データの変更による不正の可能性に関する検討を行っていない。

《留意点》

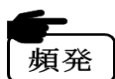
監査チームは、不正による重要な虚偽表示リスクを識別し評価する際、収益認識には不正リスクがあるという推定に基づき、どのような種類の収益、取引形態又はアサーションに関連して不正リスクが発生するかを判断しなくてはならない。その際、以下の点に留意が必要である。

- ・ 被監査会社が連結グループ内で複数の事業を営んでいる場合には、それぞれの収益の種類や取引形態に応じて、網羅的に不正リスクの識別と評価を行う必要があること。
- ・ 不正リスクシナリオの考慮に当たっては、被監査会社に対する理解や業務プロセスを踏まえ、収益計上に至る業務プロセスを十分に理解して、不正による重要な虚偽表示が財務諸表のどこにどのように生じる可能性があるのかを検討する必要があること。
- ・ 収益認識に不正リスクを識別しない場合には、その他の領域に不正リスクがないかも含め十分な検討を実施し、不正リスクがないと判断した理由について監査調書に記載する必要があること。
- ・ 経営者による内部統制の無効化リスクから生じるリスクについても十分に留意し、財務諸表全体レベル及びアサーション・レベルの二つのレベルで不正による重要な虚偽表示リスクを識別し評価しなくてはならないこと。

監査人は、不正による重要な虚偽表示が行われる可能性に常に留意し、監査の全過程を通じて、職業的懐疑心を保持しなければならない。例えば、分析的手続の実施により通例でない又は予期せぬ関係を識別した場合、それらが不正による重要な虚偽表示リスクを示す可能性があるかどうか監査チームとして慎重に検討することが重要である。

(3) 評価した不正による重要な虚偽表示リスクへの対応

事例 1) 収益認識における不正リスクへの対応



- ① 被監査会社は、医療機関に対する出資・貸付けや債務保証等の資金支援業務に加え、支援先に対する経営・管理・運営の指導業務等の役務提供を行っている。

監査チームは、被監査会社が資金支援業務を背景に支援先に影響力を行使し、不当に過大な報酬を受領する可能性を収益認識に係る不正リスクとして識別している。また、監査チームは、業務委託契約の報酬金額の合理性を検証する観点から、経営者が適正とする報酬金額を合理的な報酬金額と設定の上、当該金額と実際の報酬金額とを比較する手続を実施している。

しかしながら、監査チームは、不当に過大な報酬を受領する可能性を不正リスクとして識別していながら、経営者とのディスカッションを踏まえた理解のみに基づき、経営者が適正とする報酬金額を合理的な報酬金額として設定しており、報酬金額の合理性の検証において、不正リスクを識別していない場合に比べ、より適合性が高く、より証明力が強い監査証拠を入手していない。



- ② 監査チームは、営業担当者が直送売上に係る内部証憑を改ざんし、架空売上を計上する機会があることなどを理由に、直送売上の全取引について、収益認識に関する不正リスクを識別している。

監査チームは、当該不正リスクに対応する手続として、期末日前後5営業日の直送売上を母集団として、詳細テストを実施している。

しかしながら、監査チームは、期末日前後5営業日をテスト対象とすることの適切性について検討していない。

(監基報 240 第 29 項) 【準大手・中小】



- ③ 被監査会社は、外部から仕入れたシステムの販売を行っている。

監査チームは、当該システム販売について、循環取引を不正リスクシナリオとする、不正による重要な虚偽表示リスクを識別し、当該不正リスクシナリオへの対応手続として、仕入単価及び販売単価の上昇の有無に関する前期比較を実施し、仕入単価が物価上昇に伴い上昇していると評価している。

しかしながら、監査チームは、仕入単価の上昇要因について、物価上昇の影響によるものとの定性的な評価を実施するのみで、物価上昇以外の要因に関する定量的な評価を実施していない。また、循環取引を不正リスクシナリオとして想定しながら、循環取引への該当性が疑われる仕入単価の上昇の有無について検討していない。

(監基報 240 第 29 項) 【準大手・中小】



- ④ 被監査会社は、イベント制作業務を営んでいる。監査チームは、経営者、営業部門の所属長及び営業担当者には業績達成へのプレッシャーがあるとして、売上高に関し、会計期間を通した架空計上及び前倒し計上に係る不正リスクを識別し、当該不正リスクへの対応手続として、契約金額が一定金額以上となる売上取引を抽出し、契約書等の外部証憑と突合するとともに、見積書の署名と完了確認書の署名との間の筆跡の同一性の確認をするとしている。

しかしながら、監査チームは、上記の抽出条件により抽出した売上取引の一部について、外部証憑との突合を実施していない。また、監査チームは、売上取引の一部について、完了確認書を入手しておらず、計画した筆跡の同一性の確認を実施していない。

(監基報 240 第 29 項、同 500 第 5 項、同 530 第 7 項) 【準大手・中小】



- ⑤ 被監査会社は、建設業を営んでおり、工期が非常に短い工事契約について、履行義務を充足した一時点で収益を認識している。

監査チームは、売上が決算月(3月)に前倒し計上されるリスクを不正による重要な虚偽表示リスクとして識別し、決算月に売上計上された工事契約から抽出したサンプルに対する証憑突合を実施している。

しかしながら、監査チームは、内部証憑である被監査会社発行の請求書控えとの照合を行うのみで、不正リスクを識別していない場合に比べ、より証明力が強く、又はより多くの監査証拠を入手するための手続を実施していない。

(監基報 240 第 29 項、同 330 第 20 項) 【準大手・中小】

《留意点》

上記事例のほか、以下のような不備が指摘されている。

- ・ 業種や販売形態の特徴など、企業及び企業環境の理解を十分に行っていないことが十分なリスク対応手続を立案できなかった原因となっている。
- ・ 各アサーションについてどのような不正リスクがあるのかを具体的に検討していないことが十分なリスク対応手続を立案できなかった原因となっている。
- ・ 不正リスクシナリオを想定しているが、被監査会社への質問や前期比較等の分析的手続を実施するのみで、想定した不正リスクが顕在化している状況はないと結論付けるなど、十分な監査証拠を入手せずに安易に結論を出している。
- ・ 不正リスク対応手続として立案した監査手続が完遂されていない事例、帳簿と証憑を形式的に突合するのみで、異常な利益率や、実態と合致しない契約内容を見落としている。
- ・ 工事進行基準の見積総原価の検証において、被監査会社への質問や被監査会社が作成した内部管理資料との突合のみを実施している。

収益認識については、監基報 240 第 25 項において、「監査人は、不正による重要な虚偽表示リスクを識別し評価する際、収益認識には不正リスクがあるという推定に基づき、どのような種類の収益、取引形態又はアサーションに関連して不正リスクが発生するかを判断しなければならない。」とされており、また、同第 29 項において、「監査人は、評価したアサーション・レベルの不正による重要な虚偽表示リスクに対しては、当該アサーションについて不正リスクを識別していない場合に比べ、より適合性が高く、より証明力が強く、又はより多くの監査証拠を入手しなければならない。」とされていることについて特に留意が必要である。

事例 2) 関連当事者との重要な取引への対応

- ① 被監査会社は、当事業年度において、代表取締役社長 A 氏から、同氏が 4 年前に 30 百万円で取得した B 社株式を 30 百万円で取得し、投資有価証券として計上している（以下「本件取得取引」という。）。

監査チームは、本件取得取引について、通常取引過程から外れた関連当事者との重要な取引に該当するものと判断している。また、関連する契約書、被監査会社が外部の専門家から入手した株価算定書及び本件取得取引の承認決議に係る取締役会議事録の閲覧等を実施の上、本件取得取引には、不正な財務報告を行うため又は資産の流用を隠蔽するために行われた可能性を示唆する点は認められないと判断している。

しかしながら、監査チームは、本件取得取引が、A 氏による株式取得取引後おおむね 4 年が経過した時点で実行されている状況において、A 氏による株式取得取引における取得価額と本件取得取引における取得価額とが同額であることの合理性について検討

しておらず、本件取得取引が、資産の流用を隠蔽する目的で実施されている可能性を示唆していないかの観点からの検討を十分に実施していない。

(監基報 550 第 22 項) 【準大手・中小】

- ② 被監査会社は、過去に特定のグループ会社へ転籍させていた従業員を、当期において、再度、自社の従業員として受け入れるとともに、当該従業員を当該グループ会社へ派遣する契約を新たに締結することで、多額の利益を計上している。

監査チームは、当該派遣に係る契約について、通例ではない取引等として不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況を識別し、被監査会社の取締役への質問等を実施した結果、今後同様の行為は原則として行わないが、企業グループ内にある会社の危機的状況を回避するための緊急避難的な場合には実施する可能性があるという回答を得ている。

しかしながら、監査チームは、当該通例ではない取引等の経済合理性を十分に検討していない。

(監基報 240 第 F11-2・32-2・F35-2 項) 【大手】

《留意点》

監基報 550 第 11 項では、監査チーム内の討議において、「関連当事者との関係及び関連当事者との取引から生じる可能性がある不正又は誤謬により、財務諸表に重要な虚偽表示が行われる可能性について検討しなければならない。」とされている。また、企業の通常の取引過程から外れた関連当事者との重要な取引を識別した場合、当該取引に係る契約書等を閲覧し、①取引の事業上の合理性（又はその欠如）が、不正を目的として行われた可能性を示唆するものであるかどうか、②取引条件が被監査会社の説明と整合しているかどうか、③適用される財務報告の枠組みに準拠して適切に処理され開示されているかどうかを評価するほか、当該取引に関する権限の付与や適切な承認がなされていることについて監査証拠を入手する必要があることに留意する。なお、取引条件の評価に際し、株価算定書等の外部の専門家から入手した監査証拠を利用する場合には、その重要性に応じて、専門家の業務に使用された重要な仮定、方法及び基礎データの適切性を評価する必要があることに留意する。

特に、いわゆるオーナー系企業においては、オーナー経営者の影響力が強く働くことが多く、関連当事者との取引において、内部統制が機能しにくい場合がある。監査チームは、関連当事者との取引に係る監査手続の実施に当たっては、これらの特徴に留意して、十分かつ適切な監査証拠を入手する必要がある。

(4) 経営者による内部統制を無効化するリスクへの対応

事例 1) 仕訳テスト

- ① 監査チームは、以下の条件に該当する仕訳について、経営者による内部統制の無効化リスクを識別し、仕訳テストの対象として抽出している。

(ア) 負債/費用や負債/収益のように、通常は発生しないと考えられる特異な仕訳

(イ) 金額欄に特定の数字（ゼロ）が並ぶ仕訳

(ウ) 摘要欄に特定の文言（「秘」、「社長」、「指示」等）の記載がある仕訳

監査チームは、上記（ア）の条件により抽出された仕訳 48 件のうち 2 件、及び上記（イ）の条件により抽出された仕訳 75 件のうち 5 件について、詳細テストを実施している。また、上記（ウ）の条件により抽出された仕訳の全てについては、損益への影響が軽微であるとして、詳細テストを実施していない。

しかしながら、監査チームは、上記（ア）から（ウ）までの条件に該当する仕訳に対し、経営者による内部統制の無効化リスクを識別しながら、抽出された仕訳の一部に対する詳細テストを実施するのみで、抽出された仕訳について、網羅的な詳細テストを実施していない。

（監基報 240 第 31 項）【準大手・中小】



- ② 監査チームは、経営者による内部統制を無効化するリスクへの対応手続として、仕訳テストの実施に当たり、債権管理システム等と会計システムとのデータ連携の概要について理解し、また、経理担当者が仕訳入力を行い、経理財務部長が、当該仕訳入力に対する承認を行うことを理解している。さらに、監査チームは、起こり得る不正の態様（不正リスクシナリオ）として、社長などの権限がある者により、内容が不透明な海外投資が社内承認を経ずに実行されることを想定している。

しかしながら、監査チームは、経営者による内部統制の無効化リスクを前提とした不正リスクシナリオの検討に当たり、仕訳入力に係る起票プロセス及び承認プロセスの詳細（会計システムのアクセス権の設定状況や付与・制限に関するプロセス、仕訳修正時のプロセス等）を踏まえた検討を実施していない。

（監基報 240 第 31 項）【準大手・中小】

《留意点》

監査チームは、職業的懐疑心を発揮し、経営者が内部統制を無効化することによって会計記録を改竄し不正な財務諸表を作成することができる立場にあることを認識した上で、実効性のある監査手続を立案・実施しなくてはならない。

なお、監査チームは、仕訳テストに使用する仕訳データの網羅性についても、十分かつ適切な監査証拠を入手する点に留意する必要がある。また、仕訳テストの対象から自動仕訳を除外する際、業務システムへの不正データの入力、業務システムの特権 ID を利用したデータの直接修正等により、不正な自動仕訳が生成される可能性にも留意する必要がある。

事例 2) 重要な取引の事業上の合理性

- ① 監査チームは、被監査会社（3 月決算）の 5 件の売上債権が、各債権の支払期日を超えて滞留し、回収条件及び回収方法の変更が検討されていることから、当該売上債権に係る各取引が通例でない取引であると判断し、当事業年度の第 1 四半期レビュー及び第 2 四半期レビューの実施時に、被監査会社から上記売上債権の回収可能性に関する説明

を受けている。その後、被監査会社が、第2四半期レビュー実施時の説明に反して、「上記売上債権の全てについて、当事業年度の11月及び12月に、各得意先名義で被監査会社名義の銀行口座への入金が行われ、回収された。」との説明を監査チームに対して行ったことから、監査チームは、当該口座への入金の事実を確かめている。

しかしながら、監査チームは、売上計上後における上記売上債権の回収条件及び回収方法の変更の検討が、被監査会社で繰り返されている状況を通例でないと判断しているにもかかわらず、取引発生時の支払条件・支払方法からの変更が検討されている理由を把握していないなど、当該状況が不正な財務報告を行うために実行された可能性を示唆するものであるかどうかを評価していない。

(監基報240第11・F11-2・31項) 【大手】

- ② 監査チームは、被監査会社(3月決算)の6件の外注費について、長期にわたり支払が行われていないことを認識していたところ、当事業年度の2月に、被監査会社から「得意先から納品物に対するクレームを受けたため、納品物の制作委託先と協議の上、外注費の減額改定を行った又は行う予定。」との説明を受け、各外注費の減額が、当事業年度末である3月31日付けで会計処理されていることを確認している。

監査チームは、上記クレームに関し、被監査会社から「各クレームは、関連する売上取引全体に対して金銭的に重要なものではなく、得意先の業務に支障はなく影響も大きくない。各クレームは、委託先では対応できず、被監査会社で引き取って営業担当者が対応した。」などとの説明を受けるとともに、関連する稟議書(当事業年度の1月下旬から2月上旬までに決裁)及び顛末書(当事業年度末である3月31日に作成・確認)を入手・検討している。また、減額改定後の金額が記載された納品書を入手の上、減額改定の有無及びその金額を確認している。

しかしながら、監査チームは、各得意先からのクレームの詳細及び委託先が対応できない理由を十分に把握していないほか、被監査会社の主張を裏付ける十分な監査証拠を入手していないなど、当該各外注費の減額が不正な財務報告を行うために実行された可能性を示唆するものであるかについて評価していない。

(監基報240第31項、同500第5項) 【大手】

《留意点》

企業の通常の取引過程から外れた重要な取引、又は通例でないと判断される重要な取引が、不正な財務報告を行うため又は資産の流用を隠蔽するために行われたことを示す兆候には以下が含まれる。

(監基報240第A46項)

- ・ 取引の形態が非常に複雑である(例えば、連結グループ内における複数の企業間の取引、又は通常は取引関係のない複数の第三者との取引)。
- ・ 経営者が、取引の内容や会計処理を取締役会又は監査役等と討議しておらず、十分に文書化していない。
- ・ 経営者が、取引の経済的実態よりも特定の会計処理の必要性を強調している。

- ・ 特別目的会社等を含む非連結の関連当事者との取引が、取締役会によって適切に検討され承認されていない。
- ・ 取引が、以前には識別されていなかった関連当事者、又は実体のない取引先や被監査会社からの支援なしには財務的資力がない取引先に関係している。

監査チームは、監査の実施過程において、上記のような兆候を識別し評価した結果、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合には、不正による重要な虚偽表示の疑義が存在していないかを判断するために、経営者に質問し説明を求めるとともに、追加的な監査手続を実施しなくてはならない点に留意が必要である。

また、不正な会計処理を行う際、複数の取引先との間で複雑な取引を行うことで、会計処理を分かりにくくする事案がみられる。そのため、重要な取引の事業上の合理性を検討する際、個々の取引の検討にとどまらず、取引の実行時期や取引条件などに留意し、関連する一連の取引の全体像を評価し検討することが重要である。

（５）監査証拠の評価

事例１）虚偽表示の識別及び不正による重要な虚偽表示を示唆する状況への対応

- ① 被監査会社は、監査チームに対し、従業員２名による工事の無断での口頭発注がＡ事業部で発覚したことを報告している。なお、本件に対する社内調査は、監査報告書日までに完了せず、その全容は同日時点で解明できていない状況にあったが、被監査会社は、従業員２名が関与していた工事に関し、取引業者へのヒアリングを実施し、その結果、本件に係る費用及び在庫の計上漏れを識別している。

このような状況の中、監査チームは、監査意見表明に際し、被監査会社による社内調査が完了していなかったため、本件に関し、取締役ＣＦＯに対する質問を実施したことで、無断での口頭発注が行われた事業部は、Ａ事業部に限定されることが確認できたとしている。また、従業員２名が担当していた工事の規模等から、重要性の基準値を超えるほどの影響が生じる可能性は低く、かつ、不正の質的要因にも重要性がないものと判断している。さらに、上記の費用及び在庫の計上漏れの金額について、未修正の虚偽表示として処理している。

しかしながら、監査チームは、本件の全容が解明されていない状況において、取締役ＣＦＯに対する質問を実施するのみで、当該未修正の虚偽表示が不正による重要な虚偽表示の兆候を示すものであるかについて十分に検討していない。

（監基報 240 第 34・35 項） 【準大手・中小】

- ② 被監査会社は、被監査会社の株主Ａ氏が代表取締役を務める会社に対し、本社及び物流センターの土地及び建物を売却し、固定資産売却益を計上している。

監査チームは、上記の不動産取引に関し、売買契約書の閲覧、売却代金の入金確認等を実施する中で、売買契約書に記載されていない差入保証金の支払及び消費税相当額の値引きが認められたことから、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別している。

しかしながら、監査チームは、当該不動産取引に関し、通例でない取引かつ重要な取引と認識し、くわえて、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別しているにもかかわらず、特別な検討を必要とするリスクに該当するかどうかの検討を実施していない。また、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別しているにもかかわらず、経営者及び監査役等とコミュニケーションを実施するのみで、当該不動産取引に関する追加的な監査手続を立案・実施しておらず、不正による重要な虚偽表示の疑義が存在しているかどうかに対する十分かつ適切な監査証拠を入手していない。

(監基報 240 第 F11-2・F35-2 項、同 315 第 27 項) 【準大手・中小】

《留意点》

上記事例のほか、以下のような不備が指摘されている。

- ・ 不正による重要な虚偽表示を示唆する状況において、被監査会社に対する形式的な質問を実施し、回答内容を批判的に検討せず、被監査会社の矛盾した説明内容を検討していないなど、職業的懐疑心を発揮していない。
- ・ 質問による回答を得るのみで、追加的な監査手続を立案・実施していない。
- ・ 監査の過程において虚偽表示を識別しながら、それが不正の兆候に該当するかについて十分に検討していない。識別した虚偽表示が不正の兆候であるとしながら、他の監査の局面との関係に留意していないなど、当該虚偽表示が与える影響を適切に評価していない。

監査人は、虚偽表示を識別した場合、当該虚偽表示が不正の兆候であるかどうかを評価しなければならない。特に、経営者が関与している可能性がある場合は、不正による重要な虚偽表示リスクに関する評価と実施するリスク対応手続の種類、時期及び範囲への影響を再評価しなければならないことに留意する必要がある。

事例 2) 不正による重要な虚偽表示の疑義

被監査会社は、棚卸の実施過程において不正による原価付替に起因する架空在庫を計上している事実が判明したため、社外監査役を委員長とする調査委員会を発足させ、社内調査を実施した。

調査委員会は、調査の結果、不正による原価付替を実施したのは A 事業部であり、A 事業部の事業部長が主導したと結論付けている。また、不正の手口として、A 事業部が、発注部門に対して、当初の工事番号（以下「工番」という。）とは異なる工番での発注を指示していたことを認定している。

調査委員会は、不正による原価付替が行われた取引（以下「原価付替取引」という。）を特定するために、検収データから A 事業部の 10 万円以上の取引を抽出し、見積書に記載されている工番と発注時の工番とを照合し、一致していない場合を不正による原価付替と判断している。

また、調査委員会は、件外調査として、A 事業部以外の事業部についても、3 百万円以上の取引に関し、A 事業部で実施した調査と同様の検証を実施の上、不正による原価付替はないことを確認している。

監査チームは、不正による原価付替取引の網羅性に関し、調査委員会の報告書を閲覧し、調査委員会の調査方法は適切であると判断している。

しかしながら、監査チームは、調査委員会が抽出した不正による原価付替取引が網羅的であるかの検討において、検収データ自体の網羅性を確認していない。

また、監査チームは、A事業部以外の事業部での不正による原価付替取引の有無の検証において、3百万円以上の取引を対象とすることの合理性や、他の連結子会社において同様の手口により原価付替が行われている可能性について検討していない。

(監基報 240 第 F35-2 項) 【準大手・中小】

《留意点》

上記事例のほか、経営者、複数の従業員及び取引先による共謀や偽装工作の実施等が疑われる状況において、不正リスクへの対応手続の立案等に際し、不正調査の専門家の業務を利用する必要性について検討していない事例がみられる。

監査チームは、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断した場合には、当該疑義に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するため、リスク評価及び立案したリスク対応手続を修正し、不正による重要な虚偽表示の疑義に関する十分な検討を含め、想定される不正の態様等に直接対応した監査手続を実施しなくてはならない点に留意が必要である。

また、監査チームは、不正を識別した場合、又は不正が存在する可能性があることを示す情報を入手した場合には、不正の防止及び発見に対する責任を負う者にその責任に関する事項を知らせるため、適切な階層の経営者に適時にこれらの事項を伝達しなくてはならないほか、監査役等へこれらの事項を伝達する必要がある。

くわえて、監査チームは、不正又は不正の疑いに経営者の関与が疑われる場合には、監査役等へ報告するとともに、監査を完了するために必要となる監査手続の種類、時期及び範囲についても監査役等と協議した上で、経営者に対し、問題点の是正等の適切な措置を求める必要がある。なお、不正の内容によっては、規制当局への報告が必要になるケースもある。

循環取引及びサイバーセキュリティリスクへの対応

近年重要性が増している、循環取引及びサイバーセキュリティリスクへの対応について、公益社団法人日本監査役協会、一般社団法人日本内部監査協会及び日本公認会計士協会の共同により、「循環取引に対応する内部統制に関する共同研究報告」（以下「本研究報告」という。）が公表され、また、日本公認会計士協会からテクノロジー委員会研究文書第 10 号「サイバーセキュリティリスクへの監査人の対応（研究文書）」（以下「本研究文書」という。）が公表されている。概要は、以下のとおりである。

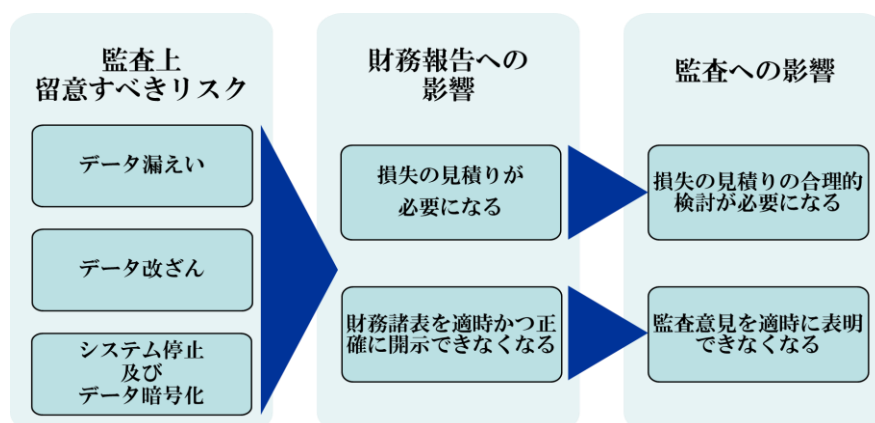
<循環取引について>

- ・ 循環取引は、当初は少額な取引で始まるが、最後は巨額な取引になるケースもあり、防止するための内部統制を構築するとともに、**早期に発見することが重要**となる。
- ・ 循環取引を示唆する状況・兆候の具体的事例として、**事業上の合理性が不透明な取引や直送取引、特定担当者に権限が集中**しているケース等がある。
- ・ 循環取引を防止・発見するための内部統制を構築するに当たり、**全社的な内部統制**（不正を容認しない企業組織と風土の構築を前提として、例えば、内部通報制度、教育研修、内部監査など）が整備され、適切に運用されることが**重要**である。
- ・ 発見的内部統制より**防止的内部統制がより有用**であり、受注を予定している取引の事業上の合理性を審査することが、循環取引を防止・発見することに有効な内部統制である。
- ・ 循環取引の兆候や端緒の発見に取り組む上でのテクノロジーの活用の可能性を解説した監査基準報告書 240 研究文書第 1 号「テクノロジーを活用した循環取引の対応に関する研究文書」についても併せて参照することが有用である。

<サイバーセキュリティリスクについて>

- ・ サイバーセキュリティの事故が引き起こすリスクのうち監査上留意すべきリスクと影響は、【図 12】のとおりである。

【図 12】サイバーセキュリティリスクのうち監査上留意すべきリスクと影響



（出典）協会の公表資料より審査会が作成

- ・ **平時の対応**として、サイバーセキュリティリスクに関する**企業環境及び内部統制システム**を理解する必要があり、具体的な内部統制システムの例が紹介されている。
- ・ **有事の対応**として、「サイバー攻撃を受けた領域」から「財務報告に関連する領域」を整理・特定した上で、**財務報告への重要な影響（開示等）の有無について評価**することとなる。

（出典）「循環取引に対応する内部統制に関する共同研究報告」（公益社団法人日本監査役協会、一般社団法人日本内部監査協会及び日本公認会計士協会）、テクノロジー委員会研究文書第10号「サイバーセキュリティリスクへの監査人の対応（研究文書）」（日本公認会計士協会）

2. リスク評価及び評価したリスクへの対応

着眼点

リスク評価及び評価したリスクへの対応について、審査会検査においては、以下のような観点から検証している。

- ▶ 監査チームは、監査計画の策定において、監査事務所や協会から提供された様式を形式的に埋めるのではなく、企業及び企業環境、事業上のリスク、内部統制を理解した上で、財務諸表全体レベル及びアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを適切に識別し、評価しているか。
- ▶ 監査チームは、特別な検討を必要とするリスクの決定に際して、監基報で考慮すべきとされている事項を踏まえ、適切に判断しているか。また、特別な検討を必要とするリスクについて、関連する内部統制を理解しているか。
- ▶ 監査チームは、評価した財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクに応じて、監基報で求められる全般的な対応を立案しているか。また、評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに応じて、リスク対応手続の種類、時期及び範囲を立案しているか。
- ▶ 注記を含む財務諸表の全体的な表示が、適用される財務報告の枠組みに準拠しているかどうかを評価する監査手続を立案・実施しているか。
- ▶ 監査チームは、監査の進捗に伴い虚偽表示が識別された場合、監査の基本的な方針及び詳細な監査計画を修正する必要があるかどうかの判断や、未修正の虚偽表示が及ぼす影響の評価等、適切な対応を行っているか。
- ▶ 監査チームは、被監査会社が利用する業務委託先や IT 等が監査に及ぼす影響を検討し、その利用状況に適合した監査計画を策定しているか。

検査結果の概要

リスク評価及び評価したリスクへの対応においては、適切なリスク評価を行わなかった結果、リスク対応手続が適切に立案・実施されていない事例が多くみられる。

例えば、被監査会社の会計方針を理解・評価していない事例、重要な業務プロセスの内部統制を理解・評価していない事例、重要な業務プロセスに係る受託会社の内部統制を理解・評価していない事例、期中において被監査会社の企業環境や業績が悪化した場合や、監査の進捗に伴い虚偽表示を識別した際に、監査計画の修正について適切に検討しなかった結果、期末の実証手続の種類、時期及び範囲に不備を生じさせた事例がみられる。

また、いまだにリスク・アプローチの考え方を十分理解していない監査責任者及び監査補助者が存在しており、そのため、監査事務所や協会が提供する「監査ツール」や「調書様式例」などを形式的に埋めただけで、適切なリスク評価を実施していない事例や、実施された手続の種類、時期及び範囲がリスクに対応していない事例がみられる。

このほかに、重要な虚偽表示リスクを識別しているにもかかわらず、実証手続を実施していない事例や、関連当事者との多種多様な取引が見られる被監査会社において、重要な関連

当事者取引の注記が漏れていることを見落としている事例、識別した虚偽表示が内部統制の評価結果や実証手続に与える影響を検討していない事例、被監査会社における情報システムや IT 全般統制の理解を十分に行っていない事例、財務諸表の表示及び注記事項の妥当性を十分に検討していない事例などがみられる。

（評価できる取組）

監査事務所における評価できる取組として、以下の事例が挙げられる。

被監査会社は、事業を成長させることを目的として積極的な企業買収を行っているほか、新規事業への参入意欲も旺盛である。参入した事業については長期的な成長を見込むほか、事業としての芽が出てきた段階で売却し利益を計上することもあるほか、事業としての展開が難しいと判断した場合には撤退や事業の売却を即座に行うなど、経営者の意思決定や判断が財務諸表に大きな影響を与えている。

監査チームは、当該状況を理解し、経営者との面談を毎月行うことを依頼している。当該面談においては、企業買収や新規事業の成果に対する現時点の経営者での評価を確認するとともに、取締役会における決議事項や報告事項について、その詳細の説明を経営者から直接受けることで、企業及び企業環境の変化を適時・適切に理解するよう努めている。

求められる対応

監査実施者は、職業的専門家としての正当な注意を払い、職業的懐疑心を発揮して、企業及び企業環境の十分な理解とそれを通じたリスク評価を実施するとともに、監基報 315 等の趣旨を十分に理解した上で、本事例集や協会が発行する監査提言集等を参考にするなどして、慎重にリスクの識別と評価を行うことに留意する必要がある。また、リスク対応手続の立案に際しては、評価したリスクに対応して十分かつ適切な監査証拠を入手できる手続となっているかについて、手続の種類だけでなく手続の実施時期や実施範囲を含めて検討する必要がある。そのためには、監査時間の配分について、実証手続だけでなく監査計画の作成に対しても十分な時間が確保されるよう配慮する必要がある。

また、いまだに監査における監査計画の重要性を認識しておらず、監査計画において、重要な虚偽表示リスクとそれに対応するリスク対応手続の詳細（実施するリスク対応手続の種類、時期及び範囲）を結び付ける必要があることを理解していない監査実施者が散見される。

監査チームにおいては、リスク・アプローチの考え方や、現在の監査における監査計画の位置付けについて再度確認し、状況に応じて監査計画を見直す必要がある。

重ねて、リスク評価及び評価したリスクへの対応の分野において不備が検出された監査事務所においては、現行の監査の基準をキャッチ・アップできていない監査実施者の再教育や、監査チームの編成等の人員配置における対応等、適切な対応を検討する必要がある。

（監基報 315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」の改正）

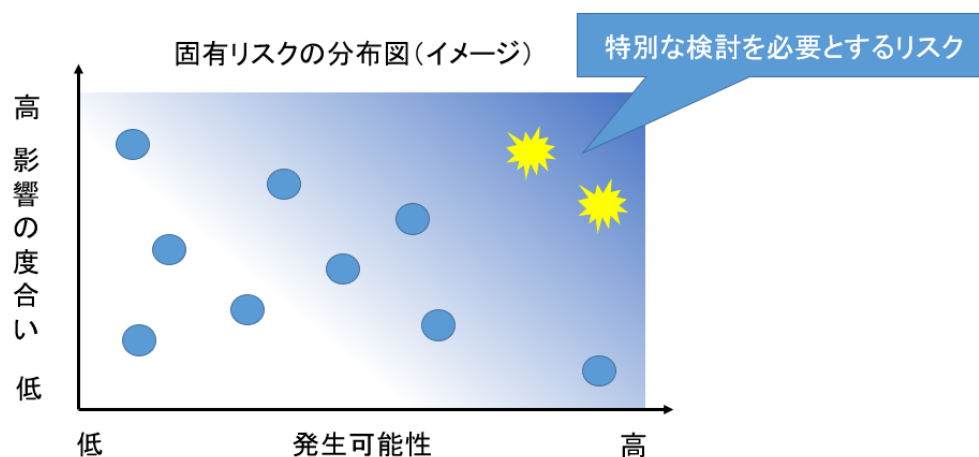
令和 3 年 6 月に改正された監基報 315 においては、固有リスクと統制リスクを分けて評価することが求められている。固有リスクの評価においては、固有リスク要因（関連する内部

統制が存在しないとの仮定の上で、不正か誤謬かを問わず、取引種類、勘定残高又は注記事項に係るアサーションにおける虚偽表示の生じやすさに影響を及ぼす事象又は状況の特徴）がどのように、そしてどの程度、関連するアサーションにおける虚偽表示の生じやすさに影響を及ぼすかを考慮することが求められている。

なお、特別な検討を必要とするリスクについて、以下の定義に変更されていることにも留意する必要がある。（【図 13】参照）

- ①固有リスク要因が、虚偽表示の発生可能性と虚偽表示が生じた場合の影響の度合い（金額的及び質的な影響の度合い）の組合せに影響を及ぼす程度により、固有リスクの重要度が最も高い領域に存在すると評価された重要な虚偽表示リスク
- ②他の監基報の要求事項にしたがって特別な検討を必要とするリスクとして取り扱うこととされた重要な虚偽表示リスク
 - ・不正による重要な虚偽表示リスクであると評価したリスク
 - ・経営者による内部統制を無効化するリスク
 - ・企業の通常の取引過程から外れた関連当事者との重要な取引

【図 13】固有リスクの分布図



（出典）協会の公表資料より審査会が作成

令和3年6月改正の監基報315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」は、令和5年3月決算に係る財務諸表の監査から適用となるため、令和5年3月より前の決算に係る財務諸表の監査に対する審査会検査において識別された不備に係る根拠規定は、令和3年6月改正前のものとなっている。本事例集では、改正前の監基報315には「令和3年改正前」と記載するとともに、当該根拠規定に対応すると考えられる改正後の基準を【参考】として記載している。なお、改正後の基準は、あくまで参考情報として記載されるに過ぎず、当該基準の解釈や適用範囲に関する審査会の立場を何ら示すものではない。

（１）監査計画

事例１）重要性の基準値

監査チームは、重要性の基準値を決定する際に用いる指標について、前期は税引前当期純利益を選択していたが、当期は新型コロナウイルス感染症の影響による当期純損失の計上が予想されたことから、過去３期の税引前当期純利益の平均値を選択している。その結果、当期の重要性の基準値を、前期の重要性の基準値よりも高い値としている。

しかしながら、監査チームは、被監査会社の当期の決算に関し、新型コロナウイルス感染症の影響により、固定資産、関係会社投融資、繰延税金資産などの評価や継続企業の前提の検討において、監査リスクが高まっている状況であるにもかかわらず、重要性の基準値の決定に際し、前期の重要性の基準値との比較を含め、十分な検討を実施していない。

（監基報 320 第 9 ・ A2 項）【準大手・中小】

《留意点》

上記事例のほか、重要性の基準値を決定する際に用いる指標について、被監査会社が過年度において利益の架空計上を行っていた事実がありながら、税引前当期純利益や営業利益などの段階損益ではなく、売上高や純資産といった利益以外の指標を採用するなど、財務諸表利用者の経済的意思決定に影響を与える指標を十分に検討していない事例がみられる。

事例２）監査期間中における計画の修正

ネイルサロンの運営等を主な事業とする被監査会社は、フランチャイズ売上高について、前期においては少額であったことから、売上高勘定に含めて計上する一方、当期においては売上高が増加したことを踏まえ、独立した勘定科目であるフランチャイズ売上高勘定として計上している。

監査チームは、期首の監査計画策定時点では、アサーション・レベルにおける重要な虚偽表示リスクの識別に関し、前期末の勘定残高を用いた検討を行っている。その後、期末時点において、企業及び企業環境の理解に重要な変更はないとして、期首に策定した監査計画の修正は不要であると判断している。

しかしながら、監査チームは、当期に計上されたフランチャイズ売上高に関し、その金額が重要性の基準値を超えているにもかかわらず、重要な虚偽表示リスクを識別する必要性について検討していないなど、企業及び企業環境の変化を踏まえた監査計画の修正の要否について検討していない。

（監基報 300 第 9 項、同 315 第 24 ・ 25 項（令和 3 年改正前）（【参考】同 315 第 27 ・ 28 項））【準大手・中小】

《留意点》

上記事例のほか、不正による重要な虚偽表示リスクであると評価したリスクや企業の通常の取引過程から外れた関連当事者との重要な取引など、監基報において識別が要求される特別な検討を必要と

するリスクを識別していない事例がみられる。

（２）企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価

事例１）内部統制を含む、企業及び企業環境の理解



- ① 監査チームは、被監査会社の重要な構成単位であるＡ社について、売上及び売掛金を重要な取引種類又は勘定残高としている。また、売上及び売掛金に関連する IT アプリケーションとして、販売管理システムを識別している。

しかしながら、監査チームは、売上及び売掛金について、売上データや売掛金データが、販売管理システムで収集された商品販売データに基づき生成され、総勘定元帳に記帳されるまでの一連の過程に関する情報処理活動を理解していない。

（監基報 315 第 24 項）【準大手・中小】

- ② 被監査会社は、棚卸資産の評価（収益性の低下の有無の検討）に際し、商品ごとに、過去の一定期間における平均売却額から見積販売直接経費を控除した金額を正味売却価額としている。また、正味売却価額が帳簿価額を下回っている場合には、当該棚卸資産の収益性が低下していると判断し、その差額を棚卸資産評価損として売上原価に計上している。

しかしながら、監査チームは、被監査会社が、正味売却価額の算定に際し、平均売却額から見積販売直接経費を控除しているかについて確認しておらず、被監査会社による棚卸資産の評価方法（収益性の低下の有無の検討方法）について十分に理解していない。

（監基報 315 第 10 項（令和 3 年改正前）（【参考】同 315 第 18・19 項））【準大手・中小】

《留意点》

上記事例のほか、以下のような不備が指摘されている。

- ・ グループ監査チームが、グループ・レベルで網羅的に事業や商流を理解していない。
- ・ 虚偽表示リスクについて業務プロセスごとに検討しておらず、同一勘定における取引種類等の違いにより効果的な監査手続や入手すべき監査証拠の内容が異なる事態が生じる可能性を考慮していない。

監査チームは、企業及び企業環境の理解を通じて、企業の会計方針が、その事業にとって適切であり、適用される財務報告の枠組みに準拠し、企業の属する業界で適用されている会計方針と整合しているかどうかを評価する必要がある。また、主要事業以外の事業において不正な財務報告が行われる場合もあり、アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを識別し評価するに当たっては、事業ごとの経営環境や関連する内部統制の違いを考慮する必要がある。

事例２）重要な虚偽表示リスクの識別と評価

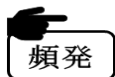
情報・通信事業を営む被監査会社は、期中に上場し、期末までに業績予想の下方修正を複数回行っている。このような状況から、監査チームは、被監査会社において、利益

を少しでもよく見せたいというプレッシャーが存在していると判断し、売上高の過大計上及びソフトウェアの過大計上（費用の過大振替）について不正リスクを識別している。

しかしながら、監査チームは、被監査会社が利益を不正に過大計上することを想定しているにもかかわらず、売上高及びソフトウェアについては不正リスクを識別している一方で、費用について、網羅性及び期間帰属のアサーションを虚偽表示リスクとして識別する必要性について検討を行っていない。

（監基報 315 第 25 項（令和 3 年改正前）（【参考】同 315 第 27 項））【大手】

事例 3）特別な検討を必要とするリスクに関連する内部統制の理解



被監査会社は、顧客に対して所有する知的財産を使用する権利を供与することにより収益を得ることを主要な事業の一つとしている。

監査チームは、当該事業に関して、架空契約に基づく売上高が計上されるリスク及び売上高が前倒し計上されるリスクを識別し、特別な検討を必要とするリスクとして取り扱っている。

しかしながら、監査チームは、当該事業に係る取引の概要は理解しているものの、上記の特別な検討を必要とするリスクに関連して、どのような統制活動が行われているかを理解する手続を実施していない。

（監基報 315 第 28 項（令和 3 年改正前）（【参考】同 315 第 25 項））【準大手・中小】

《留意点》

監査人は、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、当該リスクに関連する統制活動を含む内部統制を理解しなければならない。また、特別な検討を必要とするリスクに対する内部統制に依拠する場合には、当年度の監査において、これに関連する内部統制の運用評価手続を実施しなければならないことに留意する必要がある。

（3）評価したリスクに対応する監査人の手続

事例 1）重要な虚偽表示リスクに対応する監査人の手続



- ① 監査チームは、被監査会社が個別財務諸表に計上した売上高のうち、一部の事業の売上高について、重要な虚偽表示リスクを識別している。また、監査チームは、当該事業の売上に関する内部統制の整備及び運用状況が有効であるとの理解に基づき、期末月の前月末を基準日とした売上債権の残高確認及び残余期間のロールフォワード手続並びに期末月に計上された売上高に対する不正リスク対応手続を実施している。

しかしながら、監査チームは、当該事業の売上について重要な虚偽表示リスクを識別しているにもかかわらず、期末月の前月以前に計上された売上高に対する実証手続を実施していない。

（監基報 330 第 17 項、同 500 第 5 項）【準大手・中小】

- ② 被監査会社の連結子会社では、過去に、原価付替による費用の早期計上が発生している。このため、当該連結子会社は、再発防止策として、被監査会社と同一の生産管理システムを導入の上、以後、原価を振り替えた内容については、当該システムへの登録を義務付けるとともに、被監査会社の管理部門によるモニタリングを受けている。

監査チームは、当年度の監査において、当該連結子会社における原価付替により費用が早期計上されるリスク（以下「本件費用早期計上リスク」という。）を特別な検討を必要とするリスクとして識別している。また、当該リスクに対応する手続として、当該連結子会社の総務部担当者への質問により、再発防止策の実施状況について前期から継続していることの確認を行っている。

しかしながら、監査チームは、特別な検討を必要とするリスクである本件費用早期計上リスクに関し、関連する内部統制を理解していない。また、本件費用早期計上リスクを特別な検討を必要とするリスクとして識別しているにもかかわらず、当該リスクに対応する実証手続を実施していない。さらに、被監査会社が、内部統制の評価対象から、特別な検討を必要とするリスクである本件費用早期計上リスクに関連するプロセスを除外していることについて、合理的な理由の有無を検討していない。

（監基報 315 第 28 項（令和 3 年改正前）（【参考】同 315 第 25 項）、同 330 第 20 項、財務報告内部統制監査基準報告書第 1 号第 112 項）【準大手・中小】

- ③ 被監査会社は、会社分割により、被監査会社が営んでいた事業を各承継会社に承継させている。また、被監査会社は、当該会社分割は共通支配下の取引であるとして、会社分割時点で分割会社（被監査会社）に帰属する資産及び負債を帳簿価額で各承継会社に承継させている。

このような状況を踏まえて、監査チームは、当該会社分割に関し、非定型的な取引であることや、金額的重要性を考慮し、特別な検討を必要とするリスクを識別した上で、以下のリスク対応手続を実施している。

- ・ 会社分割に係る契約書の閲覧
 - ・ 関連する会計基準への準拠性の確認
 - ・ 分割会社及び各承継会社における当該会社分割に係る仕訳の貸借が一致していることの確認
 - ・ 各承継会社に承継された資産及び負債に関し、被監査会社が作成した試算表の閲覧
- しかしながら、監査チームは、当該会社分割について特別な検討を必要とするリスクを識別しているにもかかわらず、当該会社分割により各承継会社に承継された資産及び負債と各承継会社の事業との整合性について検討していない。

（監基報 330 第 20 項）【準大手・中小】

《留意点》

監査人は、重要な虚偽表示リスクの全てを識別していない場合があること、及び内部統制には経営者による内部統制の無効化を含む固有の限界があることなどから、重要性のある取引種類、勘定残高

又は注記事項については、実証手続を立案し実施しなければならないことに留意する必要がある。

事例 2) 表示及び開示の妥当性

- ① 被監査会社は、収益認識基準として工事進行基準を採用する一方、有価証券報告書において、重要な会計上の見積りに関する開示を行っていない。

このような中、監査チームは、工事進行基準に係る工事原価総額の見積りには経営者による判断が影響を及ぼすことのほか、作業内容や工数、原材料価格等を見積りには不確実性が伴うことを理解している。

しかしながら、監査チームは、重要な会計上の見積りに関する開示の要否の判断において、翌年度の被監査会社の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目であるか否かを検討していないほか、翌年度の財務諸表に与える金額的影響の大きさや、その発生可能性を踏まえた検討を行っていない。

(監基報 330 第 23 項) 【準大手・中小】



- ② 被監査会社は、有価証券報告書における「セグメント情報等」注記中の「セグメント情報」記載部分において、コンサルティング事業等の七つの事業を報告セグメントとし、七つの事業ごとにセグメント情報を開示している。また、七つの事業以外の事業については、「その他」に区分する形でセグメント情報を開示している。

しかしながら、監査チームは、七つの事業以外の事業（「その他」に区分したもの）に関し、報告セグメントとしての区分掲記の要否を検討していない。

(監基報 501 第 12 項) 【準大手・中小】



- ③ 被監査会社は、有価証券報告書の連結財務諸表中の「連結貸借対照表関係」注記（契約負債の金額）及び「収益認識関係」注記（契約負債の残高等及び残存履行義務に配分した取引価格）において、子会社である A 社が計上した契約負債の金額を開示している。

しかしながら、監査チームは、被監査会社が開示すべき契約負債に該当する、被監査会社の子会社である B 社及び C 社の預り金が、上記注記から漏れていることを看過している。

(監基報 330 第 23 項) 【準大手・中小】

《留意点》

上記事例のほか、以下のような不備が指摘されている。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項を十分に検証しておらず、連結キャッシュ・フロー計算書の表示、連結包括利益計算書関係の注記、税効果会計関係注記等における重要な記載誤りを看過している。
- ・ 収益認識関係注記において、会計基準等に準拠しているかどうかを評価するための監査手続を立案・実施していない。
- ・ 賃貸等不動産注記において時価を算定する基礎となるデータの網羅性を検討していない。

- ・ 開示チェックリストを用いた監査手続において、形式的にチェックマークを記載するのみで虚偽表示を看過している。

監査チームは、関連する開示を含む財務諸表の全体的な表示が、適用される財務報告の枠組みに準拠しているかどうかを評価する監査手続を立案し、実施しなければならないことに留意する必要がある。

（４）業務を委託している企業の監査上の留意事項

事例１）受託会社が提供する業務及び内部統制の理解

被監査会社は、Ａ事業における販売促進を目的に、ポイントカード制度を導入しており、期末において、将来使用されると見込まれるポイントを契約負債として計上している。また、被監査会社は、外部の管理受託会社に対し、当該契約負債に係る金額算出のためのポイントデータの管理業務を委託している。

監査チームは、ポイントデータの管理業務に関連する、外部の管理受託会社及び被監査会社のシステムに係る IT 全般統制を評価するに当たり、被監査会社を通じた外部の管理受託会社への質問と回答結果の閲覧を実施している。

しかしながら、監査チームは、当該契約負債の残高やその根拠資料の検証に際し、ポイントデータの管理業務に関連する、外部の管理受託会社及び被監査会社における内部統制の識別、デザインの評価及び業務への適用に関する判断等を実施していない。

（監基報 402 第 8・9 項、同 500 第 8 項）【準大手・中小】

事例２）受託会社の内部統制の運用状況に関する監査証拠

被監査会社は、重要な業務プロセスに係る IT システムとして、その運用業務を受託した会社（以下「本件受託会社」という。）が構築したネットワークを使用し、本件受託会社のシステムに関する記述書、内部統制のデザイン及び業務への適用・運用状況に関する保証報告書を入手している。

しかしながら、監査チームは、被監査会社が入手した当該報告書を閲覧するのみで、本件受託会社の監査人の実施した評価手続の適切性など、被監査会社が委託した業務に関する評価を実施していない。

（監基報 402 第 16 項）【準大手・中小】

《留意点》

被監査会社がその業務の一部を外部に委託している場合、監査チームは、被監査会社がその事業運営において、受託会社の業務をどのように利用しているかを理解しなければならない。また、監査に関連する内部統制の理解においては、受託会社が行う内部統制等も含めて、被監査会社の内部統制の整備状況を評価しなければならない。これらは、財務諸表監査に限らず、財務報告に係る内部統制の監査においても同様である点に留意する必要がある。

近年は、システムのクラウド化などにより、被監査会社（委託会社）が受託会社から提供されたサービス内容によって、財務報告の基礎となる業務に係る内部統制が被監査会社にあるか、受託会社に

あるかの判断が難しい場合がある。監査人は、受託会社が提供する業務の内容と重要性、及びそれらが被監査会社の監査に関連する内部統制に与える影響について、十分に理解する必要がある。

（５）監査の過程で識別した虚偽表示の評価

事例）識別した虚偽表示の検討

頻発

- ① 監査チームは、比較情報である前期の財務諸表及び連結財務諸表における関係会社株式評価損の過少計上を当期に認識し、当該過年度の未修正の虚偽表示が当期に修正されたことを確認している。

しかしながら、監査チームは、当該過年度の虚偽表示に関し、内部統制監査に与える影響を検討していない。また、経営者確認書の確認事項に、「比較情報に含まれる未修正の虚偽表示」、「当期数値において修正されたことを原因として比較情報が損なわれていることによる影響」を含めていないほか、過年度の未修正の虚偽表示が関連する取引種類、勘定残高又は開示等、及び全体としての財務諸表又は連結財務諸表に与える影響を監査役会に報告していない。

（監基報 265 第 6 項、同 450 第 5・10 項、財務報告内部統制監査基準報告書第 1 号第 188・195 項）【準大手・中小】

- ② 被監査会社は、連結財務諸表の棚卸資産に関する注記において、「費用として認識された棚卸資産の金額」につき、前期及び当期の金額を開示している。

これに対して、監査チームは、当該注記に関する監査調書に、前期の開示金額が誤っている旨を記載している。

しかしながら、監査チームは、比較情報について、当年度の財務諸表に不可分なものとして含まれるとの理解が不十分であったため、当該開示金額の誤りに関し、本来記載すべきであった金額との差額を確認しておらず、当該誤りが未修正の虚偽表示として重要であるかについて検討していない。

（監基報 330 第 23 項、同 450 第 10 項）【準大手・中小】

《留意点》

監査人は、監査の進捗に伴い識別した虚偽表示の内容とその発生の状況が、他の虚偽表示が存在する可能性を示唆しており、それらを合算した際に重要な虚偽表示となり得る他の虚偽表示が存在する可能性を示唆している場合等において、内部統制の評価結果や実証手続への影響等を考慮して、監査の基本的な方針及び詳細な監査計画を修正する必要があるかどうか判断しなければならない。

また、監査人は、識別した虚偽表示について、個別に又は集計して、未修正の虚偽表示が重要であるかどうかを判断しなければならない。その際には、過年度の未修正の虚偽表示についても、全体としての財務諸表等に与える影響を評価しなければならない。

なお、過年度の未修正の虚偽表示を発見したものの、経営者において重要性がないものと判断し、当該虚偽表示を当期数値に含めて修正（又は解消）した場合、経営者確認書に記載又は添付する未修正の虚偽表示には、①比較情報に含まれる未修正の虚偽表示、②当期数値において修正（又は解消）

されたことを原因として比較情報が損なわれていることによる影響の記載が必要であることに留意する。

(6) 情報システムに起因する重要な虚偽表示リスクの識別と評価及び評価したリスクに対応する監査人の手続

事例 1) IT の利用に関する監査計画の策定

- ① 監査チームは、被監査会社の連結子会社の工事管理・財務管理を行う IT システムに係る全般統制について、ユーザーごとの権限設定に差異がなく、全ユーザーに同一権限が付与されていることを不備として識別している。また、監査チームは、当該不備について、リスク評価手続を実施した結果、軽微な不備であると判断しているものの、当該 IT システムに係る全般統制に依拠できないことを前提とする監査計画を立案し、監査手続を実施している。具体的には、工事売上高についての実証手続として、証憑突合による詳細テストの範囲を拡大して実施している。

しかしながら、監査チームは、当該 IT システムに係る全般統制の不備により、どのようなリスクが生じるかを詳細に識別しておらず、当該不備の影響を踏まえた重要な虚偽表示リスクに係る評価を適切に実施していないほか、当該リスクに対応するための追加での実証手続の要否に関する検討を実施していない。

(監基報 315 第 20・30 項 (令和 3 年改正前) (【参考】同 315 第 25・36 項)) 【大手】

- ② 被監査会社の連結子会社である A 社の販売プロセスは、受注情報が顧客管理システムにより管理されており、営業部担当者が顧客管理システムの情報に基づき売上明細を作成し、管理部担当者が当該売上明細に基づき売上仕訳を入力している。

監査チームは、A 社における売上高の早期計上リスクを不正リスクとして識別し、A 社の販売プロセスに係る内部統制の整備・運用状況を評価しているが、顧客管理システムが財務諸表の作成に直接的に関連するシステムではないと判断し、顧客管理システムを IT に係る全般統制の評価範囲に含めていない。

しかしながら、監査チームは、顧客管理システムの情報に基づき売上明細が作成され、当該売上明細に基づき売上仕訳が入力されていることを認識しながら、顧客管理システムを IT に係る全般統制の評価対象とすべきか検討しておらず、評価範囲の妥当性について十分に検討していない。

(監基報 315 第 17 項 (令和 3 年改正前) (【参考】同 315 第 24・25 項)) 【準大手・中小】

事例 2) IT に係る全般統制の不備の評価の検討

被監査会社は、物流システムの IT に係る全般統制の一部としてプログラム変更に対する統制を識別・評価している。プログラム変更に対する統制としては、システム詳細設計、テストの実施及び本番環境への移行の各段階において、情報システム作業依頼書、

プログラムテスト計画書、本番移行計画書等の文書を作成し、承認することを定めている。

監査チームは、当該統制の各段階において必要な上記の文書化が実施されていなかったことから、当該統制に不備を識別しているが、情報システム開発管理表の作成及びメール承認を代替的な統制として識別・評価することで、ITに係る全般統制は有効であると結論付けている。

しかしながら、監査チームは、プログラム開発の進捗管理のために作成する情報システム開発管理表には、不備が識別された統制活動の対象となる情報が記載されていないことを看過している。また、メールによる承認証跡の残し方について、その具体的な運用方法を確認していないなど、ITに係る全般統制の有効性に関する十分かつ適切な監査証拠を入手していない。

(財務報告内部統制監査基準報告書第1号第185項、IT委員会実務指針(令和4年10月廃止)第6号第46項)【準大手・中小】

《留意点》

上記事例のほか、原価計算の業務プロセスを理解するに当たり、原価計算に係る自動化された業務処理統制の内容や、関連するマスターデータの範囲など、ITの利用状況も含めて十分に理解していない事例がみられる。

企業は事業活動を行うために情報システムを利用するが、情報システムの状況・特性及び運営を理解することは、情報システムに起因する重要な虚偽表示リスクを適切に識別し評価するための基礎となる。IT環境の理解を行わずに、重要な虚偽表示に関する潜在的リスクは低いと判断している事例がみられるが、監査人は、監査計画の策定に際して、IT環境を理解し、重要な虚偽表示リスクの評価の対象とするITを把握する必要がある。

また、グループ監査人はグループ・レベルでIT環境を理解するように留意し、くわえて、適用される会計方針や決算体制を含む企業の統制環境が、ITにどのように反映又は関連しているのかにも留意して、適切な監査計画を策定する必要がある。

さらに、内部統制の評価手続や実証手続の実施に当たって、被監査会社が情報システムを利用して作成した各種リスト等を利用する際には、その情報の正確性や網羅性を確かめるための手続を実施する必要がある。この際、被監査会社のITの利用状況によっては、ITの専門家からの支援や多大な監査時間を必要とする場合があることから、上記の手続に関する監査計画については、早期に立案するよう留意する必要がある。

なお、改正後の監基報315において、ITに関連する記載が拡大されており、付録において、ITを理解するための考慮事項やIT全般統制を理解するための考慮事項が記載されている。

3. 監査証拠

着眼点

監査人は、監査証拠として利用する情報の適合性と信頼性を考慮しなければならない。審査会検査においては、監査チームが立案した監査手続が適切に実施され、意見表明の基礎となる結論を導くための十分かつ適切な監査証拠が入手されているかについて、以下のような観点から検証している。

- ▶ 監査チームは、監査証拠の量的十分性のみに着目するのではなく、評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示のリスクに対応した適切な監査証拠を入手しているか。
- ▶ 監査チームは、特別な検討を必要とするリスクに対し、監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるために、深度あるリスク対応手続を実施しているか。
- ▶ 監査チームは、内部統制の運用評価手続及び実証手続として、個々の状況において適切な監査手続を実施しているか。
- ▶ 監査チームは、被監査会社が作成した情報や経営者の利用する専門家が作成した情報について、十分に信頼性を有しているかどうか評価しているか。

検査結果の概要

過年度から指摘されている以下のような不備事例が、本年度においても多数みられる。

- ・ 特別な検討を必要とするリスクを識別しているにもかかわらず、当該リスクに対して個別に対応する実証手続を実施していない。
- ・ 被監査会社が作成した情報を利用する場合に、当該情報が監査人の目的に照らして十分に信頼性を有しているかどうか評価していない。
- ・ 他の監査証拠との矛盾や異常点を識別しているにもかかわらず、追加的な監査手続の必要性を検討していない。
- ・ 分析の実証手続において、監査人の推定に使用するデータの信頼性の評価、及び当該推定が虚偽表示を識別するために十分な精度であるかどうか評価をしていない。
- ・ 監査サンプリングに際して、決定したサンプル数がサンプリングリスクを許容可能な低い水準に抑えるために十分であるか検討していない。
- ・ 特定項目抽出による試査を実施した場合に、母集団の残余部分に関して追加的な監査証拠を入手することの可否を検討していない。

なお、収益認識に関連するリスク対応手続については、「1. 財務諸表監査における不正」の「(2) 不正による重要な虚偽表示リスクの識別と評価」及び「(3) 評価した不正による重要な虚偽表示リスクへの対応」に記載しており、併せて参照されたい。

(評価できる取組)

監査事務所における評価できる取組として、以下の事例が挙げられる。

監査チームは、期末日前に監査計画を見直しており、当該見直しの結果を、監査チームメンバー全員が参加する期末監査前のミーティングで共有している。また、当該期末監査前のミーティン

グにおいては、主要な勘定科目ごとに期末監査において実施する予定の監査手続を個別に再確認しており、監査責任者等が、期末監査手続の実施前にその内容の査閲を詳細に行っている。

求められる対応

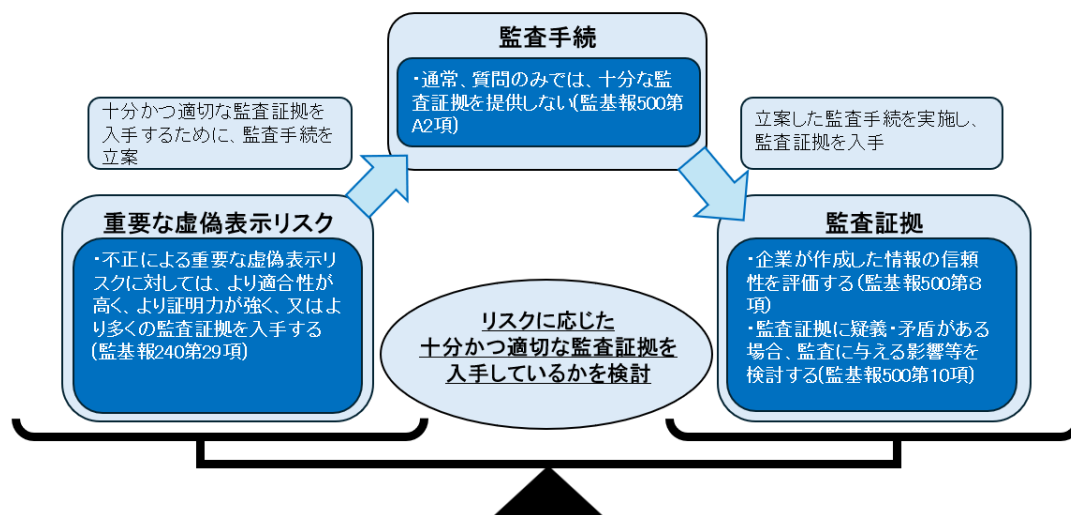
監査チームは、識別したリスクに対応する十分かつ適切な監査証拠を入手する必要がある。特に、特別な検討を必要とするリスクに対しては、当該リスクに個別に対応する実証手続を実施しなければならない点に留意する必要がある。

また、監査証拠に関連する不備事例の多くは、その前提としてのリスク評価及びリスク対応手続の立案を適切に行っていないことや、対象年度の被監査会社の事業に関する深度ある理解が不足していることを原因として発生している。

一方で、監査チームにおいて適切にリスク評価及びリスク対応手続の立案を行っているものの、監査責任者等が具体的な指示・監督及び査閲を行っていないことから、監査補助者が従前の監査手続を実施するにとどまるなど、監査計画と実際の監査手続が乖離している状況も多数みられる。このようなことから、監査を実施する際には、監査期間を通じて監査チーム内でリスク評価及び実施すべき監査手続に関する討議を十分に実施するとともに、実際に入手した監査証拠の十分性及び適切性について、査閲を通じて確認することが求められる。

（【図 14】 参照）

【図 14】監査証拠における求められる対応



（出典）審査会が作成

（１）監査証拠に共通する事項

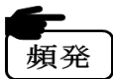
事例１）十分かつ適切な監査証拠

① 重要な虚偽表示リスクに対応した監査証拠

土地の売買事業を営んでいる被監査会社が、期末日の土地売買取引を売上計上していることについて、監査チームは、当該土地売買取引に係る売却代金の入金及び所有権移転登記は、いずれも期末日後に行われているが、所有権移転日及び引渡日を期末日とすることは、買主の要望に基づくものであり、当事者間で同意を得ていること等をもって、当該土地売買取引の期間帰属に問題はないと判断している。

しかしながら、監査チームは、期末日を引渡日とする当事者間の合意の確認をするのみで、その合理性や引渡しが実質的に行われたかどうか検証していない。

（監基報 330 第 5 項）【大手】



② 二重目的テスト

監査チームは、被監査会社の製造原価に含まれる原材料費に係る内部統制の運用評価手続として実施した 25 件のサンプル検証を、実証手続も兼ねた二重目的テストとして実施したとしている。

しかしながら、監査チームは、内部統制の運用評価手続として、承認の有無を確かめた事実を監査調書に記載しているのみで、検証対象に金額情報が含まれておらず、実証手続を実施していない。また、無作為に抽出した 25 件のサンプル件数の十分性を検討していないほか、運用評価手続の対象としていない 1 月から 3 月までの期間に対する実証手続を立案・実施していない。

（監基報 500 第 5・9 項、同 530 第 6～8 項）【準大手・中小】



③ 実地棚卸立会



監査チームは、実地棚卸に際し、被監査会社における記録用紙の回収・管理方法や、棚卸資産の移動及び入出庫時の管理方法に対する評価を実施していないなど、当該実地棚卸に係る内部統制の適切性を十分に検討しておらず、実地棚卸結果の記録・管理に係る経営者による指示と手続を評価していない。

（監基報 501 第 3 項）【準大手・中小】

《留意点》

上記事例のほか、以下のような不備が指摘されている。

- ・ リスク対応手続（実証手続又は内部統制の運用評価手続）として質問のみを実施している。
- ・ 複数の監査手続を実施しているものの、入手した監査証拠が十分かつ適切なものであるかを検討できていないことから、結果として、監査リスクを低い水準に抑えるための十分な監査証拠を入手できていない。

監査チームは、内部統制の運用評価手続を、実証手続と兼ねて実施している場合（二重目的テスト）、各々の監査手続の目的を満たす十分かつ適切な監査証拠を入手するための手続が立案・実施できてい

るかについて評価することに留意する必要がある。

また、通常、質問のみでは、リスク対応手続として十分な監査証拠を入手したことなく、質問を通じて入手した監査証拠を、質問以外の監査手続によって具体的に裏付けることが必要である。

さらに、あらかじめ計画した監査手続を形式的に実施するのではなく、監査の過程で識別した事象や他の監査手続を通じて入手した監査証拠の十分性・適切性を、総合的に評価することに留意する必要がある。

事例 2) 監査証拠として利用する情報

① 情報の適合性と信頼性

被監査会社は、顧客に経済情報を提供する事業を営んでおり、定額の月額料金が記載された利用申込書及び解約通知書を基に顧客リストを作成・更新し、当該顧客リストに基づき、月次で売上を計上している。

監査チームは、売上高の発生に係る実証手続として顧客リストからサンプルを抽出しているが、取引開始時の利用申込書との照合を実施するのみで、入金の実を確認するなど、売上計上時点においても契約が継続していることを確認する監査証拠を入手する必要性を検討していない。

(監基報 500 第 6 項) 【大手】



② 経営者の利用する専門家の業務

被監査会社は、特定の不動産の販売取引に関し、買主との事業者間協定上、当該不動産の引渡後に当該不動産に係る継続的関与を行い、かつ、特定の状況に合致する場合に、当該不動産の買戻し等に関する協議を行うべき義務を負担することとしている。

また、被監査会社は、上記の事業者間協定上、被監査会社が当該不動産の買戻義務を負担していることにはならない旨の法的見解を弁護士から入手の上、当該不動産の販売取引に係る収益を計上している。

監査チームは、当該不動産に係る買戻義務の有無の検討に当たり、上記の弁護士見解を監査証拠として利用する際、弁護士の適性及び能力を評価するために、弁護士番号及び所属事務所を確認している。

しかしながら、監査チームは、被監査会社が入手した弁護士の法的見解を監査証拠として利用する際、弁護士番号及び所属事務所を確認するのみで、当該弁護士の特定領域における能力・適性や、被監査会社から依頼された業務への適合性等の観点からの評価を実施しておらず、当該弁護士の適性、能力及び客観性について十分な評価を実施していない。

(監基報 500 第 7 項) 【準大手・中小】



③ 企業が作成した情報の信頼性

監査チームは、被監査会社の未収入金の回収可能性の検討に際し、被監査会社が作成した未収入金一覧表（得意先別に本件未収入金の発生月ごとの金額を記載した表）を利用している。

しかしながら、監査チームは、未収入金の回収可能性の検討に当たり、被監査会社が作成した未収入金一覧表を利用する際、当該未収入金一覧表に記載された情報（未収入金の発生月ごとの金額）の正確性について検討していない。

（監基報 500 第 8 項）【準大手・中小】

《留意点》

監査人は、監査手続を立案し実施する場合には、監査証拠として利用する情報の適合性と信頼性を考慮しなければならないことに留意する。

また、監査証拠として利用する情報が、経営者が利用した専門家（年金数理人、不動産鑑定士、弁護士等）の業務によって作成されている場合には、専門家の適性、能力及び客観性を評価するとともに、専門家の業務を理解し、監査証拠として利用した専門家の業務の適切性を、関連するアサーションに照らして評価することに留意する必要がある。

さらに、被監査会社は、会計上の見積りに際し、被監査会社が作成した情報（棚卸資産ごとに帳簿価額や正味売却価額を集計した棚卸資産評価損の検討資料、資産グループごとの固定資産の帳簿価額や営業損益を集計した減損の兆候判定資料等）に基づき見積りを行うことが多い。監査チームは、被監査会社が作成した情報を利用して監査手続を実施する場合には、情報の正確性及び網羅性に関する監査証拠を入手して、情報の信頼性を十分に検討する必要がある。

事例 3）実証手続の実施時期



被監査会社は、店舗ごとに、期末日前の基準日において実地棚卸を実施している。

監査チームは、被監査会社が実施した実地棚卸について、立会を実施している。

しかしながら、監査チームは、立会を実施した一部の店舗について、立会基準日から期末日までの残余期間に係る実証手続を実施していない。

（監基報 330 第 21 項、同 501 第 4 項）【準大手・中小】

《留意点》

貸借対照表科目に対して期末日前を基準日として実証手続を実施する場合、実施した実証手続の結果を期末日まで更新して利用するための合理的な根拠とするために、残余期間について実証手続を実施しなければならないことに留意する必要がある。

（2）確認

事例 1）確認先からの回答の信頼性

監査チームは、被監査会社には支払期限を超えて長期にわたり滞留した債権があり、当該債権に係る取引契約が未締結であることを認識し、売掛金残高に不正リスクを識別

している。また、監査チームは、債権滞留先に対し残高確認手続として確認状を電子メールで送付し回収した上で、確認回答者のメールアドレスのドメインと確認先企業のウェブサイトのドメインの比較等を行っている。

しかしながら、監査チームは、確認回答者のメールアドレスのドメインに、確認先企業のウェブサイトのドメインとの一部不一致があったにもかかわらず、追加手続の必要性について検討していない。

(監基報 505 第 6 項) 【大手】

《留意点》

確認は、一般的に証明力の強い監査証拠を監査人に提供する監査手続であるが、ファクシミリや電子メールなどによる受領や被監査会社経由での入手など、回答の信頼性について疑念を抱く場合には、改竄などの不正リスクを軽減するため、信頼性を確かめる監査手続を実施することに留意する必要がある。

事例 2) 代替的な監査手続

監査チームは、期末日を基準日として実施している売掛金の残高確認において、未回答の確認先について、被監査会社への入金状況の検証による代替手続を実施している。

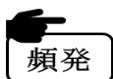
しかしながら、監査チームは、未回答の主要な得意先に対する確認額のうち、期末日の翌月に行われた数件の入金による回収を検証するにとどまり、重要性の基準値を超える 8 割以上の未回答残高について検討を実施していない。

(監基報 505 第 11 項) 【準大手・中小】

《留意点》

監査チームは、確認の回答を入手できない場合は、代替的な監査手続を実施するとともに、代替手続により入手した監査証拠の適合性と証明力が、重要な虚偽表示リスクに対応した十分かつ適切なものであるか、慎重に検討することに留意する必要がある。

事例 3) 確認差異



監査チームは、確認先から回答された買掛金と被監査会社の売掛金との差異調整を実施している。

しかしながら、監査チームは、確認先からの回答が 7 月付けであるにもかかわらず、当該差異が 8 月に納品した取引から生じているとする経営者の説明について、その妥当性を検討していない。

(監基報 505 第 13 項) 【準大手・中小】

《留意点》

確認差異は、財務諸表における虚偽表示又は虚偽表示の可能性を示唆していることがあることを踏まえ、確認差異の内容を調査し、把握した重要な差異原因に対して、具体的な証拠による裏付けを入

手することに留意する必要がある。

また、確認差異から虚偽表示を識別した場合には、内部統制の有効性や財務諸表に与える影響等を検討する必要がある。

事例４）入手した回答の評価

監査チームは、棚卸資産の実在性を重要な虚偽表示リスクとして識別し、被監査会社の外部保管在庫について、全ての在庫保管先に対する残高確認を実施している。

しかしながら、監査チームは、回収した一部の確認状についてのみ、残高確認の回答とシステムデータの数量との照合を実施し、残る残高確認の回答とシステムデータの数量との照合を実施しておらず、棚卸資産の実在性に対する監査証拠を入手していない。

（監基報 505 第 15 項）【準大手・中小】

《留意点》

確認手続の結果を評価する際、確認した金額全体に対し、適合性と証明力のある監査証拠が入手できたかどうかを評価する必要がある。

（３）分析の実証手続

事例１）推定値の設定

監査チームは、被監査会社が計上した人件費に対する分析の実証手続として、被監査会社から入手した一人当たりの人件費や昇給率に係る情報に基づき、被監査会社が計上した人件費に係る監査人の推定値を算出している。

しかしながら、監査チームは、被監査会社から入手した情報である昇給率に関し、その信頼性を評価していない。

（監基報 520 第 4 項）【準大手・中小】

《留意点》

上記事例のほか、以下のような不備が指摘されている。

- ・ 合理的な理由なく安易に前期実績や業績予想を推定値として利用している。
- ・ 変動費、固定費等の特性が異なる財務データに同一の推定を行っている。
- ・ 前期比較や月次推移比較にとどまるなど、分析の実証手続として必要な要件を満たしていない。

分析の実証手続の実施に際しては、監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるために、データの信頼性や推定値の精度について、十分な検討を行う必要がある。

事例２）分析の実証手続の結果の調査

監査チームは、売上原価の分析の実証手続において、売上原価の各費目と監査人の推定値との差異が、監査上許容できる差異金額を超えていることを識別した。

しかしながら、監査チームは、当該差異の理由について、被監査会社に質問を行い、回答を入手するのみで、被監査会社からの回答を裏付ける監査証拠を入手していない。

《留意点》

監査チームは、分析の実証手続においては、追加的な調査が必要と判断された差異が重要な虚偽表示となる可能性を考慮し、他の関連情報との矛盾又は推定値との乖離の理由を調査する必要がある。

(4) 監査サンプリング及び特定項目抽出による試査

事例 1) 監査サンプリングの立案

頻発

- ① 監査チームは、被監査会社の仕入高に対する実証手続としてサンプリングによる詳細テストを立案し、4月から9月までの仕入高に対する内部統制の運用評価手続と実証手続を兼ねた二重目的テストとして証憑突合を 25 件、3月16日から同月30日までの仕入高に対する証憑突合を 24 件実施している。

しかしながら、監査チームは、仕入高に係る実証手続の対象期間を限定しており、母集団の全てのサンプリング単位に抽出の機会が与えられるような方法で、サンプルを抽出していない。

(監基報 530 第 7 項) 【準大手・中小】

頻発

- ② 監査チームは、研究開発費と販売手数料、外注費等の経費（以下「一般経費」という。）を一つの母集団として、監査サンプリングを実施している。なお、被監査会社の研究開発費には、研究開発部門の人件費や減価償却費などの様々な費用が含まれている。

しかしながら、監査チームは、当該研究開発費と一般経費の特性が異なることを認識しているにもかかわらず、それらを一つの母集団とすることの妥当性について検討していない。

(監基報 530 第 5 項) 【準大手・中小】

- ③ 監査チームは、被監査会社の売上高の検証のために、監査サンプリングにより抽出したサンプルに対して、関連する証憑との照合を行っている。

しかしながら、監査チームは、抽出したサンプルのうち一部の売上取引について、注文書や検収通知書等の外部証憑との照合が、被監査会社が当該証憑を保持していないとの理由から実施出来ない状況であるにもかかわらず、代替手続により入手した監査証拠の適合性を検討していない。

(監基報 530 第 10 項) 【大手】

《留意点》

監査サンプリングの立案においては、テスト対象項目を抽出する母集団の特性を考慮し、監査人が達成すべき目的と、その目的を達成するための監査証拠の最適な組合せを検討する必要がある。

サンプル数の決定においては、詳細テスト及び内部統制の運用評価手続のそれぞれにおいて、サンプリングリスクを許容可能な低い水準に抑えるために、サンプル数に影響を与える諸要因（重要な虚

偽表示リスクの評価や内部統制の運用状況の有効性に依拠する程度等)を考慮する必要がある。

監査サンプリングの実施においては、母集団内の全ての項目に抽出の機会が与えられるような方法でサンプルを抽出しなければならず、その母集団の網羅性にも留意する必要がある。

なお、サンプリングによる試査で虚偽表示を発見した場合には、母集団全体の虚偽表示額を推定する必要があることに留意する。

事例2) 特定項目抽出による試査



監査チームは、被監査会社の売上原価と販売費及び一般管理費に含まれる給与手当について、その発生、網羅性及び正確性を重要な虚偽表示リスクとして識別した上で、令和4年4月に発生した給与手当に対する実証手続を実施している。

しかしながら、監査チームは、当該給与手当に対する実証手続の未実施部分の金額が、重要性の基準値を大きく上回っているにもかかわらず、当該未実施部分に対する実証手続の可否について検討していない。

(監基報 500 第9項) 【準大手・中小】

《留意点》

取引種類又は勘定残高から特定項目を抽出する試査は、監査サンプリングと異なり、母集団の中から抽出されない母集団の残余部分に関する監査証拠を提供しないことに留意が必要である。

(5) 関連当事者

事例1) 役員に対する関連当事者取引に係る質問回答書の検討



被監査会社は、関連当事者取引注記に記載すべき関連当事者及び関連当事者取引を把握する目的で、被監査会社の役員15名に対し、関連当事者取引の有無等に対する質問書を発送している。被監査会社は、上記15名のうち14名から、当該質問書に対する回答書を入手している。

監査チームは、関連当事者取引注記の網羅性及び正確性の検討に当たり、株主総会及び取締役会の議事録等の閲覧、被監査会社が役員14名から入手した回答書の閲覧、被監査会社が作成した関連当事者取引の集計表と注記との突合等を実施している。

しかしながら、監査チームは、役員1名からの回答書が未入手となっている状況において、追加的な監査手続の可否について検討していない。また、役員2名からの回答書において、役員本人及び近親者による議決権保有割合が過半数となっている法人への言及が認められる状況において、当該法人の名称や、当該法人及び被監査会社間での取引の有無について確認していない。

(監基報 330 第25項、同 550 第10・13項) 【準大手・中小】

《留意点》

上記事例のほか、以下のような不備が指摘されている。

- ・ 関連当事者との関係及び関連当事者との取引が網羅的に識別されているかについて、十分に検討していない。
- ・ 無利息融資や債務保証料の支払いが行われていない場合に、当該取引条件が適切に開示されていないことを看過している。
- ・ 独立第三者間取引と同等の取引条件で実行されている旨を開示しているが、取引条件を十分に検討していない。
- ・ 被監査会社の役員に対する関連当事者取引に係る調査回答書の回答内容の信頼性を検討していない。

監査チームは、関連当事者との関係及び関連当事者との取引が網羅的に識別され、適用される財務報告の枠組みに準拠して適切に処理され開示されているかについて慎重に評価することに留意する必要がある。

なお、監基報 240 で要求されている不正リスクへの考慮も含め、関連当事者取引の重要な虚偽表示リスクの識別と評価及びリスク対応手続に関連する事例については、「1. 財務諸表監査における不正」に記載しており、併せて参照されたい。

事例 2) 企業の通常の取引過程から外れた関連当事者との重要な取引の識別

被監査会社は、収益基盤強化を目的に、特定の新規事業への参入を決定し、被監査会社と人的なつながりのある企業から当該事業の譲受（以下「本件譲受」という。）を行っている。なお、当該事業においては、事業譲受契約上、商品の販売先が 1 社に限定され、商品保管場所も当該販売先の指定した外部倉庫となっている。

監査チームは、新規事業への参入を目的とした本件譲受に係る取引が、企業の通常の取引過程から外れた重要な取引であると判断し、経営者へのヒアリングにより、当該事業に係る商流の概要及び当該事業に係るビジネスモデルの経済合理性を理解したとしている。

しかしながら、監査チームは、当該事業に係る商品の販売先が、被監査会社の関連当事者に該当することを認識しておらず、当該事業の特殊性を正確に把握していない。また、本件譲受に係る取引の合理性に関し、不正な財務報告を行うために実行された取引や、資産の流用を隠蔽するために行われた取引である可能性を示唆するものかについて、批判的な検討及び評価を実施していない。

（監基報 550 第 22 項）【準大手・中小】

《留意点》

関連当事者との取引は、第三者との取引よりも重要な虚偽表示リスクが高くなる場合がある。したがって、監査チームは、被監査会社の関連当事者及び関連当事者との関係を網羅的に理解するとともに、企業の通常の取引過程から外れた関連当事者との重要な取引を識別した場合には、特別な検討を必要とするリスクとして取り扱わなければならないことに留意する必要がある。

また、企業の通常の取引過程から外れた関連当事者との重要な取引については、単に開示が行われているだけでなく、事業上の合理性又はその欠如が、不正な財務報告を行うために行われた可能性を示唆するものかどうか、取引条件が経営者の説明と整合しているか等について慎重に検討する必要がある。

（６）継続企業の前提

事例）継続企業の前提に関する経営者の評価の検討



被監査会社は、継続企業の前提に関し、「売上高の著しい減少や重要な営業損失を計上したことなどにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するものの、当該事象又は状況を改善するために、主要取引銀行との交渉等による資金の確保、直営店舗の家賃減額や変動費の見直し等によるコスト削減等の対応を行っていること」を理由として、期末日現在において、重要な不確実性はないと判断している。

監査チームは、被監査会社作成の翌期の資金計画に十分な裏付けがあるかを確認するために、以下の監査手続を実施している。

- ・ 前期に作成された資金計画のバックテスト
- ・ 経営者による対応策の実行可能性の検討
- ・ 資金計画の基礎となる仮定の合理性の検討
- ・ 主要取引銀行の融資担当者に対する、借入金の返済期限の延長の可否についての質問

しかしながら、監査チームは、借入金の返済期限の延長が不確実性に関する判断の際の重要な要素となる状況において、主要取引銀行の融資担当者の個人的な見解を口頭で確認するのみで、借入金の返済期限の延長の可否に関し、より確実な心証を形成するための監査証拠を入手していない。

また、コスト削減額の合理性について検討を実施していない。

（監基報 570 第 15 項）【準大手・中小】

《留意点》

上記事例のほか、後発事象の検討に際し、継続企業の前提に関する追加的な事実又は情報がないかどうかを検討していない事例が見られる。

企業活動の継続性が損なわれるような重要な事象又は状況の端緒は、事業活動等に事前に現れると考えられるため、監査チームは、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせることにつながるおそれのある事象又は状況に関する監査証拠に留意するとともに、当該事象又は状況の有無に関する経営者の評価が適切に行われているかどうかを検討する必要がある。

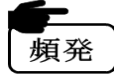
継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合には、重要な虚偽表示リスクの再評価の要否や、経営者の対応策が効果的かつ実行可能であるかについて、具体的な監査証拠に基づき検討する必要がある。

（７）後発事象

事 例）期末日の翌日から監査報告書日までの間に発生した事象の検討



被監査会社は、期末日後の取締役会で、連結子会社１社の全株式について、売却を決議したが、有価証券報告書上、重要な後発事象としての注記を行っていない。



監査チームは、被監査会社における後発事象の識別に当たり、被監査会社の経理担当者への質問や取締役会議事録の閲覧等を実施している。また、監査役とのコミュニケーションにおいて、当該株式譲渡が開示後発事象に該当する旨を伝達している。

しかしながら、監査チームは、重要な後発事象として注記を行わないとの被監査会社の判断の適切性に関し、当該連結子会社が連結範囲から除外されることによる翌事業年度以降の連結財務諸表への具体的な影響を踏まえた検討を実施していない。

（監基報 330 第 23 項、同 560 第 7 項）【準大手・中小】

《留意点》

監査チームは、期末日の翌日から監査報告書日までの期間を対象として、後発事象に係る監査手続に、少なくとも以下を含める必要がある。

- ・ 後発事象を識別するために経営者が実施している手続の理解
- ・ 経営者への質問
- ・ 取締役会等の議事録の閲覧、議事録等が入手できない場合には、会議で討議された事項について質問
- ・ 利用可能な場合には企業の翌年度の直近の月次等の期中財務諸表の通読

また、監査報告書日の翌日から財務諸表の発行日までの間に、もし監査報告書日現在に気付いていたとしたら、監査報告書を修正する原因となった可能性のある事実を知るところとなった場合には、監査人は、以下の手続を実施することに留意が必要である。

- ・ 経営者と当該事項について協議すること
- ・ 財務諸表の修正又は財務諸表における開示が必要かどうか判断すること
- ・ 財務諸表の修正又は財務諸表における開示が必要な場合、当該事項について財務諸表でどのように扱う予定であるか経営者に質問すること

4. 会計上の見積りの監査

着眼点

審査会検査においては、会計上の見積りの監査について、以下のような観点から検証している。

- ▶ 会計上の見積りの監査全般を通じて職業的懐疑心を適切に発揮しているか。
- ▶ 監査チームは、見積りの不確実性と固有リスク要因（複雑性、主観性又はその他の固有リスク要因）の影響を受ける程度、及びリスクに関連する内部統制を評価することで、会計上の見積りに関連する重要な虚偽表示リスクを適切に識別し、評価しているか。
- ▶ 監査チームは、評価した重要な虚偽表示リスクに適合したリスク対応手続を立案し、経営者が会計上の見積りを行う際に使用した見積手法、重要な仮定及びデータの適切性を検討しているか。その際、経営者の偏向が存在する兆候を示していないかどうかを評価しているか。

検査結果の概要

固定資産やのれんの減損、繰延税金資産の回収可能性、棚卸資産の評価、関係会社への投融資の評価等、幅広い会計上の見積りの監査において、以下の状況が多くみられる。

- ・ 監基報 540 の要求事項に対する理解が不足していたことにより、過年度の会計上の見積りの確定額の検討等による固有リスク要因の評価や経営者の見積方法の理解等のリスク評価手続を適切に実施していない。
- ・ 監基報 540 の要求事項に対する理解が不足していたことにより、また、職業的懐疑心を十分に発揮していないことにより、経営者に対して企業環境等を質問するのみの定性的な評価にとどまり、会計上の見積りに利用された事業計画の実現可能性等、経営者が会計上の見積りを行う際に使用した見積手法、重要な仮定及びデータの適切性を検討する手続が不足している。

（評価できる取組）

評価できる取組として、以下の事例が挙げられる。

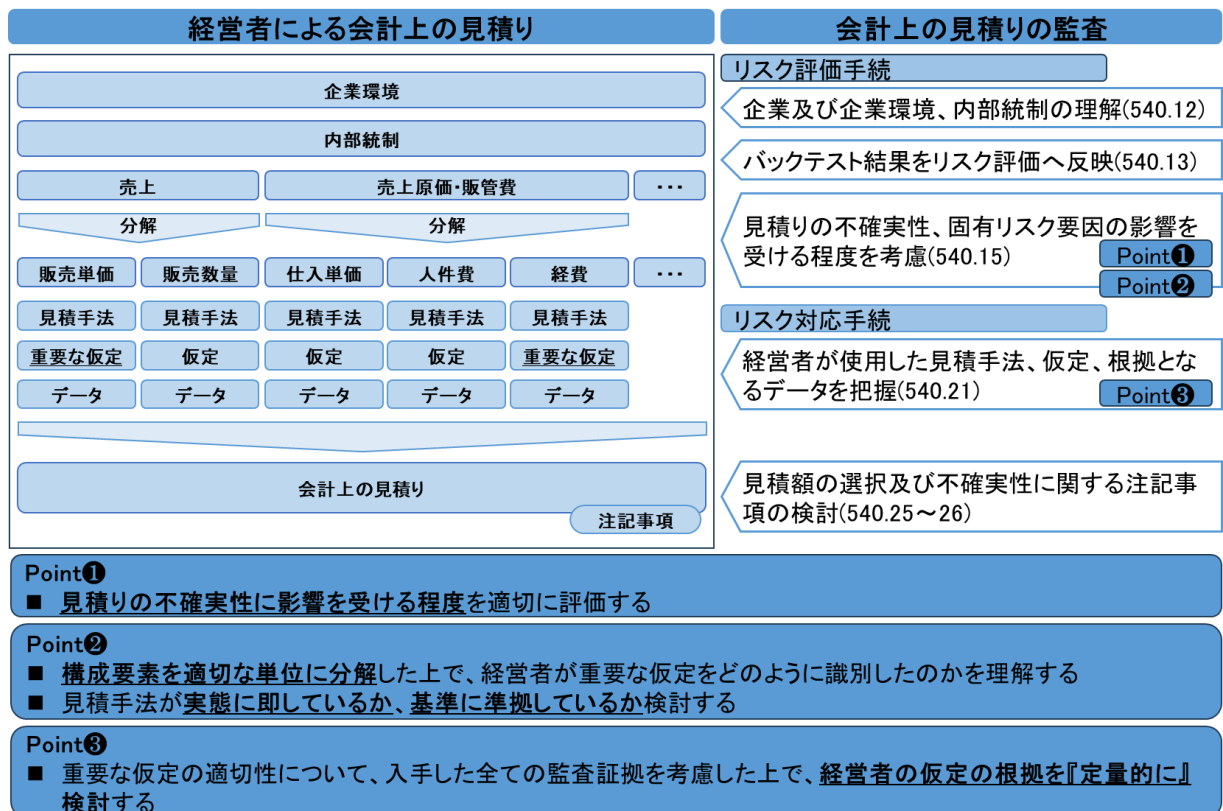
- ・ 監基報 540 の要求事項に対応する調書様式を作成して法人内に展開している。監基報 540 に係る研修を実施し、リスクの程度に応じたリスク対応手続の水準について当該調書様式を使って具体的に例示している。

求められる対応

会計上の見積りの監査は、監基報 540「会計上の見積りの監査」の改正（令和 3 年 1 月）に伴い、監査手続が明確化されていることに留意すべきである。監査人は、会計上の見積りのリスク評価にあたり、企業及び企業環境、適用される財務報告の枠組み、企業の内部統制システム等を十分に理解し、過年度の会計上の見積りの確定額を検討した上で、固有リスク要因（見積りの不確実性、複雑性、主観性、その他の固有リスク要因）を評価する必要がある。

また、監査人は、会計上の見積りのリスク対応手続において、経営者が使用した見積手法、重要な仮定及びデータのそれぞれに対して、経営者の偏向が存在する兆候に留意しながら、職業的懐疑心を十分に発揮して、入手した全ての関連する監査証拠を考慮した批判的な検討が求められることに留意すべきである。また、会計上の見積りについては、注記事項についても十分に検討する必要がある。（【図 15】参照）

【図 15】会計上の見積りの監査のポイント(例:事業計画の検討)



(出典) 審査会が作成

令和 3 年 1 月改正の監基報 540「会計上の見積りの監査」は、令和 5 年 3 月決算に係る財務諸表の監査から適用となるため、令和 5 年 3 月より前の決算に係る財務諸表の監査に対する審査会検査において識別された不備に係る根拠規定は、令和 3 年 1 月改正前のものとなっている。本事例集では、改正前の監基報 540 には「令和 3 年改正前」と記載するとともに、当該根拠規定に対応すると考えられる改正後の基準を【参考】として記載している。なお、改正後の基準は、あくまで参考情報として記載されるに過ぎず、当該基準の解釈や適用範囲に関する審査会の立場を何ら示すものではない。

（１）固定資産の減損

事例１）資産のグルーピングの検討



被監査会社は、令和５年３月末において、固定資産を計上しており、管理会計上の区分に基づいて固定資産をグルーピングしている。

監査チームは、被監査会社が、管理会計上の区分に基づいて固定資産をグルーピングしていることを確認している。

しかしながら、監査チームは、減損の兆候に係る会計上の見積りに関連する重要な虚偽表示リスクについて、その有無を適切に識別し、評価するために必要な以下の情報について、十分に理解していない。

- ・ 被監査会社が、管理会計上の区分に基づいて決定した、具体的なグルーピングの単位及び共用資産の取扱い
- ・ 被監査会社が各資産グループ及び共用資産に区分した固定資産の内容・金額
- ・ 被監査会社が、各資産グループ及び共用資産を含むより大きな単位について、減損の兆候を識別する方法

（監基報 540 第 12・15 項）【準大手・中小】

《留意点》

上記事例のほか、以下のような不備が指摘されている。

- ・ 監査チームにおいて、複数店舗を屋号単位でグルーピングするなど資産のグルーピングが実態と乖離していることについて十分に検討していない。
- ・ 企業や企業を取り巻く環境が変化した場合に、グルーピングが会社の実態に合致したものとなっているかを検討していない。
- ・ グルーピングの変更前後で減損の認識判定が異なる結果となる場合において、当該グルーピングの変更が不正の兆候に該当しないかについて、職業的懐疑心を発揮した上で、当該グルーピングの変更の合理性を十分に検討していない。

資産のグルーピングは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローからおおむね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行うことが原則であり、管理会計上の区分や投資の意思決定を行う際の単位等を基礎としてグルーピングが適切になされているか検討する必要がある。また、グルーピングの単位を継続して適用し、変更の際には、当該変更の合理性（管理会計上の区分変更、投資意思決定の有無、セグメント情報との関係性）を十分に検討する必要がある。

事例２）重要な虚偽表示リスクの識別と評価



被監査会社は、期末において、Ａ事業に係る資産グループの固定資産に関し、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっているとして、減損の兆候があるものと判断している。

被監査会社は、当該資産グループに係る減損損失の測定において、被監査会社の３か年事業計画を基礎として、使用価値を算定している。当該事業計画においては、販売予測、経費予測等の将来見込みに関連して、販売先別の取扱商品の状況、売上値引割戻金、

及び販売費及び一般管理費（チャーター料、物流センター利用料等から構成される。）に関する一定の仮定を置いている。

被監査会社は、当該資産グループの帳簿価額が使用価値を超過する額について、減損損失を計上している。

監査チームは、被監査会社の固定資産の減損会計に関し、減損損失計上額を誤るリスクを重要な虚偽表示リスクとして識別している。

また、監査チームは、被監査会社が、①一部の販売先について、取扱商品の品目及び数量が増加するとの仮定を置き、また、②将来の特定の期間における物流センター利用料の売上高に対する見込比率が直近5年間における実績比率の平均値になるとの仮定を置いていることを理解している。

しかしながら、監査チームは、本件事業計画における被監査会社の仮定のうち、どの仮定が重要な仮定に該当するかについて検討していない。

また、被監査会社が、上記①及び②の仮定の不確実性の程度を、どのように評価したかについて理解していない。

さらに、被監査会社が、どのような仮定の下で、本件事業計画における売上値引割戻金及びチャーター料に関する見積額を算定したかについて理解していない。

（監基報 540 第 12・A42 項）【大手】

《留意点》

上記事例のほか、経営者が行った過年度の会計上の見積りと当年度の確定額との乖離額やその理由を把握するにとどまり、当年度の会計上の見積りに係る重要な虚偽表示リスクの識別と評価において考慮していない事例がみられる。

監査チームは、外部データや同業他社比較を利用するなど、内部統制を含めた企業環境を理解し、過年度の会計上の見積りの確定額について検討を行った上で、会計上の見積りが見積りの不確実性の影響を受ける程度や会計上の見積りに係る見積手法、仮定及びデータが複雑性、主観性等の影響を受ける程度を考慮することにより、会計上の見積りに係る重要な虚偽表示を識別・評価することが求められていることに留意する必要がある。

事例 3）減損の兆候の検討



- ① 被監査会社は、店舗資産の減損の兆候判定において、本社社員に係る人件費や広告宣伝費などの費用（以下「本社費」という。）については、本社機能の維持に不可避免的に発生するものであり、各資産グループが将来キャッシュ・フローを生み出すために必要な間接的に生ずる支出には該当しないとして、各資産グループに配賦していない。

監査チームは、本社費については、販売費及び一般管理費の合計に占める比率が 10% 前後であることから、本社費を各資産グループに配賦しないとする経営者の会計方針は、監査上許容できるものと判断している。

しかしながら、監査チームは、本社費に含まれる本社社員に係る人件費や広告宣伝費について、店舗を含む会社全体の管理や、店舗売上の維持・拡大を意図して支出された

費用としての性格を有するものと認識しているにもかかわらず、本社費における各費目は、各資産グループに間接的に生ずる支出には該当しないとする経営者の判断について、その適切性を十分に検討していない。

(監基報 540 第 22 項、企業会計基準適用指針第 6 号第 12 項) 【大手】



- ② 被監査会社は、ホテル事業に係る固定資産の減損に関する検討において、ホテル事業の営業損益は、直近 2 期連続で営業損失となっているものの、翌期においては、予算上、営業利益が見込まれるとして、ホテル事業の資産グループに減損の兆候を識別していない。

被監査会社は、来客数が増加するとの仮定の下、翌期の営業収入は、業績が悪化する以前の水準のおおむね 90% まで回復すると見込んでいる。また、翌期における営業費用について、営業収入の増加状況と比較して、営業費用の増加は抑制されると見込んでいる。

監査チームは、以下の手続を実施の上、経営者によるホテル事業における翌期の営業費用の見積りについて合理的なものと判断している。

- ・ 経営者による予算の見積精度を評価するため、当期の予算と実績との比較分析を実施
- ・ 翌期予算における営業費用の見積りに係る経営者の仮定を理解するため、経営者へのヒアリングを実施するとともに、過年度の実績との比較分析を実施

しかしながら、監査チームは、ホテル事業の翌期予算における営業損益は黒字であり、ホテル事業の資産グループに係る減損の兆候判定上、慎重な検討を要する状況となっているにもかかわらず、ホテル事業における翌期予算上の営業費用が営業収入の増加に比して抑制されとしていることに関し、営業費用抑制の根拠となるデータや資料等を確認していないなど、翌期予算の合理性について十分に検討していない。

(監基報 540 第 17・21 項) 【大手】

- ③ 被監査会社は、出店した期の翌期首から 2 年未満の新店舗については、ビジネスの特性上、新規出店直後は営業損益がマイナスとなる実態があることから、著しい環境の変化がある場合を除き、営業損益が継続してマイナス又はマイナスとなる見込みであっても減損の兆候判定の対象外としている。

しかしながら、監査チームは、当該新店舗の減損の兆候判定の検討に当たり、出店から 2 年が経過した直後の期末において減損損失を計上している店舗がある状況において、当該新店舗の営業損失の実績が、出店時の事業計画から著しく下方に乖離していないかどうかを検討していない。

(監基報 540 第 12・14 項 (令和 3 年改正前) (【参考】同 540 第 22 項)) 【大手】

《留意点》

上記事例のほか、以下のような不備が指摘されている。

- ・ 一部の本社費が配賦されていないことを看過している。
- ・ 本社費の配賦基準の変更が被監査会社における状況変化に照らして適切なものであるかについて検討していない。
- ・ 減損の兆候の判定で利用している資産又は資産グループごとの損益情報の信頼性を評価していない。
- ・ 営業活動から生ずる損益と営業活動から生ずるキャッシュ・フローの両方を把握している場合に、営業活動から生ずる損益を用いて減損の兆候判定を行っていない。
- ・ 当期営業損失に転落しているにもかかわらず、翌期の業績見込みを確認せずに減損の兆候はないとしている。
- ・ 期末前に見込数値で減損の兆候判定を実施し、期末において実績値が見込みより大幅に悪化しているにもかかわらず、期末の実績値で減損の兆候判定を行っていない。

監査チームは、被監査会社が採用する会計方針が会計基準に準拠したものとなっているか、経営者の見積手法が実態に即したものであるか、慎重に検討すべきことに留意する必要がある。

事例4) 減損の認識及び測定の検討

頻発

- ① 被監査会社は、連結グループ内における固定資産の減損の検討に当たり、連結子会社A社の資産グループに減損の兆候があると判断した上で、算出した20年間の割引前将来キャッシュ・フローに基づく検討を行った結果、減損損失を計上していない。

監査チームは、当該資産グループに係る割引前将来キャッシュ・フローに基づく検討を実施の上、当該資産グループの固定資産に係る減損損失を計上しないとする被監査会社の判断を妥当なものとしている。

しかしながら、監査チームが実施した手続には、以下の不備がある。

- ・ 被監査会社が、当該資産グループの主要な資産を土地としていることについて、その合理性を検討していない。
- ・ 被監査会社が、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローの見積りに当たり、5年目の事業計画に基づき算定したキャッシュ・フローが6年目以降も継続すると仮定していることについて、その合理性について検討していない。
- ・ 当該資産グループに係る割引前将来キャッシュ・フローにおける設備投資額の合理性について検討していない。
- ・ A社の売上高に関する重要な仮定のうち、一部の割引前将来キャッシュ・フローの算出に重要な影響を及ぼす販売先向けの販売数量や販売単価に係る見積りについて、その合理性を検討していない。
- ・ A社の売上原価に関する重要な仮定のうち、人員削減施策によりA社の人件費率が低下するとの仮定の合理性について、具体的な削減人数や人件費の削減額の実現可能性を踏まえた検討を実施していない。

(監基報 540 第13・21～23項)【準大手・中小】

- ② 被監査会社は、継続して営業損失を計上していることから、A事業に係る資産グループについて、減損の兆候があると判断している。また、当該資産グループに係る減損損失の認識の要否について、主要な資産の経済的残存使用年数に見込まれる、割引前将来キャッシュ・フローの総額が、当該資産グループの帳簿価額を上回るとして、減損損失の認識は不要であると判断している。

被監査会社は、翌期以降の経営方針等に関し、以下の情報を開示している。

(ア)公表した経営説明会資料において、将来のなるべく早い時期に、A事業に係る国内生産拠点を集約する方針である旨

(イ)公表した経営説明会資料において、上記（ア）で公表した国内生産拠点の集約に伴い、特別損失が発生することを想定している旨

(ウ)上記（イ）の経営説明会資料、及び有価証券報告書の「第2【事業の状況】2

【サステナビリティに関する考え方及び取組】」において、将来の一定時期までの温室効果ガス排出量削減率の目標を上方修正した旨、及びその主要施策として、生産効率の向上のための生産体制の再編成、既存設備の停機等を行う旨

監査チームは、経営者から、既存設備の削減を前倒して進めていく旨、生き残る特定の工場を想定している旨、及び当該工場以外の生産拠点の設備については、他事業への転用・停機のほか、売却も含めて検討している旨の説明を受けている。さらに、被監査会社が当該割引前将来キャッシュ・フロー算定の基礎とした事業予算、及び算定した当該割引前将来キャッシュ・フローの見積りに、上記（ア）の方針の背景となったA事業の販売数量の継続的な減少が反映されていることを認識している。

しかしながら、監査チームは、上記（イ）の特別損失の発生要因に関する情報を具体的に把握しておらず、当該特別損失の認識の要否に係る検討を実施していないほか、上記（ウ）の既存設備の停機が、当該割引前将来キャッシュ・フローの見積りに与える影響の有無・程度に対する検討を実施していない。

（監基報 540 第 21・22 項）【大手】



- ③ 被監査会社の子会社であるA社は、B事業の営業活動から生ずる損益が2期連続でマイナスとなったことを受け、A社が保有するB事業に係る固定資産に減損の兆候有りと判断し、減損損失の測定を実施している。

A社は、減損損失の測定に当たり、土地及び建物については「不動産鑑定評価書」を取得し、また、機械装置及び一部の構築物の動産については「動産の正味売却価額算定報告書」を取得している。なお、A社は、「動産の正味売却価額算定報告書」の評価対象外とされた、一部の構築物、工具器具、什器備品等（以下「その他構築物等」という。）について、重要性のある固定資産がないなどの理由により、正味売却価額は帳簿価額と同額としている。

監査チームは、A社における固定資産の評価に関し、減損損失の測定について、以下の手続を実施している。

- ・ 経営者の利用する専門家の適性、能力及び客観性の評価並びに当該専門家が採用した算定方法や使用した基礎データの適切性の検討
- ・ その他構築物等について、固定資産台帳の登録件数及び1件当たりの帳簿価額等に基づき、重要性のある固定資産が含まれないことの確認

しかしながら、監査チームが実施した手続には、以下の不備がある。

- ・ 監査チームは、A社が保有するB事業に係る固定資産の減損損失の測定に当たり、不動産及び動産の鑑定に関する専門知識が必要な場合に該当するにもかかわらず、監査チームとして専門家の業務を利用する必要があるか否かについて検討していない。
- ・ 監査チームは、「不動産鑑定評価書」及び「動産の正味売却価額算定報告書」において評価対象となった資産の正味売却価額が、帳簿価額に比べていずれも下落しているにもかかわらず、その他構築物等の正味売却価額が帳簿価額と同額であるとする経営者の仮定について、その合理性を検討していない。

(監基報 540 第 12・14 項 (令和 3 年改正前) (【参考】同 540 第 23 項)、同 620 第 6 項) 【準大手・中小】

《留意点》

上記事例のほか、以下のような不備が指摘されている。

- ・ 割引前将来キャッシュ・フローの見積期間の基礎となる、資産の経済的残存使用年数の合理性を検討していない。
- ・ 割引前将来キャッシュ・フローに現在の価値を維持するための設備投資や修繕費用を含めていない事例、割引前将来キャッシュ・フローが税引前の数値であるにもかかわらず、税引後の割引率を用いている。
- ・ 使用する割引率の妥当性を検討していない。
- ・ 本社費配賦前の割引前将来キャッシュ・フローで減損損失の認識の判定を行っている。

減損損失の認識判定及び測定に当たっては、経営者の策定した事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの見積りに大きく依存することになるが、事業計画の内容について具体的な裏付けに基づいた確認を行っておらず、経営者への質問のみで定性的に評価するにとどまるなど、監査チームが、事業計画の合理性を、職業的専門家として批判的な観点から十分かつ適切に検討していない事例が頻発している。そのため、監査チームは、減損処理の要否に対する経営者の仮定を検討する際、資産の使用価値を算出する上で採用した経済的残存使用年数、見積りの前提となる事業計画の売上高や営業費用、設備投資に係る支出等の将来キャッシュ・フローを構成する要素等、経営者が使用した見積手法、重要な仮定及びデータの適切性について、職業的懐疑心を発揮し、慎重に検討することに十分に留意することが必要である。

また、将来キャッシュ・フローの検討に当たっては、サステナビリティ情報など非財務情報との整合性についても幅広く留意する必要がある。

さらに、正味売却価額の算定における不動産鑑定評価書の利用に関連して、過年度に取得した不動

産鑑定評価書を当年度においても継続して監査証拠として採用することの適切性を検討していない事例、経営者の利用した不動産鑑定士の適性、能力及び客観性に関する評価を行わずに不動産鑑定評価書を利用している事例、及び正味売却価額の算出において、不動産鑑定評価額から処分費用見込額が控除されていないことの合理性を検討していない事例がみられる。監査チームは、重要な不動産の正味売却価額の算定に当たり、被監査会社が不動産鑑定評価を入手していない場合に、入手を要請する必要性について検討することが必要である。また、正味売却価額の検討に当たって、被監査会社が利用した専門家の適正、能力及び客観性を評価すると同時に、監査人による専門家の業務の利用の必要性を含め、慎重に検討することに留意が必要である。

（２）のれん及び識別可能無形資産の評価

事例１）のれんの償却期間の検討

被監査会社は、期中における企業の買収に際して、受入資産から引受負債を差し引いた額と、取得対価との差額のほとんどの部分をのれんとして計上している。また、被監査会社は、のれんの償却期間を５年としている。

監査チームは、被監査会社が主張するのれんの償却期間５年の検討について、「２０年以内であることをもって妥当とする」としている。

しかしながら、監査チームは、のれんの効果の及ぶ期間や投資の合理的な回収期間など、のれんの償却期間の妥当性について検討していない。

（監基報 540 第 11・12 項（令和 3 年改正前）（【参考】同 540 第 17・22 項））【準大手・中小】

《留意点》

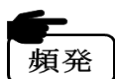
のれんの償却期間は、取得企業が企業結合ごとにその効果の及ぶ期間を合理的に見積もることとされているが、企業結合の対価の算定の基礎とした投資の合理的な回収期間を参考にすることも可能とされている。監査チームはこれらを考慮に入れた上で、被監査会社の主張するのれんの償却期間の妥当性を十分に検討する必要があることに留意する。

事例２）のれんの減損の検討

- ① 監査チームは、のれんを認識している連結子会社について、当年度はのれん償却後の営業損益がマイナスとなっているが、前年度はプラスであり、２期連続営業損失でないため、減損の兆候はないとする被監査会社の主張を妥当であると判断している。

しかしながら、監査チームは、株式取得時の事業計画と実績との比較を実施していないなど、当該のれんの減損の兆候の有無を十分に検討していない。

（監基報 540 第 11・12 項（令和 3 年改正前）（【参考】同 540 第 17・22 項））【大手】



- ② 被監査会社は、期中に実施した企業結合によって認識したのれんについて、国際財務報告基準に従った減損テストを実施した結果、被取得企業の事業計画を基礎とした割引

後将来キャッシュ・フローから算定した使用価値が、のれんを含む資金生成単位の帳簿金額を上回ったとして、当該のれんに係る減損損失を認識していない。

これに対して、監査チームは、割引後将来キャッシュ・フローの見積りに使用された被取得企業の事業計画における経営者の仮定に関し、売上成長率のみを重要な仮定と識別した上で、売上成長率について、外部機関の公表する関連分野における市場予想や、同業他社の売上成長率等との比較を実施している。

しかしながら、監査チームは、被監査会社の減損テストに使用された事業計画において、営業利益率が每期継続して上昇するとの仮定や、従業員の採用人数が直近の実績を上回るとの仮定が置かれているにもかかわらず、不確実性の影響を受ける程度について理解していない。また、監査チームは、重要な仮定と識別した売上成長率について、被取得企業固有の売上成長要因（経営者が実際に行った見積りの方法や使用した基礎データを含む。）の合理性等について十分に検討していない。

（監基報 540 第 7・9・12 項（令和 3 年改正前）（【参考】同 540 第 12・15・23 項））

【準大手・中小】

《留意点》

上記事例のほか、以下のような不備が指摘されている。なお、これらの不備の原因が被監査会社の検討不足にある場合には、監査チームは監査に必要な情報を被監査会社に要求するとともに、被監査会社の検討不足自体が内部統制上の不備に該当しないかについても検討すべきであることに留意する必要がある。

- ・ 複数の連結子会社から構成される企業グループののれんに係る評価に際し、当該グループに属する各社別の内訳金額や事業施策の金額的影響などの経営者の仮定を理解していない。
- ・ 損益実績が買収時の事業計画を大幅に下回ったことから、修正後事業計画に基づく回収可能価額とのれんの帳簿価額の差額を減損処理しているが、修正後事業計画の実現可能性について十分に検討していない。
- ・ 個別財務諸表上は子会社株式を減損処理しているにもかかわらず、対応する連結財務諸表上ののれんの追加償却の検討を行っていない。

監査チームは、のれんやのれん以外の無形資産に配分された金額が相対的に多額になるときは、企業結合年度においても減損の兆候が存在すると判定される可能性があることに、十分に留意する必要がある。

事例 3）識別可能な無形資産の検討（経営者の利用する専門家の評価）

被監査会社は、当年度に買収した企業の無形資産の識別及び評価に当たり、外部の専門家から入手した無形資産価値算定報告書において、ア）無形資産として、顧客関連資産のみが識別されていること、イ）当該顧客関連資産の金額が僅少なものと評価されていることを理由に、連結財務諸表に当該顧客関連資産を計上していない。

監査チームは、外部専門家が作成した無形資産価値算定報告書を閲覧し、当該報告書上、当該顧客関連資産の金額が僅少であることを確認している。

しかしながら、監査チームは、経営者の利用する外部専門家が作成した無形資産価値算定報告書を利用しているにもかかわらず、当該外部専門家が、どのような情報に基づき、どのような方法により無形資産の識別を行ったかを理解していないほか、識別された顧客関連資産について、どのような方法により評価を行ったかを理解しておらず、当該報告書の監査証拠としての適切性を検討していない。

（監基報 500 第 7 項、同 540 第 12 項（令和 3 年改正前）（【参考】同 540 第 22 項））
【準大手・中小】

《留意点》

監査チームは、識別可能な無形資産の評価に当たっては、被監査会社による外部専門家の利用の要否について検討し、監査人としても専門家の利用を考慮した上で、識別可能な無形資産へ取得原価を配分する会計処理について、慎重に検討する必要がある。なお、国際財務報告基準や米国会計基準のようにのれんを償却しない場合には、識別可能な無形資産の評価は特に重要になることに留意する。

（3）繰延税金資産の回収可能性

事例 1）会社分類の検討

被監査会社の連結子会社において、当年度に多額の税務上の欠損金が発生している。被監査会社は、それが臨時的な要因に伴う売上減少の影響によるものであり、また、被監査会社が当該子会社から受領している経営指導料などを減額することも容易であるとしている。

そのため、被監査会社は、被監査会社及び当該子会社の課税所得の合算額と当該税務上の欠損金の金額とを比較し、「重要な税務上の欠損金」は生じておらず、当該子会社を繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第 26 号）の分類 2 に該当するとしている。

これに対して、監査チームは、当該税務上の欠損金が臨時的な原因で発生したものであること、また、当該子会社が被監査会社に対して多額の経営指導料を支払っていることを監査調書に記載している。

しかしながら、監査チームは、当該子会社の事業計画における翌期の課税所得が当該税務上の欠損金に比して少額となっている中、当年度に「重要な税務上の欠損金」が生じていないという要件に該当するか否かを検討していない。

（監基報 540 第 7・11 項（令和 3 年改正前）（【参考】同 540 第 12・21 項））【大手】

《留意点》

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第 26 号）」における企業の分類に関して、監査チームは、会計基準等に照らした十分な検討を行うなど、引き続き慎重に対応する必要がある。

特に、当該適用指針の分類 2 又は分類 3 における「臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得」の判断については、より慎重な検討を行うことが求められる。

事例 2) 課税所得の見積り

頻発

- ① 被監査会社は、繰延税金資産の回収可能性に関し、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第 26 号）の分類 3 に該当すると判断している。また、自社の事業計画に基づく、将来の合理的な見積可能期間までの課税所得の見積りを行った上で、その範囲内での繰延税金資産の計上を行っている。

監査チームは、当該事業計画中の全数値について、重要な仮定及びデータと判断している。また、当期の実績に対する、被監査会社が実施予定の各施策による将来の売上高の増加見込額等について、経営者等とのコミュニケーションの内容を踏まえた検討を実施している。

しかしながら、監査チームは、上記の売上高の増加見込額について、出店計画の内容（用地確保の状況等を含む。）を踏まえた検討を行っていないほか、既存店売上高の増加額に関し、正月休みを減少させることによる稼働日数の増加や日次の店舗売上高の推移等を踏まえた検討を行っていないなど、重要な仮定及びデータと判断した当該事業計画中の各数値について、十分な検討を行っていない。

（監基報 540 第 13・21～23 項）【準大手・中小】

頻発

- ② 被監査会社は、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第 26 号）の分類 3 に該当するとした上で、将来の合理的な見積可能期間を 1 年と判断し、中期経営計画における翌期の数値を用いて課税所得の見積りを行った結果、課税所得が減少する可能性があるとして、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を計上していない。一方、被監査会社は、固定資産の減損の判定における将来キャッシュ・フローの見積りにおいて、5 年間の中期経営計画を合理的なものとしているほか、追加的な利益の減少は考慮していない。

監査チームは、被監査会社による将来の合理的な見積可能期間を 1 年とするとの判断及び課税所得が更に減少する可能性があるとの仮定について、妥当なものとしている。

しかしながら、監査チームは、被監査会社が、固定資産の減損の判定における将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、5 年間の中期経営計画を合理的なものとして評価し、また、当該中期経営計画に対して追加的な利益の減少を考慮しておらず、他方で、繰延税金資産の回収可能性の評価においては、将来の合理的な見積可能期間を 1 年とし、また、当該中期経営計画に対して追加的な利益の減少を考慮していることについて、その合理性を十分に検討していない。

（監基報 540 第 12 項（令和 3 年改正前）（【参考】同 540 第 22・23 項））【準大手・中小】

《留意点》

上記事例のほか、課税所得の見積りに際して、経営者が事業計画に過去の達成率等に乗じて見積額を算定していることのみをもって、見積額は保守的であり達成可能性は高いと安易に評価し、事業計画そのものについて批判的に検討を行っていない事例がみられる。

課税所得の見積りの前提となる事業計画は、原則として、取締役会等による承認を得たものであることが求められるほか、他の会計上の見積りで利用している事業計画やその仮定の根拠との整合性についても留意する必要がある。また、申告調整に重要性がある場合、事業計画における利益から税務上の課税所得への調整の合理性を確かめるなど、課税所得の実現可能性を確かめるための十分な監査手続を行う必要がある。

事例3) スケジュールリングの検討



被監査会社は、グループ通算制度を適用しており、通算グループ全体に係る繰延税金資産の回収可能性の判断に際し、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号）に基づく企業の分類を分類2としている。また、連結子会社であるA社の外部貸付けに対する貸倒引当金に係るスケジュールリング不能な将来減算一時差異について、同適用指針第21項に基づき、将来のいずれかの時点で回収できると判断した金額を繰延税金資産として計上している。

監査チームは、繰延税金資産の計上の適否に関する検討において、経営者とのディスカッションにおいて入手した「貸付先企業の経営者が引退を考えており、貸付先企業の存続等の検討を始めた」との情報に基づき、繰延税金資産に回収可能性があるとの被監査会社の判断を妥当なものとしている。

しかしながら、監査チームは、被監査会社が、貸付先に関する情報に照らして繰延税金資産に回収可能性が認められると判断していることについて、その合理性を十分に検討していない。

（監基報540第21・23項）【準大手・中小】

《留意点》

上記事例のほか、以下のような不備が指摘されている。

- ・ 有価証券や貸倒引当金等の評価に用いた仮定と、関連する将来減算一時差異の損金算入予定時期との間に矛盾した関係が存在するなど、将来減算一時差異のスケジュールリングについて、その実行可能性を十分かつ適切に検討していない。
- ・ 連結上の留保利益に対する税効果の検討において、「子会社は原則配当を実施しない」という被監査会社の方針について十分に検討していない。
- ・ 在外子会社の配当方針について、意思決定機関等により正式に認められた配当方針かどうか十分に検討していない。

関係会社投融資の評価に関連して発生した将来減算一時差異の損金算入時期の合理性の検討については、組織再編等の複雑な状況が関係することも多いため、専門家を利用する必要性も含め、監査チームは慎重に対応する必要がある。

（４）棚卸資産の評価

事例１）棚卸資産の評価方法の検討

被監査会社は、商品及び原材料の評価に関し、将来３年を超えて保有することが見込まれる商品のうち、販売見込みがない商品（条件１）及び廃棄する見込みの原材料（条件２）に該当する商品及び原材料については、収益性の低下が認められるとして帳簿価額をゼロに切り下げる方針としている。また、被監査会社は、（条件２）に該当しない原材料については、物理的に劣化しないこと及び多品種の原材料を保有する必要があることを理由に、収益性の低下は生じないとしている。

なお、監査チームは、被監査会社が上記の方針により、商品及び原材料の評価を行っていることを確認している。

しかしながら、監査チームは、上記の被監査会社による商品及び原材料の評価方法が、商品及び原材料の収益性の低下を判定するものとして適切な方法であるかについて、検討していない。

（監基報 540 第 7 項（令和 3 年改正前）（【参考】同 540 第 12 項））【準大手・中小】

《留意点》

上記事例のほか、以下のような不備が指摘されている。

- ・ 被監査会社が、棚卸資産の一部を評価対象外としていること、及び滞留期間に応じて一定の割合で評価減を行っていることについて、その会計方針が実態に即したものであり、会計基準等に準拠しているか検討していない。
- ・ 経営者が行った過年度の見積りと当年度の実績との比較分析を実施していない事例や、当該比較分析における乖離額及びその理由を把握するにとどまり、その結果を会計上の見積りに係る重要な虚偽表示リスクの評価において考慮していない。

事例２）経営者の仮定の合理性の検討

被監査会社は、家庭用ゲームソフト等のコンテンツに係る製品及び仕掛品の評価に関し、正味売却価額（期末における売価から見積追加製造原価を控除した金額）が取得原価を下回っている場合には、その差額を評価損として計上する方針としている。また、被監査会社は、期末における売価の算定に際し、各コンテンツの予測販売数量が、被監査会社が類似すると判断したコンテンツの実績販売数量と同水準になるとの仮定を置いている。なお、被監査会社は、正味売却価額の算定に際し、見積販売直接経費を控除していない。

監査チームは、被監査会社の上記仮定を重要な仮定として識別しているほか、コンテンツに係る製品及び仕掛品の評価を誤るリスクを特別な検討を必要とするリスクとして識別しており、当該リスクに対応する監査手続として、被監査会社作成の計算資料の閲覧、期末における売価及び見積追加製造原価の見積方法の理解、基礎データの入手等の手続を行っている。さらに、当期に販売したコンテンツに係る実績販売数量と前期における予測販売数量とを比較の上、その差異について検討している。

しかしながら、監査チームが実施した監査手続には、以下の不備が認められる。

- ・ 正味売却価額の算定に際し、被監査会社が見積販売直接経費を控除していないことの妥当性について検討していない。
- ・ 当期の実績販売数量が前期の予測販売数量を下回るコンテンツが存在するにもかかわらず、会計上の見積りの不確実性が仮定に与える影響を経営者がどのように評価しているかについて検討していないなど、仮定の合理性について十分に検討していない。
- ・ 期末における売価及び見積追加製造原価の算定に際し、経営者が使用した見積方法の合理性や基礎データの正確性について検討していない。

(監基報 540 第 11・12・14 項 (令和 3 年改正前) (【参考】同 540 第 21～24 項)、企業会計基準第 9 号第 5 項) 【準大手・中小】

《留意点》

上記事例のほか、以下のような不備が指摘されている。

- ・ 販売実績が乏しい滞留棚卸資産について、物理的に劣化しておらず営業活動を継続していることから評価損の計上を不要とする経営者の仮定の適切性を十分に検討していない。
- ・ 被監査会社の現行販売品や保守用のために保有している在庫については簿価を下回って販売することはないため、評価減は発生しないとする経営者の仮定の適切性を検討していない。
- ・ 被監査会社が滞留期間に応じて簿価の一定率を評価損として計上していることの適切性について検討していない。
- ・ 被監査会社が作成した評価損の計算資料の信頼性を十分に検討していない。

被監査会社の保有する棚卸資産の中には、販売用不動産や開発事業等支出金等といった客観的価額の算定が困難なもの等、特殊な性質を有する棚卸資産も存在する。このような特殊な性質を有する棚卸資産についても、通常、収益性の低下に基づく簿価切下げの対象から除外することはできないばかりか、重要な棚卸資産の評価に当たっては、専門家の業務の利用の可否についても検討する必要がある点にも留意すべきである。

(5) 債権の評価

事例 1) 貸倒引当金の算定方法の検討

被監査会社は、顧客に対する債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率により貸倒引当金を計上している。具体的には、債権を延滞発生時からの期間により「1 年以内」、「1 年超 3 年以内」に区分した上で、それぞれについて以下のとおり算定した貸倒実績率の過去 3 年平均値を用いて貸倒引当金を算定している。

前者については、分母である対象債権残高に対して、翌 1 年間の貸倒実績額を分子として貸倒実績率を算定している。後者については、分母である対象債権残高に対して、翌 2 年間の貸倒実績額を分子として貸倒実績率を算定している。また、被監査会社は、延滞発生時から 3 年を経過した債権は破産更生債権に振り替えて、全額貸倒引当金を計上している。

しかしながら、監査チームは、債権に対する将来の貸倒損失の見積りとして被監査会社が採用している、上記のような期間区分及び貸倒実績率の算定が、被監査会社の貸倒れによる損失の発生の実態に整合しているかについて、十分に検討していない。

（監基報 540 第 7・14 項（令和 3 年改正前）（【参考】同 540 第 12・22・23 項））【大手】

《留意点》

上記事例のほか、以下のような不備が指摘されている。

- ・ 債権の回収予定期間に応じた不確実性を考慮した見積方法の適切性を十分に検討していない。
- ・ 差押え予定の資産について、被監査会社が回収可能と主張する金額の適切性を検討していない。

債権評価に当たり、差押え予定の資産がある場合には、単に対象となる資産を把握することにとどまらず、差押えの実現可能性やその処分可能見込額等を十分に検討することが求められる。

また、貸倒懸念債権については、評価時点において、被監査会社が適切な貸倒見積高の算定方法（財務内容評価法又はキャッシュ・フロー見積法に基づく算定方法）を採用しているか、十分な検討を行う必要がある。

事例 2）経営者の仮定の合理性の検討



被監査会社の完全子会社である A 社が設立した B 社は、設立時に、将来の一定の時点で収益の黒字化が見込まれることなどを内容とする事業計画を策定している。また、B 社は、当期末時点で、債務超過に陥っている。

被監査会社は、当期末時点で、B 社向け債権を有しているところ、B 社の事業は、黒字化する見込みであり、B 社からの債権回収が難しくなった場合には、A 社による肩代わりが見込まれるなどとして、B 社向け債権に係る、個別財務諸表における貸倒引当金の計上は不要と判断している。

監査チームは、事業計画上の前期及び当期における予算と実績が乖離している状況や、A 社の資金繰りが当期の時点で厳しい状況を把握しながらも、B 社の事業が黒字化する見込みに変化はないとして、B 社向け債権に係る貸倒引当金の計上を不要とする被監査会社の判断を妥当なものとしている。

しかしながら、監査チームは、B 社の事業が黒字化するという見込みについて、具体的な販売見込数量や販売単価等を踏まえた検討を実施していないほか、事業計画上の予算と実績とが乖離している状況を踏まえた検討も実施していない。

また、監査チームは、B 社向け債権の A 社による肩代わりの見込みについて、A 社における資金繰りの状況を踏まえた検討を実施していない。

（監基報 330 第 17 項、同 540 第 12・32 項）【準大手・中小】

《留意点》

上記事例のほか、以下のような不備が指摘されている。

- ・ 被監査会社の関係会社に対する債権の評価に当たり、経営者の策定した事業計画の仮定の適切

性を評価する際、事業計画の内容について具体的な裏付けに基づいた確認を行っておらず、経営者への質問のみで定性的に評価するにとどまるなど、監査チームが職業的専門家として批判的な観点から十分かつ適切に検討していない。

- ・ 被監査会社の子会社が債務超過となっている状況において、当該子会社の債務超過額について親会社の責任において最終的に負担する必要性を検討していない。

監査チームは、事業計画について、企業環境や作成プロセス、関連する内部統制を理解し、確定値と比較した上で、収益拡大や経費削減等の計画に織り込まれた見積数値の実現可能性について、慎重に検討することに留意する必要がある。

また、監査チームは、株主有限責任の原則を踏まえつつも、親会社については、出資額を超えて子会社の債務超過相当額を引当計上することの必要性に留意する必要がある。

（６）関係会社株式の評価

事例１）関係会社株式の評価における実質価額の検討

被監査会社は、自社との技術的親和性が高いと出資していたＡ社について、超過収益力を見込んでその株式を追加取得し、持分法適用関連会社としている。被監査会社は、関係会社株式として計上したＡ社株式の評価において、Ａ社株式追加取得時の事業計画と実績との比較により、超過収益力の棄損の有無を検討している。具体的には、Ａ社の第４四半期の利益の実績は計画を下回っているものの、その原因は事業計画の進捗が遅れたことによる期ずれであり、当該実績を踏まえて期末に改定した事業計画に基づいて、関係会社株式の評価減は不要と判断している。

こうした中、監査チームは、Ａ社の実績が計画を下回った原因が期ずれであることを確認し、改定された事業計画の実現可能性を検討した上で、関係会社株式の評価減は不要とする被監査会社の主張を妥当なものとしている。

しかしながら、監査チームは、改定されたＡ社の事業計画がＡ社株式追加取得時の事業計画から下方修正されているにもかかわらず、その状況が当初見込んでいた超過収益力に及ぼす影響を十分に検討していない。

（監基報 540 第 11・12 項（令和 3 年改正前）（【参考】同 540 第 17・23 項））【大手】

《留意点》

上記事例のほか、子会社が保有する債務超過の孫会社株式の評価減の要否を検討しておらず、子会社株式の実質価額を適切に評価していない事例がみられる。

市場価格のない関係会社株式の実質価額が取得原価に比べて 50%程度以上低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、実質価額が著しく低下したものとして相当の減損処理を行うことが求められている。この減損処理に関する取扱いは、設立や買収後間もない関係会社株式の評価においても同様である。特に、超過収益力を見込んでいる場合においては、当初の事業計画と実績との乖離を適時に識別した上で、実質価額の著しい低下の有無について慎重に検討することが求められる。

事例 2) 関係会社株式の回復可能性の検討

頻発

被監査会社は、連結子会社である A 社が保有する非連結子会社である B 社株式の実質価額が帳簿価額の 50%を下回ったものの、被監査会社が作成した B 社の事業計画に基づき回復可能性を検討した結果、将来の収入によって回復可能性が見込めるとして、B 社株式に係る関係会社株式評価損を計上していない。

監査チームは、B 社の事業計画を検討の上、B 社株式に帳簿価額の回復可能性があるとする被監査会社の判断を妥当なものと判断している。

しかしながら、監査チームは、B 社の将来の収入の前提となる事業計画上の販売数量見込みについて、被監査会社の取締役会が承認した被監査会社グループの中長期計画における B 社の販売数量見込みとの一致を確認するにとどまり、当該販売数量見込みの合理性について検討していない。

(監基報 540 第 23 項) 【準大手・中小】

《留意点》

上記事例のほか、以下のような不備が指摘されている。

- ・ 業績不振である関係会社株式の評価において、当該関係会社の事業計画（5 年間）の最終年度においても簿価の 50%程度の回復にとどまっているにもかかわらず、関係会社株式の減損をしていない被監査会社の判断の合理性について検討していない。
- ・ 関係会社株式の評価に当たり、経営者の策定した事業計画の仮定の適切性を評価する際、事業計画の内容について具体的な裏付けに基づいた確認を行っておらず、経営者への質問のみで定性的に評価するにとどまるなど、職業的専門家として批判的な観点から十分かつ適切に検討していない。

監査チームは、事業計画について、企業環境や作成プロセス、関連する内部統制を理解し、確定値と比較した上で、収益拡大や経費削減等の計画に織り込まれた見積数値の実現可能性について、慎重に検討することに留意する必要がある。

(7) 資産除去債務

事例 1) 過年度の会計上の見積りの確定額又は再見積額の検討

頻発

被監査会社は、賃借店舗のうち、契約上の原状回復義務を負担する物件に関し、過去に発生した原状回復費用の賃借平米当たりの単価に、賃借平米数を乗じた金額を、資産除去債務として計上している。被監査会社は、取締役会で退店の意思決定を行った店舗に関し、原状回復費用を再度見積もり、資産除去債務を追加計上している。また、既に閉鎖した店舗に関し、実際に発生した原状回復費用が資産除去債務計上額を下回ったとして、資産除去債務の戻入れを行っている。

監査チームは、被監査会社が採用する資産除去債務の見積りを行う方法を理解し、当該方法が過年度から継続して適用されていることを確かめている。また、資産除去債務に係る内部統制の整備状況及び運用状況を評価するとともに、新たに出店した店舗に係

る資産除去債務の計上に係る詳細テストを実施し、被監査会社による資産除去債務計上額の妥当性を検討している。

しかしながら、監査チームは、前年度の資産除去債務の見積りの当年度における確定額について、差異の内容を評価していない。また、監査チームは、前年度の資産除去債務の見積りの当年度における再見積額について、差異の内容を評価していない。

（監基報 540 第 8・11 項（令和 3 年改正前）（【参考】同 540 第 13・22 項））【準大手・中小】

事例 2）合理的に見積もることができない場合の妥当性



被監査会社は、店舗に係る資産除去債務の会計処理及び開示に関し、以下の方針を適用している。

- ・ 閉店することが決議された店舗については、原則、資産除去債務の履行時期を 2 年後と見積もり、資産除去債務を計上する。閉店することが決議された店舗以外の店舗については、閉店時期が明確でなく、資産除去債務の履行時期を見積もることは困難であるため、資産除去債務を計上しない。
- ・ 財務諸表上、計上済みの資産除去債務については、資産除去債務の概要、金額の算定方法及び総額の増減に係る注記を行う。未計上の資産除去債務については、資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない旨、理由及び概要に係る注記は行わない。

しかしながら、監査チームは、被監査会社が、資産除去債務の履行時期について見積りが困難としていることに関し、その妥当性を検討していない。また、被監査会社が、未計上の資産除去債務に係る注記を行わないことに関し、その妥当性を検討していない。

（監基報 330 第 23 項、同 540 第 21 項）【準大手、中小】

《留意点》

過年度の資産除去債務の見積りの確定額を検討することにより、差異が発生している場合には当該差異内容を理解し、見積りの性質を考慮した上で、当年度における資産除去債務の見積りに係る重要な虚偽表示リスクの識別と評価を行う必要がある。

また、資産除去債務を合理的に見積もることができない場合とは、決算日現在入手可能な全ての証拠を勘案し、最善の見積りを行ってもなお、合理的に金額を算定できない場合に限られる。

そのため、監査チームは、被監査会社が、資産除去債務の履行時期や除去の方法が明確にならないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができないと主張する場合、合理的に見積もるための情報の入手可能性を考慮し、履行義務の範囲及び蓋然性について慎重に検討することが求められている点に留意する必要がある。

（８）その他

事例１）受注損失引当金

被監査会社は、受注金額と予想原価を比較の上、損失が見込まれる場合には、受注損失引当金を計上している。

監査チームは、リスク評価手続として、前年度末に受注損失引当金を計上した案件について、当年度に確定した受注損益と、前年度末の受注損失引当金とを比較し、差異の検討を実施している。また、当年度末に計上した受注損失引当金について、被監査会社で作成した受注損失引当金計上資料を閲覧の上、任意で抽出したサンプルについての予想原価に関し、被監査会社作成の予想原価見直資料との突合を実施している。

しかしながら、監査チームが実施した監査手続には、以下の不備が認められた。

- ・ 前年度末に受注損失引当金が計上されていない案件に関し、当年度において損失となっている案件の有無を検討しておらず、経営者の見積りの不確実性の影響を受ける程度について十分に理解していない。
- ・ 当年度において損失となっている案件がある中で、当年度末においても同一納品先、同一品名の他の損失見込案件があるにもかかわらず、被監査会社で作成した予想原価見直資料との突合を実施するのみで、経営者の具体的な仮定の合理性を検討していないほか、原価削減の実現可能性について、検討を実施していない。

（監基報 540 第 8・12 項（令和 3 年改正前）（【参考】同 540 第 13・23 項））【準大手・中小】

事例２）工事進行基準における工事原価総額の見積りの検討

被監査会社の連結子会社は、ソフトウェアの請負開発に関して、顧客に対する履行義務の充足に応じて一定期間にわたり収益を認識しており、売上高については、工事収益総額に工事進捗度（期末日までの実際発生原価が見積工事原価総額に占める割合）を乗じて算定している。

監査チームは、重要な構成単位である当該連結子会社の収益認識に対する監査手続として、工事進捗度の算定に用いた見積工事原価総額について、被監査会社作成の見積資料で事前に見積もられた工事原価総額と一致することを確認しているほか、社内における承認状況を確認している。

しかしながら、監査チームは、被監査会社が行った具体的な見積手法を検討していない。

（監基報 540 第 12 項（令和 3 年改正前）（【参考】同 540 第 22 項））【準大手・中小】

《留意点》

監査チームは、前年度の会計上の見積りと当年度の確定値との比較等により、工事契約に係る見積りの不確実性の程度を理解し、将来において費用又は損失が発生することが見込まれる事象を適切に把握した上で、経営者が会計上の見積りの際に使用した見積手法、重要な仮定及びデータの適切性を検討することにより、十分かつ適切な監査証拠を入手する必要があることに留意すべきである。

事例 3) 退職給付債務の基礎データの信頼性

被監査会社は、退職給付引当金の計上に際して、退職給付債務の計算に使用する基礎率（割引率、退職率、予想昇給率等）及び各従業員の人事データ（給与、年齢、勤務年数等）を、当該債務の計算を委託している年金数理人に提供している。被監査会社は、当該年金数理人の計算結果に基づき、個別財務諸表に退職給付引当金を計上している。

監査チームは、当該年金数理人に対し、退職給付債務の計算結果に係る確認状を送付し、確認状における回答金額と被監査会社が認識した退職給付債務の金額との一致を確認しているほか、当該年金数理人が計算の対象とした従業員数と被監査会社の内部資料との一致を確認している。

しかしながら、監査チームは、被監査会社が当該年金数理人に提供した人事データ（各従業員の給与、年齢、勤務年数等）の正確性について検討していないほか、当該年金数理人が退職給付債務の計算に使用した基礎率が、適用される財務報告の枠組みに準拠しているかについて検討していない。

（監基報 500 第 8 項、同 540 第 12 項（令和 3 年改正前）（【参考】同 540 第 24 項））
【準大手・中小】

《留意点》

退職給付債務の見積りにおいて、経営者が利用した専門家の業務を監査人が利用するに当たり、その基礎データの目的適合性、網羅性及び正確性を検討する必要がある。

また、退職給付債務は、割引率等の基礎率が計算結果に大きく影響することがあるため、監査チームは、被監査会社が採用した基礎率の妥当性を慎重に検討する必要があることに留意する。

5. グループ監査

着眼点

ここ数年、国内外の子会社等における不正事例が発覚し、財務諸表利用者の関心が高まる中、審査会検査においては、以下のような観点から検証している。

- ▶ グループ監査チームは、適切なグループ財務諸表に係るリスク評価の下、グループ財務諸表の監査の基本的な方針を策定し、その詳細な監査計画を作成しているか。
- ▶ グループ監査チームは、重要な構成単位の識別において、個別の財務的重要性の有無だけで判断するのではなく、特定の性質又は状況により、グループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクが含まれる構成単位に対する検討等も併せ、適切に識別しているか。
- ▶ グループ監査チームは、構成単位の監査人に関する理解を適切に行い、また、当該監査人が実施する作業に適切に関与した上で、その作業の妥当性を評価しているか。
- ▶ グループ監査チームは、監査の過程において構成単位の監査人の作業に影響を及ぼす、グループ財務諸表に係る不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合等、構成単位の監査人との間で状況に応じた適切なコミュニケーションを実施しているか。
- ▶ グループ監査チームは、構成単位の監査人からの報告事項を評価し、必要に応じて追加の監査手続を依頼するか、あるいは自ら実施することで、十分かつ適切な監査証拠を入手しているか。また、構成単位の監査人から未修正の虚偽表示が報告された場合、グループ財務諸表に与える影響について適切に評価しているか。

検査結果の概要

グループ監査において、グループ監査チームが構成単位の監査人による監査結果を過度に信頼し、十分に評価することなく利用している事例が多数みられる。また、構成単位の財務諸表に特別な検討を必要とするリスクが含まれる可能性を考慮していないなど、グループ監査チームとして十分なリスク評価を実施していない事例や、構成単位の監査人が実施すべき監査手続を明確に伝達していないなど、構成単位の監査人とのコミュニケーションが不十分な事例、グループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクに対応する監査手続が十分であるかについて検討していない事例、連結プロセスや連結仕訳を検討していない事例などがみられる。

(評価できる取組)

グループ監査の品質の確保・向上への評価できる取組として、以下の事例が挙げられる。

- ・ 品質管理部が、グループ監査の理解及び必要な対応の実施に資することを目的とした論点整理資料を作成している。具体的には、年間を通しての作業内容、監査調書の作成方法、構成単位の監査人とのコミュニケーション方法等、グループ監査における論点とその対応を具体的に記載した資料を提示することで、グループ監査チームがグループ監査において実施すべき事項を明確にしている。

- ・ 監査事業本部内に専門デスクを設置し、グローバルなグループ監査を行っている監査チームへのサポート及びモニタリングを行っている。具体的には、専門デスクにおいて、当該監査チームへのアンケートによる情報収集や新興国に重要な構成単位があるグループ監査チームなどを対象としたヒアリングなどを行っている。
- ・ 品質管理担当責任者は、重要な構成単位以外の構成単位に問題が発生し、結果として財務諸表の訂正案件となった事案などを受けて、重要な構成単位の選定の際には、金額基準といった量的な重要性のみでなく、特別な検討を必要とするリスクの存在の有無など、質的な重要性も勘案する必要があることを研修により強調している。
- ・ 監査事業本部は、アドバイザー事業部と協力して、海外の関係会社等に対する管理のポイントをまとめたチェックリストを作成している。グループ監査チームは、当該チェックリストの使用により、被監査会社における新規海外子会社等の財務報告態勢及びリスク管理態勢についての理解の向上を図っている。

求められる対応

グループ監査チームは、適切な監査報告書を発行する責任はグループ監査チームにあることを常に念頭に置いて、利用する構成単位の監査人の作業の評価を行うことが求められる。

グループ監査チームにおいては、構成単位の財務情報に対して実施する監査手続等の種類、時期及び範囲並びに発見事項について、構成単位の監査人と十分なコミュニケーションを行うこと、また、適用される財務報告の枠組みに準拠してグループ財務諸表が作成されているかについて意見を表明するために、構成単位の財務情報及び連結プロセスに関する十分かつ適切な監査証拠を入手することが求められる。そのため、グループ監査チームは、適切な監査計画を策定の上、監査手続を実施し、グループ財務諸表についての意見形成の基礎を得るために、十分かつ適切な監査証拠を入手しているかについて評価する必要がある。

特に、グループ監査チームは、海外の重要な拠点の状況を把握し構成単位の監査人と十分なコミュニケーションを行った上で、存在するリスクを適切に識別することが求められる。

また、グループ監査の適切な実施には、通常の監査において要求される知識や経験に加え、特定の国に係る語学能力や会計制度に関する知識等、状況に応じた付帯的能力を満たすことが求められる。

そのため、監査事務所としても、グループ監査の品質の確保・向上に向け、監査実施者の選任に留意する必要がある。

監査事務所は、海外の構成単位の監査人の構成が複雑化する場合や、特に、同一のネットワーク以外の海外の構成単位の監査人が関与する場合においては、グループ監査チームが実施する海外の構成単位の監査人への指示・監督、報告結果の評価や、買収等による新規の関係会社に関する被監査会社の管理態勢の把握等に対し、適切な指導及びサポート体制の構築といった取組を行う必要がある。

なお、改正監基報 600 では、「重要な構成単位」という概念が廃止されるが、改正前監基報 600 に基づく重要な構成単位の決定に当たっては、個別の財務的重要性を判定する際に使用する財務指標について、グループの性質及び状況に応じて、売上高だけでなく、グループ財

務諸表の資産、負債、キャッシュ・フロー、利益等も含めて適切に決定する必要がある。また、個別の財務的重要性のほか、グループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクが含まれる可能性などの質的重要性も考慮するなど、構成単位の特定の性質又は状況に応じて判断する必要がある。

事例 1) 構成単位の監査人の理解

監査チームは、重要な構成単位とは識別していない海外の構成単位の監査人に対して、監査の実施結果や後発事象に関する報告の依頼に加え、構成単位の監査人を理解する目的で、構成単位の監査人に対し、品質管理に関する質問書を送付し、その回答を求めている。

しかしながら、監査チームは、監査の実施の依頼の初年度である複数の構成単位の監査人から品質管理に関する質問書の回答を入手していないなど、構成単位の監査人を理解するための手続を十分に実施していない。

(監基報 600 第 18 項) 【準大手・中小】

《留意点》

グループ監査チームは、構成単位の財務情報に関する作業の実施を構成単位の監査人に依頼する場合、構成単位の監査人の独立性に問題がないか、職業的専門家としての能力を有しているか、構成単位の監査人の作業に関与することができるか等について理解しなければならないことに留意する必要がある。

また、海外の構成単位の監査人に対し、日本の会計基準に基づき作成された財務情報の監査を依頼する場合には、構成単位の監査人が監査の実施に必要な知識を有しているか検討する必要がある。

事例 2) 重要性の基準値等

グループ監査チームは、構成単位の重要性の基準値の決定に当たり、監査マニュアルの上限値を一律に適用して、グループ財務諸表全体としての重要性の基準値からわずかに下回る金額を、全ての構成単位の重要性の基準値として決定している。

しかしながら、被監査会社の重要な構成単位である A 社において、前期に従業員不正が発覚しているが、グループ監査チームは、識別した不正を含む構成単位ごとの状況に応じて、異なる重要性の基準値を設定する必要がないか検討していない。

(監基報 600 第 20 項) 【準大手・中小】

《留意点》

上記事例のほか、構成単位の監査人に、当該監査人が定めた手続実施上の重要性の報告を求めているなど、手続実施上の重要性の妥当性を評価していないといった事例がみられる。

グループ財務諸表における未修正の虚偽表示と未発見の虚偽表示の合計が、グループ財務諸表全体としての重要性の基準値を上回る可能性を許容可能な低い水準に抑えるために、構成単位の重要性の基準値は、グループ財務諸表全体としての重要性の基準値よりも低く設定される。グループ監査チー

ムは、構成単位の重要性の基準値を決定する際に、被監査会社グループの企業及び企業環境を十分に理解し、企業環境に変化が生じた場合には、その影響を適切に考慮した上で、各構成単位に対して適切なリスク対応手続を実施できるよう、構成単位の重要性の基準値の妥当性を検討する必要がある。

事例 3) 構成単位の財務情報について実施する作業の種類の設定

- ① 被監査会社は、連結財務諸表の作成に当たり、海外子会社である A 社の事業年度の末日が 12 月 31 日であることから、連結決算日（3 月 31 日）で実施した A 社の仮決算に基づく財務諸表を使用している。

監査チームは、A 社について、個別の財務的重要性を有する重要な構成単位であると評価し、重要な勘定残高に係るアサーション・レベルでの重要な虚偽表示リスクを識別している。

監査チームは、A 社の監査人に対して監査指示書を送付し、構成単位の重要性の基準値に基づく財務情報（12 月 31 日に終了する会計期間を対象）の監査を依頼している。また、当該監査人からの監査指示書に対する回答を踏まえ、1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間について、以下の追加的手続の実施を指示している。

- ・ 売上高の詳細テスト
- ・ 売上高のカットオフテスト
- ・ 期末日（3 月 31 日）後の返品等売上取消の仕訳閲覧
- ・ 売掛金の残高確認（基準日：3 月末）
- ・ 滞留売掛金の評価
- ・ 棚卸資産の評価
- ・ 仕訳テスト
- ・ 後発事象の監査

しかしながら、監査チームは、A 社の監査人に対し、A 社の仮決算日（3 月末）における上記の一部勘定科目等に係るアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクについては、実証手続の実施を指示し回答を得ているものの、監査チームが重要な勘定残高と識別した現金預金、有形固定資産、短期借入金、売上原価、販売費及び一般管理費、法人税等調整額等に係るアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクについて、A 社の仮決算日までの期間に係る実証手続の実施を指示していない。

（監基報 330 第 21 項、同 600 第 23・25 項）【準大手・中小】

- ② 監査チームは、個別の財務的重要性を有する構成単位の識別に利用する財務指標として、グループ財務諸表全体としての重要性の基準値算定に利用した事業計画策定時点での税引前当期純利益を利用している。

監査チームは、被監査会社グループの構成単位である A 社について、A 社の税引前当期純利益のグループ財務諸表に占める割合が一定割合に満たないことをもって、個別の財務的重要性を有する構成単位としての識別はしていない。

その一方で、監査チームは、A社において期中に不正が発覚したことを受け、当該不正に関連する勘定科目の過大計上について不正リスクを識別するとともに、A社をグループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクが含まれる可能性がある重要な構成単位として識別し、実証手続を実施している。

しかしながら、監査チームは、A社の「収益」、「売上原価」及び「社債及び借入金」のグループ財務諸表の各科目に対する比率が相対的に高いにもかかわらず、上記の不正リスク対応手続以外、A社の当該各科目に対する実証手続を実施しておらず、グループ財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手していない。

(監基報 600 第 11・17 項)【準大手・中小】

《留意点》

グループ監査チームは、重要な構成単位、重要な構成単位以外の構成単位のそれぞれについて、グループ監査チームが実施すべき手続として計画した作業が網羅的に構成単位の監査人に伝達されているか、又は実施すべき作業が構成単位の監査人によって適切に計画され実施されているかに留意する必要がある。

事例 4) 構成単位の監査人が実施する作業への関与



- ① 監査チームは、被監査会社の連結子会社のうち、A社を重要な構成単位として識別し、当該構成単位の監査人に対し、A社の財務情報の監査に関する監査指示書（以下「本件指示書」という。）を送付している。

監査チームは、当該構成単位の監査人とのリスク評価に関するコミュニケーション及びA社の経営者等に対するヒアリングを踏まえ、収益の実在性及び期間帰属に係るリスク並びに経営者による内部統制の無効化リスクを、グループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクとして識別している。また、監査チームは、当該構成単位の監査人からの本件指示書に対する回答（以下「本件回答」という。）により、当該構成単位の監査人において、以下の（ア）から（エ）までのリスクを特別な検討を必要とするリスクとして識別していることを認識している。

（ア）収益の実在性及び期間帰属に係るリスク

（イ）売上、資産及び利益の過大計上に係るリスク

（ウ）棚卸資産の正確性及び権利義務に係るリスク

（エ）税金に係る負債の網羅性に係るリスク

しかしながら、監査チームは、当該構成単位の監査人との間で、上記（ア）及び（イ）のリスク（不正リスクに該当するもの）について、どのような方法により関連する不正が行われ得るかに関する討議を実施していない。また、上記（ウ）及び（エ）のリスクについて、グループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクとして識別すべきかに関する討議を実施していない。

(監基報 240 第 25 項、同 315 第 31 項、同 600 第 29 項)【準大手・中小】



② 監査チームは、被監査会社の連結子会社のうち、B社を重要な構成単位として識別し、当該構成単位の監査人に対し、B社の財務情報の監査に関する監査指示書を送付している。

- ・監査チームは、当該構成単位の監査人が、B社の経営者による内部統制の無効化リスクへの対応手続（以下「無効化リスク対応手続」という。）として、一定金額以上の仕訳を対象とした仕訳テストを実施していることを認識している。また、監査チームは、当該構成単位の監査人から、無効化リスク対応手続の結果、重要な通例でない取引は識別されなかったとの報告を受けている。

しかしながら、監査チームは、当該構成単位の監査人が無効化リスク対応手続として実施した、「会計上の見積りに存在する経営者の偏向」に対応する手続の内容を把握していない。また、当該構成単位の監査人が実施した、上記の仕訳テストにおける金額基準の適切性について検討していない。

- ・監査チームは、当該構成単位の監査人作成の監査調書の閲覧により、当該構成単位の監査人が、収益の実在性に係るリスクへの対応手続として、売上取引を母集団として、一定金額以上の取引を抽出の上、当該取引を対象とする詳細テストを実施していることを認識している。

また、監査チームは、当該構成単位の監査人が、当該母集団の残余部分に対する監査サンプリングを実施していることを認識している。

しかしながら、監査チームは、B社の売上高が大幅に増加している状況において、当該構成単位の監査人が実施した上記手続が、新規取引先、売上高が顕著に増加している取引先、異常な単価等を検出するために十分な手続となっているかについて検討していない。

（監基報 240 第 29・31 項、同 600 第 30・41・43 項）【準大手・中小】

《留意点》

グループ監査チームは、グループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクに対応するために、構成単位の監査人との適切なコミュニケーションを通じて、構成単位の監査人が計画したリスク対応手続の十分性及び適切性について評価する必要がある。

事例 5) 連結プロセス

① 監査チームは、被監査会社グループの重要な構成単位が作成した報告パッケージに含まれる財務情報のうち、グループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクに関連する特定の勘定残高については、各構成単位の監査人の監査結果に依拠し、それ以外の情報については、監査チーム自らが検証する方針としている。

しかしながら、監査チームは、各構成単位が作成した報告パッケージに含まれる財務情報のうち、監査チーム自らが検証する方針とした下記の金額的重要性のある財務情報について、趨勢分析等により異常な変動がないことを確認するのみで、実証手続を実施していない。

- ・ 棚卸資産の未実現損益の消去の仕訳の基礎となる、各構成単位が被監査会社グループから購入した棚卸資産の期末残高
- ・ 連結キャッシュ・フロー計算書で開示する「有形固定資産の取得による支出」の基礎となる、各構成単位の有形固定資産の増減明細

(監基報 600 第 23・32 項) 【準大手・中小】

- ② 被監査会社は、連結子会社の決算日と連結決算日が異なることから生じる、連結会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、連結子会社の財務諸表の修正を行っている。

こうした中、監査チームは、被監査会社が前期と同様の借方・貸方の勘定科目を用いて財務諸表の修正を行っていることを確認している。

しかしながら、監査チームは、当該修正に重要な虚偽表示リスクを識別し、また、修正金額が前年度と比べて大きく増加している状況があるにもかかわらず、被監査会社による財務諸表の修正に対して、当該修正の根拠及び金額の妥当性を十分に検証していない。

(監基報 600 第 16・36 項) 【大手】

- ③ 被監査会社は、連結子会社である A 社の新規上場時の公募増資に際し、A 社の非支配株主から払込みを受けたことにより、被監査会社の A 社に対する持分比率が減少している。被監査会社は、当該持分比率の減少に関し、連結財務諸表上、払込金額の全額について、非支配株主持分の増加として会計処理している。

しかしながら、監査チームは、被監査会社が実施した、連結子会社の時価発行増資等に伴う親会社持分の減少に関する誤った会計処理を看過しており、被監査会社による会計処理について適切な検証を実施していない。

(監基報 600 第 32・33 項) 【準大手・中小】

《留意点》

上記事例のほか、以下のような不備が指摘されている。

- ・ グループ財務諸表に対するリスク評価の前提となる、グループ・レベルでの企業及び企業環境の理解を十分に実施しておらず、複雑なグループ間取引が生じている場合において、未実現利益消去の網羅性が検討されていない。
- ・ 構成単位の監査人から報告を受けた構成単位の財務情報がグループ財務諸表に反映されているかどうかを確かめていない。
- ・ 海外の構成単位が現地の会計基準に準拠して財務諸表を作成している場合に、グループ財務諸表と同様の会計基準に基づく会計処理へ修正することの可否を検討していない。

グループ監査チームは、連結のための修正及び組替に係る適切性や網羅性を評価しなければならないことに留意する必要がある。

事例6) 後発事象



監査チームは、被監査会社の連結子会社のうち、A社を重要な構成単位として識別している。また、監査チームは、当該構成単位の監査人に対し、A社の財務情報の監査に関する監査指示書（以下「本件指示書」という。）を送付している。さらに、監査チームは、本件指示書に対する回答により、当該構成単位の監査人から、「A社の経営者が、被監査会社の関連会社に対し、A社の子会社の全株式を譲渡することを計画している」旨の報告を受けている。

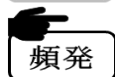
しかしながら、監査チームは、上記の株式譲渡の詳細を把握していないなど、A社における後発事象（本件回答を受領した日から、金融商品取引法監査報告書日までに発生した事象）の有無について検討していない。

（監基報 600 第 37 項）【準大手・中小】

《留意点》

グループ監査チーム又は構成単位の監査人は、構成単位の財務情報の期末日とグループ財務諸表の監査報告書日の間に発生し、グループ財務諸表の修正又はグループ財務諸表における開示が要求される可能性のある事象を識別するために立案した手続を実施する必要がある。

事例7) 構成単位の監査人とのコミュニケーション



- ① 監査チームは、被監査会社の連結子会社のうち、A社を個別の財務的重要性を有する重要な構成単位として識別している。また、当該構成単位の監査人に対し、A社の財務情報に関する監査指示書を送付するほか、関連当事者として、被監査会社の各子会社、被監査会社及び各子会社の代表取締役社長及び代表取締役副社長の名称等を伝達している。

しかしながら、監査チームは、当該構成単位の監査人に対し、関連当事者として、被監査会社の主要株主や被監査会社のその他の役員の名称等を伝達しておらず、被監査会社グループにおける関連当事者に関する情報を網羅的に伝達していない。

（監基報 600 第 39 項）【準大手・中小】

- ② 監査チームは、被監査会社の連結子会社であり、重要な構成単位であるA社について、当該構成単位の監査人から、新しい契約形態の収益認識に関して、一定期間にわたり認識すべき収益を一時点で認識したことによる、売上高の過大計上に係る虚偽表示（以下「本件虚偽表示」という。）を識別したとの報告を受けている。監査チームは、本件虚偽表示について、当該構成単位の監査人とのコミュニケーションや関連する監査調書の閲覧等の追加的な手続を実施し、本件虚偽表示の内容の把握や虚偽表示額の確定を行っている。また、監査チームは、被監査会社が連結財務諸表において本件虚偽表示を修正していることを受けて、本件虚偽表示は単純なエラーであり、監査上の問題はないと結論付けている。

なお、監査チームは、本件虚偽表示が不正の兆候であるかどうか、及び内部統制上の不備に該当するかどうかについて、当該構成単位の監査人からの報告を受けていない。

しかしながら、監査チームは、本件虚偽表示が、被監査会社グループの内部統制の不備に該当するかどうかの検討、及び不正の兆候に該当するかどうかの評価について、当該構成単位の監査人に報告するよう依頼しておらず、当該構成単位の監査人とのコミュニケーションを十分に実施していない。

(監基報 240 第 34 項、同 265 第 6 項、同 600 第 40・41 項) 【準大手・中小】

《留意点》

上記事例のほか、以下のような不備が指摘されている。

- ・ グループ監査チームから構成単位の監査人に対して適切にリスクを伝達していない。
- ・ 構成単位の重要性の基準値を伝達していない。
- ・ グループ監査チームが構成単位の監査人から特別な検討を必要とするリスクについて報告を受けているにもかかわらず、当該リスクがグループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクであるかどうかを十分に検討していない。
- ・ グループ監査チームが構成単位の監査人から監査計画等の情報を入手する時期が遅い。

グループ監査チームは、構成単位の監査人に対して、構成単位の監査人の作業に影響を及ぼすグループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクを伝達しなければならない。また、グループ監査チームは、グループ監査チームが伝達したもの以外にグループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクがあるかどうか及びその対応について、適時に伝達するよう構成単位の監査人に依頼しなければならない。

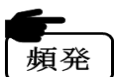
事例 8) 入手した監査証拠の十分性及び適切性の評価

- ① 監査チームは、被監査会社グループの重要な構成単位と判断した A 社の監査人に対し、A 社の財務情報に係る監査の実施を依頼している。

監査チームは、当該構成単位の監査人から、A 社の財務諸表に関し、連結上の明らかに僅少な虚偽表示と判断する金額を超える未修正の虚偽表示について報告を受けている。

しかしながら、監査チームは、当該構成単位の監査人から報告された当該未修正の虚偽表示が連結財務諸表の監査意見に与える影響について、評価していない。

(監基報 450 第 4 項、同 600 第 30・44 項) 【準大手・中小】



- ② 監査チームは、被監査会社の連結子会社である A 社について、被監査会社グループの重要な構成単位であると識別し、当該構成単位の監査人に対し、A 社の財務情報に関する監査指示書を送付している。

監査チームは、当該構成単位の監査人から、関連当事者に対する残高確認手続の実施結果として、(ア) 一部の残高確認に対する回答が未入手であること、(イ) 一部の確認差異の調査が未了であることが記載された書面を受領している。

しかしながら、監査チームは、当該構成単位の監査人との間で、上記（ア）及び（イ）の残高確認手続の実施結果に関する協議を実施していない。また、残高確認が未回答となっている先について、代替的な監査手続の実施の可否を検討していないほか、確認差異の調査が未了となっている先について、当該差異が虚偽表示の兆候を示しているか否かを判断するための追加手続の可否を検討していない。

（監基報 505 第 11・13 項、同 600 第 41・42 項）【準大手・中小】

- ③ 監査チームは、被監査会社グループの重要な構成単位 2 社の財務情報について、グループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクを含む重要な虚偽表示リスクを識別した勘定に係る監査調書の査閲を完了していない状況において、被監査会社のグループ財務諸表に対する意見表明のための意見審査を受審しており、被監査会社のグループ財務諸表に係る監査意見表明前までに、十分かつ適切な監査証拠を入手していない。

（監基報 600 第 43 項）【準大手・中小】

《留意点》

グループ監査チームは、構成単位の監査人がグループ監査チームと同じネットワークに属している場合においても、連結プロセスについて実施した監査手続、並びに構成単位の財務情報に対してグループ監査チーム及び構成単位の監査人が実施した監査手続から、グループ財務諸表についての意見表明の基礎を得るために十分かつ適切な監査証拠が入手されたかどうかを評価しなければならない。

監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」

令和 5 年 1 月 12 日付けで監基報 600 が改正され、名称が、現行の「グループ監査」から「グループ監査における特別な考慮事項」に変更されました。改正の概要は、以下のとおりです。

適用時期

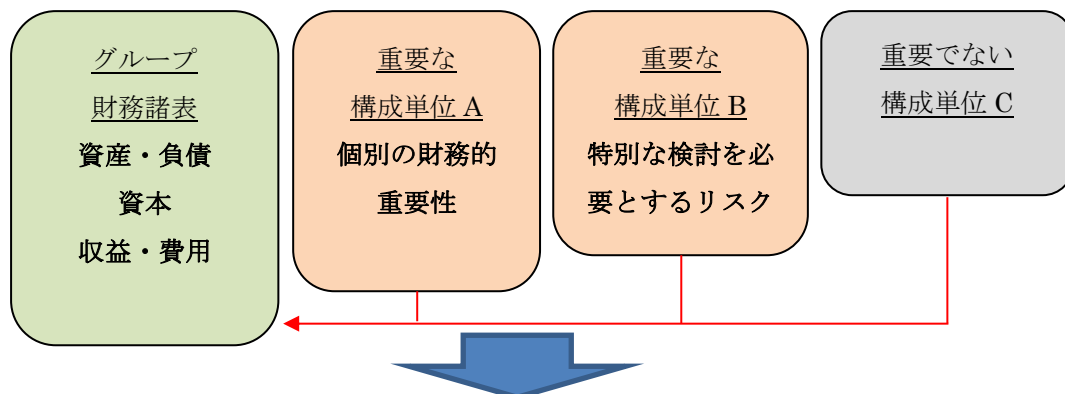
令和 6 年 4 月 1 日以降開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以降開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から（公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所は、特例により、令和 6 年 7 月 1 日以降開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以降開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から）

主な改正点

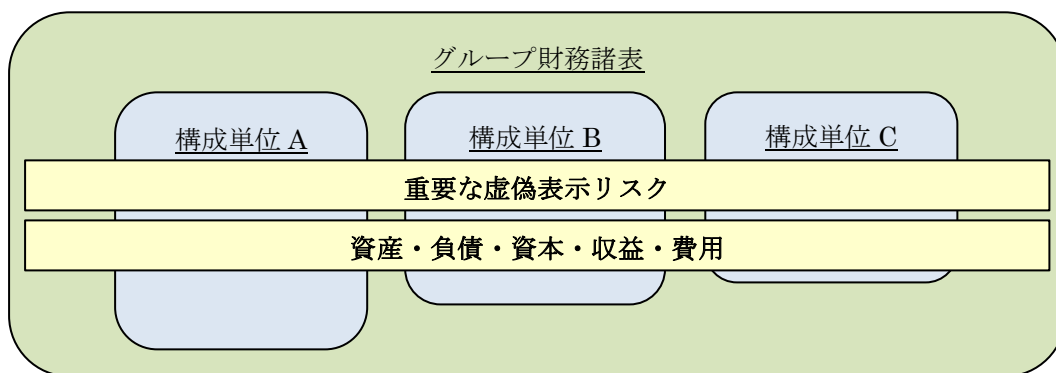
- ・名称が「グループ監査」から「グループ監査における特別な考慮事項」に
 - 特に監基報 220、230、300、315 及び 330 を参照又はそれらを拡充することにより、他の全ての監基報もグループ監査に当然に適用される必要があることを明確化し、監基報 600 はグループ監査において考慮すべき事項に関する実務上の指針を提供している点を強調
- ・重要な構成単位概念の廃止
 - グループ監査人が、グループ財務諸表に対する重要な虚偽表示リスクを識別及び評価し、評価したグループ財務諸表に対する重要な虚偽表示リスクに基づき、リスク対応手続を決定することをより強調、構成単位の決定が柔軟化（【図 16】参照）
- ・重要性
 - 「構成単位の重要性の基準値」から、構成単位の財務情報の監査手続を立案及び実施する際に適切な基準値として、「構成単位の手続実施上の重要性」に
- ・「グループ財務諸表」の定義の具体化
 - 個別監査の場合でも、例えば、支店や部門、シェアード・サービスセンターなどがある場合には、グループ監査の適用対象となり得る
- ・構成単位における作業の範囲を規定
 - ①「構成単位の財務情報全体に対するリスク対応手続の立案及び実施」、②「一つ又は複数の取引種類、勘定残高又は注記事項に対するリスク対応手続の立案及び実施」、③「特定のリスク対応手続の実施」と規定

【図 16】グループ監査のアプローチの変化

(改正前) 構成単位ごとのアプローチ (タテのアプローチ)



(改正後) グループ財務諸表の勘定科目レベルのアプローチ (ヨコのアプローチ)



(出典) 協会の公表資料より審査会が作成

6. 専門家の業務の利用

着眼点

監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手するために、会計又は監査以外の分野の専門知識が必要な場合、他の専門家の業務を利用することがある。審査会検査においては、監査チームが利用する専門家が、財務諸表監査の目的に照らして、適性、能力及び客観性を備えているか、並びに監査人が専門家の業務の適切性を評価しているかといった点について検証している。

検査結果の概要

専門知識が必要な場合において、専門家の業務を利用することの要否を検討していない事例や、専門家の作業結果を過度に信頼し、十分に評価することなく依拠している事例がみられる。

また、監査チームと専門家との間で、利用する業務の範囲や目的についてのコミュニケーションが不十分な事例や、利用した専門家の業務の適切性の評価が不十分な事例がみられる。

求められる対応

監査チームは、財務諸表の監査業務において、表明した監査意見に単独で責任を負い、その責任は、専門家の業務を利用したとしても軽減されるものではないことを常に念頭に置き、利用する専門家の業務の評価を行うことが求められる。

専門家の業務の利用では、専門家を利用する必要性を判断すること、専門家の適性、能力及び客観性を評価すること、専門家の業務が監査目的に照らして適切であるかについて評価することが求められる。専門家の業務の利用においては、監査チームは、専門家に任せきりにすることなく、利用する業務の目的や範囲について、専門家と十分な協議を行うなどにより、監査目的に適合した十分かつ適切な監査証拠を入手することが必要である。

なお、監査チームが会計又は監査の判断に困難が伴う事項等で、専門的な見解の問合せを実施する場合の要求事項については、監基報 220「監査業務における品質管理」第 35 項を参照されたい。また、監査証拠として利用する情報が、経営者の利用する専門家の業務により作成されている場合の留意点については、「3. 監査証拠」を参照されたい。

事例 1) 監査人の利用する専門家の必要性の判断

被監査会社は、A工場及び海外子会社B社の固定資産（以下「本件固定資産」という。）の減損評価に当たり、外部の専門家である不動産鑑定士（以下「本件鑑定士」という。）が算定した正味売却価額に基づく減損損失の計上を行っている。

監査チームは、本件固定資産の減損に関し、特別な検討を必要とするリスクを識別するほか、監査上の主要な検討事項（KAM）に該当すると判断の上、経営者の利用する専門家の適性、能力及び客観性を評価するほか、本件鑑定士による鑑定評価額の検討を実施している。

しかしながら、監査チームは、本件固定資産の減損に係る評価においては、不動産鑑定に関する専門知識が必要とされるにもかかわらず、監査チームとして専門家の業務を利用する必要があるか否かについて検討していない。

(監基報 620 第 6 項) 【準大手・中小】

事例 2) 監査人の利用する専門家の適性、能力及び客観性の評価

監査チームは、被監査会社が計算した退職給付債務及び勤務費用について、外部の専門家に評価を依頼しているが、当該外部の専門家の専門分野について十分に理解しておらず、その適性、能力及び客観性についても評価していない。

(監基報 620 第 8・9 項) 【準大手・中小】

事例 3) 監査人の利用する専門家との合意

監査チームは、被監査会社が鑑定評価を利用して評価を行った販売用不動産の一部について、監査事務所内部の専門家に対して不動産鑑定評価書のレビューを依頼している。

しかしながら、監査チームは、自ら利用した専門家に対し、専門家の業務の内容、範囲及び目的等、依頼内容を具体的に明示せず、適切に指示していない。この結果、監査チームと当該専門家は、それぞれの役割と責任について合意していない。

(監基報 620 第 10 項) 【大手】

7. 財務報告に係る内部統制の監査

着眼点

審査会検査においては、監査人の実施した内部統制の監査について、以下のような観点から検証している。

- ▶ 監査チームは、被監査会社の置かれた環境や事業の特性等を踏まえて、経営者による内部統制の整備及び運用状況並びに評価結果を理解した上で、監査上の重要性を勘案して監査計画を策定しているか。
- ▶ 監査チームは、経営者が採用した内部統制の評価範囲の決定方法及びその根拠の合理性を評価しているか。特に、経営者が、評価手続を実施できなかった範囲を除外した内部統制報告書を作成している場合には、経営者が当該範囲を除外した理由の合理性、及び当該範囲を除外することの財務諸表監査への影響について検討しているか。
- ▶ 監査チームは、経営者が識別した不備を適切に評価しているか。特に、内部統制の不備の程度の評価に際しては、金額的重要性と質的重要性を考慮し、不備の潜在的な影響額や重要な虚偽記載が発生する可能性を検討しているか。
- ▶ 監査チームは、内部統制監査の実施過程において、監査人自らが発見した不備を適時に適切な者に報告するとともに、開示すべき重要な不備に該当するかについて検討しているか。
- ▶ 監査チームは、開示すべき重要な不備を発見した場合には、経営者に報告して是正を求め、当該開示すべき重要な不備の是正状況を適時に検討しているか。
- ▶ 監査チームは、財務諸表監査の過程で虚偽表示を発見した場合、内部統制監査へ及ぼす影響を検討しているか。

検査結果の概要

内部統制の評価範囲の妥当性、内部監査人等の能力及び独立性の評価、サンプルの妥当性、評価方法等の妥当性を検証することなく、被監査会社の内部統制の評価結果を定型的に利用している事例がみられる。

また、被監査会社に、企業買収による重要な事業拠点の変更、新規ビジネスの開始等の環境の変化が生じている中、内部統制監査上の対応が形式的なものにとどまっている事例がみられるほか、内部監査人等の作業を利用する際、特別な検討を必要とするリスクに関連するプロセスでありながら監査人自らが実施する作業範囲の拡大の必要性を検討していない事例、財務諸表監査の過程で発見した不備について開示すべき重要な不備に該当するかを検討していない事例、不備の改善状況を具体的に示す監査証拠を入手していない事例などがみられる。

求められる対応

監査人は、経営者の作成した内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に準拠して、内部統制の有効性の評価結果を全ての重要な点において適正に表示

しているかを監査人自らが入手した監査証拠に基づいて判断し意見表明する必要がある。

そのため、監査人には、効果的かつ効率的な監査の観点から監査上の重要性を勘案しつつ、経営者による内部統制の整備及び運用状況並びに評価結果を十分理解し、財務諸表監査と内部統制監査を一体的に実施することが求められている。

その一方で、金融商品取引法上の内部統制報告制度は、経営者が、財務報告に係る内部統制を評価した結果に基づき報告書を作成し、当該報告書に対し監査を受けることをもってディスクロージャーの信頼性を確保することが目的であることから、監査人には、被監査会社の規模や組織構造等の特徴を踏まえた内部統制の構築に関して、指導的機能を発揮することが求められていることにも留意する必要がある。

上記の要請に応えるべく、監査人は、内部統制の評価範囲の妥当性、内部統制の評価の検討方法及び発見した不備の程度の評価等に対して、画一的・形式的に手続を実施するのではなく、必要とされる監査手続の時期・範囲・適切性等について改めて検討する必要がある。

特に、新規に評価対象としたプロセス、特別な検討を必要とするリスクに関連するプロセス等、リスクが高いと判断される領域に対しては、十分かつ適切な監査証拠が入手できたか、慎重に評価することが求められる。

（１）内部統制の評価範囲の検討

事例１）企業の事業目的に大きく関わる重要な勘定科目の選定

労働集約型のコンサルティング事業を営む被監査会社は、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金及び棚卸資産を内部統制の評価範囲としている。

しかしながら、監査チームは、被監査会社の業務の性質上、棚卸資産より金額的重要性が高くなっている人件費について、内部統制の評価範囲とすべきかどうかを検討していない。

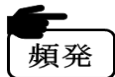
（財務報告内部統制監査基準報告書第１号第 98・100 項） 【準大手・中小】

《留意点》

「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に掲げられている「企業の事業目的に大きく関わる勘定科目（売上、売掛金及び棚卸資産の３勘定）」はあくまでも例示であり、重要な勘定科目を選定するには、業種、被監査会社の置かれた環境や事業の特性等を踏まえて適切に判断する必要がある。特に、被監査会社の事業活動、収益構造の変化等が生じた際には、重要な勘定科目の選定を慎重に検討する必要がある。

また、重要な事業拠点を選定する際の指標として売上高が用いられることが多いが、被監査会社の置かれた環境や事業の特性によっては、異なる指標や追加的な指標を用いることが適切な場合があることに留意する必要がある。

事例 2) 重要な業務プロセスの選定



- ① 被監査会社は、重要な事業拠点である連結子会社における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、棚卸資産を内部統制の評価範囲としている。

しかしながら、監査チームは、被監査会社が、当該棚卸資産に至る業務プロセスのうち、実地棚卸以外のプロセスを内部統制の評価対象外としていることについて、その合理性を検討していない。

(財務報告内部統制監査基準報告書第 1 号第 97・101 項) 【大手】



- ② 被監査会社は、財務報告に係る内部統制の評価に当たり、経営者による内部統制の評価対象に、被監査会社の一部の事業の売上高及び子会社である A 社の一部の事業の売上高（以下「本件各売上高」という。）に関連する業務プロセスを含めていない。

監査チームは、本件各売上高の発生及び期間帰属について、特別な検討を必要とするリスクとして識別している。

しかしながら、監査チームは、特別な検討を必要とするリスクとして識別した本件各売上高に関連する業務プロセスに関し、被監査会社の経営者が内部統制の評価対象としていないことの合理性について検討していない。

(財務報告内部統制監査基準報告書第 1 号第 112 項) 【準大手・中小】

《留意点》

特別な検討を必要とするリスクを有する勘定科目に関連する業務プロセスは、通常、経営者による内部統制の評価対象に含まれるべきであると考えられる。当該業務プロセスが含まれていない場合には、監査チームは、経営者の評価範囲の決定方法やその根拠等について、経営者と協議を行い、評価対象にしないことに合理的な理由があるかどうかを慎重に検討することに留意する必要がある。

また、重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目に至る業務プロセスには含まれるが、重要な事業又は業務との関連性が低く、財務報告に対する影響が僅少であるとして経営者が評価対象から除外した業務プロセスがある場合には、監査チームは、評価対象としなかった理由を含めて慎重に検討することに留意する必要がある。

さらに、監査チームは、IT に係る業務処理統制が内部統制として認識されないことがないよう、内部統制の整備状況の評価に係る検討に当たり、評価対象とすべき IT に係る業務処理統制に漏れがないかに留意する必要がある。

(2) 内部統制の評価の検討方法

事例 1) サンプリング

- ① 監査チームは、被監査会社の仕訳入力プロセスに係る内部統制の運用評価手続において、売上にに関する仕訳を母集団に含めておらず、監査手続の目的に即した適切な母集団を設定していない。

(監基報 530 第 5 項) 【準大手・中小】



- ② 監査チームは、被監査会社の売上高に関し、架空計上や前倒し計上に係る不正リスクを識別し、被監査会社の販売に係る業務プロセスについて、その整備状況を評価している。

また、監査チームは、被監査会社において、一定金額以上の新規契約や継続契約に該当する場合、契約締結・更新の際に注文書を入手し、契約書を作成するとの内部統制があることを識別の上、当該内部統制に係る運用評価手続を実施している。

しかしながら、監査チームは、上記運用評価手続の対象としてサンプル抽出した一部の販売取引が、契約締結前の取引であって、当該運用評価手続の対象として適当でないものであるにもかかわらず、当該取引に代替する他のサンプルを対象とする手続を実施していない。

(監基報 530 第 9 項) 【準大手・中小】

《留意点》

監査サンプリングを立案する場合、監査の目的と、サンプルを抽出する母集団の特性を考慮しなければならない点や、サンプリングリスクを許容可能な低い水準に抑えるために、十分なサンプル数を決定しなければならない点に留意する必要がある。

なお、内部統制の運用評価手続におけるサンプリングにおいても、監基報 530「監査サンプリング」の趣旨を十分に理解し、適切な母集団の設定及び適切なサンプルを抽出することに留意する必要がある。

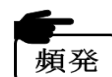
事例 2) 内部統制の整備状況及び運用状況の評価



- ① 監査チームは、被監査会社の連結子会社のマンション管理事業に係る売上高に関し、収益認識の期間帰属のリスクを不正リスクとして識別している。

しかしながら、監査チームは、マンション管理事業に係る売上に関連する業務プロセスの内部統制の運用評価手続として、抽出したサンプルについて検印表との突合を実施しているものの、当該検印表には日付情報がない中で、金額に関する突合のみを実施し、計上時期の妥当性を確認しておらず、内部統制の運用状況を適切に評価していない。

(監基報 330 第 7・9・A22 項) 【準大手・中小】



- ② 監査チームは、被監査会社の販売プロセス及び原価計算プロセスに係る内部統制の整備状況の評価手続において、売上計上に係る内部統制を除いた統制上の要点に関し、前期からの変更を確認するのみで、当期における整備状況の評価手続を実施していない。

(監基報 315 第 12 項 (令和 3 年改正前) (【参考】同 315 第 25 項)) 【準大手・中小】



- ③ 被監査会社の重要な構成単位である A 社は、売上、売掛金、棚卸資産、売上原価等に関する情報処理のために、外部の会社 (以下「本件システム会社」という。) が開発し運用する販売管理システム (以下「本件システム」という。) を利用している。また、本件システム会社に対し、本件システムの改修業務、保守業務等を委託している。

監査チームは、本件システムに関連して、被監査会社側で整備されている IT 全般統制を対象とした運用評価手続を実施している。

しかしながら、監査チームは、本件システム会社から A 社に提供されている業務の内容を理解していない。また、本件システムに関連して、本件システム会社側で整備されている IT 全般統制を対象とした運用評価手続の実施の可否を検討していない。

(監基報 402 第 8・9 項) 【準大手・中小】

《留意点》

上記事例のほか、以下のような不備が指摘されている。

- ・ 内部統制の運用評価手続において、押印の有無のみで評価を実施している。
- ・ IT 全般統制（プログラム変更・システム障害への対応・アクセス管理など）の評価が不十分である。
- ・ 自動化された情報処理統制を内部統制監査の検討対象とすることの可否を検討していない。
- ・ システム変更が行われた際に旧システムの情報処理統制のみを評価し、新システムの情報処理統制を評価していない。

内部統制の整備状況及び運用状況の評価においては、識別した重要な虚偽表示リスクに適切に対応する内部統制を評価することに留意するほか、IT に係る内部統制の評価においては、監基報 315 実務ガイダンス第 1 号も参考にして、IT に関するリスクへの適切な対応を立案し実施することに留意する必要がある。なお、内部統制の評価に当たっては、過年度の監査経験に捉われることなく、被監査会社の事業活動、収益構造の変化等にも留意する必要がある。

また、決算・財務報告プロセスは、財務報告の信頼性に関して非常に重要な業務プロセスであり、他の日常的な取引に関連する業務プロセスに比して広範囲に影響を及ぼす内部統制も多いため、整備・運用状況を検討する際に十分慎重に監査手続を実施しなければならない点に留意する必要がある。

さらに、手作業と IT が一体となって機能する情報処理統制の評価に当たっては、手作業と IT を総合的に理解して評価する必要がある。

事例 3) 評価手続の実施時期

- ① 監査チームは、被監査会社の各種引当金や税金・税効果などの個別に評価を行う決算・財務報告プロセスや自動仕訳などの業務プロセスに係る IT 業務処理統制に対する監査手続を、会社法監査報告書日後、金融商品取引法監査報告書日前に実施していることから、会社法監査に係る監査意見を表明するための十分かつ適切な監査証拠を入手していない。

(監基報 330 第 25 項) 【準大手・中小】

- ② 監査チームは、被監査会社の第 1 四半期をサンプルとして検証した各業務プロセスの内部統制の評価結果について、質問及び基礎資料の閲覧等により評価し、期末日後に、被監査会社から内部統制の重要な変更の有無を確認した文書を入手して、内部統制の整備及び運用状況を有効と判断している。

しかしながら、監査チームは、第1四半期をサンプルとして検証した内部統制の評価結果が、期末日現在も継続しているかを評価するために、期末日までの残余期間に対してどのような追加の手続を実施すべきか検討していない。

(監基報 330 第 11 項、財務報告内部統制監査基準報告書第 1 号第 160 項) 【準大手・中小】

《留意点》

財務諸表監査において内部統制に依拠している業務プロセスの内部統制の評価については、会社法監査報告書日までに運用状況の評価手続及びロールフォワード手続を完了する必要がある。ロールフォワード手続の実施における追加的な監査証拠入手の決定要因については、監基報 330 第 A32 項を参照されたい。

また、財務諸表監査における実証手続の種類、時期及び範囲の決定の際に、関連する内部統制への依拠を予定している場合には、重要な実証手続を実施する以前に運用評価手続を実施することが望ましい。これは、対象となる IT を含む情報処理統制や当該情報処理統制をサポートする IT に係る全般統制等の有効性の評価についても同様である。

(3) 不備の程度の評価

事例 1) 内部統制の整備・運用状況の不備の評価

監査チームは、被監査会社の受発注システム及び原価計算システムに関して、各ユーザー別の ID 及びパスワード設定といった管理機能がないことを認識し、IT に係る全般統制の不備としている。

しかしながら、監査チームは、当該 IT に係る全般統制の不備が、被監査会社の IT に係る業務処理統制及び財務諸表監査に与える影響について検討していない。

(監基報 315 第 30 項 (令和 3 年改正前) (【参考】同 315 第 36 項)、IT 委員会実務指針第 6 号第 53 項 (令和 4 年廃止)) 【準大手・中小】

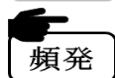
事例 2) 虚偽表示に対する内部統制の評価

頻発

- ① 監査チームは、被監査会社の連結財務諸表に未修正の虚偽表示を識別している。また、当該虚偽表示が内部統制の不備を示唆するか否かについて検討し、その結果、被監査会社グループにおける内部統制の不備を識別している。

しかしながら、監査チームは、上記の内部統制に係る不備の具体的な内容について把握していないほか、当該不備による財務報告全般に関する虚偽記載の発生可能性及び潜在的な影響の度合いに関する検討も実施しておらず、当該不備が、単独で又は複数組み合わせあって、被監査会社の開示すべき重要な不備に該当するか否かについて検討していない。

(監基報 265 第 6・7 項、財務報告内部統制監査基準報告書第 1 号第 187 項) 【準大手・中小】



- ② 監査チームは、被監査会社及び個別に財務的重要性を有する重要な構成単位と識別している子会社であるA社に対する監査手続の過程で、複数の虚偽表示を発見している。

しかしながら、監査チームは、自らが発見した当該虚偽表示に対し、関連する内部統制の特定を行っておらず、被監査会社及びA社の内部統制の不備に該当するかどうかについて検討していない。

(監基報 265 第 6・7 項) 【準大手・中小】

《留意点》

内部統制の不備は、内部統制が存在しない、又は構築されている内部統制では内部統制の目的を十分に果たすことができないなどの整備上の不備と、整備段階で意図したように内部統制が運用されていない、又は運用に際して誤りが多い、あるいは、内部統制を実施する者が統制内容や目的を正しく理解していないなどの運用上の不備からなる。

監査チームは、内部統制の不備を発見した際には上記のいずれの性質の不備か確認した上で、金額的重要性と質的重要性及び補完統制の存在を考慮し、発見した不備の潜在的な影響額を算定して、どの勘定科目にどの範囲で影響を及ぼすか、重要な虚偽表示が発生する可能性があるかを検討することが求められている。その上で、発見された不備が開示すべき重要な不備であるか慎重に判断しなくてはならない点に留意する必要がある。

また、監査人が識別した虚偽表示が、内部統制の不備から生じている場合、他の虚偽表示が存在する可能性を示唆している点に留意する必要がある。

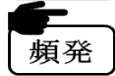
(4) 内部監査人の作業の利用

事 例) 内部監査人等の作業の利用の程度

- ① 監査チームは、被監査会社が不適切な売上収益を計上するリスクについて、特別な検討を必要とするリスクとして識別している。また、監査チームは、販売プロセスに対する運用評価手続の実施に際し、被監査会社の内部監査人の作業結果を利用している。

しかしながら、監査チームは、販売プロセスに関連する売上収益を特別な検討を必要とするリスクとして識別していながら、当該リスクを識別していない場合と同等の範囲で、当該内部監査人の作業結果を利用しており、監査人自らが実施する作業範囲の拡大の必要性について十分に検討していない。

(監基報 610 第 14 項) 【大手】



- ② 監査チームは、内部統制の運用評価手続において、内部監査人が経営者による内部統制の評価において抽出したサンプルを利用している。

しかしながら、監査チームは、当該内部監査人の作業の利用に当たり、内部監査人がサンプルを抽出した母集団の妥当性について検討していないほか、内部監査人が採用したサンプル抽出方法の妥当性について検討していない。

(監基報 610 第 19 項) 【準大手・中小】

《留意点》

効果的かつ効率的な監査を実施する観点から、内部監査人の作業を利用する事例が広くみられるが、監査人は、表明した監査意見に単独で責任を負うものであり、内部監査人の作業を利用したとしても、監査人の責任が軽減されるものではないことに留意する必要がある。

内部監査人の作業を利用する場合には、監査人は、内部監査人の客観性と能力を評価し、利用する作業の適切性を評価するための監査手続を実施しなければならない。また、特別な検討を必要とするリスクなど重要な虚偽表示リスクが高い場合、そうでない場合と比較して、監査人は、内部監査人の作業の利用範囲を縮小しなければならない点に留意が必要である。

（５）内部統制報告書の検討

事 例）内部統制報告書の検討

監査チームは、被監査会社が、「企業の事業目的に大きく関わる勘定科目」として「売上高」、「売掛金」、「棚卸資産」及び「販売促進費」の４勘定を特定していながら、内部統制報告書においては、「売上高」、「売掛金」及び「棚卸資産」の３勘定のみを記載していることについて、その適否を十分に検討していない。

（財務報告内部統制監査基準報告書第１号第 257 項）【大手】

《留意点》

監査チームは、被監査会社が作成した内部統制報告書を通読し、内部統制の評価範囲、評価手続、評価結果、付記事項等の内容について、重要な虚偽表示（脱漏を含む。）がないことを検討する必要がある。

財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」の改正

令和5年4月7日付けで、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」が公表されるとともに、内部統制報告制度の実効性向上を図る観点から、同日付けで、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」が改訂され、令和5年7月28日付けで、財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」が改正されている。改正の概要は、以下のとおりである。

適用時期

令和6年4月1日以降開始する連結会計年度及び事業年度における内部統制監査から適用する。

改正に伴う主な留意事項

- ・不正リスクの考慮
 - 内部統制の基本的要素の「リスクの評価と対応」において、不正リスクを考慮する必要がある。また、全社的な内部統制の評価において、不正リスクや経営者による内部統制の無視又は無効化のリスクが適切に考慮されているかどうか、リスクの変化に応じてリスクを再評価し、リスクへの対応を適時に見直しているかどうかに留意する。なお、業務プロセス及び決算・財務報告プロセスにおいても、これらのリスクに留意する必要がある。
- ・評価範囲の決定
 - 評価対象とする事業拠点や業務プロセスを選定する際には、例示されている選定基準を用いて機械的に判断するのではなく、各企業の置かれた環境や事業の特性に応じて判断すること。また、長期間にわたり評価範囲外としてきた特定の事業拠点や業務プロセスについて、評価範囲に含めることの必要性の有無を考慮する必要がある。
- ・財務諸表監査の結果が内部統制監査に及ぼす影響
 - 財務諸表監査の過程で、経営者による内部統制評価の範囲外から内部統制の不備を識別した場合には、当該不備が、内部統制の評価範囲及び評価に及ぼす影響を十分に考慮する必要がある。
- ・内部統制報告書において記載すべき事項の明示
 - 内部統制報告書の内部統制の評価の範囲において、以下を記載する。
 - (1) 重要な事業拠点の選定において利用した指標とその一定割合
 - (2) 評価の対象とする業務プロセスを識別する際に選定した会社の事業目的に大きく関わる勘定科目
 - (3) 個別に評価対象に追加した事業拠点及び業務プロセス

8. 監査上の主要な検討事項（KAM）

着眼点

審査会検査においては、監査上の主要な検討事項（以下「KAM」という。）に係る監査手続について、以下の観点から検証している。

- ▶ 監査チームは、監査役等とのコミュニケーションを含む適切なプロセスを経て、職業的専門家として特に重要であると判断した事項を KAM として決定しているか。
- ▶ 監査チームは、監査報告書において、KAM の内容及び KAM に決定した理由を適切に記載しているか。
- ▶ 監査チームは、監査報告書において、KAM に対する監査上の対応として記載した監査手続の内容を適切に実施しているか。

検査結果の概要

監査報告書の KAM に記載された財務諸表における注記事項への参照が不正確である事例や、KAM に記載した監査上の対応のうち一部の手続を実施していない事例などがみられた。

（評価できる取組）

KAM の記載内容に係る適切性の向上への評価できる取組として、以下の事例が挙げられる。

- ・ 品質管理部内に KAM に関する専門チームを設置し、KAM の検討に係る定型調書の作成、記載例やマニュアル等の整備及び周知、KAM に関連する研修の実施など、監査チームに対する全般的なサポートを実施している。
- ・ 審査担当者以外のレビューアーによるレビューの実施や、審査担当者による個別審査の受審を義務付けるなど、KAM に関する審査体制を整備している。
- ・ 重要な論点について、専門的な見解の問合せや上級審査の受審を義務付けている。

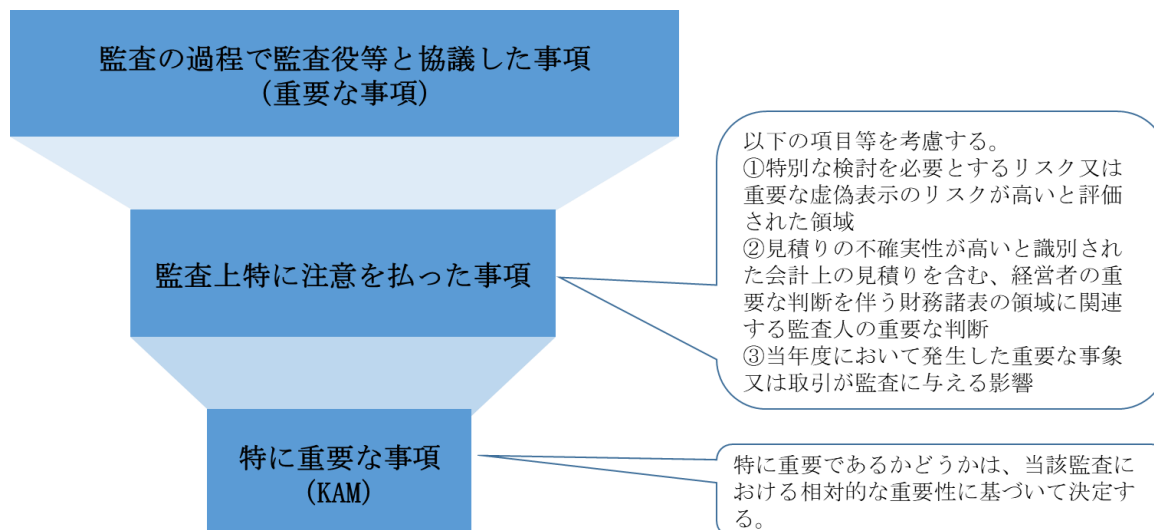
求められる対応

KAM の目的は、実施された監査に関する透明性を高めることにより、監査報告書の情報手段としての価値を向上させることにある。また、財務諸表の利用者に対しては、KAM により監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項を理解するのに役立つ追加的な情報が提供され、監査の透明性を高めることができる。そのため、監査人には、KAM の目的を十分に理解した上で、記載内容の正確性に留意しつつ、KAM のボイラープレート化・形骸化に繋がらないよう適切な対応が求められる。なお、KAM の決定プロセスについては、【図 17】を参照するとともに、適切な KAM の記載においては、協会が公表する監基報 700 実務ガイダンス第 1 号「監査報告書に係る Q&A（実務ガイダンス）」なども併せて参照されたい。

監査チームは、KAM を決定する際には、被監査会社の経営者及び監査役等との積極的なコミュニケーションが求められる。また、監査報告書に記載される「KAM の内容及び決定理由」には、KAM の対象となっている領域や金額を特定することにより、企業の特定の状況に直接関連付けた記載とすることに留意が必要である。さらに、監査報告書に記載される「監査上の対

応」には、KAM の決定理由に記載した要因に適合する手続又は監査アプローチの内容をできる限り具体的に記載することが求められている。

【図 17】KAM の決定プロセス



(出典)協会の公表資料より審査会が作成

事例 1) KAM の内容及び決定理由に係る記載

監査チームは、連結財務諸表監査における KAM の検討において、被監査会社の個別財務諸表における繰延税金資産の回収可能性を対象とすると決定した。

しかしながら、監査チームは、被監査会社に提出した連結財務諸表の監査報告書において、連結財務諸表上の税効果会計に関する注記を参照させた上で、連結財務諸表上の繰延税金資産の金額を記載しており、当該 KAM の対象とした繰延税金資産の範囲を明示することなく、繰延税金資産全般の回収可能性に係る検討が KAM の対象となっているかのような記載を行っており、連結財務諸表上の KAM の内容及び決定理由に係る記載の適切性について、十分に検討していない。

(監基報 701 第 12・A47 項) 【準大手・中小】

事例 2) 監査上の対応に係る記載



監査チームは、被監査会社の連結財務諸表に係る監査報告書において、売上高の期間帰属を KAM としたことのほか、監査上の対応として、各月の売上高及び売上総利益率の分析を実施した旨を記載している。

しかしながら、監査チームは、上記の監査手続を実施していない状況において、当該手続を実施した旨を監査報告書に記載している。

(監基報 701 第 12・A46 項) 【準大手・中小】

IV. その他

○ 検査結果の通知

(1) 検査結果通知書

審査会検査の結果の通知は、監査事務所の責任者に対して文書（検査結果通知書）を交付することにより行われる。

検査結果通知書の主な記載項目は、以下のとおりである。

1. 特に留意すべき事項
2. 検査の視点
3. 品質管理態勢の維持向上に向けて監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置（品質管理態勢）の状況
4. 監査業務の実施（個別監査業務）の状況

(2) 「特に留意すべき事項」の記載

検査結果通知書の記載項目のうち、「特に留意すべき事項」については、検査で認められた不備のうち重要と考えられるものを取りまとめたものであり、業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の3項目で構成され、これらの状況に応じて総合評価を付している。監査事務所の業務運営に関する総合評価は、検査結果通知書では以下のとおり、「特に留意すべき事項」の冒頭に記載される。

「特に留意すべき事項」の(1)業務管理態勢には、検査で発見された不備について、審査会として分析した根本原因（「Ⅰ. 業務管理態勢編 1. 業務管理態勢と根本原因の究明」参照）が記載されるとともに、一部の監査事務所に対しては、審査会が考える今後の改善に向けての方向性が示されている。

1. 特に留意すべき事項

貴監査法人を検査した結果、検証した範囲において、貴監査法人の運営については、以下のとおり、・・・・・・認められる。

- (1) 業務管理態勢
・・・・・・（ガバナンス、業務運営上の問題を記載）
- (2) 品質管理態勢
・・・・・・（品質管理のシステムに関する不備事項等を記載）
- (3) 個別監査業務
・・・・・・（監査業務上の不備事項等を記載）

総合評価は、監査事務所に対し、審査会の評価を的確に伝えるとともに、監査事務所から検査結果を開示される被監査会社の監査役等が、監査事務所の品質管理の水準について適切に理解できるようにすることを目的として、平成28事務年度に着手した検査から記載しているものである。

（３）総合評価の区分

総合評価は、監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の状況に基づき、次の５段階に区分している。

「良好であると認められる（総合評価：１）」

業務運営が良好と認められる場合。例えば、業務管理態勢・品質管理態勢及び個別監査業務の状況に不備がほとんど認められない場合。

「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：２）」

改善すべき点はあるが、業務運営が概ね良好と認められる場合。例えば、業務管理態勢・品質管理態勢又は個別監査業務の状況に不備が認められるものの、重要な問題はない場合。

「改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価：３）」

業務運営が良好であるとは認められない場合。例えば、業務管理態勢・品質管理態勢又は個別監査業務の状況に改善すべき重要な問題がある場合。

「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：４）」

業務運営が良好でないと認められ、特に早急な改善が必要な場合。

「著しく不当なものと認められる（総合評価：５）」

品質管理態勢及び個別監査業務の状況に重大な不備が認められ、自主的な改善が見込まれない場合。

なお、「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある」と評価した監査事務所に対しては、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施して速やかな改善を促している。また、「著しく不当なものと認められる」と評価した監査事務所については、金融庁長官に対して行政処分その他の措置について勧告を行う。

（４）「特に留意すべき事項」の被監査会社の監査役等への伝達等

監査事務所は、全ての被監査会社の監査役等に対し、検査結果通知書の「特に留意すべき事項」及び監査事務所の対応状況を伝達することが求められている（監基報 260 第 18-2 JP 項、A32-4 JP 項）。ここで、監査事務所の対応状況とは、監査事務所として根本原因を分析し再発防止策を実施していることや、監査品質に不備があった点を評価に反映していることについての説明を含んでいる。

これに加えて、検査の対象業務として選定された被監査会社の監査役等に対しては、当該被監査会社に係る不備の内容及び監査事務所の対応状況についても伝達することが求められている。ここで、監査事務所の対応状況とは、個別の検査指摘事項について監査事務所として事後的に検討し、監査報告書や財務諸表等を訂正すべきかどうか判断した結論を被監査会社の監査役等に伝達することにより、監査の結果を相当と判断した監査役等に対する説明責任を果たすことを含んでいる。

被監査会社の監査役等においては、伝達された情報を部分的ではなく総合的に活用して、監査事務所の品質管理システムの整備・運用状況をより深く理解し、監査事務所と充実したコミ

コミュニケーションを図ることが期待される。

（５）検査結果等の取扱いについて

被検査先である監査事務所は、検査結果通知書の内容を第三者へ開示する場合には、審査会の事前承諾を得る必要があり、被監査会社の取締役並びに被監査会社の親会社の監査役等及び取締役（社外を含む。）や、潜在的な被監査会社（会計監査人の選任を検討している会社等）からの要請に基づき、監査事務所から審査会に対して検査結果等の開示の事前承諾を求める例も多くみられている。

ただし、被監査会社の監査役等が検査結果を活用し、監査事務所とのコミュニケーションが促進されることなどを考慮し、上記（４）の場合及び協会の品質管理委員会運営規則に定める検査結果通知書の取扱いに係る規程に基づき、協会に提出する場合には、事前承諾を要しないこととしている。

被監査会社の監査役等だけでなく、被監査会社の取締役等や潜在的な被監査会社においても、会計監査人の品質管理のシステムの整備・運用状況を確認する観点から、審査会の検査結果等を活用することが期待される。



公認会計士・監査審査会

Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html>